

日本地域福祉学会 第34回大会

2020(令和2)年6月20日(土)～6月21日(日)

開催校:武庫川女子大学

報告要旨集



大会総合テーマ

住民主体の理論と実践に立ち返る

— 地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る —

日本地域福祉学会

Japanese Research Association for Community Care

日本地域福祉学会 第34回大会（兵庫・西宮大会）

目次

第34回大会の「要旨集」の発刊にあたって 会長：原田正樹（1頁）

大会趣旨（2頁）

プログラム（3頁）

基調講演「伴走型支援の価値と方法」奥田知志氏（認定NPO法人抱樸理事長）（7頁）

大会企画シンポジウム①（9頁）

住民主体の理論と実践に立ち返る

—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性を探る—

大会企画シンポジウム②地域福祉の源流を探り地域福祉研究と実践の展望を語る（49頁）

地域福祉優秀実践賞報告（58頁）

三鷹市

社会福祉法人悠々会

NPO 法人地域の寄り合い所 また明日

日韓学術交流企画（75頁）

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の経営の在り方

—日本と韓国の比較の視点から—

社協企画シンポジウム（77頁）

社協発！地域福祉における実践研究の意義と方法 —研究と実践の循環をつくる—

兵庫・開催校企画シンポジウム ソーシャルキャピタルで拓く地域福祉（85頁）

開催校シンポジウム 社会福祉法人与大学、行政との協働による福祉人材養成（87頁）

自由研究発表Ⅰ（104頁）

自由研究発表Ⅱ（160頁）

ポスター発表（211頁）

開催要項（220頁）

第34回大会実行委員会名簿（232頁）

第34回大会の「要旨集」の発行にあたって

日本地域福祉学会 会長 原田正樹

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大に伴い、第34回大会の自由研究発表以外のプログラムを中止とすることにしました。今回の大会に関してご尽力いただいた関係者の皆様、会員諸氏に心より御礼を申し上げます。学会としてもこのような対応をすることは初めてのことであり、歴史的な出来事となりました。

さて冒頭に「自由研究発表以外」としましたが、第34回大会そのものを中止にしたものではありません。その経過を記しておきたいと思えます。

ご承知のように、大会の準備は1年前から本格的に始まります。実行委員会は2019年末に開催要項を作成し、自由研究発表（口頭発表、ポスター発表）の応募を3月26日に締め切りました。その後、研究倫理のチェック作業等を終え、要旨集の編纂を行う段階となり、同時にシンポジウムなどの準備も進んでいたと伺っております。

こうした状況のなか、4月6日に政府による緊急事態宣言が発出されました。大会開催にむけて準備を進めてくださっていた実行委員会、会場校である武庫川女子大学など関係者との協議の上、4月22日に理事会にて、上記のような措置を決定しました。

その際に、大きな論点になったのは、会員の自由研究の機会を保障しようということでした。大会そのものを中止にした場合、約100名の発表の機会を損なうこととなります。そこで、この「要旨集」を発行することで、公表されたものとみなし、発表を「成立」したものとみなすことにしました。当然のことですが、口頭発表であれ、ポスター発表であれ、学会として大事なことは、発表を通して会員相互のディスカッションをすることであり、そのことを通して研究の質を高めていくことでもあります。よってこの「要旨集」を通して、会員相互の研鑽が為されることを期待しての発行に至りました。以上のようなことから、第34回大会の全てを中止にしたわけではないということをご理解いただきたいと存じます。

第34回大会では「住民主体の理論と実践に立ち返る」というテーマが掲げられました。地域福祉が政策化されていくことによる諸課題は何か。学会として地域福祉の固有性を問いながら、これまでの地域福祉が積み上げてきた理論や実践をもとに、その不可避性と可能性を探ろうという意欲的な企画（6本ものシンポジウムや4つのエクスカッション等）の準備が進められていました。阪神・淡路大震災から25年が経過したなかで、改めて兵庫の取り組みから「住民主体とは何か」を問い直そうという大会でした。

地域福祉では、「住民主体」を鍵概念として位置付けてきたことは言うまでもありません。ただしそれは理念なのか、方法論なのか、あるいは評価指標なのか。またこの60年間でどう変遷してきたのか。今日的な住民像を捉え直し、多様化する主体の姿を明らかにし、そのなかで住民主体そのものの再定義が求められているのかもしれない。学会として、こうした大変意義のあるテーマのもと、会員相互で議論できる機会を期待していただけに、とても残念です。この「要旨集」には発題予定者のレジュメについても掲載させていただきました。

COVID-19の感染拡大は、医療問題だけではなく生活困窮へと様相を変えてきています。また関係者への偏見や差別、国家と市民の権力構造の問題も含めて、本当に多くのことを投げかけられています。こうした状況下だからこそ、学会として地域福祉のあり様を問い直す研究の営みを止めてはならないと思っています。

いずれにしても、こうした「要旨集」が発刊できたことを、実行委員会はじめ関係者の皆様に衷心から御礼を申し上げます。学会としては、第34回大会の実行委員の皆様のご想いを、第35回大会につなげていきたいと考えております。

大会趣旨

今日、政策的には「地域包括ケアシステム」や「地域共生社会」が目指すべき社会像として掲げられ、2017年に改正された社会福祉法において、地域生活課題に対応するための包括的な支援体制づくり、地域福祉推進における行政の責務の明確化、地域福祉計画の努力義務化および分野別計画に対する上位計画化などに関する規定がなされた。

こうした動向は、日常生活圏域における地域住民主体の地域づくり、関係者のネットワーク化を通じた生活・福祉課題の解決などをめざすという点で、地域福祉の政策化といえる。しかしその推進方法を誤ると、「住民の資源化」や「トップダウンによる地域づくり」「公的責任の後退」など、これまで蓄積された地域福祉の基盤を揺るがしかねない危険性をはらんでいる。

兵庫県では、小地域福祉推進組織を基盤とした住民主体の小地域福祉活動が多様に展開され、阪神・淡路大震災の「ボランティア元年」を経て、NPO等と協働した新たな取り組みも広がっている。

本大会では、「住民主体の理論と実践に立ち返る－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－」をテーマに、住民や社会福祉協議会、生活協同組合・NPOなどさまざまな団体による多様な地域福祉の実践、行政による自治的な政策に学びつつ、地域福祉が政策課題になっている状況をふまえた地域福祉推進における不可避性と可能性について考えたい。

大会プログラム

【1日目】 6月20日（土） 【会場】 武庫川女子大学 公江記念講堂

9:15	10:15	10:45	11:45	12:45	15:45	16:15	16:30	18:00	18:10	19:40
受付	開会式	基調講演	昼食	大会企画 シンポジウム① 住民主体の理論と 実践に立ち返る	地域福祉優秀 実践賞表彰式	休憩	年次総会	移動	情報交換会	
					兵庫・開催校企画シンポジウム ソーシャルキャピタルで拓く 地域福祉					

【2日目】 6月21日（日） 【会場】 日下記念マルチメディア館ほか

9:00	9:30	11:00	12:45	13:45	16:30	16:45
受付	自由研究発表Ⅰ (口頭)		昼食・ 地方部会総会	自由研究発表Ⅱ (口頭)		閉会式
	ポスター 発表掲示			ポスター発表掲示(質疑) 13:45~14:45		
	優秀実践賞 報告 9:30~ 10:50	日韓学術 交流企画 11:00~ 12:45		大会企画シンポジウム② 地域福祉の源流を探り 地域福祉研究と実践の 展望を語る		
	社協企画シンポジウム 社協発! 地域福祉実践研究の意 義と方法—研究と実践の循環を つくる—			開催校企画シンポジウム 社会福祉法人と大学、行政との協働 による福祉人材養成		

※ 「地域福祉優秀実践賞報告」は受賞者数により開始時刻が変更になる可能性があります。

② プログラム内容

基調講演 6月20日（土） 10:45~11:45

演題： 「伴走型支援の価値と方法」

厚生労働省では、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけており、福祉政策の新たなアプローチとして、「伴走型支援」により生活していくうえで困難状況に置かれている住民を支援する視点が重視されている。

地域福祉推進においては、住民主体による福祉活動の推進が重要であるが、そうした活動がこれまで以上に必要とされる背景には、「社会的孤立」を核として多様な生活上の課題があるために、暮らしていくうえで困難な状況におかれている住民が増大してきているという問題がある。それだけにそうした複合化した生活課題を抱えている住民への直接的な支援のあり方を検討することは不可避の課題である。

そこで約30年にわたって北九州市でホームレスなど生活に困窮している人たちの支援を実践しており、「伴走型支援」の草分けとしてその必要性を提唱してこられた奥田氏より、伴走型支援の価値と方法について、具体的な実践状況をふまえて講演いただく。

登壇者： 奥田 知志 氏（認定NPO法人抱樸 理事長）

⑥ テーマ : 住民主体の理論と実践に立ち返る

－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－

大会テーマである「住民主体の理論と実践に立ち返る－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－」について、地元兵庫から行政の立場として朝来市の総合政策課の馬袋氏、社会福祉協議会の立場として西宮市社協の清水常務理事、生活協同組合の立場としてコープこうべの山口理事長、そして研究者の立場としては学会副会長でもあり開催校を代表して松端氏からそれぞれ発題いただく。

それをもとに地域福祉を推進することがよりいっそう不可避な状況にあることを確認したうえで、そうした状況に responding していくためには、どのように現状を捉え、どのような政策なり実践が必要とされ、実際に地域福祉にはどのような可能性があるのかということを中心に議論する。

地域における多様な実践や行政による自治的な政策の状況などをふまえ、地域福祉における住民主体の理論と実践の意義を再検討し、地域福祉が政策的にも推進されている時代であるからこそ、住民主体で地域福祉を推進することの不可避性とその可能性について検討する。

シンポジスト	清水 明彦 氏	(社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 常務理事)
	山口 一史 氏	(生活協同組合コープこうべ 理事長)
	松端 克文 氏	(武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授)
	馬袋 真紀 氏	(朝来市 総合政策課 企画係長)
コメンテーター	宮城 孝 氏	(法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授)
	藤井 博志 氏	(関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授)
コーディネーター	原田 正樹 氏	(日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)

⑥ テーマ : 地域福祉の源流を探り地域福祉研究と実践の展望を語る

このシンポジウムでは、今日、改めて地域福祉が各地での実践のみならず、政策においても、あるいは支援のあり方においても注目されている状況をふまえ、地域福祉の研究と実践の方向について、登壇者間での議論を通じて、その源流を探りつつ、これからのあり方を展望する。

2000年の社会福祉法において地域福祉の推進が明記され、私たちの生活においても、社会福祉の政策や自治体行政においても、そしてソーシャルワーク実践においても地域福祉が「主流化」してきたといえるのだが、20年が経過した今日からすれば、「主流化のその後」にはどのような展望が見いだせるのか。地域福祉を推進するうえで中核的役割を果たすことが期待されている社会福祉協議会は、それに応えることができたのか。また、地域における公益的活動が課題となっている社会福祉法人、あるいはNPOや生協、ボランティア団体なども含めて、地域福祉を推進していく主体は多様であるが、そうした主体はどのような状況にあるのか。地域福祉計画づくりとも関連づけて、住民の参加・参画を促し、地域を変えていくために社会福祉専門職は、どのような役割を果たしてきたのか。

こうした実践のありようのみならず研究はどうか。地域福祉では実践が先行するかたちで研究が進められる側面が強いといえるが、「実践研究の方法論」がいまだ確立しているとはいえない状況にある。こうしたことをふまえ、このシンポジウムでは地域福祉研究のあり方や学会の役割などについても議論する。

シンポジスト	武川 正吾 氏	(明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授)
	和田 敏明 氏	(ルーテル学院大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)
	大橋 謙策 氏	(公益財団法人テクノエイド協会理事長・ 日本社会事業大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)
コーディネーター	上野谷 加代子氏	(同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授)

地域福祉優秀実践賞報告 6月21日(日) 9:30~10:50

2020年度第17回の日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞の受賞団体による報告をふまえて、フォーの参加者を含めてのディスカッションをするとともに、推薦委員によるコメントを行います。

報告 受賞団体
司会・コーディネーター 松端 克文 (日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞選考委員長
・武庫川女子大学 教授)

日韓学術交流企画 6月21日(日) 11:00~12:45

🌀 テーマ : 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の経営の在り方
—日本と韓国の比較の視点から—

本企画では、社会福祉法人が置かれている経営環境の変遷を踏まえたうえで、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践戦略や経営の在り方について議論する。なお、日本と同じく、社会福祉事業を主な目的とする特別法人格として社会福祉法人制度を有する韓国との比較の視点から議論を深め、両国の社会福祉法人の今後の在り方を検討する。

日本側の発表 早坂 聡久 氏 (東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授)
韓国側の発表
コーディネーター 呉 世雄 氏 (立命館大学産業社会学部 現代社会学科 准教授)
コメンテーター 関川 芳孝 氏 (大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 教授)

社協企画シンポジウム 6月21日(日) 9:30~12:45

🌀 テーマ : 社協発！地域福祉における実践研究の意義と方法
—研究と実践の循環をつくる—

本プログラムでは、地域福祉の現場が自らの実践を見える化し、他者と共有し検証・発展するための方法を探ることをねらいとして、現場で活躍する社協ワーカーからの報告をふまえて議論を進める。

大きくは、次のような点を中心に議論を深めたい。

- ①現場発の実践研究とは何か (理論研究ではなく実践からの研究的志向の意義)
- ②現場発の実践研究の目的・効果
- ③現場が研究するための環境づくり
—研究へのモチベーションづくり
—研究者の発掘(育成)と協働の作法・方法
—組織における体制づくり(組織としての理解含む)等

このように社会福祉協議会による地域福祉実践を「実践研究」という観点から捉え直し、見える化し、検証することで、実践のさらなる展開へとつなげていけるような研究と実践との循環のつくり方について検討する。

シンポジスト 浦田 愛 市 (文京区社会福祉協議会)
所 正文 氏 (堺市社会福祉協議会)
平坂 義則 氏 (名古屋市社会福祉協議会)
コーディネーター 永田 祐 氏 (同志社大学社会学部社会福祉学科 教授)
コメンテーター 小林 良二 氏 (東洋大学 福祉社会開発研究センター 客員研究員)

🌀 テーマ：ソーシャルキャピタルで拓く地域福祉

地域福祉は社会福祉のひとつの領域として捉えられがちだが、地域福祉が対象とする課題は広くまちづくりや地域づくり、地域活性化・地方創生などとも関連し、けっして「福祉」の枠内に収まるものではない。

そこでこのシンポジウムでは、地域福祉の対象とする課題を多文化共生やコミュニティ防災なども含めてより広くとるとともに、その解決のための手法についても、地域組織に加えてNPOや営利企業、ベンチャー企業など多様な団体との協働により、ソーシャルビジネスの考え方や方法も参考にしながら、ソーシャルキャピタルを鍵概念として、法制度や従来の認識の「枠組み」を外して、柔軟な発想で社会問題・地域における諸課題を解決していくためにどのような取り組みができるのかということを議論する。

とりわけ義務的な「すべき」論ではなく、そこに関わる人たちが、企業なども含めて内発的に「したい」と思えるようなマネジメント手法などに焦点をあてて、実践と研究の双方から検討する。

シンポジスト	柏木 登起 氏	(NPO 法人シミズシーズ代表理事・一般財団法人明石 コミュニティ創造協会常務理事兼事務局長)
	吉富志津代 氏	(NPO 法人多言語センターFACIL 理事長・ 名古屋外国語大学世界共生学部 世界共生学科 教授)
	田原 伸介 氏	(関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 助教)
コーディネーター	竹端 寛 氏	(兵庫県立大学 環境人間学部 社会環境部門 社会デザイン系 准教授)

🌀 テーマ：社会福祉法人と大学、行政との協働による福祉人材養成

生産年齢人口の減少、他業種への人材流出も懸念されるなか、福祉人材の養成・確保は、今後の福祉サービスの「量」と「質」の基盤構築には不可欠であり、全福祉分野における重要課題と位置付けられる。

本シンポジウムではこうした課題にこたえるべく、社会福祉法人、関係団体、大学、行政、地域が一体となって福祉人材の養成・確保に取り組む事例の報告を受け、その意義と効果について議論していきたい。

京都府では、2016年度より「京都府北部福祉フィールドワーク事業」として、京都府北部(7市町)を中心に「福祉の学びの環境」を創り、福祉施設・自治体・医療施設・教育機関などが協働してまちぐるみで学生の実習や研修を受け入れの取り組みを行っている。

北海道での北星学園大学でも同様の取り組みが始められていることから、こうした取り組みに学びつつ、兵庫県において、丹波市を中心に社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット丹波)と武庫川女子大学、そして行政や関係団体等との協働により、地域の活性化も見据えた福祉人材養成の仕組みの構築に向けて課題や必要とされる方策等について議論する。

シンポジスト	五嶋 仁 氏	(京都府北部福祉フィールドワーク事業コーディネーター)
	澤村安由里 氏	(社会福祉法人山路福祉会特別養護老人ホーム山路園 施設長)
	山田 英孝 氏	(北海道・津別町社会福祉協議会 事務局長)
	槌谷 顕祐 氏	(兵庫医科大学ささやま医療センター 課長補佐)
	畑 亮輔 氏	(北星学園大学社会福祉学部 福祉臨床学科 准教授)
コーディネーター	増田 和高 氏	(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 講師)
コメンテーター	諏訪田克彦 氏	(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)

基調講演

伴走型支援の価値と方法

奥田知志氏

(認定 NPO 法人抱樸理事長)

厚生労働省では、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけており、福祉政策の新たなアプローチとして、「伴走型支援」により生活していくうえで困難状況に置かれている住民を支援する視点が重視されている。

地域福祉推進においては、住民主体による福祉活動の推進が重要であるが、そうした活動がこれまで以上に必要とされる背景には、「社会的孤立」を核として多様な生活上の課題があるために、暮らしていくうえで困難な状況におかれている住民が増大してきているという問題がある。それだけにそうした複合化した生活課題を抱えている住民への直接的な支援のあり方を検討することは不可避の課題である。

そこで約30年にわたって北九州市でホームレスなど生活に困窮している人たちの支援を実践しており、「伴走型支援」の草分けとしてその必要性を提唱してこられた奥田氏より、伴走型支援の価値と方法について、具体的な実践状況をふまえ講演いただく。

大会企画シンポジウム①

住民主体の理論と実践に立ち返る

—地域福祉の政策化の時代における
地域福祉の不可避性と可能性を探る—

大会テーマである「住民主体の理論と実践に立ち返る－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－」について、地元兵庫から行政の立場として朝来市の総合政策課の馬袋氏、社会福祉協議会の立場として西宮市社協の清水常務理事、生活協同組合の立場としてコープこうべの山口理事長、そして研究者の立場としては学会副会長でもあり開催校を代表して松端氏からそれぞれ発題いただく。

それをもとに地域福祉を推進することがよりいっそう不可避な状況にあることを確認したうえで、そうした状況に応じていくためには、どのように現状を捉え、どのような政策なり実践が必要とされ、実際に地域福祉にはどのような可能性があるのかということを中心に議論する。

地域における多様な実践や行政による自治的な政策の状況などをふまえ、地域福祉における住民主体の理論と実践の意義を再検討し、地域福祉が政策的にも推進されている時代であるからこそ、住民主体で地域福祉を推進することの不可避性とその可能性について検討する。

シンポジスト

- | | |
|---------|----------------------------|
| 清水 明彦 氏 | (社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 常務理事) |
| 山口 一史 氏 | (生活協同組合コープこうべ 理事長) |
| 松端 克文 氏 | (武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授) |
| 馬袋 真紀 氏 | (朝来市 総合政策課 企画係長) |

コメンテーター

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 宮城 孝 氏 | (法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授) |
| 藤井 博志 氏 | (関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授) |

コーディネーター

- | | |
|---------|---------------------------|
| 原田 正樹 氏 | (日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授) |
|---------|---------------------------|

2020. 6. 20.

日本地域福祉学会第34回大会

大会企画シンポジウム①

「住民主体の理論と実践に立ち返る

—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る—

障害のある人と共に心ふるわせながらすすめる 共生のまちづくり ～西宮市社会福祉協議会の継続的相互主体化戦略～

西宮市社会福祉協議会

清水 明彦

西宮市社会福祉協議会の地域福祉活動の展開経過

S26年	西宮市社協設立
S28年	法人認可 地区組織として旧村ごとに9支部が設けられる
S40年代	分区の設置 ほぼ現行の分区が設けられる。主な活動は敬老会・募金活動等
S50年代後半	—分区活動の展開— ふれあい食事サービス等が展開され始める。
S56年	青葉園 設立運営
S60年	地区担当制の導入
S61～63年	パイロット事業の実施（6地区） 〔緊急通報事業、ふれあい食事会、広報・学習活動等〕
S64年	第2次発展計画（H元～4年度）策定 同時に、支部・分区発展計画の策定
H元年	「地域福祉活動補助金制度」の創設
H7年	—阪神・淡路大震災— 「ふれあいのまちづくり事業」の指定
H8年	「地区ボランティアセンター設置推進事業」の開始
H9年	社協会員会費制度の創設
H17年	第6次地域福祉推進計画（地区福祉計画）
H21年	「高齢者（見守り）地区ネットワーク会議」事業開始
H22年	第7次地域福祉推進計画・第7次地区福祉計画 安心生活創造事業の受託 地域のつどい場ネットワーク設置
H26年	第8次地域福祉推進計画・第8次地区福祉計画策定
H27年	生活支援コーディネーターの配置(共生のまちづくり課の新設)
H28年	地域共生館 ふれぼの 設立運営

西宮で重症心身障害児の親たちの「この子たちも一生懸命に生きていこうとしている」という信念に基づき展開された地域生活運動

そこから生まれてきた西宮市のたいへん障害の重い市民の活動拠点「青葉園」
全くの西宮市独自事業として制度にとらわれず西宮社協により開発的に運営

1981年

【西宮社協運営により市内最重度障害者の法外の(制度上の位置付けのない)地域活動拠点(通所施設)『青葉園』の設立運営】

本人と支援者が共に創り出していく青葉園での「活動」
地域での「活動」の中で生まれてくる1人ひとりの「物語」

青葉園で内発的に必要となってきた一人ひとりの活動と支援の「個人総合計画」
(個別支援計画)

地域で生きていかんがための青葉園の本人の地域自立生活(一人暮らし)の始まりとその「支援の輪」づくり

**重い障害のある人が継続的、開発的、運動的に進める
地域自立生活活動と
福祉のまちづくりをめざす地域住民による
社協の地域組織化活動が**

**重い障害のある人と地域住民の相互交流の中で結びつき、
内実的な地域共生社会形成を相互に実感。**

- 重度障害者が、地域の中で生き生き暮らせる状態をつくりだす。そしてそのことを通して、誰もが安心して豊かな生活ができる地域社会づくりの一助となす。
- みんなが暮している地域の中で、最も生きにくい人(社会的弱者)を地域住民が力をあわせて支えていき、市民一人ひとりが安心して暮らせる福祉のまちをみんなで作るといふ、社協の本来的目標を重度障害者との関わりを通して実践していく。

一西宮市社会福祉協議会 第2次発展計画 1989年より一

1. 青葉園は、重度障害者の生活拠点的場であり、またその場作りをめざし続ける。
2. 生活拠点的場とは、重度障害者一人ひとりが豊かに自己を実現し、いきいきとくらししていく為の土台となる場であり集団である。
3. 生活拠点的場であるためには
 - ①まず、通所者自身の健康管理・増進がはかられていなければならない。
 - ②園内の様々なきめこまかなとりくみによって、個性や可能性を見出し、のびし、十分に自己を実現していなければならない。
 - ③園が地域に開かれており、多くの人々とかわりがもて、様々な機会が用意されるという、自由と豊かさがなければならない。

5

4. 青葉園のとりくみは、生産性・効率や、単なる身辺自立のみを追求する活動とは根本的に異なり、通所者や職員・親など園にかかわる全ての人たちが一体となって共に考え、悩み、理解し合い、そして主体的に生き会うくらしを創造していくことを基本目標にしている。

5. 青葉園は、重度障害者の生活拠点を作りあげていくことを通し、ひいては一般の人々すべての生活拠点作りの核となることをめざしている。いわば青葉園は、一般の人にとっても、一人ひとりが人間のあるべき姿を問い続け、失いかけている生活拠点を取り戻し、より豊かなくらしを作り上げていくための重要な公共的・社会的資源である。

6. 自己を十分に実現できる場をもち、いきいきと暮らしていくこと、またそれをめざし続けることは、人間として当然の姿であり願いである。それはどんなに障害が重くとも追求され続けられるべきであり、基本的人権のひとつである。

地域の中から重い障害を持つ人の「活動」の展開

● 地域との「活動」の中から生み出す

日中活動の可能性

独自(青葉のつどい)方式、芸術文化型、市民運動型、商店型、NPO型、サークル型、等々

● 本人の存在の社会的価値化＝はたらき

本人のねうちをちゃんと位置づける

一人ひとりの存在の価値に基づく支援展開

● 内発的に必要となってきた青葉園の『個人総合計画』

● 『活動』と『支援の輪』の『本人の計画』にもとづく支援の仕組みの再構築

【青葉園の個人総合計画づくり】

一人ひとりの存在の価値の多様性と同等性のなかで、一人ひとりの活動と支援の計画をご本人一人ひとりに頼って作っていくしかないという創り出されたのが青葉園の個人総合計画。(現在の制度上の位置付けは生活介護事業所の個別支援計画)

ご本人と一緒に活動することでいろんな物語が動く、支援者の心が動いたことを日記のように書いておく。それを証拠にご本人はこういうふう生きようと思えたことを書面化。

そして、その実現のための活動と支援を明確にして具体的な支援プランを作成。それを常にご本人とみんなで検証していく。

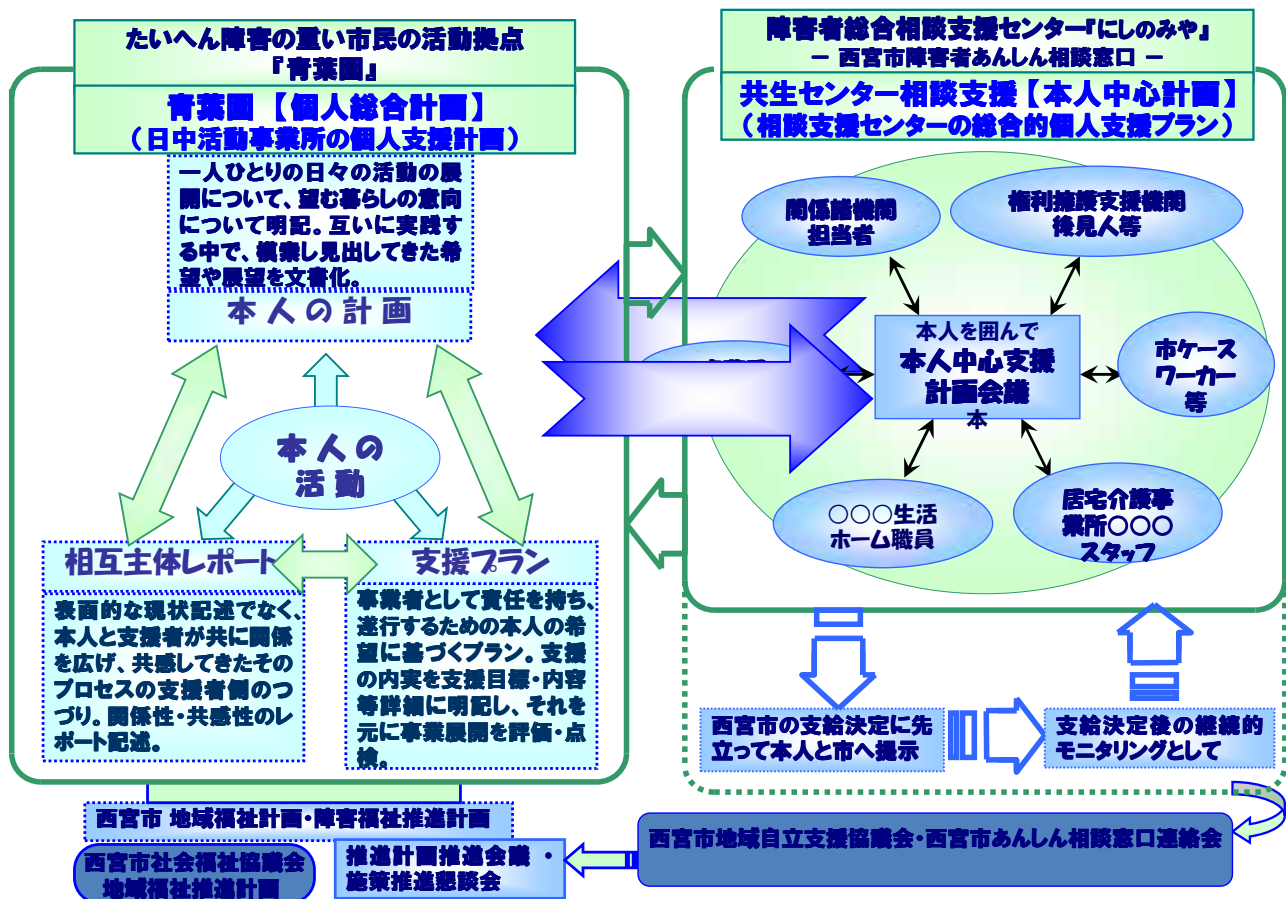
活動の中から次の本人の計画を作っていく。ご本人との物語の先を一緒に作っていく。

- 1人ひとりの「活動」とは、「本人の計画」(個人総合計画)の実行であることはもとより、その「活動」の中から生み出されてくる1人ひとりを主人公にした物語の中で次の希望が見出されていく、ということから「本人の計画」づくりでもある。

【「活動」の中で立ち上がってくる主体

本人の価値的物語が展開】

本人中心支援に向けて【活動】と【支援の輪】の〈本人の計画〉～青葉園・西宮市の場合～



【西宮市における本人中心支援計画づくり】

西宮市の障害福祉サービスを利用するすべての人に、「本人中心支援計画」(「サービス利用計画」ではなくて)作りを行っている。

家族や関係事業者などに、例えば、「お母さんは、ご本人(子供さん)はどこで誰とどんなことがしたいと願っていると思いますか。どんな希望を持って生きていってほしいですか。」とアセスメントし思いを出し合う。

家族、事業者、関係者みんなで集まって本人中心支援計画会議を開く。必ずご本人を囲んで、そこに居られるご本人の希望が立ち現れてくるような会議。

それを踏まえて「本人中心支援計画」のフォーマットに落す。ご本人のだれとどこでどんなことがしたいのか、という大きな希望、目標をまず記載することによる本人中心の支援の計画。

- 本人を囲んで関係者が一堂に会し、本人主催の本人中心支援計画会議を開催し、本人の希望に基づく本人中心支援計画フォーマットにより計画を作成する西宮市独自方式での計画相談展開、本人中心支援計画づくりが市内全域で進められている

【相互エンパワーメントをもたらす支援の局面を変える

本人中心支援の全市全般化】

本人が西宮で生活主体者として生きていく事を支える「支援の輪」が常に本人中心に稼動するよう相談支援展開する

障害者生活相談・支援センター「のまネット西宮」

措置から利用契約の移行の中で意思表示が容易ではない地域自立生活(一人暮らし)者が自己の意思に基づき、堂々と西宮で暮らしていける方策としてどうしても必要となってきた権利擁護支援機能の実体化

法律職中心の権利擁護支援 NPO「PASネット」発足

西宮市民みんなの権利擁護支援システム構築に向けて

「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」

市内相談支援のネットワークあんしん相談窓口の相談支援専門員を結集 基幹型相談支援センター

障害者総合相談支援センター「にしのみや」

本人の希望に基づく計画相談として 西宮市独自の

「本人中心支援計画」づくり

西宮市の共生型地域交流拠点そして、地域生活支援拠点の(あくまでも)面的整備の発信起点として

地域共生館「ふれぼの」

【西宮社協 地域福祉推進計画における「共生のまちづくり」実践】

〔西宮市地域自立支援協議会〕

- 支援費制度を控えて、市内の障害者支援団体や事業者、当事者団体や親の会等々が、情報交換と協働を目指して自主的に生まれたネットワーク(「西宮のしょうがい福祉をすすめるネットワーク」)が、そのまま地域自立支援協議会に移行。
- 行政と共に双方向共同構築型の協議を展開。協議の成果は政策に反映させる。
- 国の制度動向をとらえ、西宮的解釈を協議、西宮的再構造化を行い実体実践へ。

西宮市社会福祉協議会や西宮市地域自立支援協議会での協議に基づいて、実践側としての捉えなおし読み直しとしての建設的転換

《西宮の読み直し》

生活介護事業所「青葉園」⇒地域生活拠点「青葉園」

サービス利用計画⇒本人中心支援計画

成年後見センター⇒権利擁護支援センター

成年後見制度利用促進計画⇒権利擁護支援推進計画(地域福祉計画)

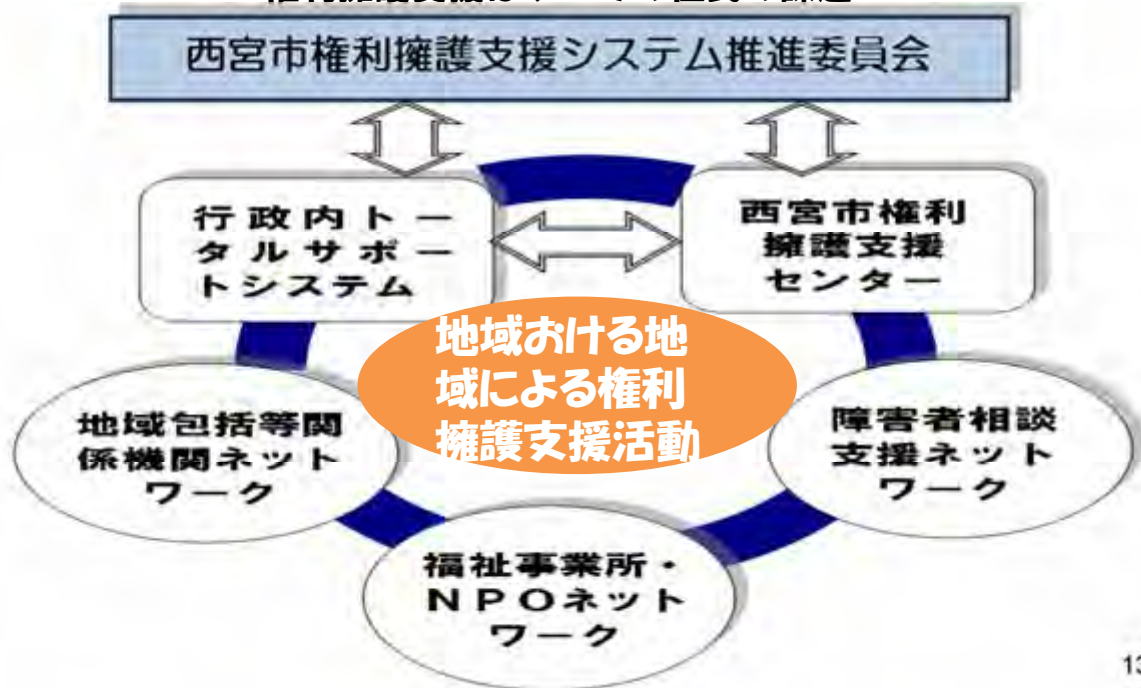
生活介護事業所＋総合事業他⇒共生型地域交流拠点

「地域共生館 ふれぼの」

【全市的な権利擁護支援の仕組みイメージ図】

西宮市における権利擁護支援は、安易な成年後見制度の適応や意思代行としての後見人の選任の斡旋という機能ではない。
一人ひとりの存在の価値に立脚した、地域で当たり前に生きたいということへの人権侵害に対する権利擁護支援機能の確立を目指している。

権利擁護支援はすべての住民の課題



13

西宮市社会福祉協議会

第8次地域福祉推進計画 (2015~2020)
地域福祉目標

みんなで創り出す共生の『まちづくり』
～あなたの“居る”まちをあなたが“生きる”まちに～
共生のまちづくりの発信起点として

地域共生館「ふれぼの」

2016年 青葉園のご本人20人が乗り込んで活動展開！



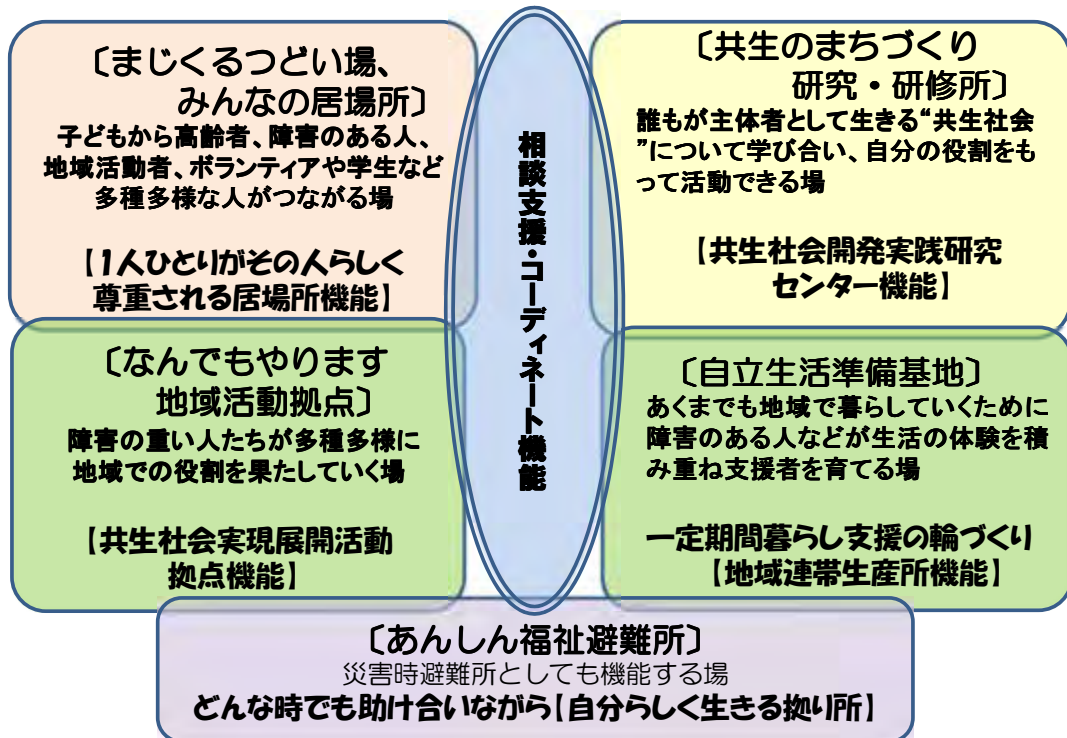
地域共生館の5つの機能を住民と多様な主体がともに進める地域福祉活動とつなぎあわせ、ともに活性化を図ります。さらに、多くの活動や場を生み出し、互いにつながっていきながら、ネットワーク化を進め、共生のまちづくり実践の全市展開を進めます。

また、SOSに気づきSOSをもらさない総合相談支援体制の構築においては、自立生活準備基地機能などと連動し、自立をめざす当事者とその支援の輪を各地域に帰った後も、発展させながらつなげていきます。そして、一人ひとりがその人らしく、役割をもって地域で暮らしていけるよう、地域共生をめざす地域生活支援のネットワークの構築を進めていきます。

—西宮市社会福祉協議会 第8次地域福祉推進計画 (2015年~2020年)より—

《地域共生館「ふれぼの」機能図》

それぞれの機能が相互に連動し相互エンパワーメント



西宮のいたる所に多様な主体との連携による共生の居場所拠点(地域共生館)を！

《(重い障害を持つ)本人の存在の力で西宮を真の共生のまちに！》

本人の存在の力による本人一人ひとりの本人主体地域活動展開から、本人の存在の力に導かれた西宮の市民みんなの共生のまちづくり

地域の生活主体者として地域で包摂された地域生活主体者原則

地域で役割を持ち社会の価値観を変革する地域変革主体者原則

真の共生社会の実現は、本人、支援者、市民と三者の相互エンパワメントによる

【支援の合理化、効率化ではなくて、生きているもの同志の心の揺らぎのままに、こころ振るえる価値的物語を糧に】

本人(当事者)、支援者(専門職)に市民(地域住民)が加わった三者関係のもとで、幾重にも重なりあう主体化によって地域共生社会が形成される。

本人中心支援の展開を！

●本人中心の支援 その主体をはずすな！

(主体の排除に対する抵抗としての

本人中心の支援)

●本人中心に生み出されてくる展開を！

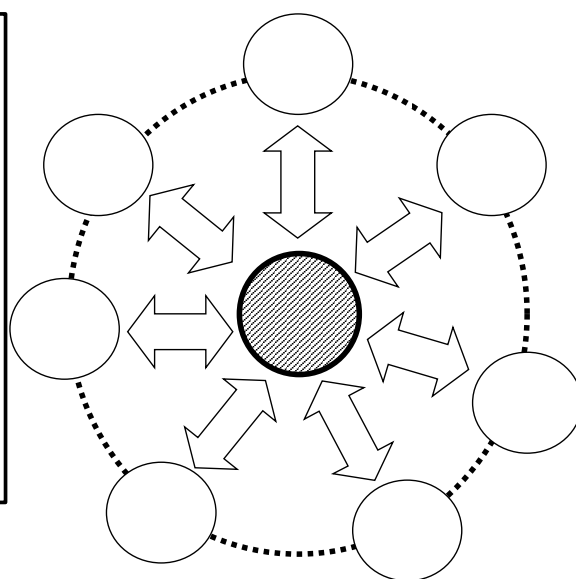
(一人ひとりを主人公にした

本人の物語が展開)

●地域の中で本人中心で支援を！

(その人の存在が持ついくつもの

社会的役割を共に果たしていく)



● 本人(市民)

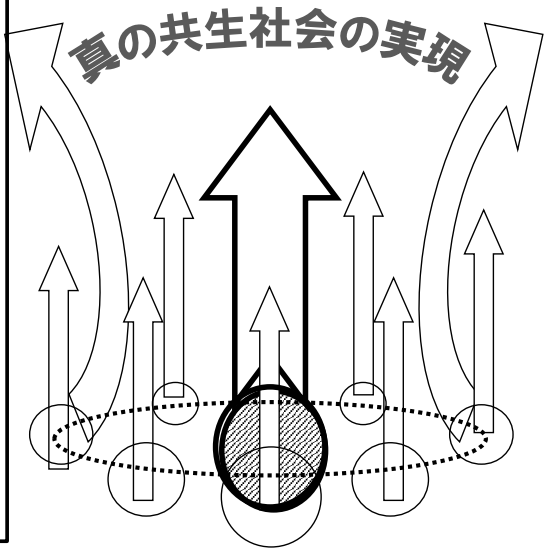
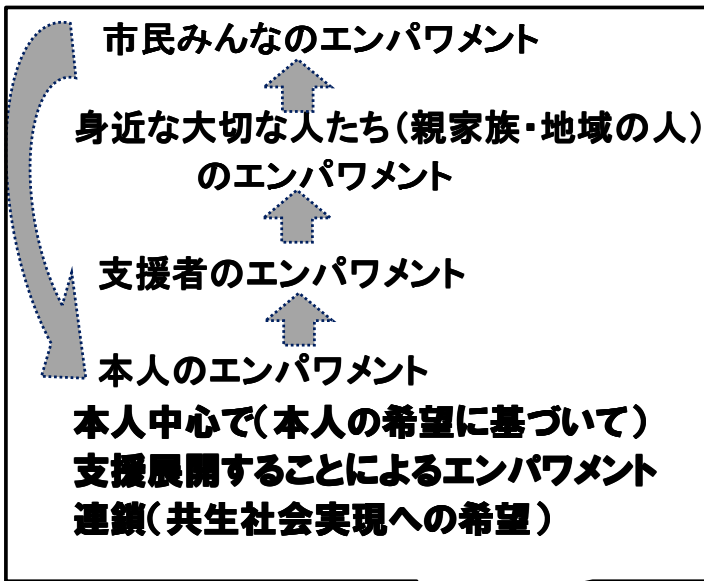
<障害当事者>

○ 支援者・市民

<専門職>

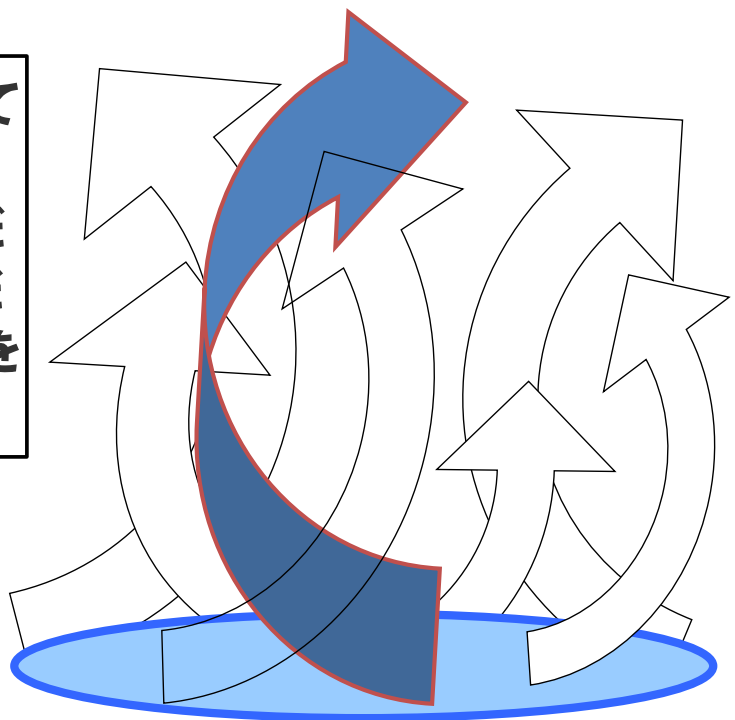


横から見ると、立ちあがっていく主体一人ひとり
 【エンパワーメント連鎖】

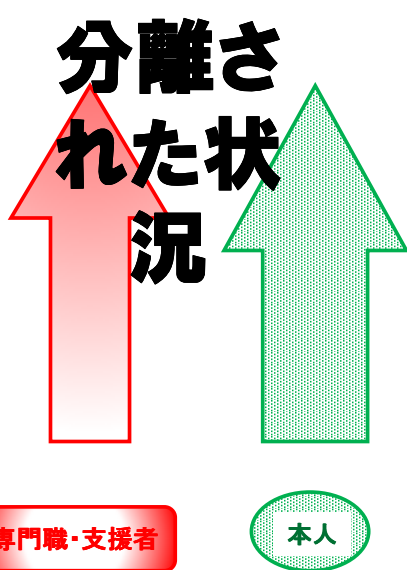
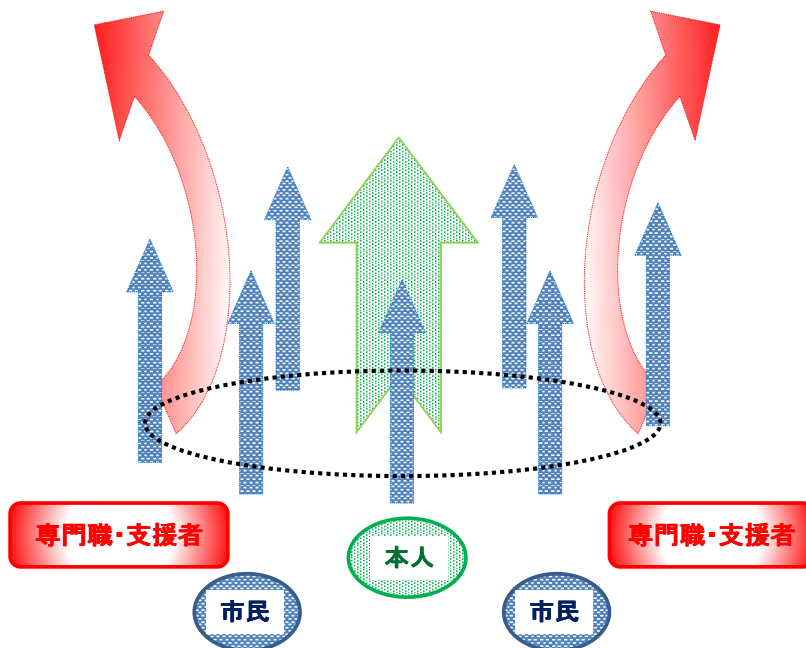


共にこころふるわせながら、一人ひとりがその人らしく
 生きていく日常こそが価値であり希望！
 新たな価値観による持続可能な生産的市民社会の形成

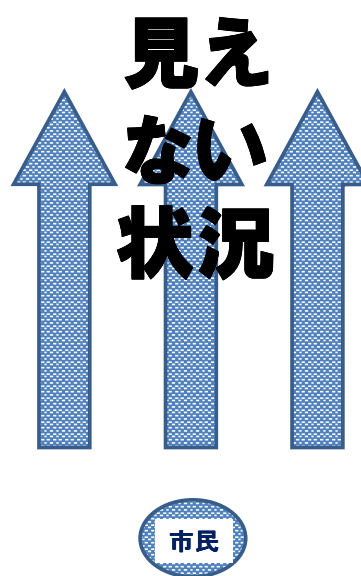
揺れる主体に基づいて共に立ち上がっていくこと (一緒に喜んだり、悲しんだり、悩んだりして、一緒に希望を持ってやっていくこと)



本人、市民、支援者相互エンパワーメント みんなで創り出す持続可能な共生のまちづくり



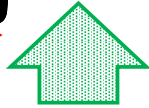
障壁の出現



医療・福祉の生産性向上

健康寿命の延伸

支援者による本人の客
体化



専門職・支援者

本人

強化される壁

壁の向こう
へ行くまで

の
希望のない
助け合い

市民

医療・福祉の生産性向上

健康寿命の延伸

相互ディスエン
パワーメント
による破滅



本人

支援者

支配的な壁

希望のない社会の
出現

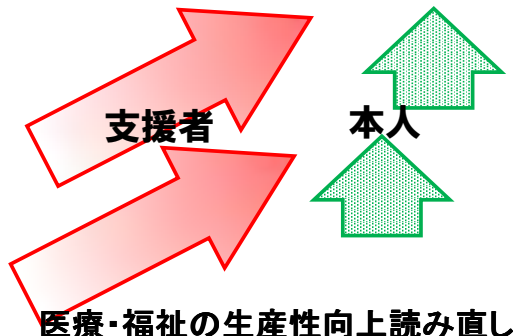
市民

市民

市民

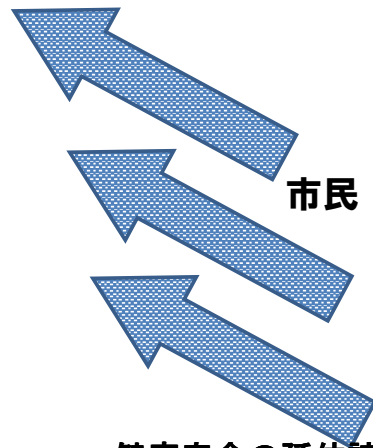
両側からしか障壁は崩せない 生きていく力を重ね合っていく

本人と共に障壁に立ち向かう本人中心の支援展開
本人と共々のソーシャルアクション



医療・福祉の生産性向上読み直し
共にこころふるわせながら生み出す
わくわく福祉現場

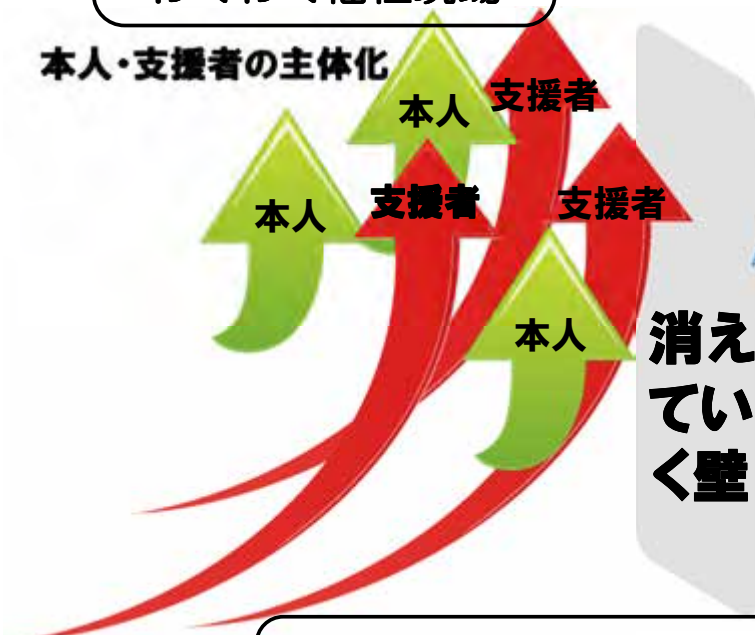
市民の立場から障壁に立ち向かう行動
住民主体の地域福祉開発実践



健康寿命の延伸読み直し
誰もがのびのびいきいき
みんなで長生き

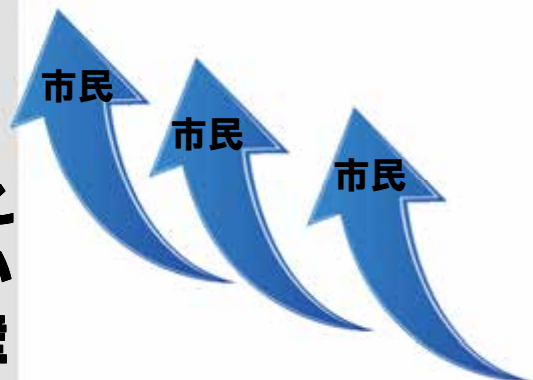
共にこころふるわせながら生み出す
わくわく福祉現場

本人・支援者の主体化



誰もがのびのびいきいき
いきみんなで長生き

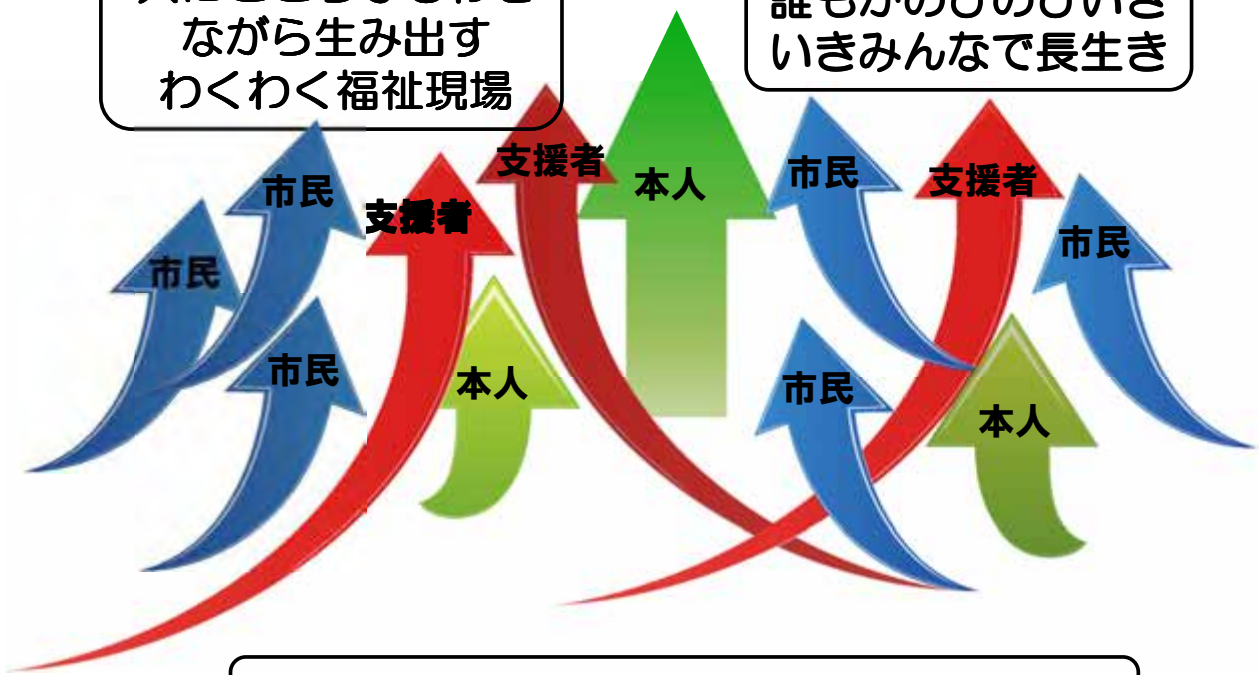
市民の主体化



大切な人を失わないために
今立ち起こる行動変容

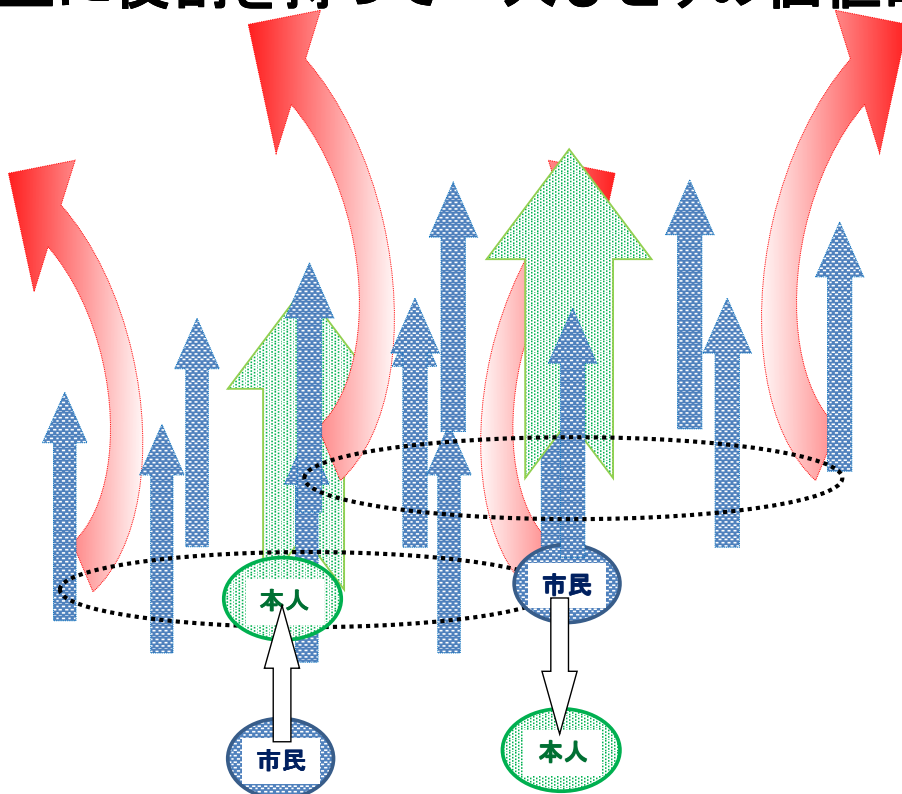
共にこころふるわせ
ながら生み出す
わくわく福祉現場

誰もがのびのびいき
いきみんなで長生き



みんなで創り出す共生のまちづくり

一人ひとりが一人ひとりの価値的物語を生きる
相互に役割を持って一人ひとりの価値的物語



町まちないたるところに湧き上がる価値的物語 新たな希望 地域力の上昇雲



西宮共生のものがたりまんだら図

ひとりひとり、今ここで自分らしく自分の物語を生きていく主体者！

ひとりひとり、その存在の価値と固有の役割を持ちここに居る！

ひとりひとり、その本来もつ生きていこうとする力を相互に重ね合い共に輝かせていく共生社会へ！

コロナ後？の状況に向けて 驚くほど楽観的な展望として

- 「大切な人を失いたくない」という今を生きる同等な主体同士としての実感。その実感共有から立ち起こったみんなの行動変容がこの状況を越えていくと思いたい。
- その「一人ひとりの存在の価値」に基づく共振拡大が「自分さえ良ければ」を揺るがしていき駆逐していくという希望。
- 今進行中の大きな悲しみと今後の苦難の中で、それでも楽観的に、いよいよ地域福祉展開のクライマックス向かうとき。
- 相互に生きる力を重ね合って、生き方を変えていって、そこから生み出すエンパワーメントの連鎖(感染)による真の共生のまちづくり。
- それは絵空事ではない！と思いたい！

根付くか市民どうしの助け合いシステム 珍しい行政と生協の連携

山口 一史¹

介護保険制度とは別に全国各地で会員制の家事の助け合い活動が繰り広げられている。家事の支援をする活動会員と支援を受ける利用会員などのネーミングで2種の会員が登録され、ニーズに応じて相手宅を訪問してサービスを提供する。サービスの内容に応じて決まった「料金表」に沿って料金が支払われるが、多くの場合、当事者同士で料金のやり取りがその都度行われ、活動会員は受け取った料金の一部をコーディネート料として預かり、主催団体に後日、納付するケースが一般的であった。主催する団体は生活協同組合が主となり、それぞれの生協の活動エリアで展開している。²またNPOや地域団体の一部がそれぞれのエリアでほぼ同様の仕組みで実施している。

これらの活動の特徴は介護保険では適用されない支援テーマに積極的に取り組んで、介護保険制度下でも「制度外サービス」を標榜して一定の支持と信頼を集めていたことだ。例えば介護保険では健康な同居人(家族)がいると、調理等の家事サービスの提供ができない仕組みになっている。しかし健康であっても高齢の男性がいて、調理が全くできないというケースは珍しくない。介護保険ではヘルパーの派遣を受けられなくとも、「制度外」サービスとして助け合いの会の支援を受けられれば、料金などの費用は発生するが助かる実感は大きいだろう。

ところが2015年度の介護保険制度の変更とともに、この自発的な助け合いの会活動も大きな変化に見舞われている。

それはこの年の制度変更が要支援1、要支援2の人たちが介護保険から市町村が行う日常生活支援総合事業（以下総合事業という）という新しい枠組みに移されてしまったからだ。この総合事業は制度設計の議論の中でさまざまな意見があったが、担い手としてボランティア、NPO、地域団体などの働きが期待されることとなった。

制度変更があったとはいえ、市町村はもともとこのような事業を進められる”持ち駒”は少なく、市町村行政とは別の枠組みで文字通り自主的に活動していたボランティア、NPO、地域団体に頼らざるを得なかった。ただ、この総合事業も身体介護の分野はだれでもが対応できるものではないことから、それは訪問ヘルパーを派遣している介護事業者に任せて、家事支援の分野の担い手探しが始まった。

¹ 生活協同組合コープこうべ理事長、(公財)コープともしびボランティア振興財団理事長

² 2013年度調査で55生協、2連合会が実施。参加組合員は2万9千人。年間活動時間は162万5千時間を超える。(出典：日本生活協同組合連合会2014.8.28ニュースリリース)

本稿はこうした中で実現した「特別なケース」を紹介し、新しい工夫についても考えてみたい。

1. 市民による介護保険制度外サービス

主に神戸市内で活動する福祉系のNPOなどで構成している「ひょうごん福祉ネット」という連携組織がある。多くの団体が「制度外」サービスを開発し実施している。このひょうごん福祉は介護保険制度の変更を前にして自主的勉強会を開き、神戸市にそのごの介護事業の展開について「4つの提案・7つの方策」を提言した。ここでは制度変更によって市民の発想によるさまざまなサービスがますます多様性を発揮できて、人々の暮らしを豊かにしていくことを強く求めている。神戸市内の各所で市民の相談を受けるサポートセンター、サポートステーションの設置や支援メニューの充実などとともに、家事支援をする団体に対するコーディネイト費用の支給も求めている。

活動を担うボランティア、NPO、地域団体などにとってこのコーディネイト費用の負担が悩みの種でもある。費用を分担する人はサービスを利用するか、全体を組み立てている団体のいずれかである。実体的には利用料金のうちから100円～200円を団体が徴収してコーディネイト費用の一部に充てるケースが多い。もちろんそんな金額ではどうにもならない。総合事業の枠組みの中にそれを求めたのもうなずける。

少し横道にはずれるが、神戸市はこの要請にどう答えたか。

同市は総合事業を「住民主体訪問サービス事業」の生活支援サービスとして1号と2号に分けた。1号は介護保険事業で行っていた生活援助のメニューである。

1号サービスの種類 (ア) 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ (イ) 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥(物干し)／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ (ウ) ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 (エ) 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)／被服の補修(ボタン付け、破れの補修等) (オ) 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理 (カ) 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)／薬の受け取り。

これ以外の庭の草むしりや草木の水やり、犬の散歩、電球の交換など暮らしに必要なありとあらゆる仕事で「プロの技」を必要としないものが2号サービスとされた。

表1 神戸市の住民主体訪問サービス事業
コーディネイト経費等補助金一覧

年間利用件数(延べ)	補助額
1件～49件	1件につき500円
50件～99件	25,000円
100件～149件	50,000円
150件～199件	75,000円
200件～249件	100,000円
250件～299件	125,000円
以降、同様に50件ごとに25,000円	
5,000件以上	2,500,000円(上限)

出典：神戸市住民主体訪問サービス事業
にかかる補助申請要項

コーディネート費用の方は、1号サービスを何件するかによって支給額が変わってくるがその一覧は表1のようにになっている。

いま神戸市のホームページに上がっている実施団体は5団体だが、活動内容、仕組み、料金などはそれぞれの団体の運営に沿った形となっていて、一律でないところにもこの制度の特徴がある。

2. 西宮市シニアサポート制度

西宮市シニアサポート制度は、西宮市と生活協同組合コープこうべの第2地区本部(西宮市と芦屋市の生協活動全般をマネジメント)が協定を結んで実施している西宮版の助け合い組織だ。介護予防事業の一般介護事業の一つとして位置づけられている。家事の支援、買い物代行、入院時の洗濯などを利用者のニーズに合わせて活動している。

利用を希望する人はシニアサポートセンター(コープこうべが運営)に申し込む。センターの職員が希望の仕事に適した人を登録している「提供会員」の中から選んで、都合の合う人を紹介する。料金は1時間500円(交通費別)を依頼した「利用会員」が支払う。2010年からスタートしており、2015年度の介護保険制度変更を迎えて、他都市に先駆けた仕組みとして安定度を増してきている。

図2はセンターが発足以来進めてきた足跡が分かる。どの助け合い組織でも、支援する人よりも支援を依頼する人の方が多い。依頼をできるだけ実現していくためには、支援する人を増やすことだ。同センターは頻繁に提供会員を増やすための説明会を開催し、参加者が1人であっても丁寧に説明と勧誘を行ってきた。とくに介護保険制度の変更後は、シニアサポート

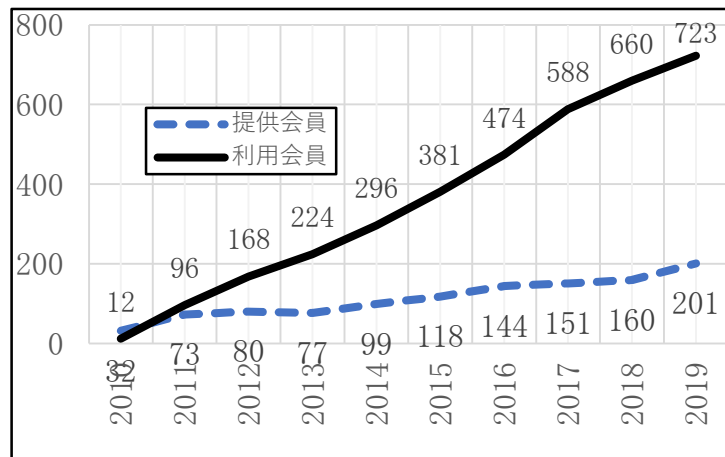


図2 シニアサポートの提供会員と利用会員の推移(単位人)

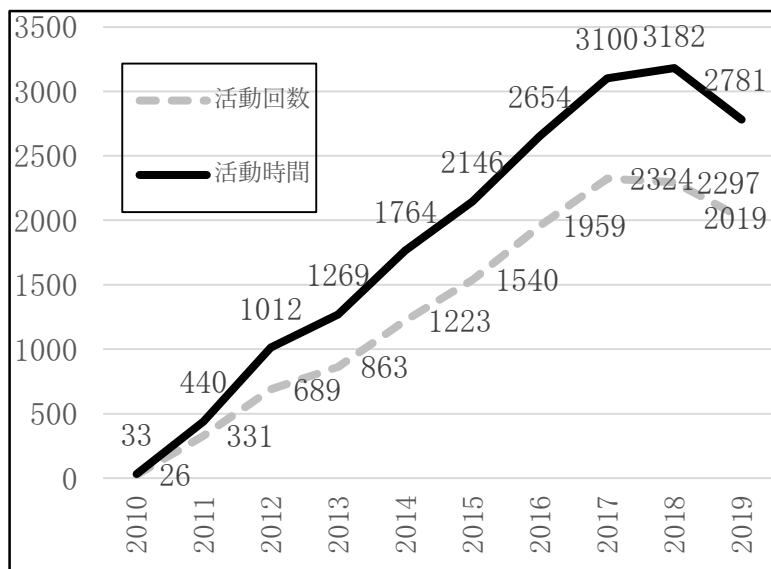


図3 シニアサポートの活動回数(回)と活動時間(時間)の推移

への関心が高くなると見通して提供会員増に力を入れたようだ。それが功を奏して2019年度には前年度に比べて40人も増加している。

一方で活動の実績はどうだろうか。図3は発足以来の活動回数と時間のグラフだ。目盛りは活動回数については「回」、活動時間については「時間」と読み直していただきたい。時間数でみると、発足以来順調に活動を積み重ねている様子が読み取れる。ところが2018年度に伸び率がやや鈍り、2019年度は2020年1月～3月の「コロナ禍」の影響が大きく、さらに19年中も勢いが鈍化して前年度に比べてマイナスとなっていることが分かる。この理由は現在、同センターで分析中という。

3. 連携のメリットと今後

シニアサポートセンターの業務について紹介すべきことはまだあるが、少し先へ進みたい。

行政である西宮市と民間の生協が介護予防の分野で提携する利点はどこにあるだろうか。この両者の場合は、介護保険制度の見直しがあつて提携したのではなく、それ以前からの取り組みであったが、まさに制度見直しにぴったりの時代先取りでもあった。通常、軽度の介護度の人を含めて家事支援をボランティア、NPO、地域団体に担ってもらおうというが、そういう仕事できて一定のまとまりと広がりがあつて、社会的信頼度のあるグループはそう簡単には見出しにくい。生協が長く地域で「くらしの助け合いの会」として活動を続け、阪神大震災の時にも休まず自主的に支援を継続してきた実績をすっぱりと「西宮市民」向けにグルーピングできるわけだ。

最初からこうした制度設計をし、実際に動ける柔軟な組織を構築し、市民に声掛けをして一人ひとりをグループに加えていく時間コストを考えれば、元から実在していて実績が十分ある完成形のシステムを使うメリットは大きい。

もちろんコープこうべのくらしの助け合いの会をそのままシニアサポートに持ち込んだのではなく、助け合いの会に登録していた活動会員も改めてシニアサポートの提供会員として登録してもらったのだが、それでもゼロから始めることを考えると、その効果は大きい。

一方、コープこうべはどういうメリットがあるのか。生協のくらしの助け合いの会は当初、活動会員も利用会員も生協の組合員であるという縛りがあつた。それは近年になって利用会員は非組合員でも利用できるように制度の変更があり、生協の”独占物”から”社会的資本”となつてきている。しかし台所事情は厳しく、家事支援の場合、1時間当たりの活動費850円のうち200円を運営協力費として事務局に収めてもらうようになっている。これがコーディネート費用となるわけだ。西宮市と提携することによって年間約800万円の委託費がコープこうべに支払われる。これによってコーディネート費用をまかなうので、利用者から活動会員を通じて徴収していた運営協力費がなくてもよくなった。しかもコープこうべ水準で計算すると運営協力費を除いた活動費650円を1時間500円に値下げして、利用する市民も利用しやすくなった。つまり市と提携することによってコーディネート費が入手でき、利用者は安価で活用できることとなつたのだ。

なによりも市民のくらしの中で使いやすく安価で信頼性の高い装置が出現したことは重要な意味がある。

そしてもう1点、表には出にくいことだが大事な試みが続けられている。

4. 依頼案件を細かく具体的に分類

利用会員から依頼のあった仕事は一定の物差しで分類して記録する。一般的には「掃除」「食事」「買い物」「庭の作業」「屋外清掃」といったどちらかといえど大ぐくりな分類によって記録している。これに対してシニアサポートセンターではさらに細かく具体的に作業名を記録するよう務めている。

例えば「庭の手入れ（草取り、水まき）」「外出・買い物の手伝い」「生活必需品などの買い物支援」「病院への付き添い」「ガラス戸、網戸の清掃」という表記を採用し、行った作業が一目でわかるように工夫している。助け合い活動に限らず物事を整理しようとするれば、どうしても分類項目を少なくして、しっかりと整理できたようにしたいものだ。その方が傾向や変化をつかみやすいように思えるからである。

しかし、家事は意外と奥が深い。くらしについての認識はその人ごとの生活実感から生み出されてくるものなので、一人ひとり違うといってもいいだろう。高齢や病弱などによって他者に家事の一部を委ねるのは新しいストレスを生み出すもととなるケースもあるだろう。

コーディネーターは依頼人からできるだけ詳しく、細かく依頼の内容を確かめ、提供会員に伝えなければいけない。そして依頼は同じ人から繰り返しあるものだから、記録は正確に、そして細かい方が伝えやすいし再利用しやすい。提供会員も具体的に仕事の内容を指示された方が、後戻りがなくて楽であろう。

また仕事の内容を細かく記述することは、仕事をそれ以上分割できないレベルまで分割することにつながり、担い手が交代する際に仕事を引き渡しやすい単位にまとめられるわけだ。こうした試みによって助け合いの仕組みがより柔軟に広がっていくことが求められている。

表 4 2019 年度の活動内容と活動時間

活動内容	活動時間
掃除・洗濯	1,053
庭の手入れ(草取り・水まき)	336
外出、買い物付き添い	62
話し相手などによる見守り	232
生活必需品などの買い物支援	81
庭の掃除	290
部屋の掃除	224
病院への付き添い	196
家具の移動	7
物置の整理	4
調理補助	0
機器の取り付け	31
ガラス戸、網戸の清掃	115
ゴミ処理	10
パソコン補助	1
溝掃除	2
衣類の整理	5
入院時の洗濯	40
修理	1
家具の組み立て	0
電球の交換	7
趣味、生きがい支援	76
薬の受け取り	8
合計	2,781

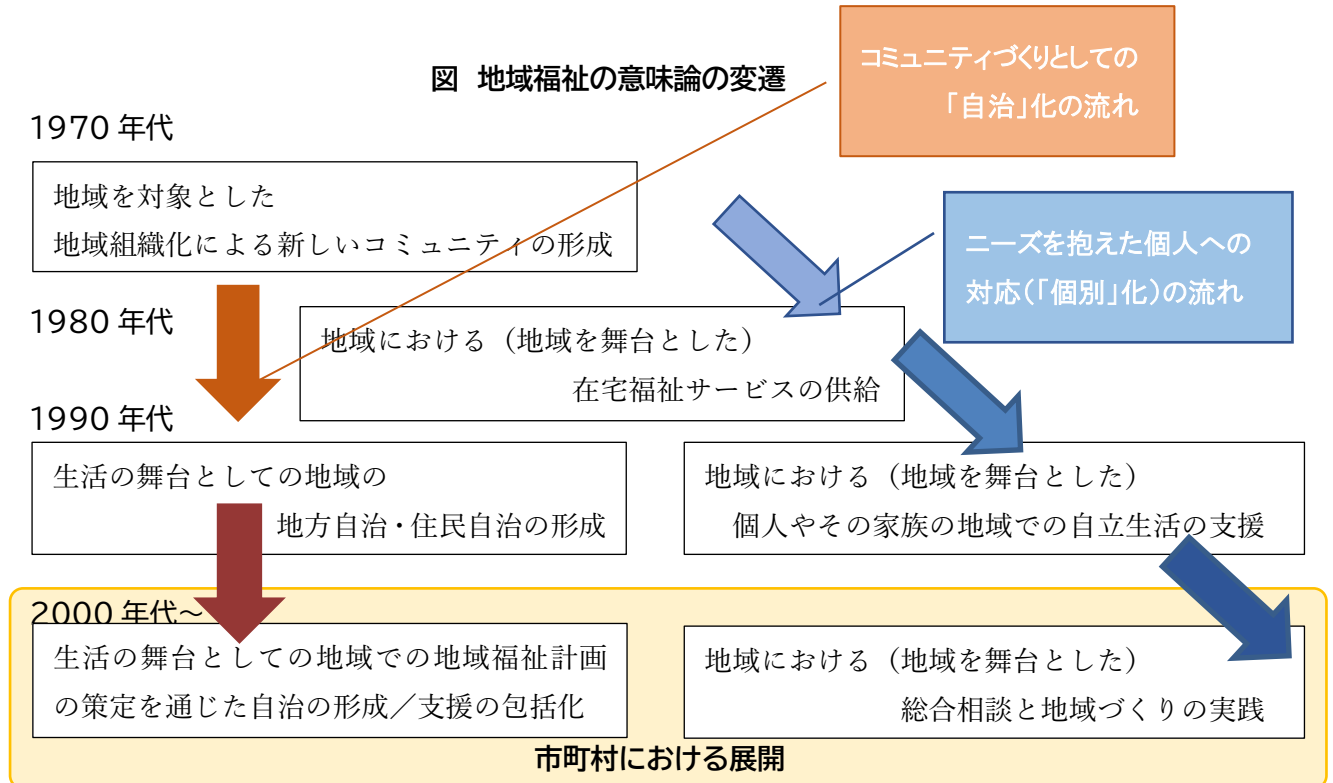
※活動時間0は19年度に依頼がなかった項目

住民主体の理論と実践に立ち返る

—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る—

松端 克文 (武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科)

1.住民主体の理論と実践に立ち返るための地域福祉の理論の変遷の確認



(1)1970年代 地域の主体性・住民主体・地域組織化の重視と地域福祉論(岡村重夫・右田紀久恵)

→地域を対象とした地域組織化による新しいコミュニティの形成

<コミュニティの崩壊/住民主体のコミュニティ形成>という区別に基づく地域福祉論

(2)1980年代 在宅福祉サービスの重視と地域福祉論(永田幹夫)

→地域における (地域を舞台とした) 在宅福祉サービスの供給

<住民主体のコミュニティ形成/増大する高齢者の介護ニーズへの在宅福祉サービスの提供>という区別に基づくと後者を重視した地域福祉論

(3)1990年代 ①地域自立生活の支援と地域福祉論(大橋謙策)

→地域における (地域を舞台とした) 地域での自立生活の支援

<市町村域での介護ニーズへのサービス供給/自立困難な個人や家族に対する地域自立生活の支援>という区別に基づくと後者を重視した地域福祉論

・個別支援というミクロのレベルを中核において、そこからメゾからマクロへの展開 (= 地域支援とか地域づくり) を視野に入れるという地域福祉論

(4)1990年代 ②地域福祉論の原点回帰—自治型地域福祉—(右田紀久恵)

→生活の舞台としての地域そのものの自治の形成

・大橋謙策との対比でいえば、右田紀久恵の理論は

<支援の舞台としての地域での“個人の地域自立生活支援”/生活の舞台としての地域社会そのものの“自治”の形成>という区別に基づくと後者を重視した地域福祉論

- ・あるいは、住民を<「地域自立生活上サービスを必要としている人」と捉えるのか/「地域福祉を支える住民が地方自治を形成する主体である」と捉えるのか>という区別による違いとしても整理できる。

◆大橋謙策による地域福祉の定義

地域福祉とは、自立生活が困難な個人や家族が、地域において自立生活できるようネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に供給することであり、そのために必要な物理的、精神的環境醸成を図るため、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育の展開を総合的に行う活動である(大橋 1995)。

コミュニティソーシャルワークとは、「地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャル・サポート・ネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が地域で今後同じように起きないように福祉コミュニティづくりとを統合的に展開する、地域を基盤としたソーシャルワーク実践である。それは地域自立生活支援のための個別援助を核として、歴史的に構築されてきたコミュニティ・オーガニゼーション(コミュニティワーク)の理論、考え方を包含したものである」(大橋 2001)。

◆右田紀久恵による自治型地域福祉論

地域福祉は生活原理を基礎として、「援助対象者のもつ地域社会におけるすべての地域関係を維持・発展させることを主眼とする」(岡村重夫)から、(略)地域福祉は地域社会における住民の生活の場に着眼し、生活の形成過程で住民の福祉への目を開き、地域における計画や運営への参加を通して、地域を基盤とする福祉と主体力の形成、さらに、あらたな共同社会を創造してゆく、1つの分野である。この点において地域福祉は「自治」と「自律」との同質性と共通項をもつといえる。…(略)…すなわち、地域福祉の内実化が、地方自治の構成要件の1つとしての住民「自治」に連動するものとみることができる。一方での地域福祉を支える住民の力が地方自治を形成する主体力となり、他方での、国との対外的関係における自治組織体としての市町村=基礎自治体の自治能力が、地域福祉推進の決め手ともなる。地域福祉を単に在宅福祉(在宅援助の実践体系)と短絡的にとらえるのではなく、地方自治のあり方と連動させ、分権的社会システム創造の一環として位置づけるところに、あらたな社会福祉としての地域福祉のもう1つの意味がある(右田 1993)。

(5)2000年代～ 総合相談・地域づくりおよび地域福祉計画と地域福祉論

→地域における(地域を舞台とした)総合相談と地域づくりの実践

- ・<対象分野ごとでの特殊性を重視した仕組みのままていくのか/福祉の対象別分野の総合化を図り、分野横断的で包括的な仕組みをつくるのか>とう区別でいうと後者を重視し、市町村ごとに地域の実情をふまえたうえでの地域福祉計画の策定を通じて支援の包括化を志向したり、策定プロセスを通じての自治の形成を志向することになる。
- ・社会福祉法が改正された2018年以降は、「市町村における包括的な支援体制の構築」という課題となり、「ニーズキャッチなどの見守りの仕組みづくり」や「住民参加による資源開発の仕組みづくり」といった地域づくりの課題と結びつき、市町村ごとにそうした整備をいかに計画的に進めていくことができるのかということが問われることになる。

◆地域福祉論の整理

- ・今日の地域福祉論においては、住民主体や自治を切り口にしてコミュニティづくりを目指すという側面と、地域の中で困難な状況に置かれている個人や家族を包括的に支援するという側面とが混在しており、そうした地域福祉を市町村ごとに推進することが求められている。

2. 地域福祉の政策化の時代

(1) 地域共生社会をめぐる議論

◆たとえば、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめ（2019/12）では…

- ・地域共生社会の理念として、「地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる」ということを確認している。
- ・そして、「地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、『断らない相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき」として、次のように方向を提示している。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

◆断らない相談支援
属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、(ア)世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、(イ)継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の特定支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
属性別に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の両を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援
各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。
 - 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
 - ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能。

- ・また、留意すべき事項のような位置づけで
 - 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
 - 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。

○新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。

○国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

ということが示されている。

◆2020年社会福祉法の改正

- ・地域共生社会の実現に向け、市町村の相談体制を強化することなどを目的として社会福祉法が改正される見通し（2020年6月）
- ・「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」をセットで行うことを想定した「重層的支援体制整備事業」が新設される。
- ・地域共生社会の実現に向けて、前回の社会福祉法の改正（2017年5月改正・2018年4月施行）で明示された「地域生活課題」（同法第4条2項）を解決できる体制を整えるように、市町村に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」（第106条の3）として包括的支援体制の整備の努力義務を課し、18年度から施行されているので、それを後押しする事業としての位置づけ。

(2)地域共生社会をめぐる議論からの政策展開をどのように評価するのか

◆だれが行うのかという「主体」が不明確

- ・だれが（専門職なのか、住民なのか。専門職ならどの機関・団体に属するどのような専門職なのか）、どのような立場で、どのような義務や責任において支援を行うのかが極めて不明確
- ・地域共生社会の議論は、当初より住民の参加を重視する「我が事」の側面と支援のあり方を議論する「丸ごと」の側面とが混在しており、責任の所在が明確に示されないまま展開してきた。
- ・たとえば、「断らない支援」「伴走型支援」が必要だとして、それは誰が行うのか。地域包括支援センターや生活困窮者自立支援法のもとでの自立相談支援事業の相談員、あるいは社会福祉協議会の職員全般なのか…。生活保護のワーカーや児相のワーカーを含めてのことなのか…。
- ・そして、なによりもこうしたことを「政策」として実施するからには、市町村において「課題を抱える全ての地域住民」を対象として、「断らない支援」「伴走型支援」を実施するために、そうした責務を担う専門職が（単一の機関である必要はなく、各種の相談支援機関が連携してでもよいが、ともかく）どこに、どれくらい配置する必要があるのか明示し、そのための予算措置を講じる必要がある。
- ・ひとりの専門職が、住民の生活課題の解決に向けて、しっかりと寄り添って支援する必要があるとするのなら、大阪府におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の実践に関する報告者によるヒアリングをふまえると、1人のCSWが対応可能な生活していくうえで困難な状況にある住民に伴走できる数は、「30人・世帯」程度である。それを超えると「伴走」することは極めて困難となる。

◆支援の方法論の混乱

- ・「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」をセットで行うことを想定した「重層的支援体制整備事業」を、どのように実践するのか、その方法論が不明確である。
- ・「地域共生社会推進検討会」の報告書（2019/12）においても、参考資料として「包括的な支援体制の整備の例」が示されているが、それが地域における相談支援を含めた地域福祉実践の例としてならその多様性から学ぶべきことは多いかが、法律で明示し、全国の市町村で進めるべき「包括的支援体制」あるいは、これから求められる「重層的支援体制」としては、あまりに考慮すべき「変数」が多すぎて、結局のところ各地域の実情をふまえてという域を出ず、その達成状況も、評価すべき指標も明確にできないし、仮に指標ができたとしても「地域の状況が異なるので」ということで、実質的な指標の意味をなさなくなる。
- ・「相談支援」から「地域づくり」へという支援に関する理論的混乱
たとえば、
 - ①相談支援と地域づくりとが一体的に推進できるか否かは、ケース・バイ・ケースであり、常にそのようにできるわけではないし、その必要性もない
 - ②個別の相談支援であるにもかかわらず、地域づくりを目的化することは、個々人の支援を地域づくりの手段にしてしまうことになるので「本人中心」という支援の大原則に反する
 といったこともふまえた議論が必要である。
- ・相談支援系の実践と地域づくり系の実践の方法論は、下表のように原理的に異なっているため、「個別化」を基本原則とする個別の相談支援から地域づくりへという文脈とは別に、地域社会そのものにはたらきかけるアプローチ（「集約化」された地域課題への対応）のあり方を検討する必要がある。

表 地域を基盤としたソーシャルワークの2つの支援

支援 〈システム〉	個別支援（相談援助・総合相談） 〈コミュニティソーシャルワーク・システム〉	地域支援（地域づくり） 〈コミュニティワーク・システム〉
対 象	困難な状況に置かれた地域住民	生活者としての地域住民
成果メディア	支援（困っているひとを支える）	地域づくり（地域を主体化する）
目 的	生活課題の解決	地域のガバナンス構築
主な推進役 （専門職の立ち位置）	専門職（主体としての住民と支援者としての専門職）	地域住民（主体としての住民とファシリテーターとしての専門職）
コミュニケーションにおいて重視される内容	専門的支援の高度化・総合化 （困難な状況に置かれている住民の課題の解決を図るための専門的支援の高度化）	住民生活の共同化・自治化 （地域のガバナンス構築のための住民生活の共同化・自治化）
プログラム	ニーズキャッチ、総合相談、寄り添い型（伴走型）支援、ソーシャルサポートネットワークづくり、援助資源の活用・創設、総合的・包括的支援など	地域の課題把握（地域診断）、懇談会など協議の場・機会の創出と運営、各種の組織化、地域福祉の計画的推進、ソーシャル・アクションなど

（出所：松端 2018：65 を一部修正）

◆そもそも「政策化」といえるのか

- ・地域共生社会に関する議論は、社会問題としての生活課題を

＜政府・行政の責任で政策的に対応

／地域での住民間の助け合いと支援のあり方の再構築で対応＞

という観点からみれば、後者に力点をおいたものであるといえる。

- ・社会の民主化の条件として、ボランティアを考察した仁平（2011）の分析枠組みを参考にすれば、地域共生社会をめぐる議論は、「国家による社会の介入」という側面と「国家による社会保障の削減」という側面が強いといえる。

社会の民主化の2つの要件（仁平典宏 2011）

① 国家に対する社会の自律

⇨国家による社会への介入（強制と動員）

② 国家による社会保障（社会権の保障）

⇨社会保障費の削減、民営化・準市場化、自助・互助・共助の強調

3. 地域福祉の不可避性と可能性を探る

◆地域福祉の不可避性—「個人」化された課題を再び「社会」的課題へ—

- ・社会福祉では、貧困、児童、高齢、障害、母子というように社会福祉の各法によって対象を把握してきた。しかし、生活課題を「生きづらさ」と表現することが多くなっていることに象徴されるように、今日では「障害者問題」や「介護問題」、「貧困問題」などとして、ある種のカテゴリーに集約して課題を把握することが難しくなっている。「障害者」であるためには、「障害」があるとの診断が必要だし、各種の手帳の申請が必要になるが、そうした手続きがなければ「障害者」ではなく、障害者を対象としたサービスを受けることはできない。
- ・このように従来の社会福祉の枠組みでは対応しきれない問題として生じてきている。
- ・それは若い世代から高齢世代まで、その誰もが生活課題として「生きづらさ」に直面している、あるいは今後直面する可能性がある。
- ・ところが、こうした生活課題は集合化しにくいという性格がある。「生きづらさ」の背景には非正規雇用者の増大とか、発達障害と診断される人の増加、自分を「コミュ障」だと認識する人の増大などがあるが、当人が「生きづらい」と認識していても、その原因や状況が多様なので、かつてのように“連帯”して力を合わせて共通の課題に挑むというような行動がとりにくくなっている。
- ・それだけにこのように「個人」化された生活上の、あるいは人生における課題を、個々人やその家族の責任や努力の問題としてしまわずに、集合化し、「社会」的課題として、社会的に対応していけるような取り組みが必要となる。
- ・そのためには、一人ひとりが、それぞれに“私”という観点から、他者と“私たち”を実感できるような豊かな関係をじっくりとつくっていくことが大切になる。
- ・この“私”が、この“私”であるためには、コミュニティ（家庭や職場、友人との関係など）に“所属”し、そこで“承認”されていることが不可欠である。
- ・そのポイントは、閉じられた関係を他者へと開き、“私たち”の課題（＝社会的課題）として、取り組んでいけるか否かというところにある。

◆地域における支援のポイント

- ・支援のポイントは、<“閉じられている関係を開く・拓く”>ということ。
- ・生活上の課題が生じることで、社会との関係が家族のなかに閉じられている。
そこに CSW などの専門職がかかわることで、そうした関係が少しだけでも開かれる。
- ・閉じられた関係に、他者が介在し、他者の関係を通じて、その人を取りまく関係が少しでも豊かに広がればなるほど、実はその人自身の可能性も拓けてくる。
- ・他者との関係の形成は、本人からすれば“私たち”といえる関係をゆるやかにつくっていくことでもある。“私たち”と実感することのできる関係のなかでその関係が深まりつつ、社会へとつながるチャンネルがゆるやかに広がっていく。
- ・笑顔が増える、会話が弾む、外出が増える、他者との交流が楽しみになる…。
- ・こうした変化は、<他者との“つながりをつくる”>、<“私たち”を形成する>、そして<他者（社会）へと“関係を開く・拓く”>といったフレーズで整理することができる。
- ・こうした実践は、具体的な地域のなかで取り組むことしかできない。

◆地域における“共”の再構築

- ・サロンなどの集い系の活動は、「同じ地区の住民である」といった地域への帰属意識や、たとえば「サロン活動を通じて孤立を防止する」というように、他人事ではなく同じ地域に暮らす住民として「共通の利害」を有しているといったことを意識する契機ともなる。
- ・共同体は、同質性・等質性に満たされた空間であるが、そこには「われわれ意識 (we-feeling)」、すなわち“私たち”という意識が必要となる。
- ・“この私”が、“この私”であるためには、何らかのコミュニティに“所属”し、そこで“承認”を得ること、さらにいえば存在が“肯定”されることが不可欠である。地域福祉は、地域を抛り所として「共 (=私たち)」を再構築していく取り組みでもある。
- ・“この私”が“この私”であるためには、“この私”を“この私”にしてくれる他者との関係の形成、すなわちコミュニティへの所属と承認が必要なのであり、サロン活動のように住民が気軽に集い、交流することのできる居場所としての場所が重要な役割を果たす。
- ・私たちは、行動を共にすることを通じて、“私たち”すなわち“共 (同)”を実感することができる。

デモクラシーは“私たち”から

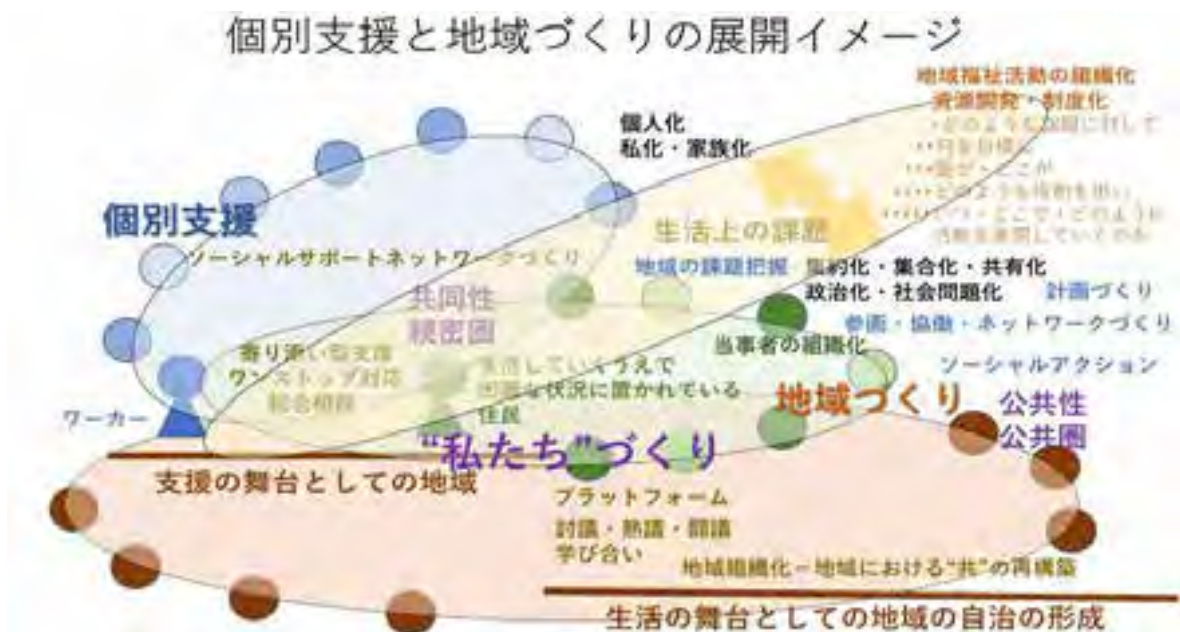
◆「私的问题／公的问题」としてのアゴラ(広場)

- ・実は「一人の力ではどうにもならない問題があるとき、人々が集まって〈私たち〉を形成し、〈私たち〉の問題を解決していくことこそ、デモクラシー」なのである(宇野 2010)。
- ・そのためには「分断された私的问题と公的问题との間の架け橋を回復」する必要があり、この両者をつなぐ『私的问题／公的问题』としての「アゴラ (広場)」が必要となる。
- ・つまり「私的问题」を「私たちの問題」へと媒介する回路が必要となる。
そして、そこに集う個々の住民が、「〈私〉に立脚して声をあげることこそが、デモクラシーの機能を活性化させる」ことになる。こうした営みこそがデモクラシーであるのだが、「デモクラシーに先立ってそのような場があるわけではなく、まさにデモクラシーが実現することで、その場も創出」される。
- ・デモクラシーは、自らの前提である「場」を自らの働きを通じてつくり出すのであり(宇

野 2010:176-177)、それは「オートポイエティック (自己生産的) な自己言及的」営みであるといえる。そしてそれはそのまま地域福祉の実践とも重なるものであるといえる。

- ・住民のくらしに寄り添い生活を支援する活動 (個別支援) や住民の生活課題を集約し、住民によるコレクティブな活動の展開を支援すること (地域支援) は、住民が「社会」へとつながることを支え、住民の「政治」への関心を喚起するものであるといえる。
- ・一定の範囲内で生じている種々の問題の共同処理システムとして地域が機能するためには、そうした個々の住民が私的に抱える問題を共同して解決を図るべき課題 (= 公共的問題) として、当該地域の住民が認識する必要がある、しかもその問題の解決に向けて住民が共同して取り組むことが必要となる。こうした取り組みを駆動させるのが“対話”と“学び合い”の仕組みなのである。こうした共同的な実践が、地域の“自治”を具現化するとともに、共同性から公共性へと展開していくための回路ともなる。

“私たち”づくりから公共へとつながるチャンネルへ



(松端 2020:83 より)

◆「私たち」づくりとしての地域づくりのバリエーション

- ・個別支援を基点としたソーシャルサポートネットワークづくり
- ・当事者を中心とした当事者の組織化
- ・生活の課題の地域での共有化による地域福祉活動の組織化 (資源開発・制度化)
- ・こうした「支援の舞台としての地域」という観点とは関連しつつも次元の異なる「生活の舞台としての地域の自治の形成」を目指した地域づくり

【文献】

松端克文 (2018) 『地域の見方を変えると福祉実践が変わるーコミュニティ変革の処方箋ー』 ミネルヴァ書房.

松端克文 (2019) 「(特集: 地域福祉研究の今後のあり方) 地域福祉研究方法の観点から」 『日本の地域福祉』 第 32 巻.

松端克文 (2020) 「地域共生社会に向けての新しい地域福祉」 上野谷加代子編著 『共生社会におけるソーシャルワークの役割ー地域福祉実践の挑戦ー』 ミネルヴァ書房.

コメント

「地域福祉の政策化における『住民主体』についての再考」

法政大学現代福祉学部 宮城 孝
(日本地域福祉学会 副会長)

日本地域福祉学会第34回大会（兵庫・西宮大会）は、日本のみならず、世界的な新型コロナウイルス感染症禍により、中止せざるを得なくなりました。実行委員の皆様をはじめ、武庫川女子大学の関係者の皆様が、これまで鋭意準備していただいただけに、大変に残念であります。あらためて、関係者の皆様のこれまでのご労苦に感謝申し上げます。

大会企画シンポジウム「**住民主体の理論と実践に立ち返る—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可癒性と可能性を探る—**」のコメントーターとして、直接発表内容をうかがう機会がないままであり不十分かと思いますが、参考までに以下コメントを述べさせていただきます。

今回の兵庫・西宮大会で私個人が期待していたことの一つが、エスカーション・プログラムや地元企画を含めて、1995年の阪神・淡路大震災から、本年で25年という4半世紀を経て、兵庫県の各地、また阪神の地域福祉がどのような変化をしてきたのか、そこから何かしら学びたい、教訓を得たいと思っていた。個人的な背景としては、当時、神戸市に在住・在勤して被災者支援に関わったからでもある。

その点では、来年は、東日本大震災から10年であり、また今回のコロナ禍が、わが国の社会に、また地域福祉にどのような影響をもたらしていくのか、またどのように対応していくべきなのか中・長期的なスパンで問うていくことが求められる。今回のコロナによる災禍は、世界的にもわが国においても多大な影響をもたらすであろうし、社会的に弱い立場の人々により大きな負荷をもたらすと考えられる。本大会をただ単に中止にせざるを得なかったというだけでない、地域福祉の研究上、実践上意義があるものとして個人的には受け止めたいと考えている。

兵庫県は、神戸市などの都市部から中山間地を抱え、地理的にも日本海まで続く日本の縮図と言われる。今回予定された現場の登壇者の方達は、西宮市社会福祉協議会、日本で最も規模の大きいコープ神戸、中山間地の朝来市の行政の方であり多様な立場の方である。

今回の登壇者の報告についてコメントすると、西宮市社会福祉協議会は、特に、全国の市町村社会福祉協議会では例がないと考えられる1981（昭和56）年に最重度障害者の法外の地域活動拠点（通所施設）として設立した「青葉園」を主軸として、「重い障害のある人と地域住民の相互交流の中で結びつき、内実的な地域共生社会形成を相互に実感」できる地域福祉を今日まで粘り強く、また発展的に展開してきたその姿勢と実践に敬意を表したい。

わが国では、マジョリティである高齢者の領域に制度上も実践的にも傾きがちであるが、都市部の中であって、一人一人の重度障害者の自己実現を目標とし、「個人総合計画」を立案し、それを実現するために地域社会のあり様を変革しようとするあり方は、単なる理念ではないソーシャルインクルージョンのあり方に一石を投じる実践ではないかと考える。

そして、個人の支援にとどまらず「西宮のいたる所に多様な主体との連携による共生の居場所拠点（地域共生館「ふれぼの」）を通して、地域社会との関係づくりを展開する相談支援・コーディネート機能を発揮している。

今回のコロナ禍において、世界的には米中対立の激化や国民間の分断、また外国人労働者や経済的困窮者へのより高い感染拡大などが起っている。わが国においても、感染者や医療従事者の家族への差別などが社会問題となっている。このような社会的排除を起こさせない地域に密着した障害当事者と地域住民の日常化した関係づくりが、いかに形成されてきたのか。この地域共生館「ふれぼの」の訪問が、今回エクスカーションプログラムの一つになっていたが、残念ながら実現に至らなかった。個人的には、その今日までの展開の経過と状況、またその成果と課題についてうかがいたかったが、その機会を逸して非常に残念であり、他日を期したいと考えている。

続いて、コープこうべの報告についてである。生活協同組合は、1980年代から公的な制度の補完的機能を果たしてきた「住民参加型在宅福祉サービス」提供団体の一つとしてあげられる。コープこうべが、これまでの実績による住民との信頼関係の醸成により、介護保険制度の約20年間の変遷、特に近年の制度改革を通して、地域住民の生活支援ニーズを具体的にくみ取り、行政との交渉により「日常生活総合支援事業」として持続可能なシステムとして組み替えていくその経過と具体的な内容に多くの示唆が含まれると考えられる。

個人的には、総合支援事業が開始された背景には、先ず介護保険財政の危機的な状況があり、制度自体の設計も、過度な地域のボランティア団体やNPOへの期待があり、かなり無理のある事業であると考えている。全国的に見ても、顕著な実績をあげた自治体は少ないと見られる。

その中で、コープこうべは、歴史的に長い実績と組織力があることから、行政とも交渉力があり、山口氏の報告にあるように、西宮市にもそのノウハウを活かし、コー

ディネート費用の助成を得ている。

また、興味深いのは、利用会員への具体的な活動内容を約20種類に分類したデータである。その中には、「掃除・洗濯」、「病院への付き添い」、「入院時の洗濯」から、「趣味・生きがい支援」まで幅広い生活支援ニーズが含まれている。

今後、特に都市部における老老介護や単身高齢者の増加が見込まれる中で、総合支援事業のあり方を問う必要があると考える。特に、「掃除・洗濯」、「病院への付き添い」などの基本的な生活維持のためのサービス保障のあり方について、利用者の費用負担、また担い手確保の視点から再検討すべきであると考え。このような基本的な生活維持のためのサービスの担い手への報酬は、最低賃金を上回るべきであると考え。そうでないと、担い手の確保は、ますます困難になることが予測される。

ぜひ、その先駆けとして生活支援サービス再構築のモデル像を示していただきたいと期待したい。

最期に、朝来市についてである。朝来市は、人口約3万人の高齢化率が30%を超える兵庫県の内陸部にある市であり、評者は、以前から足立里江氏による『兵庫・朝来市発 地域ケア会議サクセス会議』ACメディア出版、2015年 を非常に参考とさせていただき、地域包括支援センターにおける地域ケア会議のあり方について学ばさせていただいている。

同市の地域ケア会議は、個別支援のための会議として、①向こう三軒両隣会議 ②ケアマネジメント支援会議があり、さらに、個別の課題を地域の課題に転換するための会議として ③脳耕会 ④在宅医療連携会議 ④地域包括ケアシステム推進会議 があり、地域ケア会議の目的と機能をシンプルに明確化することによって、成果をあげている。各地の地域包括支援センターの地域ケア会議のあり方に疑問を持っていた評者にとっては、大きな示唆を与えてくれた。

また朝来市は、全国的に有名な国史跡の竹田城跡、生野銀山など豊富な歴史文化遺産があり、多くの観光客が訪れている。さらに、福祉以外の施策においても、移住・定住施策や子育て環境整備（高校生医療費無償化など）、起業支援、人財育成など、総合的な地域振興施策について意欲的に取り組んでおり実績をあげている。この5年間の市への移住者は、566人であり、その多くが20代・30代となっている。市の「朝来未来会議」には、中高生などが参加し、活発な意見を出しており、市の多様な世代への住民参加を促進しようとする姿勢がうかがえる

朝来市の自治体運営は、従来の旧住民の密接なインフォーマルな人間関係を活かした「向こう三軒両隣会議」の実施や、歴史文化遺産を活かし新たな住民を呼び込もうとする地域が潜在的に有するストレングスを活かした実践や施策のあり方を示しており、特に地方の市町村の示唆になる点が多いと考えられる。

地域住民のエンパワメントを支援する地域福祉の推進主体における媒介機能の強化を

阪神・淡路大震災が起こった 25 年前と比較し、わが国の高齢化率は約 2 倍となり、2040 年頃まで超高齢化が進行する。また、2010 年代から人口減少が進み、大都市郊外でもその進行が始まりつつある。また、少子化は、一向に改善されないままであり、今回のコロナ禍が、子育て環境にダメージを与えることを危惧するところである。

近年、政府は、「**地域共生社会**」の構築を社会福祉がめざすべき理念・目標とし、社会福祉法を改正し、地方自治体において包括的支援体制の構築を努力義務化し、さらに具体的にこれまで属性別に実施されていた事業の統合化を図ろうとしている。これらの一連の施策を地域福祉の研究者等は、「**地域福祉の政策化**」と呼んでいる。

戦後長らく続いてきた児童・障害・高齢・生活保護（困窮）などの属性分野別制度に依存してきたこれまでの社会福祉から、厚生労働省の「地域力強化検討会」の最終とりまとめによると、「その検討は、従来の福祉の地平を超える新しいステージ」へ向かうものにとらえ、「様々な地域生活課題の発見や解決について、福祉の中だけで完結するのではなく、地域の幅広い分野・関係者との協働を進めていく、むしろ福祉で地域づくりをしていくといえる試みである。この取り組みは非常にクリエイティブなものであり、福祉ないしソーシャルワークが魅力的なものになる可能性を持っている。」と述べているような地域福祉を実現できるか、その実現を可能とする具体的な要因は何なのかが、これからの地域福祉に問われる。ただ単に理念や目標で語られるのではなく、実証的に、また地域住民に支持されるものになっていかなければならない。

今回のコロナ禍でもそうであるが、特に自ら SOS を社会に発信しにくい人々の生きていく上での課題を地域単位でくみ取る媒介機能こそが、地域福祉推進主体の存在意義であると考えられる。一方、超高齢化、人口減少は、町会・自治会、老人クラブの高齢化・弱体化、民生委員への過重な負担など、これまでの地縁組織における相互扶助機能の減退をもたらしている。これらの地縁組織をさらに側面的に支える必要があるだろうし、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域福祉の多様な主体が重層的にその機能を発揮していくことが求められる。

近年の地域福祉の政策化の動向に安易に依存するのではなく、地域福祉の各推進主体には、各地域において地域住民のエンパワメントを支援するとともに、そのニーズや生活課題をキャッチし、実践や施策に反映する媒介機能を強化していくことが、今回のシンポジウムの各報告から示唆される。

1. 西宮市社会福祉協議会ー当事者主体と住民主体の統合実践による地域共生社会形成

1) 西宮市社協の背景ー兵庫県社協による社協モデルとしての「総合型社協」

兵庫県社協は市町社協方針に関わる第7次計画『ささえあうまちづくり推進プラン 2 (1994~1998)』において「総合型社協」を提起している。この社協モデルは、全社協による事業型社協モデルに対して、それまでの「協議体機能」と「運動推進体機能」を基盤として先駆的、開拓的に福祉課題に対応する「事業体機能」の3つの機能の総合的展開を図る社協組織・実践モデルであった(この3機能を一体的にとらえる表現は兵庫県社協オリジナルである)。また、その推進のための「地域福祉推進(活動)計画」運営モデルである。

これによる社協の地域福祉実践の基本形は、協議体機能の重視によるコミュニティワーク実践と協議体組織としての社協運営(経営)重視。その上での開発的な地域福祉実践(端的に言えばコミュニティワーク、ケアワーク、相談支援の総合的実践)を重視する実践である。今日的に言えばコミュニティソーシャルワーク機能の発揮というところであろう。しかし、兵庫県内の社協では「コミュニティソーシャルワーカー」というワーカー名は使用せず、「コミュニティワーカー(地域担当)」+「地域生活支援ワーカー(相談支援+ケアワーク担当)」の連携として地域福祉実践を推進している。

このような実践を積み重ねてきた成果は、たとえば社協の協議体機能の根幹をなす理事会、評議員会の平均開催回数(神戸市除く)は、平成30年度で理事会6.8回、評議員会3.2回である(近年、若干の低下傾向:理事会は最低月1回が目標)。また、地域福祉推進(活動)計画の策定率は100%であり、最高で10次計画を超える。また、近年のコミュニティワーカー配置財源といえる生活支援コーディネーターの社協への受託率は全体で79.2%、第1層56.4%、第2層89.4%(平成31年4月現在)と圧倒的にコミュニティワーク推進機関としての認知が高い。

ちなみに、コミュニティワークを重視する社協は自らの住民協議体としての組織化を重視する傾向から理事会、評議員会の強化を重視する。一方、近年のコミュニティソーシャルワーク型社協(≒総合相談支援型社協)はそのワーカー機能を重視する傾向から協議体機能の強化への意識は低いのではないだろうか。

2) 西宮市社協の県内への貢献

西宮市社協は兵庫県内の地域福祉実践に与えた影響は多様にあるが、なかでも「青葉園」の影響は大きい。とくに社協実践の「個」への支援・関わりについては、1982年国際障害者年前後における障害福祉を地域福祉実践として展開する実践が日本海の漁村である旧香住町社協と阪神間の大都市である西宮市社協から生まれた。日本海を望む旧香住町社協は、町内在住の全身性リュウマチによる寝たきりのHさんの「この地域で暮らしたい」という願いをもとに、その方に尋ねながらすべての社協事業を組み立ててきた。国際障害者年には

町に障害者長期行動計画策定に向けたソーシャルアクションを展開し実現させている。同じくして阪神間にある西宮市社協においては重い障害のある方の地域自立生活の総体をつくりあげるための青葉園が発足した。その取り組みの過程では県内初の権利擁護センターの設立を実現させている。

この二つの社協の取り組みは、「障害者への地域生活支援」ではあるが、その根幹は重い障害のある方の当事者主体としての地域展開と地域住民の「住民主体」としての地域福祉活動の統合的な「主体化」実践である。とくに西宮市社協は重い障害のある方を相談支援やケアサービスの対象・利用者というよりも、住民と専門職とともに地域共生社会（社会的包摂社会）を形成する「地域社会変革者」として捉えてきた経緯がある。このように西宮市社協は兵庫県内の「個別支援と地域支援の一体的実践」を「当事者・住民・専門職による相互主体化実践」として展開する地域福祉の意義を県内に波及させている。

（参考文献）

- ・兵庫県社会福祉協議会（1994）『ささえあうまちづくり推進プラン2－市町社会福祉協会』
- ・藤井博志・清水明彦（2017. 3）「地域共生社会をめざす持続的な開発実践－西宮市社会福祉協議会 青葉園」日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター編『地域共生社会の開発福祉－制度アプローチを越えて』 ミネルヴァ書房 p181-p194

2. 生活協同組合「コープこうべ」と地域福祉

コープこうべは生協の先達として、兵庫県内では「コープさん」として親しまれ、県民の約半数が組合員である。したがって、コープこうべは生協としての「共益団体」としての位置を超えて、実質的に公益団体としての性格を有している。

地域福祉の関係では、本報告は生協による全国初の「暮らしの助け合い活動」の今日的な発展形態、すなわち自治体を射程においた市民福祉の担い手として官民協働モデルの実践が報告されている。この背景として、組合員も高齢化しつつある社会構造の変化の中で、くらし・地域密着志向を強める生協活動の在り方やそのための職員教育、生協事業の展開に取り組んでいる近年の姿がある。

コープこうべは購買生協として、福祉の基盤となる「生活」防衛活動を基盤として福祉の接点を取り結ぶ存在であり、それに加えて、環境活動を重視し、「環境」「生活」「福祉」を統合的に捉える幅の広さを有している。今後、地域福祉が「福祉課題」からさらに「地域生活課題」の解決を模索する上では、豊富な先行実践とそのための「協同」の哲学を有した中間組織として地域福祉としての接点がより深まってくるものと思われる。なお、生協の組合員参加と職員参加の組織形態は社会福祉法人の社協より社協的である。

コープこうべと地域福祉との関連は、阪神淡路大震災によってその重要性がよりあきらかになった。身近なことでいえば、地縁団体とNPO法人などのテーマ型活動層の両翼を持つコープこうべはその両者をつなぐ接点の役割を果たしてきた。そのことも含めて21年前にコープこうべ、神戸市社協、兵庫県社協によって「協働憲章」が制定されている（文末掲

載)。地域共生社会が政策目標になっている今日において、この憲章の価値を再評価する必要があるだろう。

3. 兵庫県朝来市－地域福祉と過疎問題

兵庫県は広大な郡部を擁する県である。瀬戸内から日本海につながり、淡路島などの諸島があり、また中山間地をかかえる「日本の縮図」といわれる県である。したがって、地域福祉実践においても、たえず、都市問題から過疎問題までを同時に見据え、その関連性と共通性を発見する模索を余儀なくされてきた。そのことが、兵庫の地において普遍性のある豊かな地域福祉実践を生み出してきたといえる。

朝来市は兵庫県の日本海気候をもつ中山間地である。平成の合併以降、地域自治施策に精力的に取り組み、小規模多機能自治を標ぼうする自治体である。

地域福祉実践の基本活動である小地域福祉活動は全国的には小学校区域の地区社協実践を主として取り上げられてきた。しかし、郡部を多く抱える兵庫県においては地区社協は阪神間のごく一部の地域しか組織できなかつた。兵庫県内の市町の住民の生活圏は自治会、集落が主流であったからである。すなわち、兵庫県内の小地域福祉活動は「集落福祉」がその基盤にある。現在の郡部における住民自治組織の小学校区への再編においても、小地域福祉－住民のつながり基盤は「集落」である。今後、この集落自体の衰退が予測される中で、地区・小学校区域への地域づくりへの住民組織の再編と、伝統文化・祭祈などの行事、農漁業や地場産業、環境保全、支え合いなどを基盤とする集落単位での暮らしの基盤の維持をどのように地域振興と地域福祉の接点として実践していくかは、郡部における地域福祉の重要な課題であると同時に都市部への問題提起でもある。

【参考掲載（抜粋）】

市民福祉社会への協働憲章

兵庫県社会福祉協議会・神戸市社会福祉協議会
生活協同組合 コープこうべ

市民福祉社会への協働憲章【前文】

私たちは市民福祉社会の実現をめざします。

私たちが望む市民福祉社会とは、自立と自己決定の理念に基づき、市民の連帯と協働によって、すべての生活者の尊厳を地域で認め合い、支え合う社会です。

私たちは兵庫の地で、それぞれの組織の活動理念に基づき、独自性を発揮しながら、福祉のまちづくりをすすめてきました。

折しも、私たちは、未曾有の大震災を経験して、自立、連帯、共感、共生、

協働という価値を地域社会のなかで成熟させることの大切さを実感しました。

私たちは、こうした経験を教訓として未来に活かすために、これまでの取り組みを一層発展させ、多くの市民との連帯のもとに、豊かな福祉文化を育む市民福祉社会の形成をめざしていきます。

私たちは、この憲章の趣旨をより多くの市民に広め、私たちの協働のよりどころとして取り組んでいきます。

【行動目標】

1. 私たちは、市民が人間としての尊厳を認め合い、自立と自己決定を支えるため、社会サービスの創出やネットワーク化をすすめながら、生活の場から市民福祉社会を築くことに努めます。
2. 私たちは、多くの市民が市民福祉社会づくりに参画できるよう、市民、民間非営利組織、企業、行政などとの協働をすすめるとともに、地域で多様に展開される市民福祉活動を支援します。

【行動指針】

〔福祉文化を育む人づくり〕

1. 私たちは、学びや実践を通じて、生活に障害のある人たちのおかれた立場を理解し、お互いに助け合い、よりよい生き方を求めていく人づくりをすすめます。

〔地域共生をめざす社会サービスづくり〕

2. 私たちは、あらゆる社会サービスが使いやすいものになるよう働きかけるとともに、生活に障害のある人たちの願いに基づいたサービスを積極的に開発していきます。

〔サービス利用者の権利を高める取り組み〕

3. 私たちは、サービス利用者の基本的な権利である、①安全を求める権利、②知らされる権利、③選択する権利、④意見が反映される権利などが具体的に保障される取り組みを、生活に障害のある人たちの参画を求めながらすすめます。

〔暮らしを支える地域福祉計画づくり〕

4. 私たちは、市民福祉社会の形成を市区町域で実現するために、行政に地域福祉計画づくりを積極的に働きかけ、主体的に参画していく取り組みをすすめます。

〔共感と協働を拓げる取り組み〕

5. 私たちは、この憲章の趣旨を積極的に社会にアピールし、共感する市民、民間非営利組織、企業、行政などとの協働の輪を広めます。

1999年1月14日制定

『市民福祉社会への協働憲章』に基づく

県域での取り組みの構想

1. 協働促進会議の設置

兵庫県社会福祉協議会、神戸市社会福祉協議会、コープこうべの役員による協働促進会議や実務担当者会議を設置して、協働の取り組みを具体化していきます。

2. 憲章の趣旨を広げていく取り組み

さまざまな広報手段を通じて、市民、民間非営利組織、企業、行政などに憲章の趣旨を広げていきます。

3. サービス利用者の権利を高める運動の推進

サービス利用者の基本的な権利を市民に周知し、その権利を保障していくようサービス提供者に働きかけていきます。

4. 市区町域での協働促進と条件整備

市区町域での協働の取り組みが促進されるよう、検討の場づくりやモデル地域の指定などを通じて条件整備を行っていきます。

5. 災害時の救援・支援活動での協働

県内外を問わず、大規模災害が発生した場合、救援・支援活動での協働の取り組みをすすめていきます。

市区町域での取り組みの提案

1. 協議の場づくり

市区町域で、社会福祉協議会とコープこうべとの協議の場を設置し、協働の取り組みをすすめていきましょう。

2. 福祉文化を育む人づくり

ボランティア活動や学習活動の場を協働でつくり、お互いに助け合い、ともに幸せを求めていく人づくりをすすめていきましょう。

3. 地域共生型のサービス開発

社会福祉協議会とコープこうべのそれぞれの機能を生かし、生活に障害のある人たちの願いに基づいたサービスを開発しましょう。特に、介護保険制度で対応できない層への対応に協働で取り組みましょう。

4. サービス利用者の権利を高める運動

市区町域で、サービス利用者の権利を高める運動を協働ですすめましょう。また、生活に障害のある人たちが地域で自立生活が送れるよう、市民・専門機関が連携して支援する活動をすすめましょう。

5. 市町の地域福祉計画策定への参画と促進

市町の地域福祉計画策定を市民参画ですすめるための活動を行うとともに、民間レベルでの地域福祉活動推進計画づくりのための協働活動をすすめましょう。

大会企画シンポジウム②

地域福祉の源流を探り 地域福祉研究と実践の展望を語る

このシンポジウムでは、今日、改めて地域福祉が各地での実践のみならず、政策においても、あるいは支援のあり方においても注目されている状況をふまえ、地域福祉の研究と実践の方向について、登壇者間での議論を通じて、その源流を探りつつ、これからのあり方を展望する。

2000年の社会福祉法において地域福祉の推進が明記され、私たちの生活においても、社会福祉の政策や自治体行政においても、そしてソーシャルワーク実践においても地域福祉が「主流化」してきたといえるのだが、20年が経過した今日からすれば、「主流化のその後」にはどのような展望が見いだせるのか。地域福祉を推進するうえで中核的役割を果たすことが期待されている社会福祉協議会は、それに応えることができたのか。また、地域における公益的活動が課題となっている社会福祉法人、あるいはNPOや生協、ボランティア団体なども含めて、地域福祉を推進していく主体は多様であるが、そうした主体はどのような状況にあるのか。地域福祉計画づくりとも関連づけて、住民の参加・参画を促し、地域を変えていくために社会福祉専門職は、どのような役割を果たしてきたのか。

こうした実践のありようのみならず研究はどうか。地域福祉では実践が先行するかたちで研究が進められる側面が強いといえるが、「実践研究の方法論」がいまだ確立しているとはいえない状況にある。こうしたことをふまえ、このシンポジウムでは地域福祉研究のあり方や学会の役割などについても議論する。

シンポジスト

- 武川 正吾 氏 (明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授)
和田 敏明 氏 (ルーテル学院大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)
大橋 謙策 氏 (公益財団法人テクノエイド協会理事長・
日本社会事業大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)

コーディネーター

- 上野谷 加代子氏 (同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授)

日本地域福祉学会シンポジウム（武庫川女子大学大会）2020年6月21日（日）

コーディネーター

上野谷加代子

（同志社大学名誉教授）

シンポジウムの趣旨

地域共生社会づくり（災害等危機対応時の包括的支援体制づくりを含む）が社会福祉政策の主流になっていく中、改めて、「地域福祉」を問う。なぜ、地域福祉実践が生まれ、地域福祉政策、理論が必要なのか。それぞれの関係はどのように作られてきたのか。時代をさかのぼりその源流から本質を見直す。そして、今後を活かす。

ただし、社会福祉政策の転換期に焦点を合わせ、つまり、ニーズの増大、多様化、拡散、に伴ってのサービス、システム、活動、行動が生み出されるきっかけに焦点を合わせる。

とりわけ、1970年台、1990年台、2000年以降から、最新の政策動向を踏まえ、考察し、議論を深める。

大きなテーマであるので、今回で論じ終えるとは思えないが、シンポジストの3人は、このテーマについて議論するのに最適で刺激的な方々である。地域福祉は、地域共生社会づくりとそのような関係にあるのか、もふまえつつ、今回はいくつかの論点を抽出し、今後の実践研究に寄与したい。と同時に、地域福祉実践者・研究者として成熟していくことの意味・意義について考える。私たちの使命、役割は何か、真摯に考え合いたい。以下、当日語られると予想されるキーワードを示しておく。

- （1）、地域福祉の主流化、その後は？ 他領域研究・実践との関係
- （2）、だれが、どこが推進していくのか？ 社会福祉協議会論、社会福祉法人、NPO、企業等主体について、特に社会福祉協議会、社会福祉法人施設の位置づけ、役割
- （3）、推進する方法は？ 参加論、協働論、ネットワーク論、運動論
- （4）、自治体論、ガバナンス等、制度・政策に関連して（財源を含む）
- （5）、専門職の役割と養成・現業研修のありかた
- （6）、実践研究の今後、方法、期待等

地域福祉の理論・実践研究は、福祉のみならず保健・医療・教育・政治・政策・経済・心理・歴史・宗教・都市計画・農業政策等多くの専門職関係者の参加で成立している事実から、今回は、まず大橋名誉会員には、基調となる地域福祉の変遷や論点を抽出して問題提起していただく。（40分）また、和田名誉会員には、社会福祉協議会（全国・各自治体）の政策決定へのかかわりや実践の蓄積の評価、そして社会福祉法人施設としての実践の可能性について、語っていただきたい。（25分）さらに、武川会員には、社会政策研究者から見た地域福祉の主流化、その後の評価、および地域福祉研究者との共同研究や社会福祉士養成にかかわっての今後に向けての課題等を語っていただきたい。（25分）

休憩をはさみ、論点を絞り議論を進めたい。多くの会員の参加を期待している。

地域福祉の主流化その後

明治学院大学教授

武川正吾

1 地域共生社会論の登場

2016年の「ニッポン一億総活躍プラン」のなかで「地域共生社会」という概念が政府文書のなかに初めて登場した。その後、社会福祉の世界では地域共生社会がキーワードとなっている。日本で「共生社会」が政策理念として掲げられた歴史は古いが、これまで地域福祉との関連で共生社会が論じられることはなかった。ここいきで地域福祉が共生社会の段階に達したとも言えるし、地域共生社会は共生社会の地域福祉バージョンとも言える。

2 「共生社会」論の系譜

共生はもともと生物学に由来する概念であるが、1980年代ころから社会科学でも用いられ、政策理念としても掲げられるようになった。1980年代は「男女共生」という表現が見られたが、その後「男女共同参画」の用語が一般化した。他方、外国人労働者の問題が日本でも取りあげられるにつれて、とくに教育現場では「多文化共生」といった理念が普及するようになった。そして現在では「地域共生社会」が多く語られる。

3 「地域福祉」論の系譜

地域福祉の歴史も古いが、2000年の社会福祉法以降、社会福祉における地域福祉の位置づけが大きく変化した。「地域福祉の主流化」とも呼べる現象であり、以下の点にそれが表れている。①法律の変化、②地域社会の変化、③地域への関心、④社協による地域福祉活動、⑤地域参加による福祉活動、⑥地方行政の変化、⑦地方自治におえるローカル・ガバナンスの普及。

4 この20年間の変化

この20年間、地域福祉の主流化は不可逆的に進んでいると思われる。市町村の地域福祉計画の策定率が上昇してきた。社協の活動計画についての資料は今回得ることができなかったが、行政と同様だと推測される。当初の地域福祉計画は社会福祉計画のなかでは高齢、障害、児童などに関する計画の残余的な性格もあったが、現在では、それらの上位計画として位置づけられるようになった。地域包括ケアとの結びつきも強くなった。

5 これからの地域福祉

地域福祉のなかではこれまで多文化共生について取りあげられることが少なかったが、地域福祉と共生社会が結びつくことによって、この問題も包摂した地域福祉の確立が望まれ、これまで以上に総合的視野が必要となるだろう。

日本地域福祉学会シンポジウム(武庫川女子大学大会)

『地域福祉の源流——個人史的地域福祉実践・研究の系譜』

日本地域福祉学会名誉会員

日本社会事業大学名誉教授

大橋 謙策

(はじめに)

I. 地域福祉への関心——誰もが住みやすい地域づくりを目指して

- i) 誰もが住みやすい地域づくりから「社会事業」へ関心——島木健作「生活の探求」
- ii) 社会福祉法制の枠組みのなかでの「ケースワーク」に疑問——当時のコミュニティオーガニゼーションへの幻滅
- iii) 社会教育への期待
 - ① 戦後社会教育の原則は、地方分権・地域自治、住民参画、拠点施設主義
 - ② 社会教育法第3条——実際生活に即する文化的教養の醸成
 - ③ 1972年 東京都稲城市社会教育委員に任命
 - ④ 1973年 「住みよい稲城を創る会」結成、代表幹事に就任——問題発見・問題解決型共同学習の実践、“学校拒否児、父子家庭、嫁による介護問題等の体験発表会と分科会によるワークショップ
- iv) 社会福祉法制外にある市町村社会福祉協議会への期待——戦前社会事業における精神性と物質性、風化行政、社会福祉協議会資料集第5集「社会福祉協議会からみた公民館」(1952年)——因みに、同第6集「学校における社会福祉事業教育」(1952年)
牧賢一「社会福祉協議会読本」1953年——1971年第1回地域福祉施設協議会——1969年「コミュニティ——人間性の回復の場として」答申
「地域福祉施設・コミュニティオーガニゼーション・公民館」(『月刊社会教育』1973年9月号所収)

II. 地域福祉における地方自治体論と地域福祉計画

- i) 右田紀久恵先生の自治体論と三浦文夫先生の自治体の位置づけ
- ii) 1976年「施設の性格と施設計画」、『社会福祉を学ぶ』有斐閣所収
1980年全社協「ボランティア基本問題研究委員会」の「ボランティア活動の構造図」——福祉計画はボランティア活動の一翼
- iii) 1984年全社協「地域福祉計画——理論と方法」——1989年7月「東京都における地域福祉推進計画の基本的あり方について」——1989年東京都狛江市社会福祉協議会

「あいとぴあ推進計画」策定、1990年富山県氷見市社会福祉協議会「福来21プラン」策定——社会福祉協議会と行政の協働

- iv) 市町村基盤と在宅福祉サービスの重層的圏域設定
- v) 住民座談会によるニーズ把握と住民の福祉教育の機会

『地域福祉計画策定の視点と実践——狛江市あいとぴあへの挑戦』第一法規、1996年

「地域福祉計画のパラダイム」『地域福祉研究』（日本生命済生会）第13号、1985年

Ⅲ. 地域福祉実践方法論の開発とコミュニティソーシャルワーク

i) 社協職員に求められる機能——4Hと6Pと6C

- ① 4H——Heart（情熱）、Head（頭脳）、Hand（手段・技術）、Health（健康）
- ② 6P——Plan（構想を立てる力）、Program（実施計画を立てる力）、Promote（計画を具現化する力）、Produce（実施事業を演出する力）、Play（実際に自らも活動する力）、Propagate（事実、実践を宣伝し、広げていく力）
- ③ 6C——Counsellor（相談相手）、Consultant（地域及び生活の診断者）、Clarifier（問題を明確する人）、Coordinator（連絡調整者）、Case Worker（個別支援者）、Copartner（住民の協働者）——当初はCounsellorとConsultantを一括りにしていた

出典

『地域福祉の展開と福祉教育』大橋謙策著、全国社会福祉協議会、1986年

「公民館職員の原点を問う」大橋謙策著、『月刊社会教育』329号所収、1984年8月、国土社（2020年2月8日一部修正）

ii) 社会福祉協議会職員養成と「地域福祉活動指導員養成課程」（1979年～1991年（12期生）」

iii) 1990年「生活支援地域福祉事業（仮称）の基本的考え方について（中間報告）」（座長大橋謙策）——潜在的ニーズ、多問題家族、社会的孤立、家政管理能力、外国人問題、入退院支援、家庭内暴力、コミュニティソーシャルワーク、チームアプローチ、2つの援助方針の提示

iv) 1991年「ふれあいのまちづくり事業」とコミュニティソーシャルワークの復活及び理論化、体系化

『コミュニティソーシャルワークと自己実現サービス』2000年、万葉舎

『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』2015年、中央法規、

Ⅳ. 地域福祉の主体形成論と福祉教育

i) 4つの主体形成論

II) 子ども・青年の発達の歪みと福祉教育——素材論と方法論

『シリーズ福祉教育』全7巻、光生館、一番ヶ瀬康子・小川利夫・木谷宜弘・大橋謙策 1986年～1993年

V. 地域福祉の研究手法と地域福祉実践の組織化

- i) 「バッテリー型研究方法」——ディレクティブイズムの研究者になるな
- ii) 地方自治体及び市町村社会福祉協議会における実践システムの開発
 - ① 市町村社会福祉協議会——島根県瑞穂町、東京都狛江市、富山県氷見市、岩手県湯田町、秋田県藤里町、香川県琴平町、沖縄県浦添市、
香川県社会福祉協議会（県内社協のアライアンス結成、事務局体制を地域担当制にして、総合相談と各種生活支援サービス提供との一元化、施設、民生委員、社協の有機化による社会福祉法人の地域貢献）
 - ② 地方自治体
 - 東京都（社会福祉審議会、児童福祉審議会、各種委員会——1994年子ども家庭支援センター（社会福祉士、保健師・保育士の配置、アウトリーチ）の設置、現在58ヶ所）、
 - 東京都目黒区（1990年、日常生活圏域5か所に保健福祉サービス事務所の設置）、豊島区（コミュニティソーシャルワーカーの配置）、
 - 長野県茅野市（地域包括支援センターのモデルになる子ども・障害者・高齢者の総合相談窓口を日常生活圏域4か所に設置、コミュニティソーシャルワーカーの配置、2000年）、
 - 狛江市（1989年社会福祉協議会が行政と一体的に地域福祉計画策定、保健福祉センターで保健と福祉の一元的提供）
 - 岩手県遠野市、千葉県鴨川市、
- iii) 日本地域福祉学会の創設（1987年）
 - # 1 『地域福祉史序説——地域福祉の形成と展開』1993年、中央法規
 - # 2 『地域福祉の源流と創造』2003年、中央法規
 - # 3 Japanese Research Association for Community Development
 - ① Community Development
 - ② Community Organization, Community Work
 - ③ Community Based Social Work
 - ④ Community Social Work
- iv) 1993年日本地域福祉研究所の創立と全国地域福祉実践研究セミナー（第25回）の開催
- v) 1996年「こんぴら地域福祉実践セミナー」の開催から「四国地域福祉実践セミナー」（第17回・通算23回）への発展
- vi) 全社協「社協事務局体制のあり方」検討会から千葉県地域福祉研究会の発足及び「房総地域福祉実践セミナー」への発展
- vii) 沖縄への特別の思いと「かりゆし沖縄地域福祉実践セミナー」

VI. 地域福祉研究における国際交流

- i) 日韓地域福祉実践交流セミナー全6回（ソウル、釜山、大邱、光州、大田）
- ii) 日韓地域福祉学会交流事業
- iii) 東北アジアソーシャルワーク教育一元化プロジェクト（北京大学、梨花女子大学、日本社会事業大学等の共同研究）——科研費A型助成

VII. 地域社会生活課題及び住民のニーズに対応する問題解決プログラムの開発、サービス開発の能力向上とそれを展開できるシステム構築

- i) 日常生活圏域ごとにおける子ども・障害・高齢問題の横断的総合相談体制の整備
- ii) 生活支援サービスの統合的提供システムの構築——生活福祉資金、生活困窮者自立支援、日常生活自立支援事業、成年後見制度、介護予防生活支援コーディネート、障害者相談支援事業等
- iii) 「第2層圏域」での専門多職種連携とケア会議の開催——介護保険の「第2層協議体」と「地域ケア会議」、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会の「第2層」協議体の設置
- iv) 「第2層圏域」を担当するフォーマルケアとインフォーマルケアとを有機化する職員配置の重要性
- v) 「農福連携」等ニーズ対応型福祉サービスの開発

VIII. 地域福祉研究者の再生産と地域福祉に関する教育方法の危機

- i) 社会福祉士養成課程のテキストがない時代における大学教員の先行研究を踏まえた教材研究と「講義ノート」の作成
- ii) テキストが刊行されて以降の地域福祉教育における「教科書を教えるのか」、「教科書で教えるのか」での“教育者”の研究能力と教育能力
- iii) 大学院修士課程の「大衆化」と修了者の大学における“社会人登用”による研究能力、地域福祉実践理論化の脆弱化
- iv) 大学教員の多忙化とフィールドとしての地域福祉実践への関わり方
- v) 市町村自治体の主権化時代における社会福祉政策的な社会福祉研究と国の社会福祉政策の位置づけ

第 17 回日本地域福祉学会

地域福祉優秀実践賞報告

受賞団体報告

三鷹市

社会福祉法人悠々会

NPO 法人地域の寄り合い所また明日

司会・コーディネーター

松端 克文 （日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞選考委員長

・武庫川女子大学 教授）

2020 年度 第 17 回日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞の選考について

日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞選考委員長 松端 克文
(武庫川女子大学)

今年度は、9 団体の推薦があり、2 月 15 日に開催した選考委員会での審議の結果、どの団体も注目すべき実践内容があり、審査委員による得点も僅差で、非常に難しい選考となりましたが、次の 3 団体を推薦することにしました。

三鷹市

三鷹市では、市制に移行した 1950 年以降、都市化に伴い人口が急増するなか、さまざまな市民活動や新旧住民の交流や協働の拠点として、1970 年代に 7 つの圏域にコミュニティセンターを設置し、また住民協議会の組織化を柱としたコミュニティづくりに取り組んできた。また、公募型の「まちづくり市民会議」を設置することで、市の基本計画の策定に際して市民の意見を反映させるような仕組みをつくり、1998 年の「みたか市民プラン 21 会議」において、市民と行政との「パートナーシップ協定」が結ばれている。

こうしたコミュニティづくりの政策を底流として、2000 年代には全員公募の市民委員により構成される「みたか市民プラン 21 会議」での意見をふまえて策定された三鷹市基本構想に基づき、7 圏域（コミュニティ住区）を基盤エリアに「地域ケアネットワーク（ケアネット）」が組織化されている。これは多世代、多職種、多様な支え手によって構成される共助のための緩やかなネットワーク組織であり、住民協議会、民生委員・児童委員、町会などの参加のもと活動が行われており、2004 年度に最初のケアネットが設立された後、2014 年度までに市内すべてのコミュニティ住区で設立されている。ケアネットでは、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち・三鷹」を目標として、それぞれの地域特性や課題に応じた活動を行うとともに、住民同士の顔のみえるつながりづくりと交流や、関係機関や諸団体と連携し、地域でのつながりや支えあいの輪を広げるための活動が行われている。このように三鷹市では、1970 年代以降 50 年にわたって耕されてきたコミュニティ政策を土壌として、地域包括ケアシステムの三鷹モデルともいうべき諸施策のもと、市民の「参加と協働」に基づく多様な活動が展開されている。

さらに 2005 年 10 月に三鷹駅前に、市内の 14 の教育・研究機関が集まり、「民学産公」の協働によって運営する「新しい地域の大学」をめざして「三鷹ネットワーク大学」が設立され、現在では 20 の正会員と 66 団体の賛助会員の教育・研究機関とともに、教育・学習や研究・開発、ネットワークに関する多様な活動が行われており、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構の発行による書籍『人生 100 年時代の 地域ケアシステム—三鷹市の地域ケア実践の 検証を通して』が刊行されている。

このように三鷹市では、そのときどきでの課題を乗り越えながら半世紀におよぶコミュニティ政策を基盤として、継続して市民参加・市民自治のための条件づくり、仕組みづくりに取り組んでおりそれを土台とした「地域ケアネットワーク」の実践などは、これからの地域福祉を推進していくうえでの参考となる貴重なモデルであり、継続性、参加性・普及性、さらには記録性などにおいても高く評価された。

社会福祉法人悠々会

社会福祉法人悠々会は、町田市において長年にわたり民生委員児童委員を務めいた陶山慎二氏により 2001 年に特別養護老人ホームを主たる事業として設立された社会福祉法人である。

施設サービスを中心とした社会福祉法人において、地域福祉実践として評価できる点は、施設サービスの充実そのものもさることながら次の点にある。まず、施設内に地域住民がボランティアコーディネーターとして運営するボランティアセンターを設置し、多くのアクティブ・シニアの参加のもと施設内外における活発な活動をサポートしていること。次に、地域内の約 20 の社会福祉施設や事業所による「社会福祉施設連絡協議会」を組織化していること。そして、地域の地縁組織との協働のもと、地区社会福祉協議会の組織化をしていることなど、施設の開設以来、地域密着型の事業展開を積極的に推進しているところが、地域福祉の観点からは高く評価できる。

さらに悠々会は、高度経済成長期に開発の始まった小田急沿線の郊外の住宅地にあることから急速に高齢化し、今日では世帯数が減少し、空き家・空き室の割合が 3 割にもなっている状況のもと、東京都の「地域居住モデル事業」の「あんしん住宅（ハウス）事業」に取り組み、法人内に居住支援コーディネーターを配置し、不動産業者との折衝のもと法人が空き家物件を低廉な料金で借り上げて提供する仕組みや、24 時間見守りシステム、買い物や通院の送迎、あるいは施設なでのサロンやランチ会への参加のサポートなど、高齢者層の住民を中心として、多様なニーズを把握し、相談件数が約 330 件あり、そのうち利用件数が約 30 件など、それに対応する仕組みを独自に創出している。こうした取り組みもふまえ、2018 年度では都内の 11 の居住支援法人のうち、社会福祉法人としては唯一の指定を受けている。

このほか地域通貨「TALK」を開発し、普及させていたり、医療・看護・薬・食・介護・福祉の事業者によるネットワークを通じて一般社団法人を設立し、特別養護老人ホーム、クリニックモール、医療関連の複合施設である「グランハートハート町田」を開設している。

このように社会福祉法人悠々会は、地域の状況や住民ニーズをふまえて、地域組織化の活動や地域密着型の多様な事業を展開しており、特に先駆性・独創性と参加性・普及性において高く評価された。

NPO 法人地域の寄り合い所また明日

NPO 法人地域の寄り合い所また明日は、年齢・性別・国籍の違いや障がいの有無に関わらず地域に暮らす様々な住民が、高齢者、子育ての親や乳幼児、児童、あるいは地域住民がいつでも気軽に立ち寄ることができる開放スペースを設けることで、失われつつある地域の絆を深め、その深い絆に元気づけられて、誰もが「また明日も頑張ろう」と自然に感じ、他者を思いやる心の余裕が芽生える、優しく豊かな地域社会づくりの推進に寄与することを目的としている。

環境的にもアパートの1階の5室の壁を取り払って広い空間を確保し、指定認知症対応型通所事業「また明日デイホーム」、認可小規模保育施設「また明日保育園」、認可外保育施設「虹のおうち」、そして地域の交流スペース「寄り合い所」などの事業を通じて、高齢者と保育園の園児や地域の子どもたちがごく自然に交流することができるような配慮がなされている。

また、地域住民はもちろんなこと医療や福祉団体、農業・商工団体、行政とも協力してネットワークを構築し、文具や日用品のほか野菜やお米などの食糧品の差し入れもあり、それを地域食堂の運営や長期休暇中の子ども居場所としても活用されている。この地域食堂では、学校帰りの児童が立ち寄り食事がとれるような運営がなされており、そこでも高齢者層などとの交流が生まれるような仕組みになっている。さらに退職後の高齢者によるペットの散歩やボランティア団体による演奏、子どもたちの夏休み木工チャレンジ、若年性認知症の住民の受け入れなど多彩な活動が行われている。

このように多世代が利用できる複合施設はほかにもあるが、各種の事業の垣根がなく、自然なかたちで自由に交流できており、そうしたつながりが生まれ、さらなるネットワークへと広がるなど、地域のなかで「与える／与えられる」関係を越えた関係づくりへと展開している。

審査においては、特に先駆性・独創性や参加性・普及性において高く評価され、活動に関する書籍も出版しているなど記録性においても評価された。

テーマ：三鷹市地域ケアネットワークの取り組み

報告者所属：東京都三鷹市

報告者：三鷹市健康福祉部長 小嶋 義晃

1 団体の沿革・経緯

三鷹市は、都心から西へ約 18 キロメートル、東京都のほぼ中央に位置し、面積は 16.42 平方キロメートル、人口は令和 2 年 4 月 1 日現在 189,478 人、95,418 世帯です。また、市は令和 2 年 11 月 3 日に市制施行 70 周年を迎えます。市は、人口の増加と都市化の進展に伴い顕在化した地域問題に対して、以下の施策を進めてきました。

(1) 各時代の地域問題に対応したコミュニティ施策

三鷹市では、昭和 46(1971)年 2 月、町会・自治会及び市民が加わる住民協議会により管理・運営を目指すコミュニティ構想に基づき、市内 7 地区にコミュニティ・センターが建設され、活動助成金及び管理運営助成金(現指定管理料)が交付されています。各センターは、文化・スポーツ・環境等の活動拠点から、福祉・防災防犯を含めた市民活動の拠点となっています。(資料 1)

また、平成 5(1993)年から、三鷹市社会福祉協議会は小地域福祉活動組織「ほのぼのネット」を創設し、民生・児童委員も参加して、地域の見守り活動やサロン活動を行っています。(資料 2)

(2) 市民参加を重視し、合意形成を目指したプロセスの重視

昭和 51(1976)年、三鷹市基本構想に基づき第 1 次基本計画の策定に際し、各団体からの推薦枠などを設けない公募型の「まちづくり市民会議」が設置され、行政計画が策定されています。(資料 3)

さらに市は、平成 13(2001)年に「第 3 次三鷹市基本計画」が、多くの市民が参加した『みたか市民プラン 21 会議』(資料 4)を踏まえ策定され、続いて平成 15(2003)年に策定された「三鷹市健康・福祉総合計画 2010」において、「地域ケアの推進」が重要課題とされました。そこで市は、これまでのコミュニティ行政の実績を踏まえ、住民協議会や町会・自治会、民生・児童委員、ほのぼのネット、ボランティア等と行政機関によって構成される「地域ケアネットワーク(以下、「ケアネット」という)」を組織し、相談や見守り支援、介護予防等に関する支援システムを新たに検討、展開していくこととしました。平成 16(2004)年 10 月、「地域ケアネットワーク・井の頭」が設立され、ここを推進組織として、「高齢者等地域ケアサポート推進モデル事業」がスタートしました。その後、平成 27(2015)年 2 月までに、市内 7 つのコミュニティ住区全てに、ケアネットが設立されました。(資料 5)

(3) 地域活動の推進者の育成

三鷹市社会福祉協議会は、活動計画において地域活動の推進のための取り組みを明確

にするとともに、多様な研修を行っています。(資料6)

ルーテル学院大学及び三鷹市・小金井市・武蔵野市の3市の行政と社会福祉協議会の7者協働で、3市の住民を対象に「地域福祉ファシリテーター養成講座」が実施されており、地域福祉人財を生み出しています。(資料7)

(4) 記録の蓄積

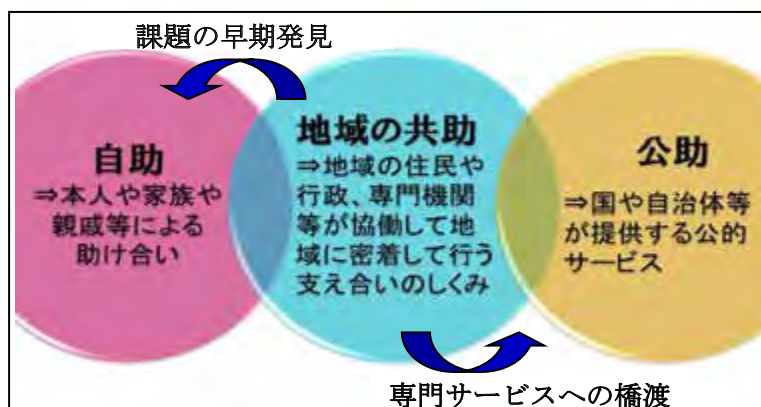
教育・研究機関、民間、行政の民学産公の協働による三鷹ネットワーク大学(資料8)は、『人生100年時代の地域ケアシステム 三鷹市の地域ケア実践の検証を通して』(ぶんしん出版 令和元(2019)年)を発行し、実践の検証を行っています。

2 地域福祉実践としての特徴的・独自性に富んだ活動内容と方法(ケアネット)

(1) 新たな支え合い(地域の共助)

現在、社会では、核家族化や少子高齢化、単身世帯の増加といった社会構造の変化と共に自助の力が薄れ、隣近所をはじめとする地域での交流や共同体としてのつながりが希薄になり、共助の力が弱まっています。

一方で、地域における課題は社会的な孤立や孤独などさまざまな問題が複雑に絡み合い多様化してきており、公助としての専門的な関係機関等や行政も分野別の専門性を高めることだけでは解決が難しく、課題となっています。地域の実情を把握する住民と、専門機関等と行政が協働して地域の課題を発見し、解決していくための新たな支え合い(地域の共助)のしくみが求められており、地域ケアネットワークはその機能を果していくことを目指しています。



(2) 7つのコミュニティ住区に7つの地域ケアネットワーク

ケアネットは、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち・三鷹」を目指して、7つのコミュニティ住区を基盤エリアに、地域の多世代、多職種、多様な支え手によって構成される共助のための緩やかなネットワークです。

各構成員は50~100人の委員からなり、運営体制は、概ね、会長・副会長と運営委員会、及び全体委員会があり、必要に応じて課題別分科会や実行委員会(10周年記念事業等)を設置して活動しています。また、代表者会議や合同学習会・合同事業の実施によ

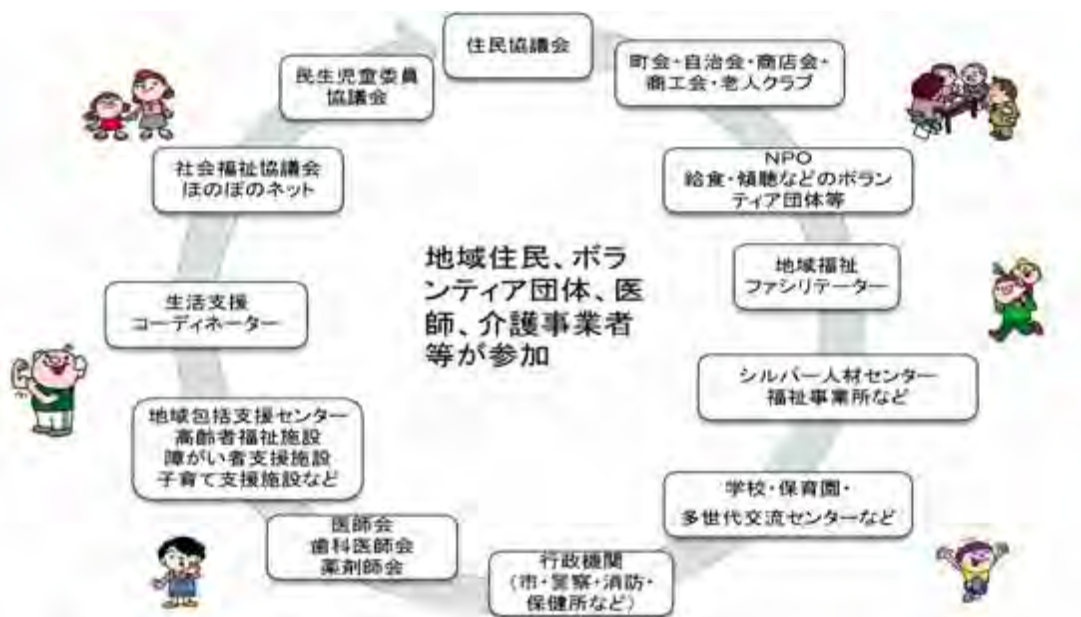
り、ケアネット間の情報共有や、共通課題解決に向けた検討の場も設けています。



市は、健康福祉部地域福祉課に各ケアネットの事務局を置くとともに、活動費については市の予算で対応し、ケアネットが取り組む居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援しています。

(3) ケアネットの主な構成団体・機関など

ケアネットは、住民同士の顔のみえるつながりづくりと交流や、関係機関や諸団体と連携し、地域でのつながりや支えあいの輪を広げています。コミュニティ住区にある社会資源が異なることから、それぞれのケアネットによって構成団体は、異なっています。



(4) 地域の福祉力を生かした主な取り組み

「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち・三鷹」を目指して、ケアネットが実施する主な取り組みは次のとおりです。



(5) 7つのケアネットの主な活動内容やテーマ (令和元年度)

名称	居場所・サロン事業	その他の主な活動内容や活動テーマ
地域ケアネットワーク・井の頭	ふれあいサロン (奇数月の第1火曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 「ちょこっとサービス支えあい」 井の頭見守りネットワーク「みまもるん」 介護予防事業
地域ケアネットワーク・新川中原	しんなかサロン (第4木曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世代向けの講座や健康ウォーキング 地域での「自然な声かけ」 多世代交流事業 「しんなかマップ(高齢者向け)」発行配布
地域ケアネットワーク・にしみたか	よってらっしゃい・にしみたか (第4月曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 多世代交流事業「大人も子どもも☆みんなで遊ぼう！」 赤ちゃんの応急救護講習 「子育てサロンマップにしみたか」更新配布
地域ケアネットワーク・東部	ひだまりサロン・東部 (第1水曜日) 出前サロンの開催 (年1回)	<ul style="list-style-type: none"> 多世代交流事業 子育て世代向け「親子で受けられる講座」 サロンPRチラシを活用した地域情報発信
連雀・地域ケアネットワーク	連雀サロン (第3火曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代向け「ここイク講座：赤ちゃんの応急手当講習」「秋のお楽しみ企画：どれみふぁクラシック」「ここイクマップ」更新配布

三鷹駅周辺・ 地域ケアネ ットワーク	駅前 風のサロン (年8回) 出前サロンの開催 (年2回)	・防災えんにち ・「子育て世代応援！にこにこマップ」発行 ・多世代交流事業(サロン内で実施)
地域ケアネ ットワーク・ 大沢	サロンおおさわ (年6回) 出前サロンの開催 (年2回)	・認知症に関する講座、健康講座の実施 ・子育て世代向け「赤ちゃんの応急救護講習等」 ・買い物送迎支援事業「買い物ツアーかわせみ」(社会福祉法人にじの会事業協力)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部の事業は中止しました。

3 今後の抱負と課題

地域におけるネットワークの深まりと広がりをもさらに進めていく取り組みが、今後のケアネットの活動と発展に欠かせません。各ケアネットでは、赤ちゃん向け講座や多世代交流、大学生のサロン参加等を行うなど工夫しており、若い世代や子育て世代、地域の商店や大学など多くの社会資源とのつながりを深め、「新たな担い手」を発掘するとともに、多世代・多職種の連携を一層促進することが求められています。

なお、市の市民満足度・意向調査(平成30年度実施)によれば、ボランティアに興味のある市民の方は確かに存在していますが、その市民がどのようにケアネット及び地域におけるボランティア活動に参加していただくのか、多様な支援システムを強化する必要があります。

資料1. コミュニティセンター関連資料 ①みたかのコミュニティ(平成14(2002)年3月)、②コミュニティセンター及び住民協議会活動予算(「平成31年度三鷹市一般会計・特別会計予算及び同説明書」より)、③大本圭野『自治先生都市三鷹はいかに築かれたか(上)(下)』東京経済大学学会誌267号、269号

資料2. ほのぼのネット関連資料 ①活動報告書～誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり(平成25(2013)年)、②平成30年度活動報告書

資料3. 市民会議関連資料 ①三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例、②三鷹市市民会議、審議会等公募委員の募集及び選任に関する要綱

資料4. 市民プラン21 関連資料『こんな三鷹にしたい みたか市民プラン21 会議活動報告書』(平成13(2001)年11月)

資料5. 地域ケアネットワーク関連資料『「地域ケアネットワーク」について』(平成元(1990)年6月)(令和元(2019)年9月)

資料6. 社会福祉協議会関連資料『地域福祉活動計画VI(計画期間:2019~2022年)』

資料7. 地域福祉ファシリテーター養成講座関連資料 三鷹市・武蔵野市・小金井市・三市社会福祉協議会・ルーテル学院大学協働事業『ゆるやかで自由! これからの居場所づくり 地域福祉ファシリテーター養成講座 10期記念』(平成30(2018)年8月)

資料8. 三鷹ネットワーク大学関連資料 ①定款、②平成30年度事業報告書決算報告書

地域福祉への取り組み

社会福祉法人 悠々会
理事長 陶山 慎治



あなたの笑顔を大切に

社会福祉法人悠々会について

法人名 社会福祉法人 悠々会

所在地 東京都町田市能ヶ谷四丁目30番1号（法人本部：最寄駅/小田急鶴川）

設立 平成13年12月26日

理事長 陶山 慎治

<目的及び事業>

(1) 第一種社会福祉事業

(イ)特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ)老人短期入所事業の経営

(ロ)老人デイサービスセンターの経営

(ハ)老人居宅介護等事業の経営

(ニ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

<公益を目的とする事業>

(1) 居宅介護支援事業の経営

(2) 地域包括支援センターの経営

(3) あんしん相談室の経営

(4) 訪問看護事業の経営

(5) あんしん住宅事業の経営

(6) 介護職員初任者研修事業の経営

地域との関わり

- 地域包括支援センターの受託
- ふるさと納税を活用した「おうちでごはん」事業の受託
- 住宅確保要配慮者への居住支援
- ボランティアセンターの設置
- 共生社会推進室の設置
- 福祉人材育成のための各種講座の開催
- NPO法人、市民活動団体の運営サポート
- 鶴川地区協議会地域運営組織との連携
- 鶴川地区社会福祉協議会地域運営組織との連携⁸
- 地域イベントへの参加



地域に根ざした福祉の実践

社会福祉法人としての地域づくり

○ 鶴川団地電動カートプロジェクト



○ おうちでごはん事業



○ 居住支援協議会と居住支援法人



鶴川地区協議会としての地域づくり

○ 3水スマイルラウンジ



○ 鶴川おもてなし祭り



○ おじいちゃん、おばあちゃんを詐欺犯人から守ろう



鶴川地区社会福祉協議会としての地域づくり

- 町田市地域支え合い型 認定ドライバー養成研修
- 災害時避難行動要支援者名簿の共有



地域包括ケアシステムの実践

- グランハート町田



- 鶴川在宅支援チームミーティング



今後の取り組み

- 仮想通貨と地域の支え合い
- ソーシャルインパクトボンドの導入

『また明日』の日常の中で — 古くて新しい 支え合いのカタチ —

NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日
代表理事 森田眞希

1. 団体の沿革・経緯

東京都小金井市に、『NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日』（以下、『また明日』）を2006年に夫婦で立ち上げました。もちろん、夫婦2人だけで立ち上げることはできません。立ち上げ前の2年間は『また明日立ち上げ準備会』として、その後理事をお願いするメンバーと共に、何度も何度も議論を重ねて設立趣意書と定款の作成を行いました。並行して物件探しをしていた時にご縁が繋がった大家さんから2階建てアパートの1階5世帯分と2階1世帯をお借り出来ることになり、その時から地域の方々を始め、更に多くの方々の手とお知恵をお借りして開所を迎えることが出来ました。そして今でも沢山の方々に支えられて『また明日』を運営しています。

『また明日』は、アパート1階5世帯分の壁を取り払って一つの空間とし、認知症デイサービス『また明日デイホーム』、認可外保育園『虹のおうち』、誰でも立ち寄れる『寄り合い所』の3つの事業を行う複合施設としてスタートしました。2014年には認可保育園『また明日保育園』も開始し、現在は4事業を行っています。また、地域の方々と共に2015年からは、夕食と学習の支援『食・学・生きる みんなの居場所*また明日』を始めました。

2. 理想を現実に

『また明日』の定款の一番最初に、「年齢、性別、障がいの有無、国籍の違いを超えて」と謳っています。それを現実のものにするために、児童福祉・高齢者福祉・地域福祉が同じ空間と時間を共有し、それらを縦、横、斜めに繋げたいと考えました。そう思うに至ったのは、学生時代の議論に遡ります。科が違うものの、同じ学校で福祉を学んだ私たち夫婦は、「なぜ社会は色々な人がいるのに、施設となると高齢者、子ども、障がい者といったくくりで考えるのか」、「くくってしまうことは、不自然なことではないのか」等々、議論を重ねていました。（と、『また明日』設立後に先輩から言われました。当の本人たちは忘れていましたが）。私たちは卒業と同時に結婚し、同じ法人が運営する高齢者施設と病院の小児科にそれぞれ務めました。そしてある日、福祉の仕事をする私たちの方向性を決定的にする出来事がありました。社会的入院をしていた3歳のダウ

ン症の女の子を夫が勤める特別養護老人ホームに散歩で連れて行った時の事、ベッドに横になる高齢者にその子は「ばあば！」と抱きつき、その方もその子をぎゅっと抱きしめました。普段、障がいばかり注目される子どもと、施設ではケアをされる存在の高齢者。その両者がごく自然に互いを思い合う姿がそこにありました。それをきっかけに、いつかは子どもも高齢者も障がい者も、同じ場と時間を共有できる、そんな場を作ろうと思いつきました。

3. 誰もが支え、支えられる関係

『また明日』に見学いらした多くの人から、「乳幼児と認知症の高齢者が一緒にいるのでは、職員はさぞかし大変だろうと来る前までは思っていました。ところが、子どもも高齢者も職員の皆さんまでもが、のんびり、ゆったりしていて驚きました」と言われます。保育と介護では手が掛かるばかりだろうと思われていたからでしょう。実際にそのどちらの行為も多くの手が必要です。けれども『また明日』では、一方的に支えを受けるだけではありません。子どもも高齢者も誰かの支えてにもなっているのです。例えば、ベッドに横になりながらも、傍らに寝ている赤ちゃんのゆりかごを揺らす高齢者、「どぞ！」と小さな手の平を上に向けて、高齢者に席を勧める1歳の子ども、泣きじゃくる子どもを慰めたり、鼻水を拭いてあげたり、何度もいないいないばあ！をせがむ赤ちゃんに答えてあげる高齢者。それは同時に、何かをしてあげたいと思う気持ちと笑顔を引き出す、子どもが高齢者の気持ちの支え手になっていると言えます。遊びに来る小中学生も小さな子ども達の面倒をよく見ます。その姿を高齢者は温かく見守り褒めます。高齢者もまた小中学生の自己肯定感を引き出す、気持ちの支え手となっています。

日々の生活を丁寧に送りながら、その中で生まれる人と人との細やかな関わり合いを設立以来大切にしています。その瞬間をじっくりと味わえるよう、時間で区切るプログラムなどは特に設けていません。

数年前にこんなことがありました。毎日のように学校から帰ると友達と遊びに来ていた小学4年生の女の子達が、「『また明日』はクリスマス会をしないから私たちがやる！」と、その日から一週間の間、遊びに来ては数人で奥の部屋に籠り、何やら相談をしていました。時折出てきては、「おばあちゃん、一緒に手伝ってもらえますか？」と、作り物をしていました。終業式の日、学校が終わってから集まった小学生達は、お昼寝中の乳幼児の枕元に、おばあちゃん方に手伝っていただいて仕上げたフェルトマスコットをそっと置いて回りました。お昼寝から覚めた小さな子ども達がプレゼントを手に取り出すと、小学生達の劇が始まりました。その劇はクラスのお楽しみ会で披露したもので、衣装や小道具は先生に事情を話し、借りてきたと話しました。最後はみんなで歌を歌って締めくくりとなりましたが、劇も歌も小さな子どもから高齢者まで楽しめるよう工夫

されてきました。何でもお膳立てをすることが必ずしも良いこととは限らないこと、そして私たちはもっともっと、子ども達や高齢者の方々を信頼してもいいことを教えられました。

4. 繋がりは無限に

誰かが誰かを支え、支えられる。「いつでもどなたでもどうぞ!」と、オープンにしている『また明日』では、その繋がりは『また明日』という枠をも超えて広がっていきます。「どんなイベントをしているんですか?」とよく聞かれますが、特別にイベントを行ってはいません。けれども、つながりが広がるためのきっかけとして、最も大切なことを『また明日』では実践しています。それは散歩に出た時など、すれ違う全ての人に挨拶をすることです。知っている人でも知らない人でも、「おはようございます!」、「こんにちは!」と声を掛ける。すると小さな子ども達も真似て挨拶をします。それをきっかけに顔馴染みになることがしばしばあります。「『また明日』に通っている子ね? こんばんはと、スーパーで声を掛けられました。お散歩の時に会うそうですね」と親御さんから聞くこともよくあります。また、「『また明日』に通っているおじいちゃんだと思ひ声をお掛けしたところ、家に戻る道が判らなくなってしまうたようです」と、連絡をもらったこともありました。

『また明日』を心の拠り所としている人が、今度は誰かの拠り所となる。『また明日』ではない場所でも想いが繋がっていくことが、私たちの願いです。

5. 今だからこそ思うこと

『また明日』は設立以来、互いに顔の見える地域の中で年月を重ねて参りました。何気ない日常の中で繰り広げられるやり取りは、心をそこに留めていなければ見過ごしてしまうようなささやかなものです。バーバと初めて言えた言葉の遅かった子、卒園した子どもの名前を忘れないようそっとメモしていたお年寄り、小学生の頃からよく来ていた中学生が、何度も年齢を聞くお年寄りに、何度も同じように答えて接していた等々、何気ないけれどそれら一つ一つは、キラキラと輝く『また明日』の財産です。混迷を深める今、それら財産が生まれる『また明日』の日常をどうすれば守っていけるだろうと思ひ悩みました。が、やはりその悩みに寄り添ってくれたのも、『また明日』のみんなであり、地域の方々でした。

地域は昨日今日出来上がるものではありません。ましてやそこに住む人々との繋がりもそうです。時間がかかり、効率も悪く、行きつ戻りつ、それなのにその可能性は未知数です。けれども今、混乱の中にあっても『また明日』が存在し、保たれている日常に

こちらが安心感を与られているのはなぜなのか。地域福祉の力であると私は信じています。



日韓学術交流企画

地域共生社会の実現に向けた 社会福祉法人の経営の在り方

—日本と韓国の比較の視点から—

本企画では、社会福祉法人が置かれている経営環境の変遷を踏まえたうえで、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践戦略や経営の在り方について議論する。

なお、日本と同じく、社会福祉事業を主な目的とする特別法人格として社会福祉法人制度を有する韓国との比較の視点から議論を深め、両国の社会福祉法人の今後の在り方を検討する。

日本側の発表 早坂 聡久 氏（東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授）

韓国側の発表 調整中

コーディネーター 呉 世雄 氏（立命館大学産業社会学部 現代社会学科 准教授）

コメンテーター 関川 芳孝 氏（大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 教授）

社協企画シンポジウム

社協発！

地域福祉における実践研究の
意義と方法

—研究と実践の循環をつくる—

本プログラムでは、地域福祉の現場が自らの実践を見える化し、他者と共有し検証・発展するための方法を探ることをねらいとして、現場で活躍する社協ワーカーからの報告をふまえて議論を進める。

大きくは、次のような点を中心に議論を深めたい。

- ①現場発の実践研究とは何か（理論研究ではなく実践からの研究的志向の意義）
- ②現場発の実践研究の目的・効果
- ③現場が研究するための環境づくり
 - －研究へのモチベーションづくり
 - －研究者の発掘（育成）と協働の作法・方法
 - －組織における体制づくり（組織としての理解含む）等

このように社会福祉協議会による地域福祉実践を「実践研究」という観点から捉え直し、見える化し、検証することで、実践のさらなる展開へとつなげていけるような研究と実践との循環のつくり方について検討する。

シンポジスト

- 浦田 愛 市（文京区社会福祉協議会）
所 正文 氏（堺市社会福祉協議会）
平坂 義則 氏（名古屋市社会福祉協議会）

コメンテーター

- 小林 良二 氏（東洋大学 福祉社会開発研究センター 客員研究員）

コーディネーター

- 永田 祐 氏（同志社大学社会学部社会福祉学科 教授）

名古屋市社協における組織的な実践研究の意義

平坂 義則（名古屋市社会福祉協議会・964）

1 背景・目的

これまで、自らの実践を高めるために名古屋市社会福祉協議会（以下、「市社協」）の職員有志が研究会を組織し、日々の実践をもとに調査・分析、そして開発を行い、それを実践にフィードバックするなど「地域福祉実践研究」（以下、「実践研究」という）をとおしたアクションリサーチを進めてきた。

この実践と研究が循環する場（実践研究の場）をつくることで、社協職員としてのスキルやモチベーションを高め、専門職としての視野を広げることができたが、組織全体に実践研究の場が広がっているとはいえない状況である。

そこで、本研究では筆者らが7年間取り組んできた実践研究会を振り返り、実践研究の意義と取り組むための必要な要素を整理し、地域福祉実践者である社協職員が主体的に行う地域福祉実践研究の条件整備や組織的な体制づくりについて考察する。

2 これまでの実践研究（研究会）のスキーム

（1）メンバー構成

- ・実践者：市・区社協職員。コアメンバーの他、テーマに応じて職員に個別に声掛け
- ・アドバイザー：研究者1名以上（永田祐氏、斉藤雅茂氏、朴兪美氏、柴田学氏）

（2）期間

- ・一つのテーマにつき約5～8か月（職員研究開発助成制度が定める期間）

（3）研究テーマ

- ・メンバーが把握した名古屋市社協の実践的課題

（4）取り組みの内容

- ①研究会：業務時間外に月1回3時間程度実施
- ②公開研究会：市社協職員に参加を呼びかけ学習会を実施
- ③他都市の先進事例の研究：他都市社協への視察（事例検討、意見交換）
- ④研究成果の発信：市社協組織（職員研究開発推進委員会（市社協幹部））への報告、「地域福祉実践研究」等への投稿等

3 これまでの実践研究（研究会）の変遷と公開研究会

（1）テーマの変遷

時期	テーマ	参加メンバー
平成 19年度	ボランティアコーディネーターに関する研究 ボランティアプログラム開発に関する研究 【書籍化】	5名 (研究者1名)
平成 21年度	地域生活を支えるネットワーク構築（地域支援）の手法開発 ～社会福祉士の役割を中心に～ 【学会誌掲載】	7名 (アドバイザー1名)

平成 22年度	地域福祉の推進力を高めるプログラム開発に関する研究 ～住民と専門職の共有（出会い）の場・協議の場の実践事例 の検証～ 【学会誌掲載】	8名 （アドバイザー ー1名）
平成 23年度	住民と専門職の協働による地域を基盤としたソーシャルワーク の展開方法～大規模集合住宅のコミュニティ再生に向けた 地域福祉実践研究～ 【学会誌掲載】 【学会発表】	11名 （アドバイザー ー3名）
平成 24年度	社会的孤立や制度の狭間の問題に対する地域福祉実践の展開 方法 ～孤立の指標づくりから類型別のプログラム開発に向けて～ 【学会誌掲載】 【学会発表】	15名 （アドバイザー ー3名）
平成 25年度	地域に根差した権利擁護支援の機能について ～社会的孤立（判断能力が低下している 要援護者）の問題に対する多元的な事業展開～ 【学会発表】	17名 （アドバイザー ー3名）
平成 26年度	地域を基盤としたソーシャルワーク実践（生活支援や地域自 立生活支援等）を進めるためのツール開発等の提案 【学会発表】	15名 （アドバイザー ー2名）

4 公開研究会（学習会）

（1）学習会形式の開催

・研究期間中に、研究会が進める実践研究の仮説検証、中間報告の場として、公開研究会を市社協職員であれば誰でも参加できる学習会形式で研究会メンバーが開催する。

（2）ねらい

・設定したテーマの知識習得はもちろん、他の実践者や研究者、先駆的な事例（活動・人）、他所属、他職種の視点を学び、実践を客観的に振り返ること、そこから日頃の実践の改善や創造に向けた検討を行うといった、実践研究のプロセスを意識した運営を行っている

5 実践研究会の振り返り結果

（1）研究会の形成過程

①組織環境、外部からの働きかけ【外的要因】

・日々の業務・事務に追われ、ワーカーとして実践の振り返りの機会が不足している。

②危機感、現状認識【内的要因】

・どうにかしたいという自身の気持ち、個人としてのジレンマ・悩み、地域福祉・社協組織に対する危機感等

③共感からの展開

・組織環境の課題や危機感がメンバー間で共有されたことにより、「協議・学習の場」である研究会の展開につながった。

（2）場のづくり方

①多様な職種による構成

・他職種から新たな知識や異なる考え、視点を学ぶことができ、自身の知見を広げることにつながった。

②所属における職制や立場から離れた場

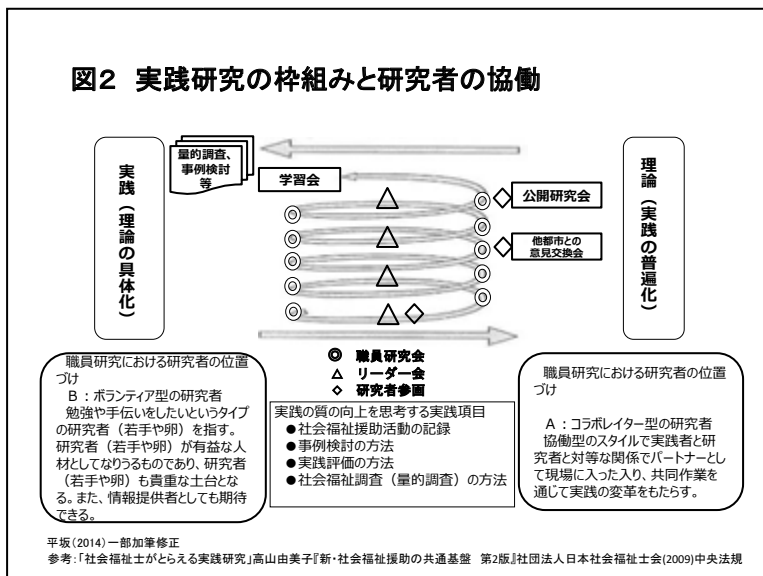
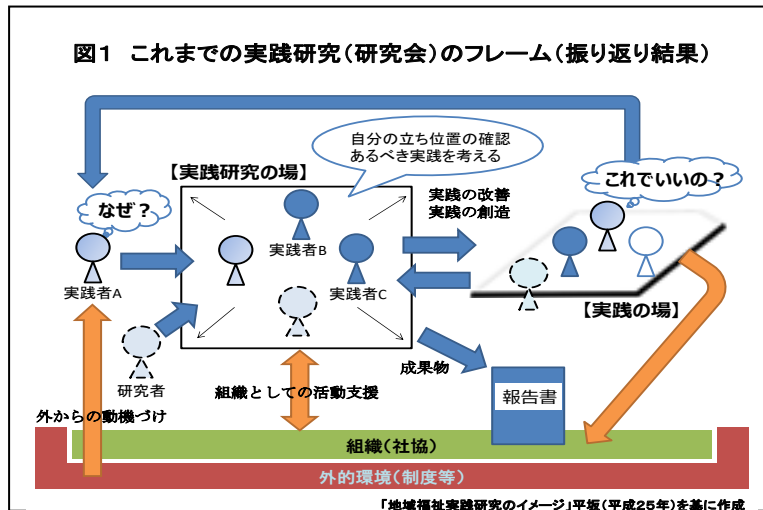
- ・自由な意見や発想を促進することができた。

③ 主体性を継続していくためのしかけ

- ・短期的に結論の出ない「地域福祉実践」という大きなテーマを基盤として、その都度実践を振り返り、課題や疑問に基づき研究課題を設定していた。

(3) 実践者と研究者が協働する場

- ・研究者は、議論の整理や主観の偏りの排除（客観化）、研究の進め方に対するアドバイスなど、実践者が主体となって取り組むプロセスへのアドバイザー的な役割で関与した。



(4) 場のすすめ方

①自身の実践ジレンマをグループで共有

- ・ピアカウンセリングの機会となり、それは新たに発見につながるだけでなく、グループスーパービジョンの機能もつくることのできた。

②職員自身の実践が客観視できる機会

- ・自身の実践を、他の職員と共有し研究的視点につなげるために、記録や文章化することに取り組む必要性もあり、実践の客観視することにつながった。

③ 研究的視点を持ち、発展的に考えていくことを試行

- ・ 実践ジレンマの共有、実践の客観視を通じて、他の職員も同様な課題を抱えていることに気づく。
- ・ 場に参加していない職員の課題の解決につながるよう、個人の実践課題解決だけでなく、考え方の文章化、図式化、普遍化を試みるといった研究的視点を持ち、発展的に考えることを試みた。

(5) 場の成果

① 実践のスキルアップ（改善・創造）

- ・ アクションリサーチの研究プロセス（アプローチ）を意識。
- ・ 何度も立ち止まって状況を振り返りリフレクションをしながら実践のスキルアップに取り組んだ。
- ・ 実践者と研究者の共通理解や意識を醸成し、両者の連携を促進。

② 戦略図（フレーム）による可視化の重要性

- ・ 研究過程における実践仮説設定・検証をする上では概念の可視化の役割
- ・ 実践を展開する様々な現場でも共通して活用可能な理論枠組みとしての役割を果たした。

③ 事業化・組織への提言

- ・ 社協組織全体の変化（プログラム開発や事業化）に向けた提言や有効な実践ツールの提言へつなげた。
- ・ 実践研究の過程そのものが職員育成や実践ツール・プログラム開発に有効。実践に対する根拠の明確化、実践の信頼性を高めていくことにも役立った。

(6) 活動の基盤

① 自身の実践ジレンマをグループで共有

- ・ ピアカウンセリングの機会となり、それは新たに発見につながるだけでなく、グループスーパービジョンの機能もつくることのできた。

② 職員自身の実践が客観視できる機会

- ・ 自身の実践を、他の職員と共有し研究的視点につなげるために、記録や文章化することに取り組む必要性もあり、実践の客観視することにつながった。

③ 研究的視点を持ち、発展的に考えていくことを試行

- ・ 実践ジレンマの共有、実践の客観視を通じて、他の職員も同様な課題を抱えていることに気づく。
- ・ 場に参加していない職員の課題の解決につながるよう、個人の実践課題解決だけでなく、考え方の文章化、図式化、普遍化を試みるといった研究的視点を持ち、発展的に考えることを試みた。

6 社協職員（地域福祉実践者）が主体的に行う実践研究の意義

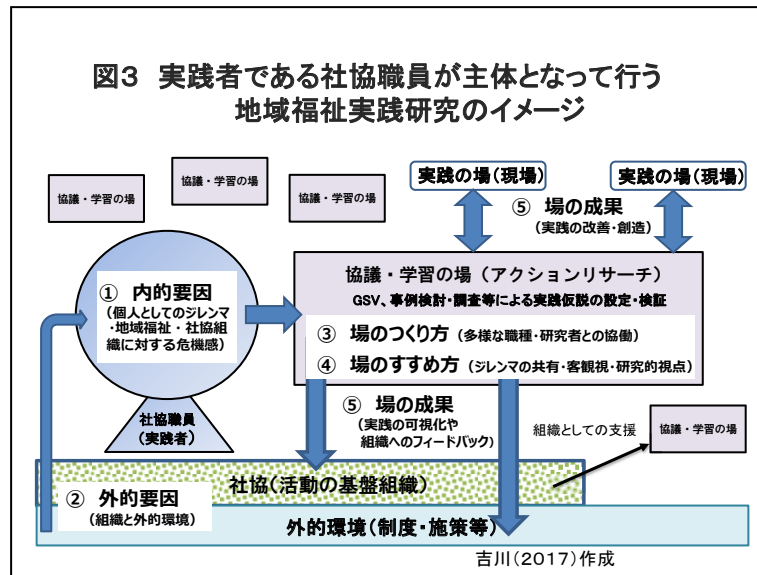
(1) 実践者主体による実践研究の展開

- ・ 実践研究を進めていく上での指標となる概念図として、図3「実践者である社協職員が主体となつて行う地域福祉実践研究のイメージ」を提示したい。

(2) 実践研究の意義

- ・ 実践者自らの日々の行動や活動フィールドを実践研究の対象とすることから、個人の地域福祉実践力を高め、業務に対するモチベーションの維持・向上が期待できる。
- ・ 実践者が行う実践研究の目的は、実践の理論化・普遍化だけではない。その過程や結果を実践へのフィードバックし、地域福祉実践の改善・創造をするこ

とが重要である。すなわち、実践者の活動基盤であるその地域の福祉推進における社協職員の動きを可視化することであり、実践者の属する『社協の地域における存在意義・価値を高める』ことにもつながると言える。

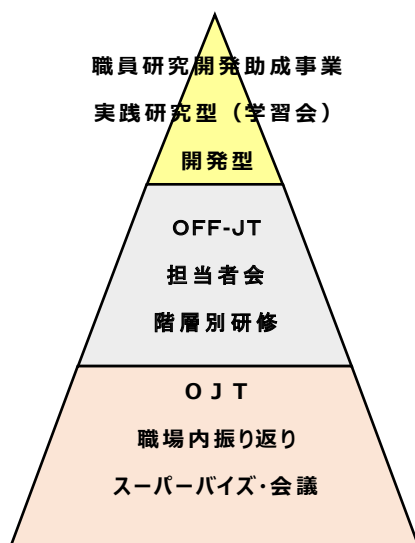


7 学習会（模擬実践研究の場）の設定

- ・社協職員であれば部門・職種にかかわらず誰でも参加できる学習形式の場を設け、知識習得はもちろん、他の実践者や研究者、先駆的な事例（活動・人）、他所属、他職種の視点を学び、実践を客観的に振り返り、日ごろの実践の改善や創造に向けた検討を行う機会を設けた。
- ・実践研究のプロセスを意識した運営（講義中心・事例検討・実践報告）を行い、参加を通じて実践研究の方法を学ぶ機会とした。
- ・学習会の実施を通じて、社協職員の実践力向上やモチベーションアップにつながる実践研究のあり方について整理した。

8 今後について

(1) 地域福祉実践者（専門職）の育成に向けた取り組み



- ・職員研究開発助成事業を活用する職員（未来志向）を育成する前段階として、実践を振り返る（評価・見直し）できる職員を育成する仕組みが必要となる。
- ・市区社協職員を対象とした単発の職員の実践を題材にした学習会
- ・講師謝金・資料代などは助成を行う（開発助成事業の予算を活用）。
- ・職場内の多職種で地域福祉実践の振り返り会議を開催する。
- ・学識経験者・NPO等活動者・市区社協職員など第三者のアドバイザー参加を推奨する。

(2) 「実践」を意識した社協業務の進め方

場面	構成	内容	ねらい	ポイント	
職場内	・同所属 ・他職種 上司・部下	日常的なやりとりの中で、情報交換・事業の進捗管理だけでなくワーカーとしての動き（実践）について振り返り	・実践の可視化 ・人材育成（実践の意識化） ・事業の改善・創造 ・事務ではなく実践についてのスーパーバイズ	・学識との協働 ・他所属、多職種、他機関等の客観的視点の導入	次長・局長が実践をスーパーバイズする必要性を理解するための研修必要
市社協	・同職種 ・同階層	研修会や担当者会等において事業展開における実践の振り返り	・他者の実践から、専門職としてのワーカーの動き（実践）を学ぶ。 ・ピアスーパービジョン		経験値・実践値が近い階層の職員ごと（例えば3年5年10年目）に実践の振り返りを実施
職員研究開発助成制度	・他所属 ・他職種 ・他機関	・新たな事業やしくみの開発・研究に対する助成 ・自らの実践を題材に調査・学習することに対する助成（SDS）	開発・研究に対する助成をすることとあわせて、SDSの要素が強く開発志向の人材を育成するための仕組みを追加。		例えば、他所属・他職種・他機関の職員の参加を前提とした単発の勉強会への助成（現行のSDS助成との整理が必要）

9 さいごに

・本研究を通じて、「実践研究の場」が未来志向で創造的な場であることや、実践者であり専門職である私たち社協職員の実践力・実践の質の向上、さらには社協（組織）の地域における存在意義・価値を高めるために必要不可欠な場であることをあらためて認識した。

・このような実践研究の方法を活かした取り組みが、名古屋市社協下において日常的場面で展開され、個々の社協職員が地域福祉実践者（専門職）として意識し実践することができるよう、人材育成や環境醸成を組織的・計画的に実施することが求められる。

○参考文献

- ・吉川琢夫（2017）「社会福祉協議会職員が主体的に行う地域福祉実践研究の方法に関する研究」日本地域福祉学会第30回大会（2017年6月5日）
- ・平坂義則、吉川琢夫、永田祐等（2018）「地域福祉実践者による実践研究の意義—名古屋市社会福祉協議会における組織的な実践研究会の変遷—」『地域福祉実践研究第9号』日本地域福祉学会

兵庫・開催校企画シンポジウム

ソーシャルキャピタルで拓く 地域福祉

地域福祉は社会福祉のひとつの領域として捉えられがちだが、地域福祉が対象とする課題は広くまちづくりや地域づくり、地域活性化・地方創生などとも関連し、けっして「福祉」の枠内に収まるものではない。

そこでこのシンポジウムでは、地域福祉の対象とする課題を多文化共生やコミュニティ防災なども含めてより広くとるとともに、その解決のための手法についても、地域組織に加えてNPOや営利企業、ベンチャー企業など多様な団体との協働により、ソーシャルビジネスの考え方や方法も参考にしながら、ソーシャルキャピタルを鍵概念として、法制度や従来の認識の「枠組み」を外して、柔軟な発想で社会問題・地域における諸課題を解決していくためにどのような取り組みができるのかということを議論する。

とりわけ義務的な「すべき」論ではなく、そこに関わる人たちが、企業なども含めて内発的に「したい」と思えるようなマネジメント手法などに焦点をあてて、実践と研究の双方から検討する。

シンポジスト

柏木 登起 氏(NPO 法人シミズシーズ代表理事・

一般財団法人明石コミュニティ創造協会常務理事兼事務局長)

吉富志津代氏(NPO 法人多言語センターFACIL 理事長・

名古屋外国語大学世界共生学部 世界共生学科 教授)

田原 伸介 氏(関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 助教)

コーディネーター

竹端 寛 氏(兵庫県立大学 環境人間学部社会環境部門

社会デザイン系 准教授)

開催校企画シンポジウム

社会福祉法人と大学、
行政との協働による福祉人材養成

生産年齢人口の減少、他業種への人材流出も懸念されるなか、福祉人材の養成・確保は、今後の福祉サービスの「量」と「質」の基盤構築には不可欠であり、全福祉分野における重要課題と位置付けられる。

本シンポジウムではこうした課題に応えるべく、社会福祉法人、関係団体、大学、行政、地域が一体となって福祉人材の養成・確保に取り組む事例の報告を受け、その意義と効果について議論していきたい。

京都府では、2016年度より「京都府北部福祉フィールドワーク事業」として、京都府北部（7市町）を中心に「福祉の学びの環境」を創り、福祉施設・自治体・医療施設・教育機関などが協働してまちぐるみで学生の実習や研修を受け入れの取り組みを行っている。

北海道での北星学園大学でも同様の取り組みが始められていることから、こうした取り組みに学びつつ、兵庫県において、丹波市を中心に社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット丹波）と武庫川女子大学、そして行政や関係団体等との協働により、地域の活性化も見据えた福祉人材養成の仕組みの構築に向けて課題や必要とされる方策等について議論する。

シンポジスト

- 五嶋 仁 氏 （京都府北部福祉フィールドワーク事業コーディネーター）
- 澤村安由里 氏 （社会福祉法人山路福祉会特別養護老人ホーム山路園施設長）
- 山田 英孝 氏 （津別町社会福祉協議会 事務局長）
- 槌谷 顕祐 氏 （兵庫医科大学ささやま医療センター 課長補佐）
- 畑 亮輔 氏 （北星学園大学社会福祉学部 福祉臨床学科 准教授）

コーディネーター・コメンテーター

- 増田 和高 氏 （武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 講師）
- 諏訪田克彦 氏 （武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授）

一 京都北部協働型教育環境創生における、社会福祉法人の意識変革 一

社会福祉法人 大樹会 理事・経営企画室長 五嶋仁

1. はじめに

京都府北部フィールドワーク（以下FW）事業は人口減少が著しい、地方都市である京都北部（7市町村連携）における介護人材不足解消の一環として2013（平成25）年より京都府事業として開始された。本年度は10大学、約150名を受け入れる事業に発展した。本報告ではその実践効果と受入社会福祉法人の意識変化について報告する。

2. 養成環境の構築と協働化のルール作り

本事業の特徴は地域機関が連携し作成する「実習プログラム」にあると言える。都心部実習との違いを出し、広い視野で現場を捉えるソーシャルワーク的要素を盛り込みながら「学生が学びたい視点」を主眼に構成している。図1のような表を作成し20パターンに定型化した。

- ①誰もがわかりやすいこと
- ②多くの資源を学べること
- ③多くの人と関われること

を重視し、協力機関や学生もわかる「共通フォーマット」を作成し生徒や大学の教育方針に合わせて定形をカスタマイズしている。また受け入れマニュアルも作成し、法人内に担当者を配置し、法人全体で学生を受け入れることを求めている。

事業全体の概要（図2）としては、2泊3日の合宿型の短期実習プログラムを中心に、ルールに基づいて実践を求めている。

- ①プログラムの作成：学生と先生の希望を反映したプログラムを中心に展開する。
- ②社会福祉法人の受入担当者を養成し対応：すべての連絡調整を法人担当が一貫して行う
- ③2つ以上の機関が参画：自法人だけではなく医療

や行政といった多機関と連携した内容としている。この3つのポイントを踏まえ、私（社会福祉士）がコーディネーター役として、大学と法人の間に入り情報交換を行うシステムを構築した。

また、FWでは全く京都北部就職に興味関心がない学生も参加する。京都府（行政）が推進する理由として、社会福祉を学ぶ環境を社会福祉法人自らが形成していることを重要視している。単に学生を呼ぶ就職活動ではなく多職種と連動しながらその教育的機能を果たし、多くの学生に、福祉業界への興味・関心を高めてもらう「公的」な取り組みとして位置づけている。そのためFWでは受入法人の受入期間中の就職勧誘は禁止している。実際、私自身もFW後に他法人への就職相談や、事後学習の相談を受けることがある。参画する社会福祉法人は福祉人材を育成する責務があると認識し、教育機関と密な情報交換を行い「学びの環境」整備に努めている。

3. 社会福祉法人の地域での役割と学びの整合性

本事業を通して、当法人の就職対応・人材育成の「変化」についても述べていきたい。本年度当法人では10大学80名を超える大学生を受け入れてきた。学生対応者を大学ごとに変え、職員教育の一環として実施している。受け入れ効果として

- ①担当者は目標設定・他機関調整・趣旨説明、スケジュール管理を含めたマネジメント能力が養える。
- ②教諭や学生により要望や学習意欲が異なることもあり、通常業務で発生しないコミュニケーション能力が向上する。
- ③学生の声や意見に耳を傾け、実際に事業に反映したり、卒論対応など学術的な要求にも応えられるようになる。

「交流プラットフォームみんなの家」



学生の学びたい視点と、当法人経営の実践過程に近い内容であれば、学生は現場の福祉を学びに合わせて「体感」すること

ができる。一例をあげると、当法人では新しい試みとして、一昨年「みんなの家」と命名した古民家を公募で取得した。複合的な福祉サービス提供と地域住民参画型の交流プラットフォームとして活用し始めている。公募で取得する段階から、FWで訪れる学生の意見を取り入れ、職員と意見を交わして設立作業にも関わっている。現在では、この拠点で働く16人中6人がFW経験者となっている。当法人では、特別な就職活動向けの研修などはせず、自分がしてきた業務をそのまま伝え、学生と価値共有し就職活動までの対応も行う。

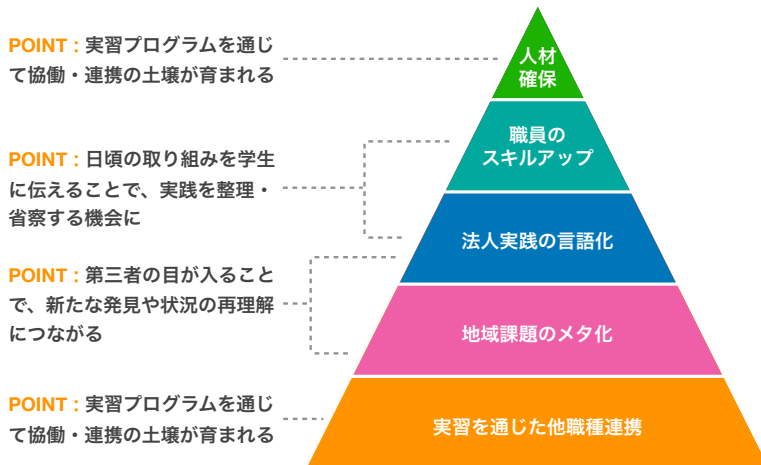
で。協働による様々な効果が現れている。本仕組みが地域に根付き、構造化され持続する仕組みとするためにはさらなる工夫と多様性への対応が必要となる。地方都市の人口減少のスピードは加速し、福祉・医療・各種事業体の就労人口も減少する中で、個々の生活全体を見通し、統合的に支援する協働環境があることは、災害対応も含め地域の安心感となるであろう。

社会福祉法人経営においても、多角化や横断的対応が求められ、高い公共性を備えた経営が必要となる。また、FWでは試験的にICTの仕組みを取り入れ、遠方からの学生受け入れや共通受け入れフォーマットの作成など、全国からの受け入れが可能となるよう養成教育機関との検討を続け



ビデオチャットによる指導

<社会福祉法人の参画効果イメージ>



4. 将来の地域を描く協働環境創生を

人材確保の観点から始まったFWは多くの学生を受け入れていく中でさらなる進化を遂げている。教育環境・雇用創出といった1次的要素から、社会福祉法人改革・資格取得環境整備といった2次的要素、さらには地方創生や移住・外国人雇用対応に至るま

5. 学生が現場に来たくなる、働きたくなるために

当事者対応からはじまり、地域政策づくりや法人経営に至るまで、多くの機関と人の関わりが現場に存在する。職員の連絡調整の様子や職員の工夫や知恵が、学生にとっては新鮮な「学び」である。自らが描いてきた仕事を学生に伝え、双方が学ぶ環境づくり。設立以来すべての大学が継続的に訪れる教育環境が、京都北部において形成された意義は大きい。今後は「協働」環境でならでの創造性と柔軟性で、学生に限らず移住者・外国人を含めた学びと雇用の機会を広めていく。

また「学生が学べる環境づくり」が実際の雇用につながることで、人材養成を自ら行う社会福祉法人の意識改革を促進し、協働環境により地域振興の要素を含めた地域の活性化を担う「街ぐるみ」の事業となっている。

図1

活動風景

[No.1] : 福祉の仕事に触れる① (実習タイプ：導入型)

	1日目	2日目	3日目	
9:00		説明	説明	
9:30		移動	移動	
10:00		③病院 地域連携室	⑤やまもも保育園	
10:30				
11:00				
11:30	施設到着	昼食	昼食	
12:00	①オリエンテーション	子育て事業説明	⑥オンブrajジュ矢之助	
13:00	移動	移動	若手職員と話す	
14:00	②地域包括支援センター ・包括の事業説明 ・地域サロンへの参加	④わんぱく／にこにこ	振り返り	
14:30			終了	
15:00			帰宅	
15:30	振り返り	振り返り		
16:00	振り返り	振り返り		
16:30				
17:00	終了・宿泊	終了・宿泊		

■ 地域 ■ 高齢 ■ 児童 ■ 障害 ■ 医療 ■ 行政

【実習コンセプト】
 ＊福祉事業の種類と働く職員の仕事を理解し、地域におけるそれぞれの役割を考える。

対象人数：3～7人

宿泊場所：オンブrajジュ矢之助、やすらぎ苑 他

移動手段：法人送迎

社会資源：地域包括支援センター／病院／学童クラブ／放課後等デイサービス／保育園／小規模多機能型事業所

関連職種：社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、介護福祉士 他



図2

京都府事業 令和元年 京都府北部福祉フィールドワーク事業

事業趣旨：京都府北部地域でのさらなる福祉・医療人材の確保・育成に向け、フィールドワーク実習を通じて学生を北部地域へ繋げることで、将来的な人材育成とその確保を図る。

京都府

- 01

2泊3日の合宿型プログラム
短期集中型で「地域」をベースにした実習を展開。参画法人自ら作成したプログラムをもとに、学生の習熟に合わせた実践的な学びの機会を提供。
- 02

コーディネートを一元化
これまで大学毎に行っていた各種の調整を一括して代行。移動方法や宿泊場所など手続きにかかる負担を減らし、より自由度の高い実習が可能に。
- 03

職種の「枠」を超えた学び
一人の生活者の福祉課題に対し、職種や機関の垣根を超え協働して行う支援の実際を捉え、体系的な実践思考と他分野への広い関心を養う。
- 04

まちぐるみで学習をサポート
5市2町30万人規模でフィールドを再構築。福祉施設、医療機関、教育機関、自治体が一体となり、北部全域で移動や宿泊にかかるサポートを実施。
- 05

北部の福祉を担う人材へ
福祉の魅力だけでなく、地域の魅力に触れる機会を通じて、就職先としての北部地域をPR。U・Iターン者との交流を図り、地域で働く魅力を提案。

－福祉人材の確保・養成・育成に向けた地域協働の取り組み－

北星学園大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 畑 亮輔

1. はじめに

現在、少子高齢化の進行とともに福祉に関するニーズが多様化・複雑化しており、福祉に対する需要が高まってきているものの、福祉人材の不足が社会問題化している。このような現状において福祉人材の確保・養成・育成^{※1}は喫緊の課題といえよう。しかし、その最前線で社会福祉士や介護福祉士などの福祉資格職を養成している大学・専門学校の多くが定員割れなど厳しい状況におかれている。

北海道は『包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材育成体制の構築及びそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業（2018年度 厚生労働省 社会福祉推進事業による補助金事業 受託：日本ソーシャルワーク教育学校連盟）』のモデル地区となり、地域協働によるソーシャルワーク人材体制の構築に向けた取り組みを実施した。また、2019年度には「吉田・飯塚・長瀬基金」調査研究助成事業（北海道社会福祉協議会）による助成を受け、『地方部における福祉人材確保に向けた調査研究～アクションリサーチを用いて～（研究代表者：畑亮輔）』を実施し、大学と地域との協働での地方部における福祉人材（社会福祉士）の確保に向けた活動を実施した。

本報告では、この2018年度の北海道における取り組みと2019年度の研究活動について報告する。

2. 北海道における福祉人材の確保・養成・育成の現状と課題

北海道における福祉人材の確保・養成・育成の現状と課題として、以下のように整理できよう。



※1 本報告では福祉人材の確保・養成・育成について、「確保」は福祉現場に就く人を確保すること（養成校への入学と福祉現場への就職の2つがある）、「養成」は福祉資格取得に向けたカリキュラムによる教育（通学による養成と通信課程による養成の2つがある）、「育成」は養成以外の福祉専門職としての教育（基本的には養成校卒業後、また通信課程を受けていない福祉人材の育成）と定義する。

まず①福祉への偏見・人気の低迷により、福祉人材の確保である養成校への入学者、そして福祉現場への就職者の減少がある。そして養成校においては、資格養成課程がある学科等に進学しつつも、修学中に様々な要因によって資格取得の進路を止める学生が一定以上いるのではないだろうか(②)。さらに養成校を卒業する多くの新卒性が都市部(北海道の場合は札幌圏)への就職を希望することで、地方部における人材の不足が顕著になっている(③)。またこのような状況にありつつも福祉人材の確保・養成・育成に関しては、④福祉現場と養成校の連携不足、⑤現場団体間の連携不足が散見されている。

他の都府県においても多少の違いはありつつも同じような課題があるのではないだろうか。このような状況において、福祉人材の確保・養成・育成に取り組むためには、1つの組織だけでは不十分であり、各地域において様々な組織・機関の協働による対策が必要であると考えられる。

3. 地域協働によるソーシャルワーク人材体制の構築

このような取り組みに向けて、上記の通り北海道では2018年度には社会福祉推進事業補助金による事業を実施した。まず、北海道において福祉人材を確保・養成・育成していく上で重要な役割を果たしてきた各組織・団体に取り組みへの参画について説明を行い、賛同を得たメンバーで計画等を企画する委員会を組織した。委員会には北海道、札幌市、北海道社会福祉協議会、札幌市社会福祉協議会、北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括支援センター・在宅介護支援センター協議会、北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会、そして日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック(事務局)が参画した。

2018年度中に3回の委員会を開催し、北海道全域を対象としたソーシャルワーカーを対象とした研修の開催と、地方部における地域協働による福祉人材の確保をテーマとしたフォーラムの開催を決定し、それぞれ実施した。

研修会のフライヤー



フォーラムのフライヤー



研修会は2019年2月16日に札幌で開催し、これまで社会福祉士や精神保健福祉士の実習指導をしたことがないソーシャルワーカーや、行政機関に勤めるソーシャルワーカーの参加もあり130名を超える参加者があった。またフォーラムは2019年2月23日に津別町で開催した。津別町は札幌圏から道内において最も遠い地域の1つであるオホーツク地区にある人口4500人ほどの町であり、津別町行政、津別町社会福祉協議会の強力なバックアップを得て同地で開催することができた。土曜日の開催にもかかわらず近隣市町村も含めた町民や福祉組織・団体の関係者の参加もあり130名以上の参加者を得ることが

できた。

北海道においてはこれまでも実習を通じた福祉現場・職能団体と養成校との良好な関係が構築されていたという背景がありながらも、これまでにはあまり協働してこなかった組織・団体とも協力することで、このような結果を得ることができたことは、この社会福祉推進事業補助金による事業の大きな成果と考えられる。とりわけ津別町で実施したフォーラムは、当初「福祉人材の養成・育成」というテーマを想定していたなかで、津別町のメンバーや委員会メンバーから「地方部においては養成・育成以前に確保が最重要課題」との発言を得て企画したものであり、町民までもが自らの地域の福祉人材確保に大きな関心を持っていることを明らかにした取り組みであったと考えている。

4. 地域と養成校との協働による地方部における福祉人材の確保

2018年度のモデル事業の成果を踏まえ、事務局を担ったメンバー3人で研究チームを結成し、2019年度には北海道社会福祉協議会による助成を受けて地方部における福祉人材確保に向けたアクションリサーチを実施した。研究の計画・スケジュールは、津別町のフォーラムにおいて五嶋氏が報告した地方部におけるフィールドワークを参照に以下のように設定した。

対象		フェーズ① (6月～9月)	フェーズ② (9月～11月)	フェーズ③ (10月～3月)
学生	FW非参加学生 (対照群)	・就職意向及び関連 - 要因の調査(量的調査) ・FW説明・参加者募集	フィールドワーク実施 ・市町村A ⇒学生3名程度参加	・就職意向及び関連 要因の調査(量的調査) (フェーズ①とは別対象)
	FW参加学生 (介入群: 6名程度)	 ・就職意向及び関連 要因の調査 (事前調査: 量的・質的) ・FWプログラムの 説明とマッチング	・市町村B ⇒学生3名程度参加	・就職意向及び関連 要因の調査(事後調査) (量的・質的)
FW 実施 地域	市町村A (ケース①)	・調査研究の説明と合意形成  ・FWプログラム作成	※2/23日～3/24日 程度の実施	・調査研究結果の フィードバック ・今後の課題の検討 ・調査研究報告書作成
	市町村B (ケース②)	・調査研究の説明と合意形成  ・FWプログラム作成		

地方部で新卒性の福祉人材を確保するために必要な条件を明らかにするために、まず養成校において社会福祉学部所属する1年次生～3年次生を対象とした意向調査を実施した。調査の結果、合計で263名を対象に依頼文を配布し、249名の有効回答(有効回答率94.7%)を得た(3年次生:92名(36.9%)、2年次生:75名(30.1%)、1年次生:69名(27.7%)、4年次生以上:11名(4.4%))。

現時点で就職先の地域として都市部・地方部のどちらを希望するか質問したところ、「都市部」が124名(49.8%)と多く、「地方部」は36名(14.5%)であった。ただ、「どちらでも構わない(別の条件を重視)」と回答した者が89名(35.7%)もいたことは注目すべき点といえる。つまり、結果的には都市部で就職する学生が多いものの、まだ1～3年次の段階では地域以外の条件を重視し、それらが該当する場合には地方部への就職も希望する学生が3割以上いることが分かった。

また、福祉学生が就職を希望する地域(エリア)について尋ねたところ、最も多かった回答は「道内・道外どこでも構わない」であり、70名(28.1%)もの回答があった。次いで「道内で縁がある地域(地元や住んだこと・行ったことがある)であれば構わない」が55名(22.1%)と、縁がある地域への就職を希望する学生が一定数以上いることが明らかになった。

これらより地方部において福祉人材確保に取り組む際に、就職活動を行っている4年次生ではなく1年次～3年次の学生も対象とした取り組みを行うことの重要性が示されたと考える。

また、地域滞在型フィールドワーク参加による学生の意識の変化、学生のフィールドワークを受け入れることでの地域協働体制の構築について検証するために、美幌町と新得町においてそれぞれ地域滞在型フィールドワークを実施した。新得町におけるフィールドワークは2019年10月8日～10日(2泊3日)に開催し3年次生3名が参加した。美幌町におけるフィールドワークは2019年10月17日～19日(2泊3日)で開催し、3年次生4名と4年次生1名が参加した。

フィールドワーク実施は当然地域にとっての負担となるが、それを補えるほどの成果があることが本研究から示唆された。地域と養成校の協働による地域滞在型フィールドワークには3つの効果があると考えられる。

まず1つはフィールドワーク実施地域への効果である。具体的には、フィールドワーク実施地域の地域協働による機運の向上と体制整備が期待できること、参加学生が地域を訪れることにより外部の視点で町への評価を確認できること、また学生との交流を通して町の専門職・住民が大きな刺激を受けることが挙げられる。

次に2つ目として、参加する学生への効果である。養成校の学生にとって、通常のカリキュラムではなかなか経験できない地方部での生活や地方部ならではの福祉を体験でき、より幅の広い学びを得ることができることも示された。またその町の良さや福祉に触れることで、就職に向けた意識を持つことも確認できた。

そして3つ目には地域と養成校が協働することでの効果である。地域滞在型フィールドワークを実施する際、大きな障壁の1つとして参加学生の確保が挙げられるが、地域が養成校と協働することで、参加学生を確保することのハードルを下げることができる。また、現場側はフィールドワーク実施地域における福祉実践に対する研究的な知見を取り入れ、養成校型は先進的な実践を実際に確認することができるなど、双方にとって多大なるメリットがあることが確認できた。

5. まとめ

2018年度と2019年度の取り組みを通して、地域と養成校との協働による福祉人材の確保・養成・育成について様々な知見と成果を得ることができた。しかしながら、最も重要なことはこれらを継続的に実施し、実際の福祉人材の確保・養成・育成として定着させることで、福祉人材不足の問題を解消していくことであると考えられる。それぞれが単年度の予算を財源とした取り組みであったため、今後は福祉人材の確保・養成・育成に向けた継続的な予算確保と体制整備を行うことで、北海道における福祉人材不足を解消していくことが重要である。

2019年度研究報告書の表紙



小規模法人のネットワーク化による 公益的な取り組みと人材確保の実際

～ほっとかへんネット丹波の場合～



日本地域福祉学会第34回(兵庫・西宮)大会

令和2年6月21日(日)

武庫川女子大学

ほっとかへんネット丹波会長 澤村安由里

丹波市の概要 福祉関係の社会資源

18の社会福祉法人による31の福祉施設

保育7法人、高齢者7法人、障害1法人
児童養護1法人、多種別経営1法人、社協1法人

(認定こども園13・特別養護老人ホーム7
養護老人ホーム3・ケアハウス2
障害者支援施設5・児童養護施設1)

市内の社会福祉法人が連携し、地域の生活・福祉課題の解決に向けて取り組むため、平成27年9月2日、「丹波市社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット丹波)」が設立されました。

ほっとかへんネット丹波

丹波市の概要

総人口	63,651人
男	30,580人
女	33,079人
世帯数	25,954世帯（R2.3末現在）

○兵庫県の山間部

京都府に隣接。平成16年に、氷上郡の6町（青垣町・原市



○恐竜の化石が発掘され、丹波竜のちーたん(ゆるキャラ)を中心に、丹(まごころ)の里をPR中。

ほっとかへんネット丹波の活動①

平成27年9月2日 設立総会

平成28年度

冊子作成

ひきこもり者の中間就労

就職フェア

福祉避難所研修会

平成29年度

奨学金返還補助金・女性人材バンク

よろずおっせかい相談所開設

高校生施設見学バスツアー

ほっとかへんネット丹波の活動②

平成30年

初任者研修
 高校生施設見学バスツアー
 ハローワーク神戸で就職フェア
 移住相談会コラボツアー
 福祉人材確保家賃補助金開始



ほっとかへんネット丹波の活動③

平成31年.令和元年

既存事業

初任者研修

★高校生施設見学バスツアー
 ハローワーク神戸で就職フェア
 移住相談会コラボツアー

新規事業

実務者研修

のぼり作成

たすき作成

冊子作製

☆広告入りティッシュ作成・配布



★高校生施設見学 バスツアー

7月10日(水)

特別養護老人ホーム山路園
認定こども園みつみ



☆広告入りティッシュ配布

10月27日(日)

GOGOフェスタ

11月2日(土)

ものづくりハッピーステージ

11月9日(土)

医療センターフェスタ



ま と め

- ①社会福祉法人が連携し、地域に公益的な取り組みをするために発足した協議会であり、いろいろな地域ニーズに対応し取り組んでいる。
- ②その中でも、行政は「丹波市の人口減少」が、各法人は「人材不足」が共通課題であり、行政も施策を講じて協力・対応してくれている。
- ③「奨学金返還支援補助金」「家賃補助金」や「女性有資格者人材バンク」の転入者支度金支給などをPRL、Uターンだけでなく、JターンやIターンを促す働きかけをしていきたい。

丹波市で、福祉の資格を活かして働きませんか？

丹波市福祉人材確保家賃補助金

丹波市では、市内の福祉に係る人材確保と移住・定住促進を図ることを目的に、丹波市外から転入し、かつ、平成30年4月1日以降に新たに丹波市内の社会福祉法人等に必要な資格をもって、就職された方の家賃の一部を補助します。

補助内容

◆ 補助金額【月額】

家賃（共益費等を除く）のうち、勤務先から支給される住宅手当を差し引いた本人負担額の2分の1（上限 15,000円）

◆ 補助期間 3年間分（36月上限）

補助対象者

◆ 次の要件をすべて満たす方

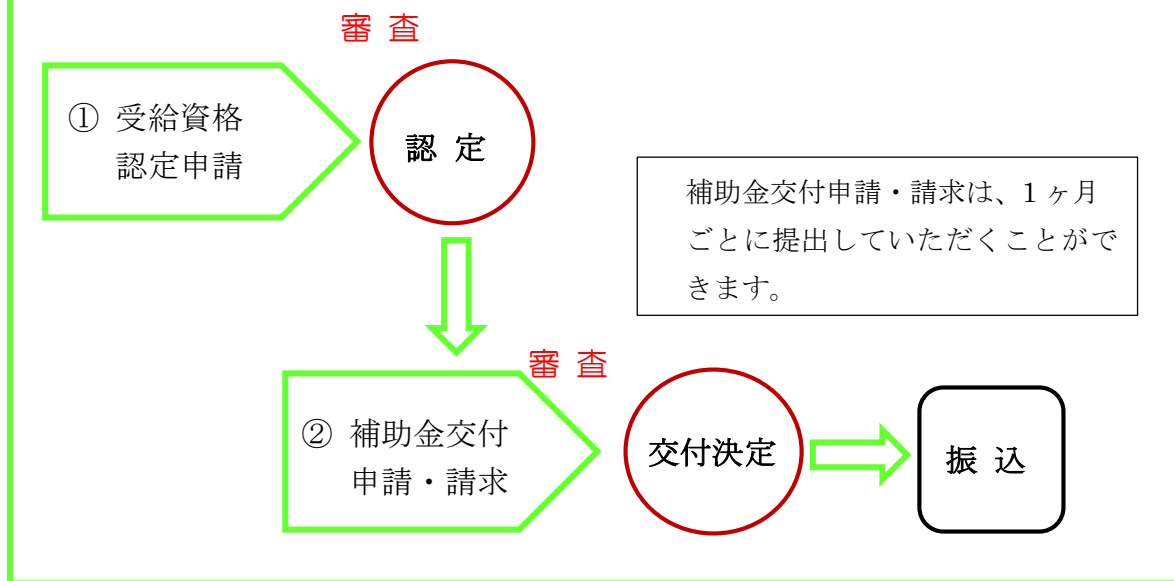
- (1) 平成30年4月1日以降、新たに市内の福祉事業所に必要な資格を持って、正職員（臨時職員として、正職員の4分の3以上勤務する者も含む。）として雇用されていること。

必要な資格とは・・・ 次のいずれかの資格を持っている方

- ・保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、介護支援専門員
- ・介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級若しくは2級課程、旧介護職員基礎研修を修了している方

- (2) 市内の福祉事業所に勤務する目的で平成30年1月1日以降、市に転入していること。
- (3) 補助金の交付を受ける月の初日において勤務している者（福祉事業所が定める出産等の事由による休暇を取得しているが、当該休暇を取得している期間において住宅手当の支給を受けている者を含む。）であること
- (4) 民間賃貸住宅を本人の名義で賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に居住すること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 世帯員全員が、市税を滞納していないこと。
- (7) 家賃を滞納していないこと。
- (8) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- (9) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

補助金の申請から交付までの流れ



申請受付時期

初年度申請分は、4月から随時申請を受け付けます。

※ 2年目以降引き続き補助金の交付を申請する場合は、該当年度の4月中の申請となります。

申請方法

申請書類を郵送又は持参により、下記申請先に提出してください。

※ 交付申請書は、丹波市のホームページからダウンロードできます。

申請・お問合せ先

丹波市 福祉部 社会福祉課

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地

電話：0795-74-0221 FAX：0795-74-3005

E-mail shakaifukushi@city.tamba.lg.jp

URL <http://www.city.tamba.lg.jp>

丹波市は、福祉現場で働くあなたの奨学金返還を支援します。

丹波市福祉人材確保奨学金返還支援補助金

丹波市では、市内の福祉に係る人材確保とふるさとへの移住・定住促進を図ることを目的に、丹波市内に居住し、かつ、丹波市内の社会福祉法人等に必要な資格をもって、就職された方が返還する奨学金の一部を補助します。



補助内容

最大50万円（10万円×5年間）

就職支援連携協定大学等からの新卒採用者は、就職連携協定加算金として初年度のみ10万円を加算して支給する。

◆ 補助金額 申請年度内に返済した奨学金の額（上限額10万円）

※居住開始や就職日の都合により、申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて按分した額となります。

※申請年度内に転出や離職した場合、補助金は支払われません。

◆ 補助期間 5年間



対象者

◆ 次の要件をすべて満たす方

(1) 学校教育法（昭和23年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学するにあたり、奨学金の貸付を受けた者のうち、当該奨学金の返還を行い、かつ、当該返還に滞納がない方

(2) 保育士及び幼保育教諭（両方の資格が必要）、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は精神保健福祉士の資格を有する方

(3) 大学等を卒業し、平成29年4月1日以降に、市内の社会福祉法人等において前号に掲げる資格に基づく業務に正職員として採用された方（臨時職員として、正職員の4分の3以上、勤務する者を含む）

(4) 丹波市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する方



対象となる奨学金

(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）

(2) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 教育支援金

(3) その他市長が認める奨学金



補助金の申請から交付までの流れ



申請受付時期

初年度申請分は、4月から随時申請を受け付けます。

※ 2年目以降引き続き補助金の交付を申請する場合は、該当年度の4月中の申請となります。

自由研究発表 I・II

口頭発表
ポスター発表

- 各分科会の発表後に総括討論（15分間）を行いますので、発表者は最後まで参加してください。
- 要旨集は発表者から送付いただきました原稿をそのまま印刷しています。

午前

分科会	コメンテーター	司会者	9:30~9:55	9:55~10:20		10:30~10:55	10:55~11:20	11:20~11:45
1	中谷陽明	小野達也	末永和也	松原日出子	休憩	西田朗子	川島典子	小野達也
3-1	高橋良太	北本佳子	山田知子	酒井久美子		山下順三	荻田藍子	北本佳子
4-1	田垣	合田盛人	中元航平	合田盛人		佐藤真澄	清水由香	笹尾照美
4-3	中島修	川村岳人	守屋紀雄	柏木 綾		藤原幸子	川村岳人	
6-1	高野和良	佐藤桃子	鈴木大介	佐藤桃子		藤田亮二	田中聡子	村山くみ
6-3	小坂田稔	菅野道生	菅野道生	竹内友章		中村哲也	松井圭三	堀川涼子
7-1	長谷川真司	野原康弘	野原康弘	関山静香		大西 良	久津摩和弘	栗田将行
7-3	川島ゆり子	榊原美樹	榊原美樹	勝又健太		井上倫子	藤本 愛	榎本涼子
8	松本すみ子	野村裕美	小山美代	栄セツコ		野村裕美		
9-1	佐甲 学	妻鹿ふみ子	山本崇記	鬼頭裕美		松崎吉之助	南多恵子	妻鹿ふみ子
10-1	大島隆代	都築光一	横地 厚	江原勝幸		市川享子	都築光一	

午後

分科会	コメンテーター	司会者	13:45~14:10	14:10~14:35		14:45~15:10	15:10~15:35	15:35~16:00
2	諏訪 徹	飯村史恵	黒岩亮子	山口理恵子	休憩	香山芳範	鵜沼憲晴	飯村史恵
3-2	所めぐみ	斉藤弥生	石井祐理子	小野智明		塚本利幸	上野山裕士	斉藤弥生
4-2	山本美香	清水弥生	松井順子	任 賢宰		清水弥生	チェリーアンジェラ-未来	
5	市川一宏	玉置好徳	水上妙子	浦田 愛		玉置好徳	小木曾早苗	平野隆之
6-2	熊田博喜	岡野聡子	岡野聡子	染野徳一		金 秀英	山本信也	岩本義浩
6-4	渋谷篤男	増田和高	岩垣穂大	岡野有里		大関可奈子	金本佑太	増田和高
7-2	金田喜弘	南友二郎	南友二郎	高木寛之		三林達哉	一見俊介	大西龍雄
7-4	加山 弾	菱沼幹男	菱沼幹男	野村拓夢		山角直史	山崎竜弥	加藤昭宏
9-2	朝倉美江	堀 善昭	田上優佳	蘇 暁娜		村上太一	堀 善昭	
10-2	豊田正利	古山周太郎	菊池 遼	平野裕司		中野 晋	古山周太郎	

第1分科会 理論・歴史

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	末永 和也	社会資源開発をめぐる用語の整理に関する研究 －福祉事典と社会福祉士養成テキストの分析から 旧炭鉱社会における相互扶助システムの変遷
9:55-10:20	松原 日出子	－友子制度に注目して－
10:30-10:55	西田 朗子	手話サークルの役割ときこえない人との関わり
10:55-11:20	川島 典子	地域福祉の政策化を支える二大理論 －ソーシャル・キャピタルとローカル・ガバナンス
11:20-11:45	小野 達也	幸福を生み出す地域福祉へ －増進型地域福祉の立脚点－

第3分科会 主体・提供組織①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	山田 知子	地域自治組織における「公共性」機能の効果発現 －「道の駅」の維持管理運営体制との連携－
9:55-10:20	酒井 久美子	地域共生社会の実現と総合相談 －近畿圏内社協アンケートとブックレット in ならプロジェクトを通して－
10:30-10:55	山下 順三	地域福祉の歴史的展開から見る社会福祉協議会の実践理論に関する考察
10:55-11:20	荻田 藍子	社協による介護事業経営の現状とその意義 －兵庫県社協における「地域福祉・介護サービス事業調査研究事業」から－
11:20-11:45	北本 佳子	地域共生社会の実現に向けた地域の支援体制に関する研究 －高齢者の就労支援・社会参加に関する先進事例を中心に－

第4分科会 対象・対象者①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	中元 航平	知的・発達障害のある子どもたちの就労支援に関する研究 －大阪府X市のNPO法人Aを事例に－
9:55-10:20	合田 盛人	農福連携において長期にわたる就農の現状と課題について
10:30-10:55	佐藤 真澄	就労継続支援B型事業利用者への一般就労への意欲の向上にむけた取り組み －「山口県B型事業所一般就労移行チャレンジ事業」の実績から－
10:55-11:20	清水 由香	地域における「学びの場」として障害者職業訓練機会の意味をさぐる －精神障害者対象のホームヘルパー等養成講座修了者へのインタビュー調査から－
11:20-11:45	笹尾 照美	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会誌「つくし」にみる活動の変遷 －障がい者もきょうだいも自立を求めた時期－

第4分科会 対象・対象者③

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	守屋 紀雄	地域福祉の推進と生活困窮者自立相談支援事業の展開 －生活困窮者支援を通じた地域づくりと包括的な相談支援体制に関する分析－
9:55-10:20	柏木 綾	地域における包括的な就労支援に関する研究 －中間的就労の実践者へのインタビュー調査を通して－
10:30-10:55	藤原 幸子	新聞報道されたいじめ調査報告書の内容分析 －「一人ひとりを包摂する社会」の構築に向けて－
10:55-11:20	川村 岳人	公営住宅団地における自治会の活動への参加頻度に関連する要因
11:20-11:45		

第6分科会 地域福祉の諸活動①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	鈴木 大介	地域活動拠点における学生ボランティアによる学習支援活動の検証
9:55-10:20	佐藤 桃子	地域における子どもを対象とした福祉実践の発展過程について
10:30-10:55	藤田 亮二	「地域共生食堂」を通じた小地域における住民と障がい者との交流促進 - 鳥取県八頭町における地域共生社会の実現に向けた実践事例報告 -
10:55-11:20	田中 聡子	高齢者と地域におけるサロン活動の機能について - 中心市街地と人口低密度地域のサロン参加者のインタビュー調査を通して -
11:20-11:45	村山 くみ	「協働」による地域活動の展開 - A市における地域の居場所づくり活動の事例から -

第6分科会 地域福祉の諸活動③

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	菅野 道生	中山間地域における外部資源を活用した生活支援ニーズシーズのマッチングシステム構築の実践(3) -実践の振り返りからみた成果と課題-
9:55-10:20	竹内 友章	へき地における地域包括ケアシステム構築のためのコミュニティワーク実践
10:30-10:55	中村 哲也	中山間地域における高齢者の生活状況を意識した介護予防、社会参加の実践に関する一考察 ～地域資源を活かす、つなげることを意識した新たな個別プランの取り組みから～
10:55-11:20	松井 圭三	岡山市市民協働推進モデル事業における子ども家庭福祉の研究
11:20-11:45	堀川 涼子	本人主体の認知症支援に関する一考察 ～岡山県内の認知症カフェの現状調査報告をもとに～

第7分科会 地域福祉の方法①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	野原 康弘	中山間地域集落における高齢者の人間関係の特徴 - ネットワーク分析を用いたパーソナル・ネットワークの定量化 - 東海村におけるひきこもり支援のあり方に関する一考察
9:55-10:20	関山 静香	～ひきこもり者等バックアップ事業"ファーストステップ"の検証とともに～
10:30-10:55	大西 良	子ども食堂同士がつながってネットワークを形成することの意義
10:55-11:20	久津摩 和弘	福祉サービス提供組織の寄附に関する倫理規程整備の必要性に関する考察
11:20-11:45	栗田 将行	寄付金活用によるニーズ志向の地域福祉活動実現に向けての効果

第7分科会 地域福祉の方法③

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	榊原 美樹	地域支援記録におけるワーカー行動記録の必要性と継続条件
9:55-10:20	勝又 健太	「自発的に支援を求めない住民」へのアウトリーチ支援に関する研究(1) - 支援の動向に関する現状と課題 -
10:30-10:55	井上 倫子	居場所における悩みごとや心配ごとの把握についての研究 - 文京区社協地域福祉コーディネーターによる居場所調査から -
10:55-11:20	藤本 愛	地域支援におけるコミュニティ型居場所づくり支援について - 文京区社協地域福祉コーディネーターの取り組みから -
11:20-11:45	榎本 涼子	コーディネーターの個人支援における直接支援と間接支援について - 文京区社協地域福祉コーディネーターの取り組みから -

第8分科会 福祉教育・福祉文化

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	小山 美代	スクールソーシャルワーカーの役割
9:55-10:20	栄 セツコ	精神障害者の語りを生かした精神保健福祉教育の促進に関する一考察 ～精神保健福祉教育に対する教職員の意識調査～
10:30-10:55	野村 裕美	対人援助職養成における事例学習の位置 ーハーバードビジネススクールにおける教育改革から考えるー
10:55-11:20		
11:20-11:45		

第9分科会 社会福祉施設・社会福祉法人①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	山本 崇記	兵庫県における隣保館の課題と可能性 ーヒアリング・アンケート調査(2019)を通してー
9:55-10:20	鬼頭 裕美	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての外出支援の実態と課題ー社 会福祉法人へのアンケート調査からー
10:30-10:55	松崎 吉之助	住民主体サービス担い手の活動を通じた経験についての研究 ー今後の担い手、自治体、専門職の協働についての検討ー
10:55-11:20	南 多恵子	社会福祉施設と地域住民の協働関係の構築に至る要因 ー住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けてー
11:20-11:45	妻鹿 ふみ子	ボランティア受け入れから住民との協働への進化のベクトルとは

第10分科会 災害と地域福祉①

時間	発表者	タイトル
9:30-9:55	横地 厚	神奈川県共同募金会による災害支援に関する研究
9:55-10:20	江原 勝幸	参加型地域防災教育・活動による災害時要援護者の住民支え合い支援体制モデルの確立
10:30-10:55	市川 享子	当事者視点に立った災害ボランティア論構築のための探索的研究
10:55-11:20	都築 光一	災害派遣福祉チームの先遣隊の役割導入に関する基礎的研究2
11:20-11:45		

社会資源開発をめぐる用語の整理に関する研究 —福祉事典と社会福祉士養成テキストの分析から—

末永 和也（日本福祉大学・2654）

1. 研究目的

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しが進められているなかで、社会資源開発をどう教えるかということが重要となる。本研究は、社会資源とソーシャルワーカーの実践プロセスで使用される方法（アセスメント・ネットワークング・プランニング・コンサルテーション・エバリュエーション）が、福祉事典や社会福祉士養成テキストでどのように取り上げられているのか整理し、社会資源開発を取り上げるさいにおさえるポイントについて考察することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は、福祉事典と社会福祉士養成テキストを分析する。社会福祉士養成テキストを分析するさいの視点は、講義、演習、実習のそれぞれの講義でどう教えているか確認するため、『地域福祉の理論と方法』『相談援助演習』のテキストに絞っている。索引から用語を検索し、「社会資源」と「アセスメント」「ネットワークング」「プランニング」「コンサルテーション」「エバリュエーション」がどのように取り上げられているのか用語を整理する。なお、「開発」の用語の整理も必要であるが、社会資源の活用という文脈で書かれた文献が多く、開発を強調した文献が少ないことから、社会資源に絞って分析をおこなうことで社会資源開発の用語について考えていきたい。

3. 倫理的配慮

社会福祉士養成テキストに関しては、社会資源の本文や定義の分析が本研究の目的であるため、「日本地域福祉学会研究倫理規程」を遵守し、執筆者は明記しないこととした。

4. 結果・考察

日本地域福祉学会地域福祉教育のあり方研究プロジェクトでは、地域福祉の視点からアプローチする社会資源開発は「まちの福祉化による社会参加資源の開発」としており、先行研究を整理していくにあたり参考とした。先行研究では、社会資源開発という用語は使用しても内容までは触れられておらず、執筆者によって社会資源開発の用語が共通した認識のもとに使用されているのか判断することができなかった。

社会福祉士養成テキストを分析した結果では、社会資源の定義が論者により多義的に用いられていることや、構造の捉え方も複数存在していたが、資源の活用までにとどまり開発の議論となっていなかった。また、『地域福祉の理論と方法』『相談援助演習』のテキストでは、ケアマネジメントの展開プロセスに関しては一体的に学ぶことができるが、個別に取り上げられているものが多く、「コンサルテーション」「エバリュエーション」については取り上げられていなかった。社会資源開発を身につけるために、社会福祉士養成テキストがおさえるポイントとして、①社会資源の定義や内容を共通化しておく必要があること、②ソーシャルワーカーの実践プロセスを一体的に学習できる方法を検討することの2点が考察された。

※本研究は、日本地域福祉学会地域福祉教育のあり方研究プロジェクト（藤井博志代表）の一環として、報告者が執筆を担当した個所を加筆修正したものである。

旧炭鉱社会における相互扶助システムの変遷 —友子制度に注目して—

松原 日出子（松山大学、会員番号 1663）

1. 研究目的

西洋と異なり同職組合の伝統に乏しい日本では、労働者間の相互扶助が歴史的にあまり発達しなかったといわれるが、その数少ない例外が鉱山労働者である。18世紀末以降、日本の鉱夫たちは「友子」と呼ばれる一種の同職組合を構成し、鉱夫としての熟練を重ねるための徒弟関係のみならず、メンバーの失業や傷病の際に救済し合う相互扶助のしくみを作り出した。この制度の著名な研究者である村串仁三郎は、社会福祉士に代表される現在の専門的な福祉システムを批判する一方、友子制度に代表される鉱山労働者たちの直接自助の精神を称賛し、見習うべき点が多いと主張する。しかしその実現を図るには、そもそも彼らの相互扶助のしくみがどんな社会的条件下で可能であったかについて検討が必要であろう。本発表では北海道の炭鉱社会に主に注目し、友子制度に端を発する鉱山社会の相互扶助の歴史の変遷について、同システムを支えた社会的・文化的条件と関連づけて整理しながら、過疎地域における互助の維持発展に示唆することは何かを考察する。

2. 研究の方法

北海道における旧産炭都市の市史や行政資料、鉱夫の生活史等の歴史的資料、友子制度や炭鉱社会に関する先行研究等を基に、友子制度にはじまる炭鉱夫たちの相互扶助の実態について整理分析した。さらに旧炭住コミュニティにかんする先行研究を手掛かりに、近年の旧産炭都市住民による互助の実情について確認した。以上の方法を通じて、旧炭鉱社会における互助の仕組みがどのような社会的・文化的条件によって支えられていたのかを整理しつつ、炭鉱社会における互助システムの特徴と課題について考察した。

3. 倫理的配慮

本研究では、旧産炭都市の市史をはじめ、すでに公刊されている歴史資料や報告書を活用しているため、倫理的配慮を必要とする内容を含まない。

4. 結果・考察

鉱夫間の相互扶助システムは、単に友子制度による制度的基盤のみならず、鉱夫たちが外の世界から社会的差別を受けた歴史的経緯のもとで構築されたものであり、炭鉱社会を超えた互助に発展しにくい課題を抱えていた。また、友子制度に代わり炭鉱会社が鉱夫たちの生活を丸抱えする生活保障システムは、彼らに豊かな生活をもたらした一方で、彼らの中に「システムへの依存」を生み出し、また周辺社会からの閉鎖性をもたらした点において、その限界があった。これらの考察を通じて、今後の過疎社会における互助のシステムを維持発展するためには、自律の機会を設けつつ地域組織間のゆるやかなつながりを構築することが重要であるとの示唆が得られた。

手話サークルの役割ときこえない人との関わり —京都市手話学習会「みみずく」の初期の活動と支援を通じて—

西田朗子（立命館大学大学院社会学研究科 会員番号 2926）

1 研究の目的

本研究の目的は、京都市手話学習会「みみずく」（以下、「みみずく」とする）の活動を通じて、聴覚障害者への支援のあり方を検討するものである。「みみずく」は手話を学ぶ任意団体であり、現在の手話通訳制度に繋がる「みみずく手話通訳団」の結成は「みみずく」会員から始まっているが、手話通訳者の育成を担っているわけではない。では、「みみずく」を始めとした手話サークルの役割とは何であろうか。「みみずく」が行ってきた手話通訳制度以前の、手話通訳を含めた支援とはどのようなものかを明らかにし、聴覚障害者に必要な支援と制度について考察する。

2 研究の方法

本研究では、「みみずく」が発行している機関誌、記念誌を中心に、聴覚障害者団体の発行物、行政機関の発行物の文献資料の分析を研究方法として用いる。資料には、現在では不適切と考えられる記述もあるが、研究目的から外れないことを留意し、歴史的表現として断りを挿入した上で使用する。文献資料の内容確認、行間を埋める役割として「みみずく」会員へのインタビュー調査を一部採用している。

3 倫理的配慮

文献検討については「みみずく」より発行されたもの、聴覚障害者団体の発行物、行政資料を使用し、「みみずく」より資料の提供を受けている。インタビュー調査については、個人が特定できないように配慮し、インタビュー前に趣旨を説明し、研究に使用する了解を得ている。インタビュー調査は対象者の許可を得て録音し、のちに文字起こししている。また、作成したものはインタビュー対象者に内容確認を依頼し、齟齬のないように指摘部分は削除、修正、追加を行っている。

4 結果・考察

「みみずく」において、手話を学ぶことは目的の一つではあるが、それだけを目指したものではない。手話サークルは日本語対応手話を学ぶ場だといわれることがあるが、「みみずく」のあり方を見れば、その批判はあてはまらない。また、手話学習者が手話通訳を目指すことが「みみずく」の目的でもない。

しかし、現状では手話通訳を継続的に学ぶ場は確保されておらず、手話を学ぶことと手話通訳のための学びが混同されている。一方で手話通訳者には、通訳場面以外でのきこえない人との関わりが求められる。手話通訳を行う上で、言語変換だけでは支援とならないことが多いからである。この支援は手話サークルが担ってきた役割と重複する部分があるが、整理しきれていない。手話通訳は充分とはいえないまでも制度化されており、手話サークルが手話通訳を担うことは、今はもうない。とはいえ、私的なやり取りの中で手話通訳とはいえないまでもコミュニケーションを支援することは、頻繁に起こり得る。

手話サークルは「みみずく」が初期から掲げている「手話を学んで、ろうあ者のよき友となり、すべての人に対する差別や偏見をなくすために努力し、その活動を通じて私たち自身も向上していく」という目的に収斂されていくが、そのあり方の中身については、手話通訳者やソーシャルワーカー等の専門職の役割との住み分けと共存の整合性が課題となっている。

地域福祉の政策化を支える二大理論

— ソーシャル・キャピタルとローカル・ガバナンス —

川島典子（同志社大学ソーシャル・ウェルネス研究センター、会員番号 1722）

1. 研究目的

本研究の目的は、地域福祉の政策化を支える二大理論であるソーシャル・キャピタルとローカル・ガバナンスが、実践現場にどのように寄与できるかを検証することにある。

2. 研究の方法

本研究では、主に、文献研究によって地域福祉の政策化に至る歴史的経緯を明らかにし、ソーシャル・キャピタルの概念とローカル・ガバナンスの概念を整理する。その上で、先進事例の事例研究も行う。

3. 倫理的配慮

事例研究先には、調査の目的と趣旨を事前に伝え、了解を得た。また、同志社大学「人を対象とする研究」倫理審査を経ている（審査承認番号 17067 号）。

4. 結果・考察

2000 年以降、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」（2000）を皮切りに、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会 地域における新たな支え合いを求めて一住民と行政による協働の新しい福祉」（2008）、「生活困窮者自立支援制度」（2015）の制定など、いわゆる地域福祉の政策化と称される流れが起きている。2016 年には、「地域力強化検討会」も設けられ、2017 年に、社会福祉法と介護保険法も一部改正されて、地域共生社会における包括的支援体制が市町村の努力義務となった。全世代・全対象型の包括的支援による地域福祉への転換が図られたわけである。

また、2000 年には、地方分権一括法も施行され、地方自治法が改正されて、2004 年に三位一体改革も行われた。こうして地方分権が推進されたことにより、住民参加が尚、不可欠となり、官民協働によるローカル・ガバナンスの動きが起きている。

しかし、包括的支援において法的根拠となる法律と財源は、生活困窮者自立支援制度と介護保険法の地域支援事業しかない。更に、行政の担当部署が、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等の縦割り行政のまま包括的支援を行うのは困難を極める。したがって、ソーシャル・キャピタル（以下、SC）に依拠して包括的支援を行わねばならないのが現状である。SCには地域差があるといわれているため、その地域差を考慮した介入をコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）は行う必要がある。

具体的には、都市部では結合型SCが希薄であるため地縁等による包括的支援を、農村部では橋渡し型SCが希薄であるためNPO等による包括的支援を行う介入をしていくべきである。

本報告では、包括的支援の介護予防と子育て支援において、CSWが、SC理論とローカル・ガバナンス（協働）の理論に依拠して介入を行っている先進事例の事例研究を行う。詳細は、当日、報告する。

【参 考 文 献】

川島典子（2020）『ソーシャル・キャピタルに着目した包括的支援 —結合型SCの「町内会自治会」と橋渡し型SCの「NPO」による介護予防と子育て支援』晃洋書房。

川島典子（2019）「地域福祉の政策化の潮流」新川達郎・川島典子編著（2019）『地域福祉政策論』学文社、第1章。川島典子（2019）「ソーシャル・キャピタルを駆使した包括的支援」新川達郎・川島典子編著（2019）『地域福祉政策論』学文社、第6章。

幸福を生みだす地域福祉へ —増進型地域福祉の立脚点—

小野達也（桃山学院大学・会員番号1020）

1 研究の目的

本研究は、幸福を生みだす営為として地域福祉を位置づけることを目指している。こうした考え方を報告者は「増進型地域福祉」として研究的・実践的に追究してきた。それを踏まえると、その実体化、普及には、基底の部分である福祉観、地域福祉での幸福の考え方、増進型の取り組みの要点の明確化が重要であることが分かった。本報告では、これらの点に関して検討する。

2 研究の方法

諸文献・資料による理論研究、および、自らの実践の知見をもとにした研究である。

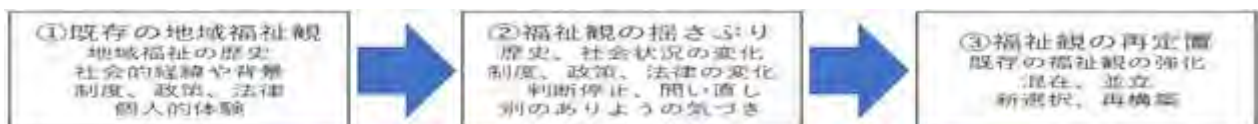
3 倫理的配慮

理論研究であり、人を対象とした調査は行っていない。実践に言及する場合は個人情報の保護に十分配慮する。研究全体の進め方は、日本地域福祉学会の研究倫理規程を遵守する。

4 結果・考察

(1) 地域福祉観の転回／進展

地域福祉を「幸福を生みだす営為」としてとらえることが増進型地域福祉の基礎にある。これは従来の地域福祉観の転回、あるいは、進展を求めている。地域福祉観変容のプロセスを提示する。



(2) 地域福祉での幸福

増進型地域福祉は公平や平等で終わらずに幸福を目指す。その場合の幸福をどう考えるのか。ロールズの正義論（リベラリズム）、コミュニタリアニズム、アマルティア・センの潜在能力アプローチ、塩野谷祐一の卓越の倫理学などをもとにして、地域福祉での幸福に関して、枠組みを示す。

①個人のウェルネスの向上 生活の質の向上	②地域社会のウェルネスの向上 社会の質の向上／持続可能性
③その人らしさの発現 自己実現／テレオノミ的な主体性	④その地域社会らしさの発現 その地域社会の可能性の発揮／地域実現

(3) 増進型地域福祉に取り組むための要点

①幸福を具現するための高いレベルの目標設定

個人支援にせよ地域づくりにせよ、こうなれば良いという理想の状態を目標に掲げる。幸福を生みだすレベルであり、動機づけともなる。

②対話的行為（話し合いに）による進め方を基礎とする

当事者、専門的援助者、関係者の話し合いにより進める。エンパワメントやストレングスをもとにして、間主観性を構成し、実践の他者を生み出さず、目標の合意形成を行い、目標の実現を目指すための行為調整について、その場での「成解」をつくる。

③「きょうどう（共同・協同・協働）」という方法

高い目標は、公的な資源だけでは実現できない。当事者、援助者、住民、そのほか多様な主体による「きょうどう」が求められる。このきょうどうは、社会貢献であるだけでなく、多様な主体間の自由な互酬であり、交流・交歓でもある。プロセス自体が互いの喜びを生み出す。

〈考察〉現段階の増進型地域福祉は、幸福を生みだすことを目標にする志向、方向性を示すものである。

地域自治組織における「公共性」機能の効果発現

－ 「道の駅」の維持管理運営体制との連携－

山田知子（比治山大学・2545）

1 研究の目的

市町村合併後、地域住民による主体的コミュニティ形成を実体化させるための横断的仕組みとして誕生した地域自治組織は、その成熟度に伴い行政サービスを代替し「公共性」機能を有することを期待されるようになった。例えば自治体が整備・所有する施設などの維持管理や運営に、こうした新たな地域ガバナンス型組織が主体的に関与できることは地域自治の形成にとっても大変有益である。本研究では公共施設として「道の駅」を採り上げる。「道の駅」は今や「小さな拠点」構想（国土交通省）のもと、地方創生の拠点としての機能強化が図られ、地域福祉機能や防災機能など地域ガバナンス型の地域づくりに果たす役割が注目されている。とりわけ中山間地域に立地する駅では、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保に向けた新たな仕組みづくりに成果を上げている事例も多く現れている。「道の駅」の維持管理運営体制と、地域のまちづくりの代表組織である地域自治組織が連携することにより発現する効果を検証することを目的とする。

2 研究の方法

事例として、①道の駅「桜の郷荘川」・荘川地区まちづくり協議会（岐阜県高山市）②道の駅「酒谷」・酒谷地区むらおこし推進協議会（宮崎県日南市）の2例を採り上げた。両駅は国土交通省が2016年特定テーマ型モデル「道の駅」（住民サービス部門）で選定した6駅に含まれている。調査方法は主としてヒアリング調査である。

3 倫理的配慮

調査実施に際しては、関連団体構成員名簿や収支決算データなどの個人情報等に係る内部資料の取り扱いには十分に配慮し、得られた資料や情報は本研究以外に使用しないことを伝え、研究目的への理解と協力を得られている。

4 結果・考察

2例ともに典型的な人口減少・少子高齢化が進展する中山間地域に位置し、拠点としての「道の駅」の公共サービス提供への期待が極めて高く、その実現には地区の地域自治組織の果たす役割が大きい。

「桜の郷荘川」では、駅長が「荘川地区まちづくり協議会」の役員として、また下部組織まちおこし部会の部会長として参画することで、駅と自治組織との連携を深め、地区住民団体のニーズを踏まえた取組全体のマネジメントを担うことが可能となった。結果、道の駅の温泉施設や屋外運動場を活用した、地域自治組織主催の住民密着型の取り組みが展開されており、住民の憩いの場、交流の場の提供機能を果たす。加えて温泉利用者への無料送迎サービスやスポーツフェスティバル開催などを通して住民の健康増進に資する取組も実施している。

「酒谷」では、駅登録以前の地域活性化拠点施設の運営を担う「酒谷ふるさと特産品センター管理運営協議会」（自治会中心の地区内団体関係者で構成され、現在は法人化され「酒谷むらおこし株式会社」）を「酒谷地区むらおこし推進協議会」と連携運営してきたことから、酒谷地区住民による駅の管理運営体制が円滑に進み取組に大きな効果をもたらしている。駅の収益を「酒谷地区むらおこし推進協議会」に還元（地域活性化助成金交付として）することで、自治活動や交流活動、雇用創出、弁当宅配・農作物の出荷代行等の住民サービスを実施し、郷土料理や伝統文化継承などの取組を展開している。

地域共生社会の実現と総合相談

— 近畿圏内社協アンケートとブックレット in ならプロジェクトを通して —

○酒井久美子（京都ノートルダム女子大学 1821）、山口浩次（大阪市社会福祉協議会 3394）
浅井智子（奈良県社会福祉協議会 3414）、田中和博（奈良県社会福祉協議会 入会申請中）

1 研究の目的

本研究の目的は、地域共生社会の実現に向けて、中心的な役割を期待されている社会福祉協議会（以下、社協）における総合相談について、①計画等への位置づけ、②組織体制、③人材育成、④他機関との連携、⑤課題共有の場、⑥資源開発の視点から今後のあり方を検討することである。

2 研究の方法

本研究は、近畿圏内の市町村社協（197件）を対象に実施した調査結果を基に、上記6つの視点で分析する。調査票は、郵送で配付し、返信用封筒にて回収した。回収率は、63件（31.9%）である。

3 倫理的配慮

本研究、報告は、「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守しておこなう。

4 結果・考察

総合相談を社協活動の重点項目の1つとして位置づけている社協（52.4%）は、相談内容の幅が広く、連携機関・団体の数も多く、受託事業以外に相談窓口を設置している。また、総合相談を地域福祉部門で担当している社協（61.9%）の73.5%が、地域住民との連携、相談から新たな地域福祉活動や資源開発につなげているが、総合相談担当部門を設置している社協（4.8%）では8.8%と低い。実施体制については、担当職員の相互連携（49.2%）で52.9%、相談支援担当と地域支援担当との連携（28.6%）で41.2%と新たな活動創出、資源開発につながる可能性が高い。また、社協内の調整役としてのコーディネーター配置は3.2%とほとんどないのが現状である。人材育成については、81%が外部研修を活用しており、内部研修やスーパーバイズ機能は低いのが現状である。しかし、幅広い相談が寄せられるのは、内部研修等を実施している社協であり、連携の具体的中身、職員支援の体制づくりも検討されている。また、課題共有の場として、74.6%が職場内で日常的な職員ミーティングを通して共有しているが、意図的に職員が集まって話し合う場は少ない傾向である。しかし、意図的に、また社協外でそのような場を持っている社協のほうが恒常的に活動や資源開発につながっている。相談ネットワークの中核機能を担っているのは行政が50.8%、社協が39.7%であるが、連携機関・団体の数では、行政が1～5団体が多く（66.7%）、社協では11団体以上が多い（56.2%）。社協が中核機能を担うことによって、地域における連携力が高まることが推察される。

以上のことから、今後、総合相談を進めていくためには、経営的に厳しい状況にある社協として、職員任せにすることなく、計画等に位置づけること、そして組織としてスーパーバイズ機能を高め、今ある資源を工夫し、幅広い連携のあり方を模索し、1人ひとりの職員が意識を高めていくことで、新たな活動の創出につながっていくと考えられる。このような体制づくりを進めていくために、全国的に組織されている社協の強みを活かし、市域、圏域、都道府県域の垣根を超えた多様な社協相互の研修の場を創設し、社協職員相互の学び、情報交流、研鑽の場を検討していくことを提案したい。

本報告は、2019年度京都ノートルダム女子大学研究助成による研究の一部である。

地域福祉の歴史的展開からみる社会福祉協議会の実践理論に関する考察

山下 順三（明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士課程後期 1592）

1. 研究の目的

1951年設立の社会福祉協議会（以下「社協」）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」と位置付けられている。本研究は、法文が意味する実践の根拠となる理論を過去から現在に至るまで検証し、今後社協が求める実践理論についての考察することを目的とする。

2. 倫理的配慮

倫理的配慮として本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規程を遵守し、個人情報には表記しないこととした。

3. 研究の方法と現在の状況－『月刊福祉』の活用－

（1）研究の方法

研究方法は、社協に関する先行研究の文献を中心に進めているが、先行研究をレビューすると社協の事業等の研究や解説の文献は多くある。しかし、社協の実践理論や実践経緯についての先行研究は少ない。そのため、報告者は『月刊福祉』を研究資料として活用することとした。

その理由として、『月刊福祉』は、全社協の前進である「中央慈善協会」が発行した『慈善』から、現在まで、社協及び社会福祉事業に関する記事を継続的に掲載している定期刊行物であることから、研究資料として活用できると考えたためである。

（2）現在の状況－文献等の確認と分類－

現在は、『社会福祉協議会理論の形成と発展』（山口稔 2000）をはじめ、研究に関係する論文を中心に、社協の実践理論を確認している。また、時代の推移に伴う実践変化に対して、どのように理論が活用されたか、その経緯を確認するために『月刊福祉』を活用している。活用方法は、同誌に記載されている記事を抽出し、独自に作成した分類に基づき、研究のための資料を作成している。

4. 現在までの考察－社協設立から1960年代初期－

社協の実践理論は、創設当初に取り入れられたコミュニティ・オーガニゼーション（以下「CO」）であり、それが時代とともに応用され、現在も継続されていると報告者は捉えている。

社協設立当初から、山形会議を経て策定された「社会福祉協議会基本要項」（1962）に示された地域福祉の理念との関係などから考察すると、社協設立から1960年代初期は、実践理念の形成と地域福祉実践のための理論導入期と考えられる。その後の年代についても継続的に実践理論の確認を行い、今後の社協の実践理論について考察を行いたい。

社協による介護事業経営の現状とその意義

—兵庫県社協における「地域福祉・介護サービス事業調査研究事業」から—

○荻田 藍子（兵庫県社会福祉協議会・2155）、佐藤 寿一（宝塚市社会福祉協議会・1822）

1 研究目的

全国で約7割、兵庫県内では約9割の市町社協が介護保険サービス事業（以下、介護事業）を実施しており、社協は地域の介護インフラとして一定の役割を果たしてきた。しかし、市場競争の激化や報酬改定に伴う採算の悪化、介護人材の確保難などにより、社協における介護事業経営を取り巻く状況は非常に厳しく、社協の財政状況にも大きな影響を与えている。2016年度事業活動計算書の計上増減差額でみると、県内社協の58%がマイナスを計上しており、介護事業から撤退する社協も出てきている。

本研究は、兵庫県社協が実施した「地域福祉・介護サービス事業調査研究事業」に基づき、社協の介護事業経営の実態を明らかにし、地域福祉推進を使命とする市町社協にとっての介護事業経営の意義の再整理を図り、その経営改善に資する取り組みを推進することを目的におこなった。

2 研究の方法

介護事業経営の実態把握は、県内40社協を対象とした「社協経営に関する調査」と、介護事業経営に課題を抱える3市町社協へのヒアリング調査に基づいている。ヒアリング調査は、各社協の組織・事業概要、市町内の介護事業の実施状況、サービス毎の過去3か年の事業実施体制及び事業活動計算書の拠点区分事業活動明細書に基づく収益と費用の状況の提出を受けて実施した。

また、把握した事柄の分析と考察は、県社協が設置した「地域福祉・介護サービス事業経営検討会議」（構成は県内市町社協事務局長や管理者、会計専門家）においておこなった。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規程を順守し、個人が特定されないよう配慮した。

4 結果・考察

- (1) 2018年度事業活動計算書では、県内7割の社協の経常増減差額がマイナスであった。これには、介護事業経営の採算性の悪化に加えて、市町行財政改革に伴う補助金等の見直しの影響もあるとみられる。
- (2) ヒアリング調査と検討会議での議論から以下の3点の課題が明らかになった。
 - ①社協としての介護事業の位置づけと展開方針、目標が明確化されていない社協がある
 - ②利用者の地域生活支援、地域の福祉力向上という観点での地域福祉担当と介護事業担当の連携による地域福祉の推進については、取り組み状況に大きなバラつきがみられる。
 - ③経営判断に必要な社会福祉法人会計や報酬体系の習熟、目標・実績管理が低調である。
- (3) 地域福祉を推進する社協が介護事業を経営する意義は、「地域自立生活の実現」「包括的な地域ケアシステムの促進」「『共に生きる』地域の力の向上」と再整理をおこなった。前提として、介護事業と地域福祉を別に捉えるのではなく、地域自立生活と地域ケアシステム、地域の福祉力の向上という3つの要素を一体的に推進する方法として、介護事業の展開を描くことが必要である。その実現には、持続可能で自律的な社協経営の確立が求められる。
- (4) 経営改善のためのポイントを次の8点に整理し、それぞれ考え方と取組みを示した。
 - ①経営に関する考え方の問い直し ②選ばれる・魅力あるサービスづくり（質の向上） ③地域を支え、地域に支えられるサービス運営の推進 ④「断らない」「重度化対応」の推進 ⑤介護担当職員と地域福祉担当職員の連携による地域福祉推進 ⑥事務局長による経営改善のイニシアティブの発揮 ⑦介護人材の確保・育成 ⑧事業改善方針の早期検討

地域共生社会の実現に向けた地域の支援体制に関する研究 —高齢者の就労支援・社会参加に関する先進事例を中心に—

北木 佳子 (昭和女子大学・1611)

1 研究の目的

日本の福祉政策において、地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現が求められている。その実現においては、多様・多極化した地域の支援ニーズに対する相談支援体制づくりと合わせて、その支援ニーズの背景にある社会的孤立等の地域課題の解決につながる社会参加への支援（参加支援）と、それを実現・継続することを可能とする支援体制整備やそれを基盤とした住民相互のつながり（支え合い）による地域づくりが重要といえる。一方、地域の高齢者に対しては、就労支援や社会参加にかかわる研究や先進事例があり、多様な成果がある。特に、2016年に創設された「生涯現役促進地域連携事業」における実践は、上記の参加支援やそれを可能とする支援体制整備とそれを基盤とした地域づくりのあり方を検討する上では示唆を得る内容が多くあると見えるが、地域づくりの観点を含めた研究は十分になされていない。そこで、本研究では「生涯現役促進地域連携事業」における先進事例をもとに、その実施背景と現状を明らかにするとともに、地域における参加支援やそれを可能とする支援体制づくりのあり方について、地域共生社会の実現ということを視野に入れた課題等の考察をすること目的とした。

2 研究の方法

本研究では、上記の研究目的に照らし、「生涯現役促進地域連携事業」（以下、事業）の導入期実施地域として採択され、様々な成果を上げている千葉県柏市での取り組みに焦点を当てて事例研究を行った。具体的には、本事業を管轄する柏市の保健福祉部福祉政策課と同事務の事務局（柏市生涯現役促進協議会；以下、協議会）からの資料等の文献研究と両者へのインタビュー調査を実施した。また、協議会発足以前から高齢者（シニアスタッフ）の就労を先駆的に行い、協議会とも連携をとってきている社会福祉法人小羊会、特別介護老人ホーム柏こひつじ園においても、同法人の資料等の文献研究を行うとともに、インタビュー調査等を含むフィールドワークを実施した。（詳細は学会当日に発表）

3 倫理的配慮

本研究の文献研究及びインタビュー調査等の実施にあたっては、本学会の規定をもとに、研究倫理を遵守することを研究協力者（市・事務局・社会福祉法人）には文書で説明したうえで実施した。本発表に関しては、内容を含めて、上記の研究協力者に承諾を得ている。

4 結果・考察

柏市の本事業は、豊四季同地エリアを中心とした市・UIC・東京大学の三者協定に基づく「生きがい就労事業」（2010年度～）からスタートし、その継行政が中心となって展開した全市を対象とした「セカンドライフプラットフォーム事業」（2014年度～）での成果（ノウハウの蓄積を含む）を受け、2016年度から市が柏市生涯現役促進協議会（公民学の8関係団体から構成）を設立し、展開をしてきている。市の基盤（環境）整備と事業支援のもと、協議会では事業所発着等を通じた高齢者にあった仕事を増やす「出口」の支援と、高齢者のマインドセットを含む小事への再教育・再適応を図る多様な研修・セミナー・相談会等のきめ細かな「入口」支援を行いつつ、ハローワークやシルバー人材センター等との連携体制での有機的な連携・連携体制の構築がされてきている。また、協議会でのそうした支援や協議会と連携をとっている柏こひつじ園でのシニアスタッフの現状からは、高齢者の就労・社会参加促進に止まらず、高齢者の住民としての生き方の啓発や補養に関する支援になっているほか、高齢者向上の自発的な連携や支え合いへの展開もみられてきている。学会当日には、事業及び就労先での具体的な支援内容と事業実績の報告、それらを通じた地域共生社会の実現に向けた今後の課題等を考察したい。

知的・発達障害のある子どもたちの就労支援に関する研究

－ 大阪府 X 市の NPO 法人 A を事例に －

中元 航平 (大阪大学・3430)

1 研究の目的

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)で現在定められている法定雇用率は、民間企業は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%である。また2021年4月までに、法定雇用率はさらに0.1%の引き上げが予定されているが、障害者が働く場はこれまで非常に限られてきた。例えば盲学校に在籍する視覚障害のある子どもたちには、盲学校内部の職業課程を経由した職業移行がもっとも妥当な進路として合理化され、結果的に彼らの進路の選択肢が限定的になるという様相が存在する(佐藤 2013)。働く場の選択肢の少なさは、特別支援学校に在籍する知的・発達障害のある子どもたちも同様で、障害者の就労支援や雇用の拡大とともに進路選択の可能性は重要な課題である。

そこで本研究の目的は、大阪府 X 市にある NPO 法人 A(以下 A)での取り組みを事例に、特別支援学校 中学部・高等部に在籍する、知的・発達障害のある子どもたちへの就労支援の現状、そしてその子どもたちの特別支援学校卒業後の進路の状況を明らかにしたうえで、どのようにして彼らの進路選択が決定されているのかを調査し、分析することである。A は知的・発達障害のある子どもや若者に対して、将来の就労への支援を中心とした取り組みを行っており、その代表を務める B 氏は重度の知的障害のある息子をもつ母親でもあり、当事者および当事者家族の視点から活動を展開している。A は具体的には、放課後等デイサービスや就労継続支援 B 型事業所(以下 B 型)などを運営し、X 市内で10年以上前から活動を続けている。本研究では、将来の就労への移行を見据えた支援を行っている A を対象に、その支援を受けながら特別支援学校を卒業した子どもたちの進路形成のプロセスを明らかにしていく。

2 研究の方法

本研究では、A での参与観察および法人代表の B 氏への半構造化インタビューを行い、それらから得られたデータを分析するという方法を採用している。また本研究では、特に A での就労支援を受けながら特別支援学校を卒業した子どもたちの進路の状況はどのようになっているのか、そして彼らの進路はどのようにして決定されているのかという点を中心的なテーマとして取り上げ分析する。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規定および日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守し、調査協力者本人が特定されないように十分に配慮して実施している。

4 結果・考察

調査の結果、2019 年度に A の支援を受けながら特別支援学校を卒業した子どもたち 9 名の進路は、B 型が 4 名、自立訓練(生活訓練)が 3 名、生活介護が 1 名、その他が 1 名であった。進路決定のプロセスにおいては「本人の希望」と「母親の意向」、そして「特別支援学校での進路指導」という 3 つの要因が相互に影響を与えながらも、特に「母親の意向」と「特別支援学校での進路指導」の 2 つの要因が個々の子どもの特性や障害の程度と関連づけられ、最終的な進路が決定されていることが明らかとなった。

<参考文献>

佐藤貴宣, 2013, 「盲学校における日常性の産出と進路配分の画一性——教師たちのリアリティワークにおける述部付与／帰属活動を中心に」『教育社会学研究』93: 27-46.

農福連携において長期にわたる就農の現状と課題について

－A 農園と B 農園へのインタビュー調査から－

合田盛人（長野大学・会員番号 3183）

1 研究の目的

厚生労働省は「地域共生社会の実現」の理念の下、2018年度から障害者の法定雇用率を引き上げた。障害者の雇用については、担い手不足や耕作放棄地問題を抱える農業分野で、障害者（以下：当事者）の特性を活かした就農で、農業と福祉の問題を解決していく農福連携が注目されている。農福連携の取組を推進するにあたり、当事者を雇用しようとする農家等（以下：雇用者）や就農しようとする当事者にとっては、就労準備、就職支援、職場定着支援は重要なテーマである。そこで、本研究者は、先行研究として「直接就労型」（雇用者が当事者を直接雇用する）に着目し、就農が継続する要因をインタビュー調査から明らかにした（2019）。当事者が就農できればそれによしではなく、さらに追究すべきこととして、長期にわたり就農が継続した場合の課題についても明らかにしておく必要があると考えられた。

2 研究の方法

調査対象については、縁故法による抽出を行い、雇用者に対して郵送にて調査依頼を行い、事前の研究趣旨に同意が得られた雇用者と当事者を調査対象者とした。まずは、雇用者と当事者の基本情報に関する質問項目を聞き取り、雇用者へは、農研機構農村工学研究所が農林水産省から受託した「農業法人等による障害者雇用の円滑な定着に関する調査研究」の調査結果に基づき作成された「農業分野における障害者就労マニュアル 2019」にある「指導方法・支援方法」を参考に作成した質問「障害者が就労継続できるように以下のような工夫をしていますか（その他を含め 14 項目）」を聞き取った。その後、自由回答式質問として、雇用者へ「(当事者を)雇用してよかったことはどういうことですか」「当事者の雇用について今後の課題はどういうことですか」を聞き取った。当事者へは「就農してよかったことはどういうことですか」「就農して困っていることはどういうことですか」を聞き取った。

3 倫理的配慮

調査対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があり、個人の本質に関わる情報を収集する調査であることから、調査開始前に長野大学倫理審査委員会から承認を得た（承認番号：2018-004K）。

4 結果・考察

A 農園では、精神障害者の就農が 4 年であった。B 農園では、知的障害者の就農が 32 年であった。いずれも「平成 30 年度障害者雇用実態調査」（厚生労働省）の結果、「平均勤続年数、知的障害者は 7 年 5 月、精神障害者は 3 年 2 月」を超えていた。2 つの農園とも先行研究（合田,2019）のとおり、雇用者によって当事者が苦手とする人間関係などに対してさまざまな工夫がされていること、当事者にも就農の意欲があり努力していることがあげられた。長期にわたる就農によって、A 農園の当事者は、精神疾患が治癒している。それは、当事者自身にも家族にもとても良いことであるが、農園としては、新たな障害者雇用が課題となった。B 農園では、雇用期間 30 年以上となり、当事者の高齢化が問題となっている。個人差はあるが、人によっては 50 歳を過ぎると作業能力が低下する。今までできていたことができなくなるため配属先をかえたり、就労継続支援事業所を立ち上げるなどの対策を行っている。

就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労への意欲の向上にむけた取り組み ー 「山口県障害者一般就労移行チャレンジ事業」の実績から ー

佐藤 真澄 (山口学芸大学・1711)

1 研究の目的

2019年4月の厚生労働省に発表によると、2018年度の民間企業の障害者雇用数は53万4769.5人で過去最高を更新した。この傾向は、本研究のフィールドである山口県も同様で、障害者の就職件数は9年連続で過去最高を記録している。ところが、就労系事業所（就労継続支援、就労移行支援）からの一般就労者数は平成27年度をピークに減少し続けている。その結果、就労系事業所、とりわけ就労継続支援B型事業所の利用者は年々増加の傾向にある。

こうした状況を踏まえ、山口県は2018年3月にやまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）を策定し、「福祉施設から一般就労への移行等」の成果目標を掲げた。本報告で行う「山口県障害者一般就労移行チャレンジ事業」はその取組みの1つで、就労継続支援B型事業所の利用者の一般就労への意欲向上を目的としている。筆者は同事業の企画・実施に関わっており、本報告はその成果と課題をまとめた。

2 研究の方法

《事業の概要》

「山口県障害者一般就労移行チャレンジ事業」は、2つの内容が含まれる。第1は企業に出向いて職場を見学し、仕事内容の説明を受ける「合同企業見学・説明会」、第2は職場体験のための実習である「チャレンジ実習」である。いずれも就労継続支援B型事業所の利用者とその家族が対象である。

「合同企業・見学説明会」では、選択肢を広げるために業種や仕事内容が異なる複数の企業を組み合わせ、県内を8圏域に分けて実施。22事業所49人が参加した。一方、「チャレンジ実習」では、見学・説明会で訪問した企業のうちの1か所を利用者自身が選択し、半日×3日間の体験実習を行った。10事業所12人が参加し、6企業で実習を行った。本報告では、チャレンジ実習まで実施した12人のケーススタディを扱う。

《効果検証の方法》

一般就労への「意欲」と「自信」に関するスコアを独自に作成し、複数回の聞き取り調査を行った。見学・説明会については、終了後、1か月後、3か月後の3時点。チャレンジ実習については、説明時～1週間後の7時点の、合計10時点である。

3 倫理的配慮

「山口県障害者一般就労移行チャレンジ事業」は、事前の説明会で研究の趣旨と結果の公表について説明をし、同意を得たうえで参加を募っている。また、事業の実施主体である山口県および山口県社会就労事業振興センターには本報告の内容を示し、了解を得ている。

4 結果・考察

調査の結果、以下の3点が明らかになった。第1に、実習を通して、意欲も自信も高まっているということ。実習開始前と3日目終了後と比較すると、すべての者のスコアが上昇している。第2に、一般就労への意欲と自信は関係しているということ。一部の例外はあるものの、多くのケースで自信と意欲が並行して高まっている。第3に、一度高まった意欲が、事業所での通常の作業に戻ると下がる者がいるということである。こうした結果は「実際に企業実習を経験することで一般就労への意欲が高まる」という本事業の仮説を実証するとともに、その意欲の維持が難しいという課題を示唆している。

地域における「学びの場」として障害者職業訓練機会の意味をさぐる —精神障害者対象のホームヘルパー等養成講座修了者へのインタビュー調査から—

○清水 由香（大阪市立大学・1835） 栄 セツコ（桃山学院大学・988）

1 研究の目的

本研究は、精神障害者対象のホームヘルパー等養成講座が障害者職業訓練機会の提供という目的のみならず、「学びの場」として多義的な面をもつことを明らかにすることを目的とする。本研究は、一次調査として平成 28 年に養成講座修了者を対象に質問紙調査を行っている。その結果、受講で学び得たものとして、「資格取得によるエンパワメントと希望の獲得」「自己と社会環境に関する学び」「学びによる生活充実感」「仲間・相談者の獲得」の 4 つの概念が抽出された。一次調査の結果から、精神障害者にとってエンパワメントやリカバリーのプロセスにかかわる要素が浮かび上がり、職業訓練機会としての学びにとどまらないことがうかがえた。そこで、養成講座修了者の視点から、受講の意味づけを明らかにしたい。

2 研究の方法

面接調査の協力者は、平成 28 年に実施した質問紙調査時に依頼した。面接協力の申し出は質問紙と別に葉書で別機関宛てに返送してもらい、プライバシーを確保した。質問紙は 272 通を郵送し 106 通回収され、面接協力者は 24 名であった。面接は平成 29 年 1 月から 4 月に実施した。協力者の個人特性は、女性が 13 名、年代は調査時で 20 代 2 名、30 代 4 名、40 代 10 名、50 代 6 名、60 代 2 名。調査時に介護福祉系職務従事者は 11 名、他業種が 2 名、就労継続支援 A 型利用が 2 名だった。過去も含めて介護福祉系職務の経験者は 20 名だった。主に精神疾患の診断を受けた頃の生活からホームヘルパー養成講座受講の経緯、講座受講の印象や学び得たことは何か、資格取得前と後の就労経験を問いながら病気や障害のとらえ方を含めて自由に語ってもらった。面接内容は IC レコーダーで録音し、音声を起稿した後、起稿原稿を読み込み分析した。分析方法は、養成講座受講に対する認識や評価に関する文章を、文脈をふまえて抽出した。文章を切片化し、コードラベルを付与した。次にコードの似ている概念を整理してサブカテゴリー、そしてさらに整理しカテゴリーを生成し、講座受講の意味を解釈し考察した。

3 倫理的配慮

面接調査の説明は事前に文書を送付し、面接当日に書面を読み説明した。調査の趣旨と計画、録音データの取り扱いを含めた個人情報管理方法、結果の公表の方法などを説明し、同意書に署名を得て相互に同意書を取り交わした。面接場所は、研究所や大学の個室で行いプライバシーを保ち、電子データはパスワード管理をし、データ管理後にレコーダーの音声録音は消去した。調査計画は、大阪市立大学生活科学研究科研究倫理委員会による承認を得た（承認番号 16-37 平成 28 年 12 月 14 日付）。

4 結果・考察

精神障害者を対象にしたホームヘルパー養成講座は、【学校の学び機能】が発揮される場となった。学習思考活動の刺激や仲間と相互交流の刺激による心理社会的生活の活性化が起こる場であった。「通学・学びのリハビリ」という語りが複数みられ、学びの場がリハビリテーション機能と化したと考える。

【学校の学び機能】の成果には、「自己理解」や「自己肯定感の向上」のような自己認識の深化がみられた。そしてソーシャルスキルやホームヘルパー資格や家族の介護に役立つスキル、あるいは生活や人生の見通しや希望をもつこと、過去の失敗やトラウマの克服、仲間とつながることなど自己の内部あるいは外部資源を獲得し、【自己の深化と進化】を遂げていた。（本研究は、JSPS:16 K04160 の助成を受けた。）

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会誌「つくし」にみる活動の変遷 － 障がい者もきょうだいも自立を求めた時期 －

笹尾照美（関西学院大学人間福祉研究科博士課程後期課程・2987）

1 研究の目的

障がい者の兄弟姉妹（以下「きょうだい」と記す）は幼少期・青年期・高齢期のそれぞれに生き辛さを抱えている。とりわけ親にケアが必要になった後の知的障がい者とのダブルケア（老・障）及び老・老障介護は過酷である。本研究では、きょうだい支援のあり方の示唆を得るために、「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」の会誌「つくし」を概観し、その変遷を踏まえて、きょうだいへの支援について検討した。

2 研究の方法

研究方法は歴史的手法を用いた。先行研究（前嶋・米田 2003）¹⁾で示された時期区分を援用し、第一期（1963年～1970年代中頃）・第二期（1970年代後半～1990年代前半）・第三期（1990年代後半～現在）の記事の内容をデータ化して検討した。なお、第一期は既に論文化して公開する準備を進めているため、ここでは第二期・第三期を取り上げる。

3 倫理的配慮

調査研究にあたっては日本地域福祉学会に定められている倫理規定に従い倫理委的配慮を行った。用語については各時期に用いられた言葉を歴史的用語としてそのまま引用した。

4 結果・考察

対象とした時期を社会的背景も含めて検討した結果、次のような知見が得られた。

(1) 第二期は国際障害者年（1981）を中心に障がい者もきょうだいもそれぞれに自立を求めた時期であった。きょうだいの立場から措置費問題（遠藤訴訟）に取り組み勝訴した。啓蒙の為に勉強会やボランティア活動や販売活動をした。厚生省に会独自および他団体と連携して要望書を出した。施設に関心が強く増刊号『施設と家族』を出版した。ダブルケア（老・障）の為に婚家先から実家に戻らざるを得ない例が見られた。誌上相談室が設けられた。

(2) 第三期では1995年に自立した対等な立場を旨として「全国心身障害者をもつ兄弟姉妹の会」から「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」へと名称変更した。社会福祉基礎構造改革（2000）は家族が障がい者を支えることを前提としていた。アンケート調査を踏まえ、きょうだいも一人の人間として生活できるようにとの要望書を法務大臣に提出した。更に障害者自立支援法が施行され地域移行が本格化し、高齢期のきょうだいへの負担が大きくなり、2017年頃にはきょうだいによる心中事件が相次いで起きた。孤立死の危険性も出てきた。また子どもきょうだい支援を始めた。

今後は高齢期のきょうだい支援が課題である。その為には知的障がい者の精神的安定が期待できる家族の面会の為に近くに、グループホームや家庭からのセーフティネットとしての小規模な手厚い施設が必要と考える。実現するには、この時期に活発に行われていた他団体と連携して行政を動かす活動と、更に各地域における同様の活動が必要と考える。

1) 前嶋元・米田宏樹（2003）「きょうだいの会」の設立とその変遷－全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会の活動を中心に－『心身障害者研究』,27,123-134,2003

地域福祉の推進と生活困窮者自立相談支援事業の展開 —生活困窮者支援を通じた地域づくりと包括的な相談支援体制に関する分析—

○守屋 紀雄（堺市社会福祉協議会・2608）

1 研究の目的

生活困窮者自立支援制度の理念に「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が目標として掲げられている。堺市では行政と堺市社会福祉協議会（以下、堺市社協）が合同で策定・推進する「堺あったかぬくもりプラン3」（平成26年～31年）の重点取組に生活困窮者支援を位置づけ、平成26年度モデル事業より堺市社協が自立相談支援事業を受託し、「地域福祉型の生活困窮者支援」をめざして取り組んでいる（堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）。また総合相談システムの構築と検証を目的に研究者との共同研究によって作成した「総合相談検証シート（評価シート）」を用いて支援面の評価を行うとともに、生活困窮者を通じた地域づくりの展開や包括的な相談支援体制の構築について、試行・分析を繰り返しながら実践している。本研究は、堺市社協による生活困窮者自立相談支援事業の6年間の実践を分析・評価し、地域福祉推進の方法としての生活困窮者支援の展開について考察することを目的とする。

2 研究の方法

同事業の6年間の運営状況及び支援実績について、次の3点で分析と評価を行った。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施と実践分析

・自立相談支援機関による事業実績について、6年間の傾向を比較し分析した。

(2) 評価シートを用いた実践の評価とプロジェクト開発

・評価シートを業務に位置付け、6年間で合計85事例の支援面の評価を行った。

・事例の評価を通じて顕在化した課題を根拠に、プロジェクト開発に取り組んだ。

(3) 包括的な相談支援体制に関する実践と分析

・自立相談支援機関の運営方法について、①運営体制、②支援の入口、③支援の方法、④支援の出口、の4つの視点で分析し、工夫・改善した点を明らかにした。

・生活保護制度（福祉事務所）との切れ目のない支援のしくみを構築した。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守し、研究で用いた資料等の作成にあたっては、個人が特定されないように記載するとともに、その取り扱いにあたっては個人情報漏洩しないように十分配慮した。

4 結果・考察

6年間の自立相談支援事業の実践と分析によって、①生活困窮者支援の支援プロセスと終結のあり方、②社協内連携による総合的な支援展開、③包括的な支援体制の構築にむけた自立相談支援機関の立ち位置と機能、の3点が一定明確になったと考える。

また社協が「地域福祉型の生活困窮者支援」をめざして、取り組みを評価・研究・開発を繰り返しながら実践することが、地域共生社会の推進の意義・根拠となると考える。

地域における包括的な就労支援に関する研究

－ 中間的就労の実践者へのインタビュー調査を通して－

柏木 綾 (同志社大学大学院 3048)

1 研究の目的

近年日本においては、制度の狭間の問題や生活困窮者等の支援について、制度やサービスに捉われない柔軟な関わりが求められている。そこで多様な課題を複合的に抱えた人を対象とする就労支援の方法の1つとして、中間的就労の取組が始められている。

2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業として『中間的就労』という名称が法令上の用語としても使用されて始めた。それに伴い全国で中間的就労の実践が始められている。しかし『中間的就労』と呼ばれる就労支援の形態や実践方法は多岐に渡っており、それを一言で表すことは不可能に近い。こういった現状から、概念や定義が十分に整理されないまま『中間的就労』という言葉がさまざまな場面で使用され、その内容が理解しづらくなっている。こうした現状を踏まえ、全国で先駆的に中間的就労に取り組まれている実践から、中間的就労の実態把握を試みた。先行研究のみでは明らかにならなかった、中間的就労の本質について検討を行った。

2 研究の方法

研究方法は中間的就労について書かれた文献や資料からの実践に関する考察と実際に中間的就労を実践されている実践者の方に対するインタビュー調査（半構造化インタビュー）を実施した。インタビュー調査で得られたデータはKJ法（AB型）により分析を行った。

インタビュー実施日：2020年1月7日・1月17日・2月1日

3 倫理的配慮

本研究においては日本地域福祉学会における研究倫理規程を遵守し実施した。またインタビュー調査対象者に調査への協力を依頼する際には、インタビュー調査に関する趣旨説明の文書をお渡しし、研究への協力は自由意思に基づき調査対象者の意思によって中断が可能であることを事前に提示した。また学会発表や論文等において、データを使用する旨を説明し、同意書のご記入を頂いた。データ分析においては、個人が特定できないように十分に配慮を行った。

4 結果・考察

中間的就労は雇用形態の多様性を尊重し、個々の対象者の希望に合わせた働き方を支援する仕組みであることは先行研究とインタビュー調査において共通していた。インタビュー調査の分析から、中間的就労では、一般的な就労支援で実施される業務やスキルの習得に比べ、対象者の課題に寄り添うことが中心であることが明らかとなった。特に支援過程において【失った自信を取り戻す】ことや【自身の役割の発見】を通して、自己肯定感や自尊心の回復に繋がっていた。また個別支援におけるワーカーとの一対一の関係性では築くことの出来ない、同じ立場や境遇の人との関わりを持つ場所や時間が対象者にとって重要な要素となっていることもインタビューで分かった。一方で中間的就労を実施するためには、補助金等の利用によって運営資金の確保を工夫したり、地域の特性を意識し、地域にある幅広い資源を活用しながら実践していく必要性が示唆された。

新聞報道されたいじめ調査報告書の内容分析

－ 「一人ひとりを包摂する社会」の構築に向けて －

藤原幸子（吉備国際大学・2245）

1 研究の目的

いじめを背景とした自死等の深刻な事態の発生は後をたたない。いじめを防止するためには、調査を通じていじめの実態を分析し、結果をもとに対策を講じていくことが重要であると考え。いじめ調査報告書は、いじめの重大事態の真実の全容解明と再発防止を目的とし、重大事態の発生要因の分析、問題点等を明らかにした有用な共有財産であるといえる（総務省、2018、いじめ防止対策の推進に関する調査 結果報告書）。そこで本研究は、2018年1月1日から12月31日までの1年間に新聞紙上で報道されたいじめ調査報告書の内容分析をし、質的、量的検討することを目的とした。

2 研究の方法

研究対象紙は、2018年1月1日から12月31日までに発行された全国紙である読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞とした。各新聞社の記事検索データベース（ヨミダス歴史館、聞蔵Ⅱ、毎索、日経テレコン21、産経）を用いた。検索キーワードを「いじめ」とし、いじめ関連記事の抽出を行い、抽出した記事を精査した上で調査報告書に関する記事のみを研究対象とした。調査報告書に関する新聞報道について検討することを目的とするため、各紙の社説は分析対象から除外した。重大事態の発生年度、被害児童生徒が在籍する学校の種類、性別、重大事態の態様、調査から明らかになった問題点、学校等の対応における課題及び再発防止に向けた提言、再調査の有無、について分析を行った。

3 倫理的配慮

本研究は新聞記事を用いて分析しており、倫理審査委員会の審査は必要ないが、要旨集原稿執筆に際し、「日本地域福祉学会研究倫理規程」を遵守し、研究を実施した。

4 結果・考察

いじめ調査報告書に関する記事件数は新聞紙1:50件、新聞紙2:21件、新聞紙3:19件、新聞紙4:13件、新聞紙5:29件（五紙合計132件）、28事案であった。分析対象とした28事案のうち、被害児童生徒が在籍する学校の種類をみると、中学校16事案（57.1%）、高等学校8事案（28.6%）、小学校4事案（14.3%）、性別は、男12事案（42.9%）、女14事案（50.0%）、不明2事案（7.1%）であった。重大事態の態様は、生命心身財産重大事態26事案（92.9%）、不登校重大事態2事案（7.1%）であった。いじめ再発防止に向けた提言は、いじめの正確な認知、組織的な対応、情報の共有などが多かったことから、今後は、社会全体がいじめの問題を身近な問題と感じ、それぞれが自分自身に近づけて事実を理解できるようにするために、情報をどのような形で報道していくべきか、考えていく必要がある。

文献

総務省（2018）『いじめ防止対策の推進に関する調査 結果報告書』

総務省（2018）『いじめ防止対策の推進に関する調査 結果に基づく勧告』

藤原幸子（2019）「いじめ報道の実態に関する調査-いじめ防止につながる報道のあり方について考える」

『日本福祉心理学会第17回大会プログラム・発表論文集』66. 日本福祉心理学会第2号通信（編集中）。

藤原幸子（2019）「いじめ予防に関連する新聞記事の分析」『日本学校心理学会第21回大会プログラム・発表抄録集』37.

公営住宅団地における自治会の活動への参加頻度に関連する要因

－ 入居者の主観的な意識に着目して －

氏名 川村 岳人 (大分大学・2007)

1 研究の目的

近年の度重なる法改正により、福祉的な課題を抱える人の集積が進む公営住宅では、現在、役員のなり手がおらずに自治会が停滞するなど、コミュニティの形成に問題が生じているところが少なくない。先行研究のなかには、公営住宅で自治会が停滞しがちな要因として、極端な高齢化に伴って労力を提供することが困難な世帯が増加したことを指摘するものが多い。しかし一方で、公営住宅の入居者のなかには、あえて他の入居者との関わりを避ける者が数多く存在することを指摘する議論もある。公営住宅における住民組織化のあり方を検討するうえで、入居者が自治会の活動に参加しない（できない）要因を明らかにすることの意義は大きいと考えられるが、こうした研究はこれまでほとんど行われていない。そこで、本研究では、先行研究が注目してきた各入居者の年齢や健康状態だけでなく、その主観的な意識にも着目し、自治会の活動への参加頻度に関連する要因を分析する。

2 研究の方法

東京都内のある公営住宅の入居者を対象に質問紙調査を実施した。調査期間は2019年7月15日から7月31日である。質問紙配付数650に対し回収数は262（回収率40.3%）、有効回答数は258であった。自治会の活動への参加頻度に関連する要因を明らかにするため、階層的重回帰分析を行った。独立変数は、ステップ1では、年齢、性別、健康状態、暮らし向き、就労を、ステップ2では、これらに加えて主観的な意識（地域社会への態度、入居者間の関係性に対する抵抗感）を投入した。

3 倫理的配慮

調査にあたり、無記名で行うために個人が特定されないこと、調査への協力は任意であること、回答をもって調査への協力に同意したものと判断すること等を調査票に明記した。本研究は、大分大学大学院福祉社会科学研究科倫理審査委員会の審査において、倫理上の問題がないことが認められている。

4 結果・考察

階層的重回帰分析の結果、ステップ1からステップ2における決定係数（ R^2 ）の変化量が有意であった。このことは、自治会の活動への参加頻度を説明するうえで、主観的な意識が有効性を持つことを意味している。したがって、各入居者の主観的な意識に働きかけるために専門的支援（コミュニティワーク）を行うことが、公営住宅で住民組織化を進めるうえで有効な方法の一つになると考えられる。

個々の変数に注目すると、入居者間の関係性に対する抵抗感に有意な差が認められた。この結果は、一部の公営住宅の入居者間で特徴的にみられる相互の差異に敏感で不寛容な関係性が、自治会の活動が停滞する要因になることを示唆している。こうした関係性は、公営住宅そのものが周囲からスティグマを付与された結果として生じるという知見を踏まえると、地域福祉が排除のない地域を実現するうえで、入居者と周辺住民の相互理解を促進する支援を展開していくことが重要な課題になると考えられる。

※本研究は、JSPS 科研費 17K13874（研究代表：川村岳人）の助成を受けたものです。

地域活動拠点における学生ボランティアによる学習支援活動の検証

○鈴木大介（早稲田大学大学院人間科学研究科・3434），新藤孝太朗（NPO 法人生活福祉ファクトリー・3435），岩垣穂大（早稲田大学人間総合研究センター・3147），扇原淳（早稲田大学人間科学学術院・3148）

1 研究の目的

本研究では、学生ボランティアによる学習支援活動の成果と課題について明らかにすることを目的とした。

2 研究の方法

所沢市社会福祉協議会設置の「みんなの縁側・みかじま さんさん」（以下、「さんさん」）において、学習支援活動に参加した学生ボランティア 4 人，同地域を担当する民生委員・児童委員 2 人，PTA 地区担当 1 人，社会福祉協議会職員 3 人を対象として、学生ボランティアによる学習支援活動の成果と課題に関して問う半構造化面接を行った。面接は、IC レコーダーに録音を行い、データから逐語録を作成した。「さんさん」は、所沢市三ヶ島地区に 2018 年に開設され、空き家を活用した地域活動拠点である。

なお、2018 年から行われた学習支援活動は、6 期全 18 日間行われた。小学生のべ 117 人，学生ボランティアのべ 38 人，高校生ボランティアのべ 11 人，民生委員・児童委員のべ 14 人，地域住民のべ 3 人が参加した。

3 倫理的配慮

インタビュー対象者に、口頭で調査結果の利用方法やプライバシー保護に配慮する旨の説明を行い、同意を得た。

4 結果・考察

地域活動拠点の設置を契機として、「小中学校や地域住民との関係構築ができた」こと、「支援を必要とする住民と交流できた」こと、「児童生徒の休みの思い出作りができた」ことが挙げられた。課題点として、「アクセス等の問題から使用上の制限が生じた」こと、「拠点のある地区に児童生徒が少なかった」こと、「PTA 運営との支障が生じた」こと、「学校行事等の日程との調整が難航した」ことが挙げられた。

身近な暮らしの場における活動拠点の増設は、「第 4 次地域福祉活動計画 in 所沢 ところ WITH プラン」に明記されている。多世代が気軽に集まれる場所、情報を収集できる場所、心を開ける場所、福祉活動のできる場所、住民の居場所として、活動拠点の役割が期待されている。活動拠点整備の具体的な方策として、地域サロンをはじめとする活動拠点の開拓の他、空き家・空き店舗の活用が明記されており、「さんさん」が三ヶ島地区の活動拠点として活用された点が示唆された。

なお、今回の学習支援活動は児童生徒を対象としたため、高齢者や他の地域住民との交流を検証することができなかった。今後は、社会福祉協議会と協働で地域活動拠点の活用方法に関して検討する。

地域における子どもを対象とした福祉実践の発展過程について

－ 島根県松江市におけるフードバンクの取り組みから －

佐藤 桃子 (島根大学・2629)

1 研究の目的

子どもの貧困対策法が制定されて2019年で5年が経ち、現在、子どもの貧困は社会問題として広く認識されるようになった。無料や安価で子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」や、学習支援などを通じた子どもの居場所づくり等、ボランティアな活動が全国各地に広がり、大きなムーブメントとなったこともよく知られている(湯浅2019ほか)。一方で、子ども食堂のような活動に対して「それは行政の責任ではないか」「そこまで地域がやらなければならないのか」といった批判もある。子どもの貧困という課題は地域社会だけで担うには大きく、貧困問題は構造的に解決されなければならない。根本的な格差の是正のためには、政策の大きな変化が必要となることは間違いない。

その一方で、地域における子どもを対象とした実践が担う役割もある。地域社会における子どもたちの持つ課題に対して、地域の活動はどのようにアプローチしてきたのだろうか。本研究では、子どもを対象とした地域社会における実践が、「児童福祉」や「地域福祉」などの福祉の枠を超え、職業や所属団体を越境して発展を続ける様子に注目する。本研究では特に、2018年から始まった「フードバンクしまね」の実践を取り上げ、様々なアクターによる協働実践がどのような要因に支えられて発展しているかを明らかにすることを目的とする。

※参考文献 湯浅誠(2019)「こども食堂の過去・現在・未来」『地域福祉研究』No.47, 15-27.

2 研究の方法

島根県松江市では各地区の公民館を中心として、地区社協による地域福祉活動が公民館活動と一体的に進められてきた。2011年に社協、JAしまね、保健生協、生活協同組合などを構成団体とする地域ケア連携推進フォーラムが誕生し、さまざまなアクターが協働して地域の課題に取り組む基盤がつけられた。フォーラムの構成団体が地域の課題として子どもの貧困に取り組もうと2016年に子ども食堂の実践をはじめ、その後2018年にフードバンク(あったか元気便)の準備会が発足した。

本研究では、島根県松江市で行われている「フードバンクしまね」の設立と発展過程について、運営委員会への参加などを通じたフィールド調査、聞き取り調査をもとに明らかにする。

3 倫理的配慮

本研究においては日本地域福祉学会研究倫理規程を遵守するとともに、調査対象者に調査への協力を依頼する際には、調査の趣旨等について十分に説明し、協力者の合意が得られるようインフォームド・コンセントを行った。個人を特定できるようなデータは用いず、調査データの使用に関しては調査対象者の承諾を得ている。

4 結果・考察

本研究で取り上げたフードバンクの実践は、子ども食堂を入り口として始められた「新たな問題」への対応である。多様な事業体のさまざまな立場の人が関わり、それが実践の発展に寄与している。実践者が価値を置いていたのは、他の地域が実践を始めることに積極的に協力する姿勢を見せていたことだった。つまり、これらの実践では、他の地域に派生していくことが「発展」として捉えられていることが明らかになった。重視されているのは「それぞれの地域で自分たちの地域の問題に向き合う」ということである。良い実践として取り上げられる地域活動が子どもたちの問題をすべて担うのではなく、それぞれの地域で固有の子どもを対象とした実践が拡がることが今後の展開として期待される。

「地域共生食堂」を通じた小地域における住民と障がい者との交流促進

－ 鳥取県八頭町における地域共生社会の実現に向けた実践事例報告 －

○藤田亮二（八頭町社会福祉協議会・3355）・西尾克志（八頭町福祉課・3354）、竹川俊夫（鳥取大学・1332）

1 研究の目的

今日の地域福祉においては、経済財政諮問会議の「骨太の方針 2016」の提起を受けて政策化された「地域共生社会の実現」が大きな課題となっている。「1 億総活躍」を謳った本方針は、障がい者、難病患者等の当事者が社会に参加して役割を持つとともに、支え手と受け手の固定された関係を超えて支え合い、自分らしく活躍できるコミュニティの育成を求めている。

かねてより地域福祉においては、住民の社会参加と交流の促進ならびに支え合うコミュニティの構築に向けて、住民主体の多様な福祉活動が生まれ、定着してきた。しかしながらその中心は比較的元気な高齢者や子どもであって、障がい者等の専門的な支援を必要とする当事者の参加と交流を促進する活動は依然として少なく、「地域共生社会」が求める社会像と現実との間には極めて大きなギャップがある。

本研究は、こうした現状を打破するために、当事者の社会参加・交流を進めて住民との相互理解を促進する小地域福祉活動として誕生した八頭町の「地域共生食堂」の事例研究を行い、その設立の経緯や活動の意義・課題を考察しながら、当事者が住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」への効果的なアプローチを導くことを目的とする。

2 研究の方法

鳥取県八頭町では、2018年6月に策定された「八頭町地域福祉推進計画」のもと、14の地区を単位に設立が進められている住民組織（まちづくり委員会）を核に、地域共生社会の実現に向けた取り組みが推進されている。本研究は、その一環として2019年12月に東郡家地区で立ち上げられた「地域共生食堂（たからふれあい食堂）」について、それが求められた背景や障がい者と住民との交流の意義と課題を事例研究によって明らかにする。また、その立ち上げが可能となった最大の要件として、まちづくり委員会と障がい者就労継続支援（B型）事業所、当事者団体ならびに大学生を核とする「地域プラットフォーム」の形成を位置づけ、食堂の立ち上げに至るプロセスと運営において、プラットフォームが果たしてきた役割と今後の課題を明らかにする。

3 倫理的配慮

まちづくり委員会をはじめ、地域共生食堂に関係する八頭町の専門機関や団体については、事前に名称や写真の使用について了解を得るとともに、活動を担うキーパーソン等の個人名については個人情報・プライバシー保護の観点から匿名とした。その他必要な配慮についても学会の倫理規定に従った。

4 結果・考察

東郡家地区「地域共生食堂（たからふれあい食堂）」の初回（12月）の参加者は85名であった。このうち障がい者は就労継続支援事業所と障がい者団体から計7名、まちづくり委員会関係者が8名、大学生・高校生ボランティアが12名、社協関係者等を除く一般参加者が56名で、小学生以下の子どもも10名程度が参加し、食事やゲーム等を通じて楽しく交流した。一方、まちづくり委員会を核とするプラットフォームには、障がい者団体や就労継続支援事業所の他に鳥取県生協やワーカーズユースも加わって食堂運営のノウハウを提供した。なかでも大学生ボランティアは、当日の運営以外にもまちづくり委員会と障がい者、高校生等を繋ぐ重要な役割を演じた。今後の課題としては、交流からさらなる相互理解へと向かう効果的なプログラムの開発や、プラットフォームの繋ぎ役となった学生および運営を担う地区ボランティアの安定的な確保等が指摘できる。（その他の詳しい考察は当日改めて発表します。）

高齢者と地域におけるサロン活動の機能について

— 中心市街地と人口低密度地域のサロン参加者のインタビュー調査を通して —

田中聡子（県立広島大学・2675）

1 研究の目的

超高齢社会が進行し、さらに地方都市では人口減少が進んでいる。単身高齢者や高齢者二世帯が増加し、家族の支援が期待できない高齢世帯も多い。本報告では、高齢者を対象としたサロン活動が参加する高齢者と地域にとってどんな機能を担っているかについて考察することを目的とする。

研究仮説としてサロン活動は高齢者と地域にとって、単なる介護予防や交流の場以上の機能を持つようになってきていると考える。

2 研究の方法

研究方法は、地域によって高齢者の日々の生活設計が異なることを前提として、地方都市 A 市の中心市街地と郊外の人口低密度地域のサロン参加者を対象にした。中心市街地は、徒歩圏内に大型商業施設やコンビニエンスストアがあり、病院もしくは診療所があること、また公共交通機関であるバスや JR が徒歩圏内で利用できることなどを考慮して選定した。また、人口低密度地域は、公共交通機関が乏しく、地元スーパーの閉店や開業医の閉院など社会資源が減少しているところで、なおかつ耕作放棄地や空き家が増加している地域のサロンを選定した。調査対象者は高齢者サロンに参加する高齢者であり、1 グループ 5 名で、中心市街地 3 か所、郊外の人口低密度地域 4 か所において約 1 時間のグループインタビューを実施した。

3 倫理的配慮

本研究は「日本地域福祉学会倫理規定」の内容を順守し実施した。具体的には以下の措置を講じている。①インタビュー調査にあたっては、事前に調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、個人が特定されないように名前、地名等は全て記号化するということを口頭と文章で説明し、同意を得た場合に限り行う。②インタビュー対象者や調査機関から、調査協力の中止、意義、指摘等があった場合は、速やかに受け入れ、適切な対応、処置をとることとする。③県立広島大学において研究倫理審査を受審し承認（19MH026）を得ている。

4 結果・考察

中心市街地の高齢者はサロンで実施される介護予防や交流会だけでなく、近隣の商業施設、体操教室、スイミング、音楽教室などを利用し、それぞれの場ですなかりをつくっている。自分の楽しみの活動の 1 つがサロンとなっている。人口低密度地域に居住する高齢者は、買い物や美容院へ行く代わりに、サロン開催日に合わせて移動販売車に集会場まで来てもらい買物をする、サロンの参加者が集まって 1 軒の家に訪問美容を利用している。地域にとっては、サロンが、衰退する老人会機能を担っているところもあった。地区清掃活動が高齢化と地区内の人口減少により難しい地域では、サロン活動として元気な高齢者が清掃活動などを行っているところもある。さらに利用している公民館や集会場の維持管理を担っているサロンもあり、管理費をサロンの運営資金に充てるなどしている。それぞれの地区できなくなる地域活動の一部を担っている。高齢者と地域にとって、サロンは拠点としてのつながりや見守り以上の具体的な生活上の「助け」の機能を担いつつあると考えられる。

「協働」による地域活動の展開 － A市における地域の居場所づくり活動の事例から －

○村山 くみ（東北福祉大学 1983）
阿部 裕二（東北福祉大学 3365）、千葉 伸彦（東北福祉大学 3219）

1 研究の目的

地域における生活課題が多様化・複雑化する現代社会において公的な福祉サービスだけで生活ニーズに対応することは極めて難しく、現実的とはいえない。厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書（2008）では、「地域における新たな支え合いは、住民と行政との協働の下に行われるものである」とし、協働が共助の領域を拡大、強化するうえで欠くことのできない方法であることが示されている。さらに報告書では、多様な民間主体と行政の協働が地域に「新たな公」を創出する可能性についても示唆している。そこで本研究では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化に資するべく「A市市民協働事業提案制度」を活用して行われた地域の居場所づくり活動での取り組みを振り返り、地域活動の展開における「協働」のあり方について検討する。

2 研究の方法

本研究では、事例研究を用いて市民と行政の協働により展開されたA市内の地域の居場所づくり活動を対象として、その振り返りを行う。本活動を対象事例として選定した理由は2つある。1つ目は、「A市市民協働事業提案制度」の募集要件（公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの、A市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの、協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの、先進性、先駆性、独自性がある取組であるもの）を満たし、A市と協働で行う必要性が明確かつ妥当であるとして採択された活動であるという点である。2つ目は、筆者らが地域内のニーズ把握、居場所づくり活動の企画から現在に至るまで定期的かつ継続的に関わり、その展開過程を把握している活動であるという点があげられる。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規程を遵守するとともに、本研究を進めるにあたり、地域の居場所づくり活動を行っている代表者および関係者に対し、活動記録、事業報告書を研究活動に活用することについて説明を行い、研究協力への同意および学会報告についての了承を得た。また、研究発表に要する資料の作成にあたっては個人情報保護の観点から個人が特定されないよう十分配慮した。

4 結果・考察

本事例では、協働により、地域活動の安定的運営、地域活動の機能拡大、受けとめる力(受容力)の強化・拡大、各主体の能力向上といった効果が認められた。地域活動の規模や機能の拡大は多様化・複雑化する生活課題への対応力の強化につながり、相乗効果によって各主体が成長することは地域社会全体の発展に向けた変革の可能性を意味している。協働とは新たなものを創造する営みであり、その過程であると言える。そして、地域共生社会の実現において求められる協働とは、まさに本事例にみられるような創造的営みとしての協力的活動である。今後、より多くの主体が創造的営みとしての協働を行っていくためには、協働する機会の拡大と協働に対する意識改革を推進していくことが求められる。

**中山間地域における外部資源を活用した生活支援ニーズシーズの
マッチングシステム構築の実践（3）
-実践の振り返りからみた成果と課題-**

氏名 ○菅野 道生（岩手県立大学・2441）
庄司 知恵子（岩手県立大学・2188）
川原直也（岩手県立大学大学院・3377）

1 研究の目的

本研究は、住民の高齢化によって生活支援ニーズが増加する一方で、人的資源が縮小しつつある中山間地域において住民福祉活動をどのように推進していくのかを主題としている。こうした地域ではコミュニティ内部のみならず外部の人的リソースを導入・活用した地域福祉活動のあり方も模索する必要がある。本研究では、特定地域における地域住民組織によるニーズ・シーズマッチングシステム構築の事例分析を通じて、中山間地域における地域の外部資源（主にボランティア）を活用した生活課題解決システムをモデル的に提示することを目的として取り組んだ。

2 研究の方法

A県内の中山間地域であるB地区では、平成30年度より地元大学と住民組織との協働で、地区内にはボランティアセンターを設立し、地区外からの宿泊型ボランティアワークキャンプ（以下、WC）を受け入れるプログラム2か年にわたって実施した。計11回のWCを通じて地区内から71件のニーズが寄せられた。寄せられたニーズについてその内容をもとに、①個人生活ニーズ、②個人生業ニーズ、③地域（集落）生活ニーズ、④地域（集落）生業ニーズの4つに分類してその特徴を検討した。

またプログラムに参加したボランティア（シーズ）はのべ197名（地区外のべ157名、地区内のべ40名）だった。これについても、その属性や活動参加の経緯等をもとに特徴を検討した。

上記のようなシステム構築と運用プロセスおよび、そこでマッチングした上記のシーズ・ニーズのデータ分析を通じて、中山間地域における持続可能かつ他地域にも適用可能な、生活課題解決システムのモデルを提示することを目指した。

3 倫理的配慮

研究にあたっては日本地域福祉学会研究倫理規定に基づき、調査・事例研究のルールを順守した。

4 結果・考察

2か年の実践を通じて、①実際に住民組織によるニーズ・シーズマッチングシステムが地域に実装されたこと、②システムの運用を通じて、地域内外に課題解決のための人的資源とつながりが豊富化したこと、等の成果が確認された。

一方で、対応したニーズについては、地域課題（集落単位の共同作業や行事等の人で不足）に関わるニーズに比べ、個別支援ニーズ（高齢者宅の片づけの手伝いや雪かき等）が寄せられにくいという特徴がみられた。事例では外部シーズを学生中心としたため、土日や長期休暇中の宿泊型WCという形となった。この形は定期的な地域支援ニーズへの対応にはある程度マッチするが、随時発生する個人の生活支援ニーズに対してはミスマッチが生じたことが考えられる。また財政的な面では通いの外部人材の交通費をどう確保するかが課題となった。上記の検討結果から、外部シーズを多様化する（他地域の元気高齢者や企業の社員ボランティア等のコーディネート）こと、恒久的な財源（国の中山間地域等直接支払制度等）とのドッキングが、持続可能かつ普遍的なモデル構築にむけた課題であることが示唆された。※本研究は平成30年度岩手県立大学地域政策研究センター地域協働研究（ステージⅡ）の研究成果の一部である。

へき地における地域包括ケアシステム構築のためのコミュニティワーク実践 研究会の組織化とアンケート調査から

氏名 竹内 友章 (東海大学・2815)

1 研究の目的

本研究の目的は、「へき地」において、在宅での看取りの可能性を高めていくために必要な地域包括ケアシステム構築を目指した実践活動に参加し、コミュニティワークの方法論の検討を目的とする。本報告は、広域的な支援ネットワークを形成、専門職・行政の役割調整のための研究会の組織化と、住民参加のためのアンケート調査実施に関する内容である。

終末期に在宅療養を希望する人は69.2%におよぶ(厚生労働省,2018:63)。また、厚生労働省も在宅医療を推進しているが、入院施設での死亡が75%を占めており、自宅での死亡率は13.2%にとどまっている(厚生労働省,2017)。在宅看取りを推進する要因として、①本人の意志、②家族関係、③医療体制の整備、④訪問看護・介護ステーションの存在、⑤専門職への信頼などがあげられ、在宅ケアに関わる資源の質量と相関することが明らかにされている(川島,2014;富士通総研,2017)。そのため、②～④の資源が乏しい農村部、中山間地域や離島などへき地では在宅死率は低位になることが指摘されている(早川,2002)。

2 研究の方法

地域包括ケアシステムの当事者である「地域住民の声」を反映するため、当事者参加型アクションリサーチの手法に着目し、実践と研究の循環により成果を蓄積していく。研究への協力依頼があり、信頼関係が築けていると山口県へき地医療支援部とへき地を有する6市町と共同研究会(活動)を組織し、各市町をフィールドとする。

地域包括ケアシステム構築にあたっては、①地域における課題を把握すること、②地域住民が主体的に自分たちの地域の未来を考えること、③地域の力を協働でつくり出すというまちづくりや自治の視点を持つことが不可欠であると指摘されている(永田,2013;竹端,2015)。本研究は、岩国市本郷地区・柱島地区をモデルケースとして①に焦点をあてたアンケート調査に関して報告する。

3 倫理的配慮

本研究は東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得たうえで実施した(承認番号19128)。本研究の目的や個人情報の取り扱いに関しては口頭と書面にて説明し、了解を得た。

4 結果・考察

岩国市地域医療課の協力を得て住民基調台帳上に記載のある住民を対象に暮らしや医療に関するアンケート調査を行った。本郷地区は、年齢や性別に偏りがないように無作為抽出をした578名、柱島地区は居住が確認できた105名を対象にした。回収率は本郷地区65%、柱島地区91%であった。

アンケートの主な結果は以下の通りである。1)「身の回りのことができなくなっても介護サービスなど利用して可能な限り自宅にいたい」と回答した住民が柱島地区43%、本郷地区52%。2)人生の最期の場所として「自宅」を選んだのは、柱島地区36%、本郷地区49%。3)「最期を自宅で迎えるために必要なサービス」として最も回答が多かったのがどちらの地域も医師による定期的な訪問診療。4)介護が必要になった時、人生の最期についての相談経験は、柱島地区でそれぞれ36%、63%、本郷地区で36%、32%が経験ありと回答をした。

2)は厚生労働省(2018)と大きな差があるが、他の地域資源との関係が影響していると考えられる。地域包括ケアのためには地域福祉が対象としてきた社会資源だけでなく、医療の存在が大きく影響する。持続可能な医療提供体制も含めた議論が重要であり、コミュニティワークがこれらにどのように関わることができるのか今後の実践への関りと研究を通して明らかにしていきたい。

参考文献

- ・富士通総研(2017)「在宅医療介護連携の推進に際しての地域の看取り状況に関して」
- ・早川富博,都筑瑞夫他(2002)中山間部における在宅死の状況 日本農村学会誌 50(5):683
- ・川島孝一郎(2014)「在宅看取りの阻害要因に関する研究」平成25年厚労科研『被災地の再生を考慮した在宅医療の構築に関する研究』
- ・厚生労働省(2017)「人口動態調査」
- ・厚生労働省(2018)「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/saisyuiryo_a_h29.pdf
- ・永田祐(2013)「住民と創る地域包括ケアシステム—名張式自治とケアをつなぐ総合相談の展開」ミネルヴェア書房

中山間地域における高齢者の生活状況を意識した介護予防、社会参加の実践に関する一考察～地域資源を活かす、つなげることを意識した新たな個別プランの取り組みから～

○中村 哲也（日本地域福祉学会員・3318）

野原 康弘（自治医科大学・3363）

永田 祐（同志社大学・1044）

1 研究の背景と目的

人口減少、少子高齢化、過疎化の様相が著しい中山間地域の A 市 B 地区では、高齢者が活動的な生活をおくり、心身ともに健康であることが地域生活を継続していくための必要条件となりつつある。そのため B 地区を担当する社会福祉協議会では、高齢者個々の生活状況に応じた介護予防や社会参加を推進していくため、ケアプランや予防プランといった公的プランとは異なる地区独自の個別プランを作成し、個人のニーズや必要性に応じて地域の様々な活動や生活支援サービスにつなげる取り組みを試行的に行っている。こうした第三者が介入し、対象者を地域のボランティア活動やサロン、趣味、学習といった地域の活動につなぐことで非医療的ニーズや孤立等の社会的課題に対応し、ケアや生活の質を高める取り組みは、英国などを中心に「社会的処方」(social prescribing) という言葉で推進され、わが国においても高齢者が地域の活動に参加し、他者との交流の機会や場を有することで社会性を維持することは「フレイル予防」につながるとしてその重要性と必要性が指摘されている。そのため、今後はどのように具体的な仕組みとして形にしていけるのか、地域の特性に応じながらその実践の方法や効果、課題について事例の蓄積と検討が求められる。

そこで、本稿は B 地区で実践している地域資源を活かす、つなげることを意識した介護予防、社会参加の支援実践から、中山間地域で活動する社協のコミュニティソーシャルワーカーなどの支援者が高齢者個人と様々な地域資源とをつなぐ実践を行っていく上で必要な前提条件を考察し、提示することを目的に行う。

2 研究の方法

本研究では、平成 30 年度から B 地区の社会福祉協議会で取り組んでいる「栗っ子元気プラン」の実践事例を対象とする。なお、報告者はコミュニティソーシャルワーカーとしてこの実践に取り組んでおり、日々の実践を通して得られた知見をもとに考察を行った。

3 倫理的配慮

本研究では日本地域福祉学会研究倫理規定を順守するとともに、事例については研究及び実践報告の使用について当事者に了解を得ているほか、個人が特定できないよう匿名化するなど配慮を行った。

4 結果・考察

現在、11 名の高齢者を対象に生活状況に応じた個別プランを作成しているが、プランを作成することで健康意識の向上や新たに地域の活動に参加するなど、対象高齢者に意識や行動の変化が見られている。実践への考察では、支援者が介入して個人と地域資源をつなぐ実践を展開していくためには、「地域資源の把握と可視化」が求められるほか、個人の生活状況や思いを把握するための「個との関係性」の構築と、地域づくりや日々のコミュニティワークを通じた「地域との関係性」が重要であることを提示した。今後は、医療機関と連携することで社会的処方の取り組みとして仕組み化していくことや、ケアプランや予防プランといった公的プランへのつなぎとしての可能性も見据え、実践を積み重ねていきながら課題や効果を検証していきたいと考えている。

本研究は JSPS 科研費 19K13934（代表：野原康弘）による研究の一部である。

岡山市市民協働推進モデル事業における子ども家庭福祉の研究

○松井 圭三（中国短期大学・1120）、今井 慶宗（関西女子短期大学・2488）

1 研究の目的

岡山市では市民協働推進モデル事業が 2014 年度に開始され、2015 年度からは市民協働推進ニーズ調査事業も始まっている。

岡山市によれば市民協働推進モデル事業は「岡山市にある社会課題の解決を官民協働の手法ですすめるため、協働によってより効果的に課題解決がすすむ事業を公募し、補助金を交付し、岡山市との協働で実施するもの」で「実施後は市の一般施策となったり、あるいは団体の公益事業として自立していくなど、引き続き課題解決の取組が続くことを目指すモデルとなる事業」である。

これまで、市民協働推進モデル事業は子ども家庭福祉に関する事業が多く採択されている。市民協働推進モデル事業の中で、子ども家庭福祉に焦点を当てどのような事業展開をしているのかを明らかにし、さらにその審査・評価内容を通して、今後の課題について分析を行い、地域福祉の視点からあるべき姿について考察する。

2 研究の方法

岡山市ホームページ及び岡山市協働推進委員会において配布された資料を用いた文献を中心とする研究を実施した。

3 倫理的配慮

個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。研究においては個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

4 結果・考察

事業開始から 6 年が経過した。市民協働推進モデル事業は「社会課題の解決」を目的としていて社会福祉に特化したものではない。しかし、諸事業に占める社会福祉の割合は小さく、さらに子ども家庭福祉に関するものが多いという特徴がある。子ども家庭福祉に関する事業は、管轄する部課が教育委員会のもので除外しても多い。平成 26 年度は 10 事業中 3 事業、平成 27 年度は 7 事業中 2 事業、平成 28 年度は 7 事業中 2 事業、平成 29 年度は 8 事業中 3 事業、平成 31（令和元）年度は 6 事業中 3 事業であった（協働部署が教育委員会のもので除く、30 年度は子ども家庭福祉は該当なし）。該当がない年度も合わせると約 3 割を占めている。令和 2 年度は 5 事業全てが子ども家庭福祉に関するものである。子ども家庭福祉に関して制度化が進んでいない事柄について、本モデル事業を活用して推進することが可能となっている。一方で、類型としては「行政提案」が多く、例えば令和 2 年度はすべてが行政提案であるなど市民の自発性という観点からは課題もみられる。

ユニークな地域福祉としての子どもの家庭福祉の実現方法として市民の創意工夫をさらに伸ばしつつこの制度を充実することが求められる。

本人主体の認知症支援に関する一考察 ～岡山県内の認知症カフェの現状調査報告をもとに～

堀川 涼子 (美作大学・1953)

1. 研究目的

少子高齢社会が進む中、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症の有病率は高齢者のおよそ5人に1人¹⁾といわれている。このような状況を踏まえて、2015年に国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し『認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)』を策定した。この中に、「認知症カフェ」は位置づけられ、「認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場」²⁾とされている。

岡山県内には現在、100ヶ所以上の認知症カフェが設置・運営されている。しかし、「わが国の認知症カフェの共通概念」³⁾は必ずしも明確になってはならず、その内容も参加者もまちまちなのが現状である。そこで本研究では、県内の認知症カフェの現状を明らかにした調査結果をもとに、筆者が開催している認知症支援のカフェ「おあしすカフェ」^{注1)}や、認知症の本人を主体とした「注文をまちがえるかもしれないレストラン」^{注2)}の取り組みを踏まえて、本人主体の認知症支援とはなにか考える。

2. 研究方法

公益社団法人 認知症の人と家族の会岡山県支部「認知症カフェネットワーク委員会」が2018年に行った「岡山県内の認知症カフェの実態調査」結果と、認知症支援のカフェ「おあしすカフェ」の実践並びに「注文をまちがえるかもしれないレストラン」の実践をもとに考察した。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守し、アンケート調査結果並びに活動記録からは個人情報を特定できないように配慮している。

4. 結果・考察

調査により岡山県内の認知症カフェは、その運営方法や内容等の基準が国や県から示されていないため、多くは手探りで運営され、内容や目的、対象者やスタッフは様々であることがわかった。スタッフを含めた参加者における、本人や家族の割合が3割以上のカフェは全体の25%にしかすぎない現状であった。認知症カフェの目的は一つではないが、「本人主体の認知症支援」の観点からは、まずはカフェに本人や家族の参加があることが望ましいと考える。筆者が開催している「おあしすカフェ」には、本人と家族が平均45.6%参加している。「認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場」としての機能は果たせていると考える。しかし、参加しているだけでは「本人主体」とは言えない。そこで、認知症本人の主体的な参加による「注文をまちがえるかもしれないレストラン」を開催し、本人の日常生活における変容や「おあしすカフェ」における役割変化を考察することにより、本人主体の「認知症支援」に必要な要素を明らかにする。

注1) 美作大学生活科学部社会福祉学科小坂田・堀川研究室と津山市認知症の人と家族の会「おあしすの会」の共催で、毎月1回開催している。

注2) 一般社団法人「注文をまちがえる料理店」が開催している、認知症本人がホールで働くレストラン「注文をまちがえる料理店」。認知症の理解促進と「ま、いっか」の気持ちを広げる目的で行われている。そのアイデアを得て、津山市内で津山市地域包括支援センターと美作大学で開催した取り組み。名称は一般社団法人「注文をまちがえる料理店」に了承を得た。

1) 内閣府(2017)「平成29年版高齢社会白書」, P19

2) 厚生労働省他(2015)『認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて(新オレンジプラン)』概要版, p 6

3) 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター(2017)「認知症カフェの実態に関する調査報告」, p. 14

中山間地域集落における高齢者の人間関係の特徴 ー ネットワーク分析を用いたパーソナル・ネットワークの定量化 ー

○野原 康弘 (自治医科大学・3363)
中村 哲也 (日本地域福祉学会員・3318)
佐藤 栄治 (宇都宮大学・3399)

1 研究の目的

今般、地域共生社会の実現を見据えて、住民相互のつながりを意識しながら社会的孤立を予防し、公的支援と協働しながら、住み慣れた地域での継続居住を支援していくことが地域福祉において重要なテーマに位置づいている。しかし、高齢化と人口減少の著しい中山間地域では、継続的な地域居住を望む声が多いことが明らかとなっている一方で、日常生活を支えるサービスや人材の確保など生活基盤の維持が困難となり、限界集落や消滅可能性都市という概念が注目されるなど、限界性が議論されて久しい。さらには、その地域に住む人と人のつながりの構造、言い換えるとパーソナル・ネットワーク（以下、「PN」という）の持続性さえも問われている。

本研究では、中山間地域の9つの自治会を対象として、高齢者のパーソナル・ネットワーク構造の特徴について把握を行うとともに、人的資源が限られた地域におけるパーソナル・ネットワークの持続性の観点から継続的な地域居住のあり方について考察した。

2 研究の方法

本研究では、PNの1つの単位として自治会を想定し、自治会単位で調査を行った。調査対象の自治会は、北関東の地方都市A市にあり特定農山村地域に指定されているB地区の17自治会のうち、C・D・E・F・G・H・I・J・Kの9自治会である。調査は65歳以上の高齢者のいる世帯へ全戸訪問を行い、個人の性別・年齢・家族構成・居住歴・別居子の有無・免許の有無・日頃付き合いのある自治会内の人物・その人物との関係性および接触頻度について聞き取りを行った。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守するとともに、宇都宮大学の「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を受けた。調査対象者へは、研究の目的・方法、個人情報保護、侵襲及び安全管理、研究への参加は本人の自由意志によることを説明し、同意を得て行った。

4 結果・考察

本研究では、ネットワーク分析を用いてPNの可視化・定量化を行うことで、各自治会のPNにおける緊密性の把握、PNの中心人物の把握、孤立者の把握を行った。各自治会でPNの密度は異なり、自治会内の人のつながりの強さを定量的に把握することができた。PNの構造のハブとなる媒介中心性の最も高い人物の多くは、総次数の高い人物と一致した。総次数または媒介中心性の高い人物は自治会長であることに限らず、民生委員や老人クラブ会長など、自治会ごとのPNにおける中心人物の特徴が異なる。一方で、PNを可視化・定量化することにより自治会内における孤立者が確認され、また、公営住宅に居住する高齢者のPNの固定化が確認された。さらに、媒介中心性が最も高い人物をPNから省いたとき、ネットワークの密度はすべての自治会で低下し、孤立者の増加が確認できた。

本研究はJSPS 科研費19K13934（代表：野原康弘）の助成を受けたものである。

東海村におけるひきこもり支援のあり方に関する一考察

～ひきこもり者等バックアップ事業“ファーストステップ”の検証をもとに～

○関山 静香（東海村社会福祉協議会・3378）

山下 興一郎（淑徳大学・937）

古市 こずえ（東海村社会福祉協議会・2503）

1. 研究目的

東海村社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、これまで総合相談事業や日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等を活用して、複合的な課題を抱える方と家族支援、地域づくりに取り組んできた。さらに、平成28年度から厚生労働省モデル事業である“多機関の協働による包括的支援体制構築事業”を受託し、総合的な生活支援体制の確立に向けた動きを推進してきた。そうした中、社会的にも8050問題等をはじめとするひきこもりが顕在化してきた中で、本村においても、ひきこもり支援の拡充や必要性の高まりを認識し、平成31年4月からひきこもり者等バックアップ事業“ファーストステップ”（以下、バックアップ事業という。）を開始した。

本研究は、バックアップ事業の導入期と1年間の取り組みを振り返り、今後の事業展開の視座を仮説として立案することを目的とする。

2. 研究の方法

本会においては、平成28年度以降、ワンストップ相談窓口の開設に始まり、ひきこもり支援体制づくりの一環として、就労・外出支援交通費助成金の創設や、村内企業に対し内職に関するアンケート調査等を行ってきた。これらの取り組みの中で、東海村におけるニーズは社会参加や就労の機会でないかと考え、平成31年4月からバックアップ事業を開始した。上記の経過をもとに、

(1) 総合相談件数の集計結果から、ひきこもりに関する相談者の傾向を分析する。

(2) ジェノグラム、エコマップを用いて、支援ケースごとの地域との繋がりを可視化・分析する。

を行い、ひきこもり支援体制の構築状況について、現状の到達点を確認したうえで、今後の体制整備に必要なことを検討していくための仮説立案を試みる。

3. 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規程を厳守して報告する。また、個人が特定されないよう配慮している。

4. 結果・考察

(1) 2- (1) の結果

ひきこもりのニーズについては、①新規の相談件数におけるひきこもりに関する割合は増加していること（平成29年度5%、平成30年度6%、平成31年度9%）、②平成30年度に比べて、平成31年度は本人・家族からの相談の割合が増加していること（平成29年度66%、平成30年度58%、平成31年度84%）の2点が確認された。

バックアップ事業の相談者については、①相談のきっかけが「広報等を見て」が3分の2の割合であること、②ひきこもりを背景としていない相談者が約半数いたこと、③現在のバックアップ事業利用者は20～30代が中心で、若年層であり、ひきこもり歴も短い傾向にあること、④民生委員・児童委員から本会へ相談が挙がっても、本人たちが支援を求めている場合、バックアップ事業の利用へと繋がっていないことの4点が明らかになった。

(2) 2- (2) の結果

バックアップ事業利用の前後の社会資源には変化が認められたが、一方では、バックアップ事業を利用していない場合、社会資源の変化が少ないことが確認された。

(3) 考察

以上により、東海村のひきこもり支援においては、多様な広報媒体や支援ツールを駆使することにより、潜在化しているニーズに対するアプローチの効果はあると考察する。ただし、長期化・高齢化しているひきこもりについては、課題認識を持つことが困難であるがゆえ、動機付けや情報を手繰り寄せることが難しく、バックアップ事業だけで支援を展開することには限界があることが示唆された。

(4) 仮説・今後の課題

ひきこもりが長期化している人や自ら情報や支援を手繰り寄せることが難しい人とその家族については、バックアップ事業以外のアプローチの多様化として発見や積極的接近（アウトリーチ）方法を拡充する必要がある。バックアップ事業は、“就労”がキーワードになっているが、“いわゆる正社員やパートによる就労”といった収入に着目した就労支援だけを目的にしない、生活基盤の確立（のための伴走型支援）や就労資源について、地域社会における役割の創出としての資源調整・資源開発を行うといった支援策も引き続き検討していく。

子ども食堂同士がつながってネットワークを形成することの意義

～九州地方 A 県の事例を中心に～

大西 良（筑紫女学園大学・2287）

1. 研究目的

「NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」の調査報告によると、2019 年 6 月時点で全国の子ども食堂は 3,714 箇所を数え、充足率（子ども食堂数÷小学校数）は全国平均 17.3%（小学校 6 校に 1 箇所の割合）にのぼる。また子ども食堂の増加率は前年度（2018 年度）比で 1.6 倍（約 1,500 箇所）増加しており、今後も増えていくことが推測される。このような中、子ども食堂同士がつながってネットワークを形成する動きも活発になっている。現在、子ども食堂ネットワークは自治体（市区町村）レベルでのネットワークから全国的なネットワークまであり、各々のネットワークでの取り組みも多様である。しかしながら、現状では子ども食堂ネットワークの形成過程を分析し、そのネットワークの意義や役割を検討した研究はほとんどない。そこで本研究では九州地方 A 県における子ども食堂ネットワークの形成過程を時系列（萌芽期、形成期、発展期の 3 段階）で捉え、各段階においてネットワークが持つ意義や役割について考察することを目的とした。

2. 研究の方法

調査対象者は、2016 年 4 月から 2020 年 2 月のおよそ 4 年間、九州地方 A 県において子ども食堂ネットワークの立ち上げから現在に至るまで中心的な役割を担ってきた子ども食堂運営者（B 氏）であり、インタビューガイドに基づいて個別面接調査法で行った。調査の日時は 2020 年 2 月 24 日であった。調査内容は、子ども食堂ネットワークの立ち上げの経緯、これまでネットワークで取り組んできたこと、ネットワークを運営・維持していく上での課題（困難を感じたこと）、ネットワークの可能性、今後の展開などであった。

3. 倫理的配慮

調査対象者（B 氏）には、研究目的ならびに調査方法、結果の使用法、プライバシー保護等について丁寧に説明し、調査協力への同意を得た。なお、本調査の実施にあたっては、日本地域福祉学会が定める研究倫理規程に準じるとともに、筑紫女学園大学の研究倫理委員会の承認を得て実施した。

4. 結果・考察

調査の結果、萌芽期では研修や集いを通じて情報共有の機会としての意義が大きかったが、形成期と発展期では、ネットワークが子ども食堂運営者の互助、共助の機能を担い、子どもの生活を守るセーフティネットにつながっていたこと。またネットワークが自然災害等の新たな社会課題にも対応できる機能をもつようになったことが明らかになった。

一方、ネットワークは人と人との複雑なつながり（関係）構造を生み、内集団と外集団の橋渡し（ブリッジ）を担う人物や、意識決定に影響力を持つオピニオンリーダー同士の関係性の維持がネットワークの形成、発展において大きな鍵を握ることなどが示唆された。

福祉サービス提供組織の寄附に関する倫理規程整備の必要性に関する考察 －「福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規定モデル」作成過程より－

○ 久津摩和弘（日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク C O M M N E T ・ 2452）

1 研究の目的

近年、福祉サービス提供する福祉団体・組織（以下、「福祉団体等」という）において、チームや担当を設置してのファンドレイジング（以下、「FR」という）の本格導入が増えている。一方、福祉団体等では寄附を受ける上での倫理規定が未整備であることが多い。現状では、大きな問題となる事案は少ないが、問題点や対策の整理がないまま、FR や広報が行われ、寄附を受けることは、リスクがないとは言えない。海外では、福祉団体等への遺贈に制限がある国もあると聞く。よって、本研究では、寄附者の権利遵守と福祉団体等における寄附に関する倫理的問題の整理のため、倫理規定の必要性を検証したい。

2 研究の方法

遺贈等の FR 業務、金銭管理業務、死後事務、終活相談などに関わってきた FR を学習している福祉専門職 3 名、準認定ファンドレイザーの有資格者である弁護士 1 名、福祉の FR 専門家の委員会を設置し、ヒアリングを通して課題を洗い出し、整理した課題に対する意見を、福祉現場に務めるファンドレイザーから募集した上で、課題の分析を実施。

3 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規定に則って行った。

4 結果・考察

課題の洗い出しでは、①自己決定権の尊重、②事前の使途の情報提供、③組織・事業内容・財務の情報提供、④活動報告、⑤個人情報の取り扱い、⑥福祉サービス提供者としての倫理の 6 項目の課題が挙げられた。中でも福祉団体等だからこそ注目が必要な課題としては、①福祉サービス提供者という有利な立場での依頼、②寄附の有無又は金額の多寡によって利用者が優遇されると錯覚する可能性、③判断能力の低下された利用者からの申し出、④一般的な寄附相談であっても選択肢を限定した情報提供が可能、⑤寄附によって親族等の支援がなくなる可能性、⑥使途の希望と寄附を受ける福祉団体等の活動との不一致、⑦職員個人に対しての寄付の申し出、⑧寄附を約束している人の金銭管理、⑨寄附者の大半が自団体の利用者の場合の倫理的問題などが挙げられた。次に、これらの課題への対策として、①複数団体の選択肢から寄付先を自身の意思で選べるようにする、②寄附の有無や金額の多寡等によって不合理な差異が起こらないことの説明など、その場で対処できるものもあれば、③判断能力が低下する以前から寄附等を希望していたことがわかる客観的証拠（本人の作成した書面や発言の記録等）の整備、⑤判断能力の低下した利用者からの申し出を客観的視点からチェックするシステムの整備などといった、寄附を受けるより前の段階で事前に注意しておく必要があること、⑥職員個人等が寄附や遺贈を受けることを目的として利用者等に不当な働きかけをしないなど、ルール整備をしなければ不祥事に繋がる可能性のあるものもあった。このような状況を鑑みると、福祉団体等は組織として倫理規定を整備し、内部に徹底する必要があると考察される。

寄付金活用によるニーズ志向の地域福祉活動実現に向けての効果

－ 福岡市社会福祉協議会のファンドレイジングの取り組みをもとに －

○ 栗田将行（福岡市社会福祉協議会・3368）

久津摩和弘（日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET・2452）

1 研究の目的

福岡市社会福祉協議会（以下、「福岡市社協」という）では、2013年に新規事業開発の専任担当を設置するとともに、有志職員によるファンドレイジング（以下、「FR」という）チームによる民間資金調達をすすめ、その両輪により制度の狭間の問題などにアプローチするサービス開発を行ってきた。併せて、同年に全職員を対象として、社協の使命を再確認した上で、資金ごとの特性や活用方法、FRの理論、成功事例などを学ぶ研修会も実施した。現在は、FRで寄付金を獲得することで、様々な新規事業の開発・運営、公的財源だけでは難しい既存事業の継続・拡大を実現している。また、公的財源と民間財源を抱き合わせた事業運営は、急速に変容していく社会で発生する新たなニーズへの対応を可能にすると同時に、行政との関係性に変化をもたらしている。本研究では、福岡市社協の事業開発の取り組みから、FRの効果や寄付金の活用が地域福祉活動に与える影響について検証する。

2 研究の方法

事業開発専任担当の設置、FRチームの設置、FRの内部職員研修の実施等を起点とした、一連の新規事業開発の流れについて参与観察を行い、特定、分類した。

3 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規定に則って行った。

4 結果・考察

2013年より、寄付つき商品事業、遺贈による社会貢献を啓発するツールの開発、死後事務委任事業の実施といった、様々な角度からのFRを実行したことで（2013年以降の寄付実績：約3億円）、多様な新規事業開発とその担当者配置を実現している。また、事業開発を先行して行うことで行政からの補助金を得やすくなっている。それは、行政側から考えると、課題を解決する実効性のある仕組みが既にあり実績も出ていれば、補助金の効果を最大化できるからである。裏を返せば、「無駄な支出を防ぐ」ことになる。それらは行政向けFRとも言える。また、自由度・独立性が高い寄付金を主な運営財源とすることで、①ニーズに合わせた柔軟な事業設計、制度政策や社会の変化に応じた迅速な軌道修正、②住宅関係と福祉関係など、行政の複数部局を跨ぐ（横串を刺す）連携事業の共同開発と実践、③早急な対応が必要なニーズへの素早いアプローチ、④行政区域にとらわれない柔軟なサービス提供、⑤アドボカシー活動や政策提言、といった取り組みが実践できている。今後の課題としては、収入見込みが立てづらい遺贈中心のFRから、一定収入額が予測しやすい継続率の高い手法への基軸の変更による、①プロパー職員の雇用、②ジェネラルファンドの獲得、それらによる③長期的な事業運営の安定化、などが挙げられる。そのため、FRの目的や使い道を明確化するためのロジックモデルの整備、市民への課題啓発と解決策（事業内容）の可視化、寄付者との関係強化、倫理マニュアルの整備などが喫緊の課題である。

地域支援記録におけるワーカーク行行動記録の必要性と継続条件

榎原 美樹 (明治学院大学・1540)

1 研究の目的

地域支援（コミュニティワーク）の記録に関しては、先行研究において、実践現場で十分に整備されていないこと、地域支援特有の難しさがあることが繰り返し指摘されている。市町村社会福祉協議会等の組織単位で、ワーカーク行行動記録（以下、行動記録）の作成に取り組み始めたものの、数年後にはワーカーク個人への取り組みに任せられ、組織的な取り組みがなくなるなどの事例も聞かれる。そこで本研究では、地域支援の記録の中でも特に行動記録に焦点をあて、行動記録の必要性が現場においてどのように認識されているのか、記録の継続・非継続が何によって規定されているのかを検討することを目的とする。

2 研究の方法

研究方法は、組織単位での行動記録作成の経験のあるワーカークに対するヒアリング調査の分析である。半構造化面接により、行動記録作成の取組の経過と現状、記録方法（様式）、作成の効果や活用方法などについて把握した。なお、記録作成が中断・終了しているところに対してはその理由や経緯についても質問した。調査概要（ヒアリング日時、対象者の所属、職種、組織単位での記録作成の現状）は以下の通りである。

- ① 2016年 9月 20日、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、継続中
- ② 2017年 12月 26日、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター・地域福祉推進係長、継続中
- ③ 2018年 1月 24日、社会福祉協議会、エリアマネージャー・生活支援コーディネーター、非継続
- ④ 2019年 8月 22日、社会福祉法人、生活支援コーディネーター（2法人2名）、形を変え継続中

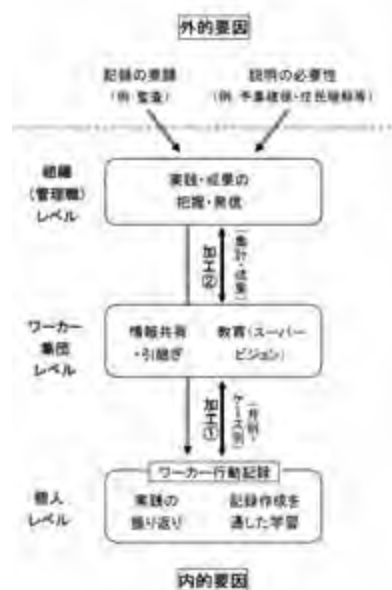
3 倫理的配慮

ヒアリングの実施に際し、調査の目的と調査結果の公表方法に関して口頭・文書で説明し、同意を得た。今回の発表ではヒアリング対象者の所属及び氏名を匿名化した。

4 結果・考察

ヒアリング調査から把握された行動記録の継続・非継続に影響する要素を図式化したものが右の図である。継続・非継続には組織外からの要因と組織内部の要因の両方が影響している。外的要因は管理職を通してワーカークの行動記録の作成に作用する。一方、内的要因としては、行動記録の作成には個人・集団レベルにおける様々な効果があり、それが記録作成の必要性の認識となり、継続に作用している。ただし、組織・集団レベルでの必要性の認識が強くない場合には、記録作成がワーカーク個人の必要性の認識に任せられることになり、継続が難しい。また行動記録が様々な種類の活動を日々連続的に記入する様式であり、活用のために「加工」を必要とすることが継続の難しさに影響していた。そのため、継続しているところではデータをクラウド上で管理・共有するなどの工夫がされていたり、記録をつける範囲を限定していたりした。一方、行動記録以外にも、実践の領域・テーマ別に目標設定と振り返りを継続的に行うことで右図に示したような効果は得られるとの意見もあり、地域支援記録における行動記録固有の必要性や継続・活用のための条件等についてはさらに検討していく必要がある。

図：行動記録継続の外的・内的要因



「自発的に支援を求めない住民」へのアウトリーチ支援に関する研究(Ⅰ)

-支援の動向に関する現状と課題-

○勝又健太 (東洋大学大学院・会員番号 3213)

1 研究の目的

近年社会福祉領域では法や制度による実践の限界が叫ばれ、支援を求める力が乏しい人が支援から取り残されるという課題が、制度のはざまの問題として存在している。このような意向の表明が困難な人に対しては「強い個人」を対象としたクライアント概念に見られるような、これまで主流とされてきたソーシャルワークの考え方や方法を用いることが難しくなる(玉木 2017)。こうしたことから、「契約」による権利義務のケアモデルから、ケアを社会の責任として捉える「パネラルブル・モデル」への転換の必要性が提言され(日本学術会議 2010:14)、脆弱性のある人へのアウトリーチの重要性が指摘されている(大橋 2019)。他方、アウトリーチの類型を整理した福富によれば、その役割と機能は「出向く」「ケース発見」から始まり、「連携促進」「具体的なサービス提供」までつなげる営みであるが(福富 2011:36)、そうした支援を必要とするにも関わらず見守りやサービスを拒否する住民の課題は「支援困難事例」の中心問題の一つに捉えられている(岩間 2014:8; 加山 2018:19)。加えて、これまでの意向の確認に関する先行研究では、知的障害や認知症など個人的な要因によって意向確認が困難な人を研究対象に位置付けられてきた傾向があるのに対し、社会的な要因により意向確認が困難な状態にある人への支援は取り組みがまだ十分に行われていない(玉木 2017:48)。これらの指摘の背景は、その要因は異なるものの継続している可能性がある。そこで本研究では、このような支援の構成が社会福祉学の中でどのように扱われてきたかを整理し、意向の確認の基礎付けとなる考え方を確認する。

2 研究の方法

文献レビューにより、(1)「自発的に支援を求めない住民」に関するこれまでの先行研究の到達点を整理し、(2)まだ十分に明らかにされていない意向の確認の枠組み構築に向けた視座を確認する。

3 倫理的配慮

本研究は 2019 年度東洋大学大学院修士学位論文において作成したものであり、同大学院倫理審査委員会の承諾を得た。発表にあたり、本学会の「研究倫理指針」を確認し、倫理的配慮を遵守して行った。

4 結果・考察

(1) このような支援におけるプロセス研究では、概ね早期発見と介入のあり方に分けた説明がなされており(浜崎・岸ら 2011; 岸・野尻ら 2014; 染野 2015; 糊澤 2018)、「援助関係形成の方略」や「支援者が感じる困難要因」といった視点から、援助初期段階の議論に関心が高まっている点を整理できた。

(2) こうした援助初期段階の議論の中から、①ニーズがありながらも支援を拒否する状態の理解、②自己決定とパターナリズムの優先、③援助関係形成の方略、の三点を整理し、意向の確認に向けた視座を確認した。①については、拒否状態の背景に着目するゴールドシュタイン(Goldstein, E.)、窪田ら、空閑の所説を通し、クライアントを取り巻く環境への働きかけの視点を確認した。②については、自己決定を目的化せず本人の利益実現のための対話を出発点とする稲沢の所説と、意思確認が困難な場合に支援者がパターナリズムに自覚的であることを前提とする名川や秋元の所説をもとに、希望と支援の合理性・適切性を検討する視点を確認した。③については、「当事者は解決の専門家」という認識から出発し、支援者は無知の姿勢で適切な質問を重ねて協同関係を発展させるとする解決志向アプローチ実践論を支持する副田の所説を確認した。

今回本研究で確認できた視点が、このような支援における意向確認の枠組み構築の視座となっていくと思われる。他方、こうした文献レビューで得られた視座の妥当性については、実践においてより一般化できる理論にする必要がある。継続した文献レビューと調査を通し、検証を行っていきたい。

居場所における悩みごとや心配ごとの把握についての研究
—文京区社協地域福祉コーディネーターによる居場所調査から—

○井上 倫子（文京区社会福祉協議会 申請中）
本多 桜子（文京区社会福祉協議会 3275）
小林 良二（日本地域福祉学会会員 139）

1 研究の目的

文京区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター(以下、コーディネーター)は、住民とともに「居場所づくり」を進めており、「多機能な居場所」や「通いの場」等、様々な居場所が増えてきている。そのような状況のなかで、公的な相談機関に相談するまでに至らない悩みごとや心配ごと、また相談機関に行くことができない人からの相談を居場所で聞き、受け止めているという居場所ならではの機能があるのではないかと考えた。

本研究では居場所のコアメンバー(居場所を中心になっている運営している人たち)への調査を通し、居場所でどのような話を受け止め、どのように対応しているのかを調査し、居場所の相談機能について検証するとともに、それに対するコーディネーターの支援の在り方を明らかにすることを目的とする。

2 調査の方法

令和2年2月1日～2月29日に、コアメンバーに居場所で受けている悩みごとや心配ごとについて回答を依頼した。回答については複数のコーディネーターが直接ヒアリングを実施し、16団体、18名から回答を得た。ヒアリングにあたっては、どのような心配ごとを聞いているかについて、住宅、経済問題、健康、みまもり等の11項目を設定し、心配ごとの内容とそれへの対応方法を聞いた。

3 倫理的配慮

本研究では「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守した。調査対象者には、研究目的、方法、個人情報保護について書面で説明したうえで協力の同意を得た。

4 結果

調査結果では、悩みごとや心配ごとについて65件の回答があり、1団体あたり3.6件となった。内容のなかで一番多かったのが「健康」の14件、次いで「孤独」の11件、「家族・親族」の7件、「消費者被害」の6件などとなった。

心配ごとや悩みごとへの対応件数は56件であり、一番多かったのは「聞くだけに留める」の25件、次いで「自分で対応する」の18件、「他機関につなぐ」の13件などとなった。

内容の中で最も多かった「健康」の14件のうち、コアメンバーが気にかけている内容は「認知症」の7件が一番多く、次いで「腰痛・膝痛」の5件、「体調」、「転倒」が3件だった。対応については、「聞くに留める」が9件、「自分で対応」が3件、「他機関につなぐ」が2件だった。

次に多かった「孤独」の11件の内容は「話を聞いてほしい」が7件と一番多く、参加者は居場所が話を聞いてもらえる場所と認識していることが分かった。対応については、「自分で対応」が5件、「聞くだけに留める」が3件、「他機関につなぐ」が1件だった。

さらに「家族・親族」、「消費者被害」についての回答もあった。

5 考察

ヒアリング調査を通し、居場所では幅広く悩みごとや心配ごとをコアメンバーが受け止めていることが分かった。コアメンバーは相談まで至らないことを聞くが、単に悩みごとや心配ごとだけを聞いているのではなく、深刻な相談も受け止めており、必要に応じて他機関につなぐが20%、自分たちで対応しているが30%、聞くだけに留めたは40%という結果だった。

上記のことから、コーディネーターはコアメンバーが把握している情報を聞き、地域ニーズを確認する必要があることが分かった。

地域支援におけるコミュニティ型居場所づくり支援について —文京区社協地域福祉コーディネーターの取り組みから—

○藤本 愛（文京区社会福祉協議会 3353）
浦田 愛（文京区社会福祉協議会 3044）
小林 良二（日本地域福祉学会会員 139）

1 研究の目的

文京区社会福祉協議会のコーディネーター（以下、コーディネーター）は、個人支援とともに地域支援を行っているが、個人支援と同様に地域支援においてもさまざまな関わり方がある。

報告者は昨年度の報告ⁱで、コーディネーターが関わる地域活動のタイプを「テーマ型活動」「地縁型活動」「居場所型活動」の3つに分類し、それぞれに対する支援の方法について検討したが、テーマ型・地縁型活動と居場所型活動では、コーディネーターの関わり方が異なっていることが分かった。すなわち、テーマ型・地縁型活動は、その目的は明確であるがそれによって参加者の範囲が限定され、参加者同士の関わりは深いものになるが、参加する人々や活動が地域に広がりにくいと考えられた。これに対して、居場所型活動では、活動を開始する当初から複数の団体や関係者の参加を求め、運営体制や施設管理の方式と一緒に検討していく形となり、それによって実施される活動プログラムが増え、複合的で多機能な「コミュニティ型」居場所形成につながる可能性があると考えられた。

文京区には、明確な小地域の福祉組織がないため、個別の地域活動への支援とともに、様々な人が参加できるコミュニティ型の居場所づくりの支援が重要であることについて報告する。

2 研究の方法

文京区社会福祉協議会が使用しているコーディネーターの活動記録を資料として用いる。コーディネーターが支援している居場所型活動に対するコーディネーターの関わりを明らかにするため、地域団体の名寄せデータとともに、インキュベータ分類による名寄せデータを分析した。

3 倫理的配慮

本研究は、「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守し、活動記録からは個人情報をも特定できるような記載のある部分は除き、統計的処理を行っている。

4 結果・考察

「コミュニティ型」居場所活動とコーディネーターの関わりについて、次のような考察をした。

①居場所型活動本体の立上における施設の改築や修繕、地域の複数の団体や関係者を招いての協議の場の設定、運営を安定させるための支援、プログラム実施への助言など、立上げから全体にかかわる支援を行っている。

②居場所型活動では、本体の活動以外にも、様々な活動が派生的にうまれている。それらの活動は、「その居場所型活動の中で新たに生まれ展開する活動」、「居場所の外部に展開していった活動」、「外から持ち込まれた活動」の3つに分けられる。このような居場所の機能を「インキュベータ」（孵化）機能とよぶとすると、コーディネーターは、居場所のインキュベータ機能の支援を行っている。

③このように、居場所型活動では本体活動以外にも関連活動が生み出され、多様な参加者が多様な目的をもって参加できる場になっている。また、それに対するコーディネーターの支援も、居場所型活動本体の安定的な運営支援や一般的にイメージされる常設の場を開放したサロンの立上げだけでなく、新たな活動が展開するコミュニティ型居場所の形成支援を行っていると言える。

ⁱ 藤本愛・浦田愛・小林良二（2019）「文京区社協地域福祉コーディネーターによる居場所づくり支援の方針について」日本地域福祉学会第33回報告要旨集

コーディネーターの個人支援における直接支援と間接支援について —文京区社協地域福祉コーディネーターの取り組みから—

○榎本 涼子（文京区社会福祉協議会・会員番号申請中）
近藤 秋穂（文京区社会福祉協議会・会員番号3274）
小林 良二（日本地域福祉学会会員 139）

1 研究の目的

地域福祉コーディネーター（以下、コーディネーター）による支援は、一般に、個別支援から地域支援へという視点からさまざまな検討が行われている。文京区社会福祉協議会（以下、文京区社協とする）では平成24年度のコーディネーター配置以来、活動記録の作成にあたって、個人支援（個別支援）、地域支援を含む記入項目を用いているが、個人支援についてはその下位分類として「直接支援」「間接支援」を用い、さらに支援に際して連携する「資源」について、地域住民や民生委員等を含むインフォーマル（IF）部門、公的機関などのフォーマル（F）部門などの分類をもちいて活動の分析を行っている。この報告では、これらのデータを用いて、個人支援における間接支援の重要性について検討する。

2 研究の方法

2016年4月1日から2019年3月31日までのコーディネーター活動記録のうち、支援の特徴が読み取れる頻回対応ケースを分析対象とする。頻回対応ケースを用いるのは、単なる情報の提供や共有に終わらないコーディネーターの関わりの特徴が示されているといえるからである。

3 倫理的配慮

本研究は、「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守し、活動記録からは個人情報をも特定できるような記載のある部分は除き統計的処理を行っている。

4 結果・考察

まず、頻回対応の49ケースを分析してみると、個人要因としては、高齢・独居・精神障害が多く、しかもそれらが重複しているケースが見られた。次に抱える生活課題としては、ゴミ屋敷・金銭管理・経済困難・支援拒否が多く、いくつかのケースでは課題の重複が見られた。最後にネットワーク資源としては、民生委員・住民・地域包括支援センター（以下、包括）・高齢福祉課・権利擁護センターとの関わりが多く、困難なケースであるほどネットワーク資源の数が多くなっていることが分かった。

次に、コーディネーターが連携した相手先をフォーマルネットワークでの支援タイプ（Fタイプ）、インフォーマルネットワークでの支援タイプ（IFタイプ）、フォーマルとインフォーマルの両方での支援タイプ（F・IFタイプ）に分類し、この分類を用いて、コーディネーターのタイプ別の役割や立ち位置を見ると、Fタイプでは、本人の思いに寄り添って意思決定支援を中心に支援を行ない、本人や家族との関係づくりを行っているが、場合によっては、直接的に生活支援を行うこともあった。IFタイプでは、本人や本人を取り巻く地域環境との関係形成を行い、情報収集や見守りをお願いしていた。F・IFタイプでは、後見人申立てなど公的サービスの調整はF資源関係者が行い、日常的な見守りなどはIF資源が担っていた。その場合、コーディネーターはIF部門の思いを受けとめ、見えにくいF部門の動きや状況の変化を伝えるなど、F資源とIF資源のつなぎ役を担っていることが分かった。

以上のことから、個人支援においては、コーディネーターがインフォーマル（IF）部門とフォーマル（F）部門の機関や関係者との間にさまざまなネットワークを形成し、それを背景として支援を行うことが重要であると言えるが、このことは、生活支援を含む直接支援とともに、間接支援のためのネットワーク形成が重要な意味を持っていることを示している。

スクールソーシャルワーカーの役割について

小山 美代（日本福祉大学実務家教員・2744）

1 研究の目的

近年、教育現場では「チーム学校」という言葉がよく聞かれる。これは、2015年12月中央教育審議会の文科省への答申により「チームとしての学校の在り方と今後の改善策について」が示され、教員に加えて、スクールソーシャルワーカー(以下 SSWer)やカウンセラー(SC)など専門性を持つ職員の配置を進め、1つのチームとして連携、協働することができるよう、示したものである。本研究では、県内19名のSSWerにアンケート、8名に聞き取りを行い、チーム学校におけるSSWerの役割について考察する。

2 研究の方法(アンケート調査)

本調査は、筆者が単独で実施した。実施期間は令和2年2月～3月。対象者は兵庫県内の19名。アンケートは(1)本人の基本情報(2)学校が抱える児童・生徒に関する課題や問題(3)児童・生徒の親にみられる気になる事(4)実践の中で課題と思う事(5)仕事のやりがい(6)成果を生み出すにはどのような取り組みが望まれるか等、9項目で構成し、聞き取りでは「ケース会議」に関して詳細に質問した。

3 倫理的配慮

本報告は「日本地域福祉学会研究倫理規程」を遵守し、報告で用いた資料の作成にあたっては、個人情報漏えいしないよう十分配慮した。

4 結果・考察

- (1) 基本情報では、男女比、経験年数、年間勤務日数、所有する資格、配置形態についてわかった。女性が90%を占め、経験年数3年以上の人は15%、社会福祉士の有資格者は68%であった。
- (2) 学校が抱える児童・生徒に関する課題では、回答者の全員が「不登校」を挙げ、つぎに「発達障がい」「児童虐待」となっている。
- (3) 親にみられる気になる事として、「子どものもつ困り感や不安などへの気遣いが無い」「相談のモチベーションがない」「親の孤立や不安感が虐待につながっている」の項目の数値が高い。
- (4) 自らが課題だと思っているのは「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」や「児童生徒のアセスメントを行い記録する」が上位に挙げられている。また、「校内や連携ケース会議に参加」と「ケース会議の実施」という「ケース会議」に関わる項目も上位となっている。
- (5) 仕事のやりがいについては、「SSWerとしての自己有用感をもてた時」と記載されている。
- (6) 我々が成果を生み出すために必要な取り組みの上位には「教職員との役割分担をしながらチームアプローチ支援を取り入れる」「福祉的アプローチの有効性を教職員に実感してもらう」が挙げられた。

このアンケートの結果から、SSWerは教員と協働する重要性を感じており、教育現場に福祉的アプローチを導入したいと考えている。筆者はその糸口としてケース会議に注目した。会議では子どもたちの抱える課題を解決するため、教員・SCと共にアセスメントし、プランニング・評価・モニタリングをする。自らが会議の準備や実施など、その要を担う事で、「チーム学校」における役割が明確になる。

一方、「親の子どもへの無関心、孤立や不安が虐待に繋がる」という回答も多くみられたが、我々が地域や外部機関にアウトリーチし、連携・協働の土台を築いていくことが喫緊に求められている。

これらの地道な実践により、子どもたちの最善の利益を守る役割が遂行できると考える。

参考文献：(1) スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 平成20年 文部科学省

(2) 山野則子[編著](2018) エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 明石書店

精神障害者の語りを生かした精神保健福祉教育の促進に関する一考察 ～精神保健福祉教育に対する教職員の意識調査～

○栄 セツコ（桃山学院大学・988）、清水由香（大阪市立大学・1835）

1. 研究目的

共生社会を目指した福祉教育の重要性が指摘されて久しく、近年ではメンタルヘルスを切り口とした福祉教育も必要視されている。2015年度から筆者らは5つの実施主体の異なる団体と当事者の語りを生かした精神保健福祉教育を試行的に実施してきた。その活動から得られた知見は教職員が精神保健福祉教育を組織全体で取り組む必要性だった。

そこで、本研究の目的はメンタルヘルスに関する学校の環境整備状況と教職員のメンタルヘルスに関する知識の有無、福祉教育の実施状況を明らかにすることである。

2. 研究の方法

二つの市の教育委員会から依頼を受けて、筆者らが実施した「思春期・青年期のメンタルヘルス」研修に参加した教職員を対象として、研修開始前に質問紙票を配布しその場で回収した。調査内容は基本属性、勤務する学校の環境整備状況、メンタルヘルス・精神疾患・精神障害に関する知識の有無、福祉教育実施の有無である。調査日は2019年7月と11月である。回答に協力が得られた194票のうち、全問回答の112票を分析対象とした。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、事前に研修主催者に本調査の趣旨を口頭と文書で説明し賛同を得たのち、研修開始時に主催者から参加者に調査の趣旨・個人情報の保護等を口頭で説明した。本研究は大阪市立大学大学院倫理委員会による承認を得ている（承認番号19-21）。

4. 結果・考察

基本属性は、「小学校」が63.4%で最も高く、次いで「中学校」の32.1%である。**学校の環境整備実施状況**について、「スクールカウンセラーの配置」81.3%、「(児童・生徒)アルコールや薬物等の依存症について学ぶ機会」77.7%、「(こころの不調や病気をもつ子ども)学校外部の医療福祉機関、教育委員会、児童相談所、保健所、社会福祉協議会等との連携・協同体制」74.1%と高い。一方「保護者が子どものメンタルヘルスについて学ぶ学内機会」2.7%、「児童・生徒が思春期に好発時期のある疾患を学ぶ機会」9.8%、「児童・生徒がこころの不調や病気をもちながらも自分らしい生活ができる生きる力の育成について学ぶ機会」10.7%と低く、各項目とも回答者の80%以上は改善が必要としていた。このことから、精神保健福祉教育に、児童・生徒のメンタルヘルスへの関心の向上、精神疾患の理解、病いをもちながら生きるモデルとの接触体験を組み込むことが望まれる。**メンタルヘルス・精神疾患・精神障害に関する知識**の正答率では、精神疾患の発症年齢や精神疾患と脳との関係に関する項目は30%程度と低かった。**福祉教育実施**「有」の回答は「メンタルヘルス教育」が17.0%だったものの、「無」の回答には「メンタルヘルス教育に関する知識やプログラムを知らない」と半数が応えていた。このことから、教職員に対する研修では、精神疾患の好発時期やその発症に至るメカニズムに関する知識、具体的な精神保健福祉教育プログラムを使った実践例を示すことが不可欠と示唆できる。

本報告は、JSPS 科研費（JR19KO2202）の助成を受けた。

対人援助職養成における事例学習の位置 —ハーバードビジネススクールにおける教育改革から考える—

野村裕美（同志社大学社会学部 2294）

1. 研究目的

本研究は、ソーシャルワーカーの養成に求められる教育方法（教授法）研究に位置するものである。講義・演習・実習という3種別の科目それぞれにおいて、事例を活用する学習（以下、事例学習）は、理論と実践を結ぶ応用的理解を促す手法として実践家養成においては非常に重要である。

ここでは、実践家養成という点では共通項のある、ビジネススクール、とりわけ事例を用いた教授法を長く導入しているハーバードビジネススクールのプログラムにおける事例学習の位置づけ及びその変遷に着目し、ソーシャルワーカー養成に資する教授法のあり方を模索する。

2. 研究の方法

ハーバードビジネススクールにおける2011年度に実施された教育改革に着目し、その改革における事例を活用した学習（ここでは、ケースメソッド）の位置づけ及び改革後のプログラムを概観することとした。論文検索サイトCiNiiで「ハーバードビジネススクール」をキーワードとする原著論文66本を基本に、考察した。加えて、インターネットで検索できる情報も活用した。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究を主とする研究報告である。研究課題に対する先行文献を調べ、文献から図・表・本文を引用する場合は、出典を明記することとする。

4. 結果・考察

ケースメソッドは、ハーバードロースクールにて用いられていた授業方法が、ビジネススクールで応用され、1900年初頭に開発された教育法である。1908年ビジネススクール創設以来、ケースメソッドは、主たる教授法としてすべての授業において提供されてきた。ところが、創設100周年と金融危機がおこった2008年から現行の教育のあり方を見直す動きがでてきた。2010年には、ビジネススクールの学長が交代となり、新たな学長のもと、MBAプログラムの大幅な見直しが行われた。ケースメソッドでは、事例に描かれた疑似的状况について、主として頭をつかって仮説検証して学習していくスタイルである。スクール開設当初、ケースの入手が困難であること、教授法に不慣れであることからなかなか定着しなかった（吉田優二 2000：231）が、ロースクールにおける判例に匹敵するものが経営者の直面する困難であるとし、その蓄積（ケースライティング）に取り組み、ケースから学び、ケース分析から学ぶことに重点をおくことで進展してきた（吉田 2000：232）。

ケースメソッドの限界についてのさまざまな議論がなされる中、2011年の教育改革では、ケースメソッドに加えて、実際に現地を足を運び、体と心をも動かすフィールドメソッド^注が導入されるようになった。事例学習の位置という視点から考察すると、①ケースメソッドによる仮説検証とフィールドメソッドによる仮説抽出の二本柱による教育的充実、②フィールドメソッドのプログラムの中で、学生にビジネススクールの討議用ケースとして作成させ蓄積するという点が、応用的理解を促す手法としてソーシャルワーク教育に採用すべき点であると考えられる。

注 フィールドメソッドでは、日本における東日本大震災直後のフィールドワークが有名である
引用 吉田優二（2000）「米国経営教育の理念とケース・メソッド」『経営学論集』70巻日本経営学会

兵庫県における隣保館の課題と可能性 － ヒアリング・アンケート調査（2019）を通して －

山本 崇記（静岡大学・2645）

1 隣保館の課題と可能性

隣保館とは、社会福祉法第2条に規定された隣保事業を実施する施設であり、厚生労働省の隣保館設置運営要綱に規定された相談事業等を行う施設である。日本では、宗教者によるセツルメント運動を通じて様々な施設が建設されていくが、戦前では米騒動や融和事業、戦後では同和行政によって、被差別部落（同和地区）に多くの隣保館が建設されていく。現在、「地域共生社会」を担う核施設として、特に、生活困窮者自立支援法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法を念頭に置いたソーシャルワークの期待が寄せられている。しかし、隣保館の認知度は高くなく、また、社会福祉施設（資源）として活用されている館も決して多くない。そこで、隣保館という社会福祉施設の課題と可能性について検討することを本報告の目的とする。

2 兵庫での調査

兵庫県は、全国に約800館ある隣保館の中でももっとも多い85館が存在する。2019年6月より、兵庫県下の隣保館が加盟する兵庫県隣保館連絡協議会及び全国隣保館連絡協議会の協力のもと、兵庫県、ひょうご部落解放人権研究所、部落解放同盟兵庫県連合会とともに現地調査とヒアリング、及び、質問紙調査を行った。本報告では、これらの調査結果を分析・検討する。

3 倫理的配慮

本調査は、兵庫県隣保館連絡協議会を通じて各隣保館の了承を得て実施している。また、本報告についても了解を得ている。とはいえ、具体的な被差別部落（同和地区）への配慮が必要なため、館名及び字名などは匿名化する。また、報告内容について、事前に同協議会の確認を経て適切な形で実施している。

4 結果・考察

兵庫県の隣保館の特徴としては、指定管理者制度を導入している尼崎市や民設民営の形をとるもの（神戸市）、広域隣保（市川町・宍粟市・加東市）などもあり、また、公民館（神戸市）や集会所（三田市）など社会教育の分野から地域福祉にアプローチしている形などがあり、公設公営が基本の隣保館を考えるうえで非常に示唆的な点が挙げられる。一方で、公設公営とはいえ、館長を含め、一人勤務館や嘱託・非常勤職員のみという館も多く存在し、同上の設置要綱や新たな諸法律に対応した事業になかなか取り組めない館も多い。近年、インターネット上でのアウティングも起きており、隣保館そのものが差別の対象としての「被害」を受けてしまっていたり、立地地域内外からいわゆる「寝た子を起すな」意識に挟まれてしまい、思うようにその役割を發揮できないという点もある。これらの基底的な条件を踏まえつつ、「隣保館運営委員会」や「ケース会議」を通じて、様々な社会福祉資源（民生委員、当事者団体、社会福祉協議会、地域包括、派出所、消防団、PTA等）と連携したり、地元町内会・自治会をサポートし、住民自治の涵養的役割を果たしつつある館もある。これらの取組をさらに着実なものにするため、隣保館の機能強化の仕組み作りがさらに必要とされている。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての外出支援の実態と課題 —社会福祉法人へのアンケート調査から—

氏名 鬼頭 裕美 (松山大学・3209)

1 研究の目的

近年、高齢ドライバーが関わる事故が相次ぎ、免許返納と「足の確保」が、高齢社会の課題となっている。平成 28 年の「高齢者の移動手段の確保」をテーマにした関係閣僚会合の開催、平成 29 年 3 月の「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の国土交通省内設置など、国としての検討も行われている。

高齢化に加え、過疎化や公共交通の空白化の進行により、ボランティア団体や地域の助け合いによる外出支援の取組の重要性が高まっている。しかし、車両の用意・維持、運転者の確保、事故の不安、関係法制度の理解など、外出支援には検討すべき事項が多く、立ち上げのハードルは高い。

一方、社会福祉法人が既存の資源を活用し、「地域における公益的な取組」として外出支援に取り組む事例が全国で創出されている。本研究では、各社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての「外出支援」の実施状況、実施の方法、成果、課題を明らかにすることを目的に、全国の社会福祉法人を対象にアンケート調査を実施した。

2 研究の方法

全国 1741 市町村の生活支援体制整備事業担当あてに、依頼文書と調査の概要を郵送し、各市町村の社会福祉法人に転送・配信を依頼した。回答は Web アンケートフォームで行った。調査期間は、令和元年 9 月 24 日～11 月 22 日の約 2 カ月である。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会の研究倫理規定を遵守するとともに、社会福祉法人が特定されないよう、倫理的配慮を行った。

4 結果・考察

調査の結果、535 票（有効回答 526 票）を回収した。回答した社会福祉法人のうち「外出支援」を行っているのは全体の 23%（121 法人）であった。外出支援に取り組み始めた時期は、改正社会福祉法が公布された 2016 年以降が最も多く、毎年増加傾向にある。実施頻度は週 5～7 日（18%）から年数回（10%）まで幅広く、使用する車両数は 1 両が 49%、2 両 19%であった。外出先は、買い物 69%、通院 43%、サロン 31%と、日常生活上の目的となっている。利用者の費用負担は無料 75%、ガソリン等の実費負担が 25%であった。実施の形態は、社会福祉法人が単独で行っているものが 43%、地域の組織・団体等（自治会、社会福祉協議会、ボランティア、市町村等）と協働・連携しているものが 57%であった。法人が「車両提供」と「運転」を担っている割合が高く、「利用受付・調整」「運転者の確保・育成」「付添・添乗」「利用者の確保」については 50%以下で、さまざまな協働・連携の仕組みが構築されていることが分かった。外出支援非実施団体の回答からも、法人単独での実施は人手の課題が大きいと、連携・協働の仕組みをとることで外出支援への取組を検討する余地があると考えていることも分かった。

※本報告は、一般社団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 2019 年度「高齢者の移動・外出手段の確保に関する調査研究」（特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークが受託）によって行われた調査結果の一部である。

住民主体サービス担い手の活動を通じた経験についての研究 ー今後の担い手、自治体、専門職の協働についての検討ー

松崎 吉之助 (相模女子大学・会員番号 2612)

1 研究の目的

本研究の目的は、2015 年より介護保険制度の新しい総合事業に位置づけられた住民主体サービスの担い手である地域住民が活動を通じどのような経験をしているのかを明らかにすることである。またこの結果から、今後のサービスの充実に向けた、担い手と自治体、専門職の協働の在り方についても検討を行う。

2 研究の方法

Y 県内にある住民主体サービス（通所型）を提供している 7 団体の、計 15 名の担い手に対して半構造化面接を行った。面接項目は、担い手としての主な活動内容、住民主体サービス参加のきっかけ、活動を前後の自分自身の生活や意識等の変化、活動を継続するうえでの困難、その他活動する中で感じることなどを中心とした。インタビュー内容をテキスト化した後に質的に分析を行い、活動体験の構造化を試みた。また得られた結果から今後の関係者の協働の在り方について検討を行った。

3 倫理的配慮

本研究は相模女子大学「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認を得て実施された。本研究におけるインタビュー協力者に対する研究参加のインフォームドコンセントは書面を使用しながら、研究者が直接行った。またインタビュー協力者、またはサービス利用者の個人名、団体名をすべて A・B などの記号で表記するなど個人情報の保護に努めた。

4 結果・考察

住民主体サービスの担い手は、活動を通じ<サービスの質向上の取り組み>に注力している。具体的には【内容の充実】や【居心地の良い場所づくり】に取り組むだけではなく、『地域への配慮』等を通じ【地域で行うことに対する意識】を行っていた。そのために自分自身の経験や、地域資源の活用を行い、チームワークを重視した活動に取り組んでいる。また資金補助など【制度による後押し】が大きな支えになっているが、同時に要支援者の確保など【制度の縛り】を受けることになり、ジレンマも感じながらの活動にもなり得ることが示された。活動全体を通し、『地域貢献の実感』や自分の得意なことを活かすことを通じて【活動意義の認識】をしているが、同時に活動の継続について不安があることも確認された。

本研究では住民主体サービスは利用者だけではなく、担い手にとっても有意義な場所となっていることが明らかになった。しかし担い手は制度による縛りや、活動継続に対する不安も感じている。担い手が制度を活用しつつも、制度に縛られることなく主体的に活動するための、制度の在り方の検討や、担い手確保など継続のための支援について担い手、自治体、専門職が協働する必要があることが示唆された。

(本研究は 2019 年度相模女子大学特定研究助成費 A の助成を受けて実施された)

社会福祉施設と地域住民の協働関係の構築に至る要因 —住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて—

○南多恵子（京都光華女子大学・1788）妻鹿ふみ子（東海大学・0381）石井祐理子（京都光華女子大学・0978）
小野智明（横浜創英大学 2295）岩本裕子（関西国際大学・2541）

1 研究の目的

本研究は、地域福祉推進に向けて社会福祉施設（以下、施設）と地域住民の協働関係の構築に必要な要因を解き明かすことを目的とする。昨今、施設が主体となり、施設周辺の地域福祉を推進するために、様々な取り組みが展開されるようになってきている。その中には、例えば、施設の職員（専門職）が、その専門的な知識や技術を地域のために提供するケースもあれば、施設の有するハード面を地域に開放しているケースもあれば、周辺地域の地域住民との協働関係を築き、地域住民が地域貢献のプログラムに参加し、地域福祉に資する実践を創り出しているケースもみられる。

ここでは、後者の、施設が周辺地域の地域住民の協働関係を構築しながら地域福祉の推進に当たっている施設を対象として取り上げたい。いうまでもなく、施設の主たる業務は入居や通所する利用者やその家族の支援である。周辺の地域住民とのこれまでの関係といえば、自施設の利用者の支援を拡充するためのボランティアの受け入れや地域行事への協力などに限られ、施設が立地する周辺地域の福祉課題の解決にまでは視野も力も及びにくかったのではないだろうか。しかしながら、昨今の施設をめぐる情勢から、施設による地域福祉実践は“してもしなくてもよい”から“しなければならない”取り組みへと変化し、実践を生み育てるために必要な要因を詳らかにする意義は大きい。そこで、施設と地域住民の協働関係の構築に至った要因を明らかにし、社会福祉施設が整備すべき基盤は何かを考察する。

2 研究の方法

人口減少・高齢化傾向の地域に立地する3か所の高齢者福祉施設にて、地域福祉推進を担当する職員に対し半構造化インタビューを行った（2019年7、9、11月実施）。得られたインタビューデータについては、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。

3 倫理的配慮

東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得た上でインタビューを実施した（承認番号19118）。インタビューガイドは日本福祉学会の倫理規定を踏まえた上で作成し、同意説明文書と共に事前に送付した上で当日には同意を得て実施した。

4 結果・考察

分析の結果、51の概念、20のサブカテゴリー、5つのカテゴリーが生成され、以下のストーリーラインを描くことができた。「<地域に顕れる社会の危機的状況と住民の思い>に呼応し、《施設のステップを後押しする地域の動き》もあり<地域福祉を推進するために必要な施設内の要素>を整備する。《施設と協働してくれる地域住民》との協働関係にて<地域福祉を担当する職員が持つ力が実践を生み出す>。当初は《地域のことは業務ではないという職員の意識》もみられるが、やがて<地域福祉に理解のある職員が増える循環>が進む。この結果、<施設が地域福祉推進に取り組んだ成果>が見られるようになる。

本報告はJSPS 住民と施設の協働のための実践モデルの開発 18K02086の一部として行うものである。

ボランティア受け入れから住民との協働への進化のベクトルとは ～住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて～

○妻鹿ふみ子（東海大学・0381）石井祐理子（京都光華女子大学・00978）小野智明（横浜創英大学 2295）南多恵子（京都光華女子大学・1788）岩本裕子（関西国際大学・2541）

1. 研究目的

地域共生社会の構築にあたっての重要なアクター、構成要素である福祉施設はどのように「地域における公益的な取組」をしていくべきなのか。仮説的な答えは、福祉施設がキーとなって、住民、利用者、地域のさまざまなステークホルダーを巻き込んで協働していくことが重要だということである。地域共生社会の実現が要請される今求められるのはボランティア受け入れを超えた「地域住民との協働関係」の視角から検討することだと考える。では、どのように地域住民との協働をすすめていくべきか。各地の優れた事例を研究し、上述の仮説を探索的に確かめつつ、そこからどのような実践モデル＝成功モデルを理論的に構築できるのかを検討する。

2. 研究方法

社会福祉施設を対象に、ボランティア受け入れや地域活動の実際についてインタビューを実施し、その先進性や優れた点を明らかにすることとした。調査対象は機縁法により 20 事例を「協働の好事例」として抽出し、研究会での精査により実際の訪問先として 10 事例（すべて社会福祉法人）を選定し、実際に調査協力が得られた 8 施設で半構造化インタビューを行った。（調査は 2019 年 7 月～11 月に実施）インタビューデータは逐語録として文字化、加えて直接観察の結果についても、研究会での討議をふまえて逐語記録として文字化した。文字化したデータは質的内容分析によってコード化し、マトリックスに整理したが、本報告では中間報告として、「住民と施設の協働」のモデルとなりそうな実践から「これまでのところいえそうなこと」について報告する。

3. 倫理的配慮

東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得た上でインタビューを実施した。（承認番号 19118）インタビューガイドは日本域福祉学会の倫理規定を踏まえた上で作成し、同意説明文書と共に事前に送付した上で当日には同意を得て実施した。

4. 結果・考察

仮説検討の段階では、「ボランティア受け入れ」の進化系としての「住民との協働」のあるべき姿として、協働の当事者としての利用者と職員、地域住民の役割が時に入れ替え可能でその関係性がボーダーレスであることを「あるべき成功モデル」と捉えていた。しかしインタビューの結果了解されたことは、成功モデルへの進化のベクトルは立地やその施設の規模、特性などによりいくつかのカテゴリ化する必要があるということである。優れた事例にはベースとなる共通項（①地域やボランティア担当の職員配置②ボランティアマネジメントの意識化③地域特性の丁寧な把握④積極的に地域に入る⑤住民のリスペクト⑥職員マネジメントの質の高さ⑦トリガーがあって協働を積極推進⑧大規模法人で地域担当の職員配置が可能）が見られたが、この 8 要因だけが成功要因ではないと考えられる。今後最終的なカテゴリ化を行って理論化につなげたい。

本報告は JSPS 住民と施設の協働のための実践モデルの開発 18K02086 の一部として行うものである。

共同募金会による災害支援に関する実践的研究

横地 厚（関東学院大学・会員番号 3036）

1 研究の目的

平成 23 年東日本大震災をはじめ、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年台風 19 号・20 号・21 号等、地震や津波、台風等により毎年のように大規模災害が日本各地で発生している。大規模災害が発生した際には、そのステージに応じながら、人的支援、物的支援、金銭的支援等が求められ、共同募金には金銭的支援の役割を担うことが期待されている。

しかしながら、ただ単に金銭的支援を行うことが共同募金による災害支援ではないと考える。共同募金は、地域住民や関係機関等との協働によって、地域や社会課題の解決を図る運動性を有しており、寄付を集め配るだけでなく、運動を通じて地域福祉の推進を図るものである。

そこで、神奈川県共同募金会を事例として、これまでの支援実践を考察し、共同募金会による災害支援の実践展開をどのように進めていくのかを検討する。

2 研究の方法

東日本大震災以降の災害時における神奈川県共同募金会による支援実践を事例として、報告書および災害ボランティアセンタースタッフへのインタビュー調査を行い、分析する。

3 倫理的配慮

研究の趣旨、プライバシーの保護、学術雑誌等への公表、個人が特定されないことを説明し、同意を得る倫理的配慮を行う。

4 結果・考察

（1）県域災害ボランティアセンターへの運営参画

全国初となる官民一体による「県域災害ボランティアセンター」設置・運営基盤の構築に先駆的に取り組み、県・県社協・災害救援 NPO と 4 者協定を締結し、運営主体として参画することで、即応性を発揮。

（2）災害準備金による即応的配分の実施

災害の発生如何を問わず、災害発生時に災害ボランティアセンターに限り配分金を仮執行することについて、配分委員会で事前承認を受け、即応的配分の実施。

（3）独自資金による柔軟的配分の実施

災害時に法令で対応できない事業について、独自資金配分を実施し、柔軟的に取り組む。

以上のように、神奈川県共同募金会は、災害支援において「即応性」、「柔軟性」、「先駆性」を重視した支援実践を展開しており、とりわけ「即応性」に注力している。それは、共同募金は、寄付者から思いを託され、その思いを誠実に代弁し実行に移すことを重視しているためである。そして、即応性を発揮するためには、災害という非日常を日常として捉え直し、日常的に災害支援を意識した取り組みが重要であると考えられる。

つまり、災害支援においては、将来を見据え、ステージに応じた予防的かつ即応的な支援が重要であることが示唆された。課題として、一時的な災害支援ではなく、中長期的な視点による継続的支援が求められる。

参加型地域防災教育・活動による災害時要援護者の住民支え合い支援体制モデルの確立

江原 勝幸（静岡県立大学短期大学部・1106）

1 研究の目的

甚大な地震災害や近年頻発する風水害において要配慮者が避難行動や避難生活で支援の手からこぼれ落ちる問題が繰り返されているが、根本的に解決する手法はいまだ見いだせていない。市町村の要配慮者名簿作成が義務化されたが、それを活用した地域の個別支援計画の策定や要配慮者支援を組み込んだ防災訓練はほとんど行われていない。災害時に福祉施設が福祉避難所をなる協定締結は全国で進んでいるが、運営計画やその準備は具体性に欠けており、あくまで福祉避難所は体育館などの指定避難所で生活困難な要配慮者の2次的避難施設に過ぎない。大規模災害において、「自助」に制限があり、「公助」が迅速に機能しないのであれば、要配慮者の支援は同じ地域の住民による「共助」に頼らざるを得ないが、地域では要配慮者の支援体制づくりが進んでいない。この課題解決に向け、本研究は平成27～30年度科学研究費助成を受け、地域住民（組織）、静岡市社会福祉協議会、静岡市障害者協会などと協働し、参加型防災教育・活動を通して災害時に要配慮者が孤立せず「共助」で支え合える住民主体の支援体制構築に向けたモデル開発を目的としたものである。

2 研究の方法

1) 4か年の科研費助成期間の取り組みの集大成として、地域住民や福祉専門職などで構成される「西豊田学区地域支え合い体制づくり実行委員会」を組織し、学区内指定避難所である静岡市立豊田中学校体育館において多様な参加型の防災講座・ワークショップ、実践的な防災訓練、避難所宿泊体験などのプログラムで構成される一泊二日の宿泊型防災訓練を企画・実施した。

2) 高齢・障害・児童福祉関係団体等と連携し、要配慮者及びその家族の参加を促し、宿泊型防災訓練において「リアル HUG（リアル版避難所開設・運営訓練）」を実施し、要配慮者受付・相談窓口や避難所内に福祉スペースを設け、避難所における要配慮者支援の実践を通して検証した。

なお、3月に宿泊防災訓練を検証・考察する要配慮者支援シンポジウムの開催準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて延期し、静岡市や静岡市社協と連携しより内容を拡充したシンポジウムを来年度5月以降に実施する予定である。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会及び静岡県立大学研究倫理規定に基づき、研究等の対象となる個人・関係団体の権利擁護及びプライバシーの保全には十分な配慮を行った。研究協力者には研究目的・内容・方法を説明し、その理解・同意を得た。活動参加者には実施前にオリエンテーションを実施し、参加する上での体調不良に対する配慮（看護師配置）や自主的参加であることを説明し、その理解・同意を得た。

4 結果・考察

従来から避難所における要配慮者支援がテーマであったが、今回は開催地の豊田中学校及び学校PTAの協力を受け中学生の参加が多く見込まれることから災害時の「中学生の力」を副テーマにプログラムを構成した。リアル HUG では静岡県『避難所運営マニュアル』に基づいた避難所運営を実践し、今回初めて参加者を1) 運営ボランティア支援、2) 情報付与カード対応、3) 見学に区別する取り組みを実施した。これまでの災害において福祉避難所が開設されるまで被災した家屋での在宅避難を選択せずを得ない要配慮者が多い中、指定避難所で中学生やボランティアの力を活用して福祉スペースを設置し、個別対応する訓練及びそのための実行委員会活動により、この地域での支え合い体制づくりが進んだ。

当事者視点に立った災害ボランティア論構築のための探索的研究

ー岩手県大槌町教育関係者へのインタビュー調査とその分析ー

氏名市川享子（所属東海大学健康学部 2941）

1 研究の目的

本研究では自然災害後の地域復興（コミュニティレジリエンス）における、ボランティア関与とその影響について、ボランティア受け入れの中心的役割を担った教育関係者への聞き取りと分析をおこなうことにより、当事者視点にたった災害ボランティア論の知見獲得と理論化のための探索的研究として進めるものである。

これまで、災害時の復興支援ボランティアに関する研究については「ボランティアコーディネーション」「災害ソーシャルワーク」「学生や企業によるボランティアへの参画」等、多様な角度から検討されてきた。しかし、これまでの研究では「ボランティアの力をどのように引き出すか」、「ボランティアと被災した地域や人々と、ボランティアのマッチングのあり方」など、ボランティアをする側を焦点にした研究に集中していたという課題があった。一方、被災した地域や当事者にとって、被災後にボランティアとつながったことはどのように意味があったのか、実際に復興に影響があったのかについては実証的にはほとんど明らかにされていないといえる。本稿ではこうした問題意識にたち、かつ被災した地域や人々（当事者）の視点に可能な限り立ちながら研究を進める。以下のリサーチクエスションのもとに、研究を進めていく。RQ1 被災した地域／人々なぜボランティアを受け入れたか。RQ2 ボランティアとの協働をどのように捉えているか。RQ3 ボランティアとの協働と復興の関係をどのように捉えているか

これらの問いについて、当事者たちの声を聞き取りながら研究を進めていくことで、災害復興におけるボランティアの関与について、学術的・実践的知見を得ることを目的に進める。

2 研究の方法

本研究は半構造化インタビューで収集したデータを分析する質的研究として進めた。調査の対象は東日本大震災で壊滅的な被害を受けた岩手県大槌町の教育関係者（教育委員会、学校の校長・副校長等）である。本調査では自らがボランティアの受け入れにあたって判断する立場にあった人に焦点を当てて調査協力依頼をおこない、8名に対してインタビューを実施した。

3 倫理的配慮

研究の目的、内容、記録の保管や発表方法などについて説明文書を用いるとともに口頭で説明をおこない、了承を得られた方のみインタビュー協力を得た。インビュイーの所属等については同意が得られた方のみ公表する。本研究は東海大学研究倫理委員会の承認を得て進めている。

4 結果・考察

本研究ではまず復興フェーズの推移と効果的なボランティアの関与について考察した。ボランティアの受け入れにあたった教育関係者はマイクロ（住民一人のニーズ把握）とメゾ（ニーズに対して、地域としてどのように対応するか）、マクロ（目指すべき地域の将来像を政策的に位置づけ、実現していく）とともに接点を持ちながら、両者と往復／横断しながら、地域外であるボランティアというリソース（資源）を活用していった。需給調整的なボランティアでは、個別ニーズをボランティアにつなぐことが多く、ミクロ的な支援関係に留まりがちである。それに対して、調査対象となった地域リーダーは地域の将来像を描き検討しながら、マイクロ（個人のニーズ）もしくはマクロ（政策的な展開）という地域社会の複数の階層の枠組みを持ちながら、ボランティアの対応にあっていた。これにより、地域レベルの復興（レジリエンス）が推進されやすい状況であることが分かった。

災害派遣福祉チームの先遣隊の役割導入に関する基礎的研究 2

－ 養成研修による検証作業ならびに東日本台風での取り組みから －

○都築 光一（東北福祉大学・534）

1 研究の目的

現在東日本大震災の経験を教訓として、全国で「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の設置が進んでいる。昨年の東日本台風においては、宮城県や福島県のチームのほか、長野県、群馬県などのチームも出動した。これらのチームは、それぞれのチームの設置者である県において必要な研修が実施されており、その研修において習得した知識と、これまでの経験知によって、活動が展開されている。そのため、災害が発生した後、どの被災地のどの避難所に、どのようなニーズがあるのか、どのように支援活動を展開していくようにしたらよいか、そのためにどのように情報を収集し、整理していったらよいかという点の見極めは重要であると思われる。この点に関して、昨年の発表においては先遣隊の役割とその効果に関して調査の実施結果を報告したが、この度その内容についてさらに細部にわたる検討を重ねて充実させ、この結果をもとに先遣隊の役割について研修において効果を検証することを目的とする。

2 研究の方法

2016年台風10号被害における派遣実績からブレインストーミングによって検討して整理した内容をさらに実務手順および研修用に項目を整理した。項目は①派遣検討 ②先遣隊班編成 ③オリエンテーション ④被災地状況把握 ⑤災害対策本部協議 ⑥避難所情報収集 ⑦避難所現状把握 ⑧派遣の進言 ⑨県への要請 ⑩宿泊施設の調整 ⑪災害対策本部と県への報告 ⑫チーム派遣準備 ⑬先遣隊必要性 ⑭先遣隊の役割 の項目に関して、青森県、岩手県、宮城県、秋田県および福島県における研修において、実際にシミュレーションを実施し、受講者を対象に質問紙調査を実施して項目ごとにリッカートスケールにて回答を得ることとした。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。また、東北福祉大学研究倫理委員会の研究倫理審査において承認を得た。

4 結果・考察

調査を実施した結果、山形県を除く東北5県において、96人に調査を実施できた。研修用の14項目について県別にクロス集計をし、独立性の検定を行ったところ、チームの派遣準備の項目に関して有意な差が認められた。この項目については、県内派遣の経験の有無が、左右していたと思われる。その他の項目に関しては、派遣経験の有無にかかわらず、研修の受講者から「納得できた」「まあ納得できた」という結果が得られた。自由記載からは「実際にシミュレーションしながら丁寧に確認作業ができたので、わかりやすかった」と好評であった。なお、課題としては、チェックリストの作成、先遣隊マニュアルの作成、記録用紙の作成、先遣隊からチーム派遣第一班への引継ぎなどがあげられた。

※本調査に当たっては、青森県、青森県社会福祉協議会、岩手県、岩手県社会福祉協議会、宮城県、宮城県社会福祉協議会、秋田県、秋田県社会福祉協議会、福島県からそれぞれ協力をいただきました。感謝申し上げます。

第2分科会 制度・政策、権利擁護

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	黒岩 亮子	市町村によるエイジフレンドリーシティ政策の導入と国の政策との関係 －秋田市と宝塚市の比較から－
14:10-14:35	山口 理恵子	成年後見制度における診断書の改訂と本人情報シートに対する検討
14:45-15:10	香山 芳範	住民の社会参加を寄付というかたちで実現する
15:10-15:35	鶴沼 憲晴	意思決定支援に資する身上配慮 － 後見業務を担う福祉職と利用者との会話分析を通じて －
15:35-16:00	飯村 史恵	関係性の観点から「権利」を問う意義 －成年後見制度を超えて

第3分科会 主体・提供組織②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	石井 祐理子	施設と住民の協働のためのボランティアマネジメント －住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて－
14:10-14:35	小野 智明	社会福祉施設と住民との協働に向けたプロセスの検討 －住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて－
14:45-15:10	塚本 利幸	ボランティア活動参加と社会関係資本
15:10-15:35	上野山 裕士	地域の担い手確保に向けた取り組みに関する一考察 －複数地域における実践事例の分析を通じて－
15:35-16:00	斉藤 弥生	医療・介護サービス供給体としての協同組合にみる潜在的貢献に関する研究 「協同組合による介護と医療に関する調査」からの分析

第4分科会 対象・対象者②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	松井 順子	高齢者・配食サービス事業の継続訴求に向けての配達改善に関する一考察 －配達員への教育的研修を通じて－
14:10-14:35	任 賢宰	認知症の人を支える家族の心理的支援の有効性に関する研究 －小規模多機能型居宅介護の利用と家族の共依存傾向に焦点を当てて
14:45-15:10	清水 弥生	認知症高齢者の日常生活・自由時間の楽しみを支える職員の働きかけ
15:10-15:35	チェリー・アンジェラー <small>未来</small>	スウェーデンにおける外国人介護労働者受入れについての研究 －外国人介護労働者の自立を支える社会構造－
15:35-16:00		

第5分科会 地域福祉（活動）計画、運営管理

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	水上 妙子	介護保険における「通いの場」活動団体の理解と支援の展開について
14:10-14:35	浦田 愛	地域ニーズと行政ニーズを踏まえた社協提案による事業形成
14:45-15:10	玉置 好徳	地域福祉計画による「福祉情報活用主体」の形成に関する基礎的研究
15:10-15:35	小木曾 早苗	地域福祉計画から見る住民の主体的な課題解決力向上プロセス
15:35-16:00	平野 隆之	3自治体における地域福祉マネジメントの方法と成果に関する比較研究

第6分科会 地域福祉の諸活動②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	岡野 聡子	カナダ・コミュニティ・ディベロッパーの職務と役割 － カナダ・Collingwood Neighbourhood Houseの取り組みを事例として －
14:10-14:35	染野 徳一	地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築に関する一考察
14:45-15:10	金 秀英	地域における協同労働の可能性に関する研究 －多様な職場環境の開発・普及の観点から－
15:10-15:35	山本 信也	高齢期の男性の社会参加の可能性
15:35-16:00	岩本 義浩	板東俘虜収容所における俘虜への人道的扱い

第6分科会 地域福祉の諸活動④

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	岩垣 穂大	所沢市所沢地区における第2層生活支援コーディネーターの活動評価
14:10-14:35	岡野 有里	「ほっとけないシート」の導入による住民と職員の意識の変容に関する考察
14:45-15:10	大関 可奈子	地域福祉活動支援プログラムと地域福祉活動の関連性
15:10-15:35	金本 佑太	地域における若者就労支援の現状分析 －地域若者サポートステーション事業の事例から－
15:35-16:00	増田 和高	ネットワーク構築のための地域活動支援実践 － 実践に影響を及ぼす要因の検討 －

第7分科会 地域福祉の方法②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	南 友二郎	包括的な支援体制構築に向けた方法論研究 －都城市社協現職員へのインタビュー調査から－
14:10-14:35	高木 寛之	地域包括ケアシステム構築における個別支援と地域支援をつなぐ事例分析に関する研究
14:45-15:10	三林 達哉	地域住民と福祉専門職の協働による地域課題解決プロジェクトの成果と評価
15:10-15:35	一見 俊介	ファンドレイジング支援による地域活動の変化
15:35-16:00	大西 龍雄	災害ボランティアセンターにおける資金・ファンドレイジングマニュアルモデルに関する考察 －倉敷市災害ボランティアセンターの事例を踏まえて－

第7分科会 地域福祉の方法④

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	菱沼 幹男	生活支援コーディネーターによる地域支援の困難とその解消要因の分析
14:10-14:35	野村 拓夢	住民の主体的な取り組みの継続を支えるコミュニティソーシャルワーカーの役割
14:45-15:10	山角 直史	ソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の接続に関する研究
15:10-15:35	山崎 竜弥	第2層生活支援コーディネーターの3自治体比較研究
15:35-16:00	加藤 昭宏	クライン派対象関係論を援用したCSWによる「社会的孤立」支援の可能性 －「妄想分裂ポジション」概念から「内的世界」をつかむ－

第9分科会 社会福祉施設・社会福祉法人②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	田上 優佳	A市の介護老人福祉施設における看取り介護の実態把握
14:10-14:35	蘇 暁娜	福祉領域における民間非営利組織による地域資源の開発についての研究 —大都市における高齢者生活支援のニーズに関する実証的分析—
14:45-15:10	村上 太一	Co-Production概念からみる住民参加型ミニ・デイサービス —利用者とボランティアの協働の視点から—
15:10-15:35	堀 善昭	通所介護事業所利用者における社会参加活動に関する研究
15:35-16:00		

第10分科会 災害と地域福祉②

時間	発表者	タイトル
13:45-14:10	菊池 遼	被災者の「住」から生活再建を考える災害ソーシャルワーク
14:10-14:35	平野 裕司	災害時ソーシャルワークにおける高齢者支援のためのアセスメントシートに関する研究 -被災高齢者の抱えた生活課題に焦点をあてて-
14:45-15:10	中野 晋	令和元年台風19号災害で被災した長野市内の高齢者施設の業務継続
15:10-15:35	古山 周太郎	東日本大震災発災後における障害者への個別支援活動の概況
15:35-16:00		

市町村によるエイジフレンドリーシティ政策の導入と国の政策との関係

－秋田市と宝塚市の比較から－

黒岩亮子（日本女子大学 会員番号 2496）

1. 研究目的

2007年、WHOはアクティブエイジングに基づく都市のあり方をAge Friendly Cities and Communities（以下AFCC）として提唱した。AFCCは、①屋外空間と建築物、②交通、③住宅、④社会参加、⑤尊重と社会的包摂、⑥市民参加と雇用、⑦コミュニケーションと情報、⑧コミュニティサポートと保健サービスという8つのトピックで枠づけられ、AFCCに賛同した都市が、これらのトピックを自身の地域にあてはめてまちづくりを進めている。2010年には、Global Network of Age Friendly Cities and Communities（以下GNAFCC）が創設されたが、GNAFCCへの参加は市町村単位であり、申請や運営に関しては国家は全く関与しない。すなわちAFCCという政策は、国家を超えたものであり、市町村が独自に策定するという特徴を持つ。一方、超高齢社会の日本では2000年代半ば以降「地域包括ケアシステム」というまちづくりの視点を持った高齢化に対応するための政策が、国家の号令のもとに進められている。

そこで本研究では、日本においてAFCC政策を進めている市町村を取り上げ、1)なぜAFCC政策を導入したのか、2)国の政策とAFCC政策の関係性はどうか、の二点について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

日本では、2011年に秋田市、2015年に宝塚市、2017年に神奈川県内19市町村、2018年に神奈川県内3市町村がGNAFCCへ参加した。発表者の研究グループ（科研費基盤研究C「エイジフレンドリーシティの組織・施策・運営に関する国際比較研究」代表増田幸弘）は2018年8月に宝塚市、2019年2月に秋田市へのインタビュー調査（ともに市役所・社協）を実施した。先駆的なこの2市町村を比較する形で結果の考察を行う。目的1)についてはジョン・C・キャンベルの政策転換モデルを援用し検証する。目的2)については市の総合計画、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画等との関連から検証する。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査では、調査趣旨と質問項目を事前送付した上で、インタビュー時に回答できない場合はしなくて良いこと、研究以外はデータを使用しないこと、データは匿名化することを説明した。また、同意を得られた場合のみ音声を録音し、逐語録を作成した。

4. 結果・考察

宝塚市、秋田市ともに市長のリーダーシップのもとに政策導入を行っていた（政治型モデル）。また、両市ともにAFCCのトピックのうち④社会参加を特に重視し、就労を含めた高齢者の活動促進や居場所づくりに注力している。宝塚市は地域包括ケアシステムの自助・互助・共助・公助という用語も使用しながら、AFCCの取組を市がこれまでも重視してきた市民との「協働」で、身近な地域単位で進めていることに特徴がある。秋田市は長寿福祉課エイジフレンドリーシティ推進担当を置き、健康長寿＝AFCCを普及啓発し、市民や民間事業者を巻き込んで、保健福祉分野を超えた総合的なまちづくりを目指している。

成年後見制度における診断書の改訂と本人情報シートに対する検討

山口理恵子（福井県立大学・会員番号 2388）

1 研究の目的

2016年に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、2017年に策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」では「成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」の1つとして「成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方」を検討事項としている。これに伴い2019年4月に成年後見制度における診断書・鑑定書の改訂が行われた。この改訂に伴い「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」及び「成年後見制度における診断書作成の手引き・本人情報シート作成の手引き」において基本計画の項目「本人のおかれた家庭的・社会的状況等に関する情報の考慮」をふまえ、本人の生活状況等の情報を記載するために新たに「本人情報シート」が導入された。同シート導入の目的は「医師が診断書を作成するに当たって本人の置かれた家庭的・社会的状況に関する情報を、考慮できるようにするための検討」ならびに上記に関する情報を得ることで「医学的判断をよりの確にすることができる」こととされている。しかし同シートが本人の類型判断に与える影響については具体化されていない。この点に着目し、診断書に対する本人情報シートの役割及び方向性について考察を行う。

2 研究の方法

最高裁判所による「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」「成年後見制度における診断書作成の手引き・本人情報シート作成の手引き」における項目、厚生労働省「成年後見制度利用促進専門家会議」における資料、先行研究をもとに、検討を行う。

3 倫理的配慮

本研究は文献研究であり、公立大学法人福井県立大学研究倫理規範並びに日本地域福祉学会研究倫理規程を順守して行う。

4 結果・考察

旧診断書では判断能力についての意見において「自己の財産を管理・処分する能力」を表記していた。新しい診断書では「契約等の意味・内容を自ら判断し、理解することができる」としこれに「支援の有無」という新たな基準を加えている。だが支援の内容や担い手については特段明記されていない。他方本人情報シートによる記載欄は、日常的な行為に関する意思の伝達や理解等に関する情報であり法律行為に対する情報ではないとする指摘もある。またこの変更が従来の本人の財産管理能力を問うという内容に変更をもたらしたわけではないとする見解もある。上述の手引きでは「今後実務の動向を見ながら必要に応じて修正を加える」とされており、導入から1年が経過した新たな診断書とともに本人情報シートに対する評価を行う必要がある。しかし次の問題が考えられる。①本人に対する丁寧なアセスメントの結果として類型変化を評価するのか。②本人情報シートの位置づけ（診断書の補助資料）を重視し「医師による診断のしやすさ」を測るのか。③本人のニーズ状況、申立ての適否ならびに選任のための資料としての位置づけを重視するのか。だが先行研究が示す通り、診断書が依然として本人の財産管理能力を問うものであることにかわりがなければ、上記の変更は文言上のものであり、本人情報シート導入の目的は、本人の能力評価ではなくあくまで生活像の具現化であり、これを参考とした類型判断となる。したがって③がもっとも重視されるという結論が導き出される。今後は制度利用の適否を含め、本人の状態に即した後見人選任を行うことのために、同シートを使用することによって本人の生活像を示すだけでなく、本人に必要な支援内容をより可視化していくことが求められる。

※本研究はJSPS 科研費（課題番号 17K04215）の助成を受けている。

住民の社会参加を寄付というかたちで実現する － あかし後見基金を介した住民の社会参加 －

香山 芳範（明石市後見支援センター・3423）

1 研究の目的

本研究では明石市社会福祉協議会（以下「明石市社協」）明石市後見支援センター（以下「後見センター」）が運営するあかし後見基金（以下「後見基金」）を取り上げる。そして、後見基金への寄付を通して、住民が社会参加する過程について論じる。

2 研究の方法

後見基金は、成年後見制度の利用促進と地域福祉の推進を目的に創設された。そして、後見基金の五つの機能のなかで、「住民の社会参加を寄付というかたちで実現する機能」に着目し、寄付行為と住民の社会参加の関係について考察する。

3 倫理的配慮

本研究内容は明石市及び明石市社協に確認してもらい、同意を得た。本事例に関する個人情報取り扱い等、倫理上で配慮すべき事柄は日本地域福祉学会研究倫理規程に従った。

4 結果・考察

これまでに、二名の市民後見人が、後見基金に後見報酬を寄付した。彼女たちは、後見報酬の寄付だけでなく、地域での広報啓発活動で得た報酬をも後見基金に寄付した。この寄付は、市民後見人の活動費や報酬助成、さらには市民後見人候補者勉強会の運営費にも利用されている。後見基金は、より多くの市民後見人が活躍できる環境を整えるだけでなく、市民後見人のさらなる専門性の向上にも寄与している。

他方、後見基金は、金銭の支給だけではなく、生活用品の支給をとおして、生活困窮者の自立支援も行っている。地域社会には、福祉施設へ入所する際に、不要になった電化製品等を処分することに苦慮する住民が多数存在している。一方で、生活困窮を理由に生活用品を整えることができず、自立した生活を送ることができない住民も多数存在している。後見基金は、この両者をつなぐことにも取り組んでいる。生活用品が余っている人にはそれを後見基金に寄付することを提案し、生活用品が不足している人に対しては、寄付された物品を支給する。さらに、物品を支給してもらった地域住民の感謝の気持ちを感謝状というかたちで、寄付してくれた人に届けることで、縁の再生産にも努めている。このように、後見基金は、一方では寄付というかたちで住民の社会参加を促し、もう一方では、生活困窮者の自立支援というかたちで地域福祉の推進にも努めている。

これら後見基金を介した住民の助け合い運動を、社協新聞を通して地域に発信することで、助け合いの精神を共有することにも励んでいる。その結果、住民からさらなる寄付や、住民発案による地域課題への取り組みも生まれはじめている。

以上のように、地域における課題に対して、後見基金を介して、住民自らが下支えしていく取り組みが、さらなる住民の社会参加を促しているのである。

意思決定支援に資する身上配慮 － 後見業務を担う福祉職と利用者との会話分析を通じて －

鵜沼 憲晴（皇學館大学現代日本社会学部・2943）

1 研究の目的

現在の成年後見の潮流は、意思決定支援の重視や身上保護を含む包括的支援への移行である。これら支援には、成年後見利用者との信頼関係を構築するとともに、訪問・面談等から本人の性格、興味、嗜好、抱えている課題、心身状況の変化等を把握しておくことが不可欠となる。

福祉職による後見業務は、他の専門職後見人と違い、専門的な会話技法、相談援助プロセス（情報収集～アセスメント～プランニング）、多職種連携等のスキルを応用できることから、上記信頼関係の構築や身上配慮が可能との見解が蓄積されてきた。しかし、実際の後見業務からこれらを実証した研究は極めて乏しい。

本研究は、福祉職による定期訪問時における成年後見利用者との会話から、①福祉職による身上配慮業務の実態を把握するとともに、②当該会話内容の分析を通じた上記理論仮説の検証を行い、③福祉職による成年後見の意義を再確認していくことを目的とする。

2 研究の方法

まず、福祉職（社協職員）が後見業務として利用者の居住地を訪問する際に同行させていただき、2人の会話を録音させていただいた。次に、文字起こしした会話内容を意味が分かる最小範囲で切片化したうえでカテゴリ分析を行い、いかなるテーマで会話がなされているかを明らかにした。最後に、明らかになったカテゴリについて、上記意思決定支援やそれに寄与する身上配慮という視点から検証し、福祉職による後見の意義を考察した。

3 倫理的配慮

まず、本研究の実施計画について皇學館大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」において承認を得た（承認番号5）。次に、本計画に基づき、法定後見人である市社協に本研究の意義、方法、リスクを説明したうえで調査協力・学会報告の同意を得た。また後見利用者にも、本調査の意義と内容について、できる限りわかりやすい言葉で説明し、同様の同意を得た。会話の録音および文字起こしのデータは、一括して報告者がUSBにファイル保存し鍵付きのロッカーにて保管している。

4 結果・考察

同行訪問をさせていただいた3ケースは、いずれも平易な会話が可能であった。それぞれ各5回分の定期訪問に同行させていただいた。1回あたりの平均滞在時間は約30分であった。会話分析から抽出できたコードは約30におよび、多様なテーマで会話がなされていることが分かった。また、会話には意図的な応答技法が多用されており、後見利用者のエンパワメントになり得ているとの結論を得た。これらは、意思決定支援のうち、とりわけ意思表示支援や意思形成支援に繋がると考える。

なお、本研究は、平成30年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「国内外の要請に応えうる法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」（課題番号18K02085）の一環である。

関係性の観点から「権利」を問う意義

－ 成年後見制度を超えて －

飯村 史恵（立教大学・1032）

1 研究の目的

国連障害者権利条約において成年後見制度の縮減が求められているが、国内では成年後見制度利用促進法等が制定され、成年後見制度には依然大きな期待が寄せられている。

本研究では、成年後見制度の対象となる本人像と成年後見人に求められる役割・機能を整理することにより、制定当時の構想から遊離し、膨張する制度の実態を明らかにする。さらに今後の方向性として、岡村重夫が言及してきた「社会関係」を参照しつつ、判断能力が不十分な本人と周囲の人々や環境との関係性に着目をし、改めて「権利」を問い直す必要性を提示する。

2 研究の方法

成年後見制度に関わる先行研究、各種調査報告書、国会会議録、裁判所発行資料等による文献研究を行い、発表者が過去に実施したヒアリング調査も踏まえて研究を行った。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規程に則り、自説、他説の区分を明確にし、出典を明示する等適正に研究を進めた。なお発表中引用する調査については、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針に基づく倫理審査の承認を得ており、発表内容について本人の同意を得ている。

4 結果・考察

①客体に固定化される本人：支援側の権限拡大の構造

禁治産制度から民法改正により成立した成年後見制度は、単なる財産管理制度ではなく、「権利」を擁護するしくみとして説明されている。しかしその手続きは医学モデル濃厚であり、家庭裁判所が職権で後見人を選任し、本人の不服申立も認められていない。また、任意後見制度の優位性が指摘されているが、移行型任意後見契約の移行率は低位に留まり、受任者の掌中にある。

近年、成年後見制度利用促進法と共に成立したいわゆる円滑化法では、家裁が認めれば、本人の郵便物の転送が容認されているが、本人のプライバシー介入に関わる検討は殆ど行われていない。斯くして成年後見制度は、本人の行為能力に制限を加え、一方で成年後見人には広範な権限を与え続けている。本人には、他の市民と異なるノーマルではない例外的扱いが合法化されているが、日本においては、そのことに対する批判は殆ど見受けられない。

②「社会関係」からの遊離を懸念させる成年後見制度

近年、地域福祉を推進する社会福祉協議会には、成年後見制度利用促進法における中核機関や市民後見人の育成等に極めて高い期待が寄せられている。しかし成年後見人は、必ずしも本人がそれまで地域社会で育んできた社会関係を維持・発展させる線上に位置するとは限らず、相互交換可能な関係にもない。このような構造は、本人自身の力量を削ぎ、周囲との関係性を育むことと親和性を生み難い。市民が本人と対等な立場に立ち、本人の権利を擁護するための機能を発揮するには、さらなる理論と実践システムの構築及び蓄積が必要となるであろう。

③本人の主体性を尊重する仕組みの樹立

法学の領域では、関係的権利論を援用し、子どもの「権利」を再構成する試み（大江洋 2004『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構築へ』勁草書房）もみられる。国連障害者権利条約が投げかけた課題を受け止め、本人が主体となり得る人権モデルに基づいた制度開発を、市民と共に具体的に提起していくことが求められている。本研究は、JSPS 科研費 19K02251 の助成を受けた一部である。

施設と住民の協働のためのボランティアマネジメント

—住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて—

○石井祐理子（京都光華女子大学・978）、妻鹿ふみ子（東海大学・381）、
岩本裕子（関西国際大学・2541）、南多恵子（京都光華女子大学・1788）、
小野智明（横浜創英大学・2295）、

1. 研究目的

現在多くの福祉施設において実践されている「ボランティアの受け入れ」は、これまで「脱施設化」、「施設の社会化」に必要な要因とされ、その手法としてボランティアマネジメントの構築が図られてきた。しかしながら「地域共生社会」という理念の実現に向けて「人びとの支え合い」を実現するためには、福祉施設がボランティアを受け入れる従来の受け入れ型ではなく、住民と施設との協働という視点をふまえて、福祉施設にはこれまでとは違うボランティアマネジメントを構築する必要があるのではないかと考える。

そこで、本研究ではインタビュー調査結果を分析・検討し、住民と施設との協働のためのボランティアマネジメントについて検討し、その課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

「施設と住民の協働」の実践を「特別養護老人ホームが実践する地域福祉活動の支援」と設定し、同ホームを調査対象としてボランティアマネジメントを担当している同ホーム職員と地域福祉活動の中心的ボランティアにインタビューを行った。

得られたインタビューデータは逐語記録としてデータ化し、好事例となる効果を生み出している要因について、他のインタビュー調査結果との比較検討など研究会（※）にて討議を行った。

3. 倫理的配慮

東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得た上でインタビューを実施した。（承認番号 19118）インタビューガイドは日本域福祉学会の倫理規定を踏まえた上で作成し、同意説明文書と共に事前に送付した上で当日には同意を得て実施した。

4. 結果・考察

①福祉施設でボランティアを受け入れる際のボランティアマネジメントプロセスの重視

（ボランティアプログラムの工夫、環境整備、ボランティアのモチベーション維持）

②地域アセスメントの徹底

③組織や人材のマネジメントとボランティアマネジメントの相乗効果

④施設と住民との一貫したボランティアに対する価値観

新たなボランティアマネジメントには、これらの要因に加え、それらを牽引していく担当者の哲学や周囲を巻き込むスキルなども包含されたものではないかと考えられる。

（※本報告は、科研番号 18K02086 基盤研究 C「住民と施設の協働のための実践モデルの開発」の一部として行うものである。）

社会福祉施設と住民との協働に向けたプロセスの検討 ～住民と施設の協働のための実践モデルの開発に向けて～

○小野智明（横浜創英大学・2295）岩本裕子（関西国際大学・2541）、南多恵子（京都光華女子大学・1788）、石井祐理子（京都光華女子大学・00978）、妻鹿ふみ子（東海大学・0381）

1 研究の目的

社会福祉施設（以下、施設）でのボランティア活動は、ボランティアの受け入れやボランティア活動実践中に様々な課題が生じる。また、施設でのボランティア活動に関連して、組織運営やボランティア活動の基盤整備などボランティア活動を展開する上での環境づくりにおいても問題が起こる。さらには地域貢献や地域交流を図るうえで地域との関係構築などでも問題が生じる。施設はボランティア活動や地域貢献の実践の中で生じる課題をどのように評価し、課題解決にむけた展開をおこなっているのか。また課題に対応したことによってボランティア受け入れにどのような変化があったのか。そして課題対応プログラムに対してどのような効果を見出し、評価し、今度の展望をどのようにとらえているのか。これらの問題意識の中で東京都中野区にある特別養護老人ホーム2施設の施設長にインタビューを行った中で、ボランティア活動にむけた基盤整備から実践、評価といったプロセスからの分析を試み、住民との協働にむけた取り組み課題について考察する。

2 研究の方法

ボランティアの受け入れや住民との協働実践に取り組む東京都中野区にある特別養護老人ホーム2施設を対象に施設長に半構造化によるインタビューを行った。インタビューデータは定性的コーディングを行い、コードマトリックスを作成して分析を行った。

3 倫理的配慮

本インタビュー調査は東海大学研究倫理審査課の承認（承認番号 19118）を受け、研究目的を事前に口頭及び書面にて説明し、同意を得たうえで実施した。

4 結果・考察

2施設のインタビューから導き出された課題は①ボランティアの募集と継続、②ボランティアの高齢化、③失敗事例からの気づき、④施設ならではの取り組み、⑤住民との協働の条件、⑥職員の協力体制の構築であった。そして施設と住民の特性をお互い理解し、協働実践につなげるための共通のテーマは、住民と目指すべき姿を共有化することであり、住民との対話や協働の実践を通じて「安心・安全」「自己有用感」を実感するプログラムの構築が課題となる。また、ボランティアの受け入れや地域貢献を通じた住民との協働に際しては、施設の職員に過大な負担を強いることのないよう、施設長はボランティア受け入れを通じた運営マネジメントが求められる。協働実践のプロセスにおいては、住民やボランティアとの緊張関係が生まれる場合も想定されるが、その場合は施設長が対話の窓口になり、リーダーシップをとることが必要となる。結果として協働の取り組みやボランティアの存在が現場の負担を少なくするとともに、利用者の生活の向上を実感できることにより、職員もボランティア受け入れや住民との協働に協力的になる。

（本報告はJSPS住民と施設の協働のための実践モデルの開発 18K02086の一部として行うものである。）

ボランティア活動参加と社会関係資本

ー 人口流入地域と定住地域のデータ比較から ー

塚本利幸（福井県立大学看護福祉学部・2986）

1 研究の目的

少子高齢社会の本格化にともない、地域・社会を誰にとっても暮らしやすいものにしていくための方途の1つとして、ボランティア・市民活動（NPO など）の取り組みを充実させることが注目されている。本研究は、社会関係資本（社会的なネットワーク、互酬性の規範、他者への信頼）がボランティア活動参加にどのように影響しているのかを明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

福井県立大学ボランティア研究会では、学術研究助成基金助成金基盤研究(C)の助成を受け（課題番号 17K04214）、ボランティア活動参加の実態を明らかにする目的で、福井市ボランティアセンターと協力して、福井県福井市ならびに滋賀県草津市在住の20歳から80歳までの一般住民から無作為抽出した6000人（福井市4000人、草津市2000人）を対象に「ボランティア・市民活動（NPO など）に関するアンケート」を郵送法で、2019年3月に実施した。有効回収数は1727件（回収率28.8%）であった。この調査データを、統計的な手法（クロス集計とカイ2乗検定、順位相関係数、因子分析、重回帰分析など）を用いて、分析する。

3 倫理的配慮（見出し…11pt MSゴシック）

アンケート調査の実施にあたっては、調査票の冒頭部分で、調査の趣旨と内容を説明し、協力を求め、調査票の返送は対象者の自由意思に委ねた。調査票は無記名であり、個人の特定は基本的に不可能であるが、データの入力、管理にあたってはコード化を行ない、個人を特定できないよう厳重な管理を行なった。分析および分析結果の公表に際しては、全体として集計し、統計的手法を用いた処理をおこない、個人の回答内容が特定されることのない手法を採用した

4 結果・考察

欧米の先行研究では、1) 社会関係資本の構成要素のうち、ボランティア活動参加を規定するのは一般的信頼であり、2) 一般的信頼は、特定化信頼や閉じたネットワークとの結びつきは弱く、教育歴や社会階層のような外生的な要因との結びつきが強い、ことが明らかにされてきた。

これに対して、今回の調査・研究の対象となった2地域では、1) 人口移動の多寡にかかわらず、一般的信頼と特定化信頼、一般的互酬性と特定化互酬性の結びつきが強く、2) ボランティア活動参加には、社会的なネットワーク、互酬性の規範、他者への信頼の3要素すべてが影響しており、3) その中で最も影響が強いのは社会的なネットワークであること、が明らかになった。

欧米と日本では、社会関係資本によるボランティア活動参加への影響の及ぼし方が異なっている。その背景として、社会階層によるセグレーションの程度の違いが働いていることが予想される。

地域の担い手確保に向けた取り組みに関する一考察

—複数地域における実践事例の分析を通じて—

上野山 裕士

(摂南大学教育イノベーションセンター・会員番号 2596)

1. 研究の背景と目的

近年、地域における担い手不足がさまざまな場面で課題となっている。具体的には、自治会等地縁型組織への加入率の低下や民生委員・児童委員の再任率の高さ、消防団員の減少、老人クラブの規模縮小など、数値から看取される状況のほか、祭や寺社の管理をはじめとする伝統文化や地域の見守り活動などの日常生活支援の継続的实施に対する危機感など、その事例は枚挙に暇がない。一方で、ボランティア活動の従事者数や認証・認定特定非営利活動法人数に目を移せば、依然として多くの人びとが市民活動、社会的活動に関心を持ち、実践に取り組んでいることがわかる。このことを地縁型組織・活動からテーマ型組織・活動のシフトと捉えるか、また両者による連携・協働の可能性とみるか、その視座も多様であるが、これからの地域のあり方を描くうえで、地域を取り巻く「担い手不足」とどのように向き合い、解消していくかについて検討することの重要性に疑う余地はない。

そこで本研究では、地域の担い手確保に向けた取り組みを進めるうえで有用な知見を得ることを目的に、さまざまな地域における担い手不足への対応事例を分析、特徴を整理し、担い手確保に向けた基本理念の導出に向けた論考を行う。

2. 研究の方法

本研究では、文献研究と事例研究を行う。まず文献研究として、地域の担い手として想定される主体について、法的、学術的側面から明らかにするとともに、住民参加、主体形成といった概念を手掛かりに担い手確保に取り組む際の留意点を整理する。また事例研究として、報告者が多様な主体と対話、実践しながら地域福祉活動の創出、展開を目指す複数の地域における実践のうち、担い手不足への対応を考えるうえで有用と考えられる事例を取り上げ、その特徴を客観的、仔細に記述する。

3. 倫理的配慮

「日本地域福祉学会研究倫理規程」を遵守し、調査結果を具体的な地域名や個人名が特定されない形で使用することとした。

4. 結果・考察

事例分析の結果から、地域の担い手不足について考えるとき、担い手を求める側の心構え、取り組みによって、事態を好転させる可能性があることが明らかとなった。具体的に、今回取り上げた事例からは、「情報の分かりやすさ」、「思いに寄り添うこと」、「ネットワークの活用」、「協働の可能性」、「主体性へのアプローチ」、「適切なターゲティング」、「『知る』場づくりへの工夫」、「固定化された関係性の打開」が、担い手確保に向けたキーワードとして抽出された。同時に、担い手確保に取り組むうえで、抽出された心構えや取り組みの実効性を高めるためには、地域が有するさまざまな社会資源を把握、俯瞰し、必要に応じてそれらをつなぎ合わせる役割を担う専門職等の存在が求められるとともに、人びとの対話と交流によって先に示したキーワードを具体化させる場づくりが急務となることも結果の分析を通じて得られた知見である。今後は、地域の取り巻く状況を踏まえて事例を精査することにより、取り組みがもたらす効果についてより深く検討していきたい。

医療・介護サービス供給体としての協同組合にみる潜在的貢献に関する研究 —「協同組合による介護と医療に関する調査」からの分析

斉藤弥生（大阪大学・1774）

1 研究の目的

協同組合は「共通の利益を形にするという実践」として、ドイツの申請により、2016年にユネスコの無形文化遺産に登録された。協同組合は医療や介護サービスの供給体として、地域に密着した事業展開をしており、地域福祉研究も注目する。例えば南医療生活協同組合は1959年の伊勢湾台風の被害を受け、「自分たちの命は自分たちで守る」という理念のもと、地域住民が自らの手で診療所を始めた。また長野厚生連佐久総合病院は、「農民とともに」という若月俊一院長の強力なリーダーシップ地域住民の協働により戦後の農村医療をけん引し、日本の健診システムのモデルを築いた。Pestoff（1998=2000）は日本の医療と介護の供給体としての協同組合を、専門職と地域住民が対等に1票を持つ組織で世界に類をみないと評価する。いずれも複数の制度を融合させた独自の包括ケアを運営している（斉藤2020）。

さてこのような協同組合を含む社会的企業には、職員に働き甲斐をもたらし、利用者をエンパワーし、新たな社会的価値を創出する、という3つの潜在的貢献があると指摘される（Pestoff 1998=2000）。なぜ社会的企業はこのような特徴を有しているのか。本研究では量的調査に基づき、協同組合医療・介護の現場で働く職員の意識、労働環境、ステークホルダー間の関係性に焦点を当てた分析を試みる。

2 研究の方法

本研究は2016-2017年実施の「協同組合による介護と医療に関する調査」（質問紙調査）によるデータベースを用いた分析である。同調査は東北、関東、中部、関西の協同組合医療介護事業者および公立病院等の職員、利用者、ボランティアを対象に実施し、有効回答数は職員7091件、利用者631件、ボランティア236件である（職員対象調査は全数調査で回収は留め置き法、有効回収率は72%）。職員対象調査ではサービスの質、労働環境、行事への参加、関係者との対話など、利用者およびボランティア対象調査ではサービスの質、行事への参加、関係者との対話などをたずねている。本研究では主に職員対象調査のデータを用いる。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理指針に従い、大阪大学大学院人間科学研究科社会系研究倫理委員会（受付番号2013001）の承認のもとで実施している。

4 結果・考察

医療や介護で働く協同組合職員の50.4%が地域包括ケアに貢献していると考え、48.8%が健康づくりへの利用者の参加を勧めていると回答している。ステークホルダー間の対話も総じて多く、職場における発言、仕事への満足度や仕事のやりがいについても高い割合となっている。このような職員の労働生活の環境や組織の体質が3つの潜在的貢献を生み出すと考えられるのではないだろうか。

<参考文献> Pestoff, A.V. (2018) *Beyond the Market and State: Social enterprises and civil democracy in a welfare society*. Ashgate. (=藤田暁男、川口清史、石塚秀雄、北島健一、的場信樹訳(2000)『福祉社会と市民民主主義：協同組合と社会的企業の役割』日本経済評論社。) 斉藤弥生(2020)「「病」とコミュニティ：超高齢社会を支える包括ケアという新たな挑戦」山中浩司・石倉文信編『シリーズ人間科学5 病む』大阪大学出版会。 ※本研究は科研費課題番号15K03913(代表：斉藤弥生)、三菱財団助成金(代表：斉藤弥生)による研究の一部である。

高齢者・配食サービス事業の継続訴求に向けての配達改善に関する一考察

－ 配達員への教育的研修を通じて －

氏名 松井順子（福山平成大学・会員番号1884）

1 研究の目的

安否確認が必要で栄養状態に問題のある在宅高齢者に良質な食事を届ける配食サービス事業は生活支援策のひとつであるが、栄養学の研究者からは現状で栄養改善を図るにはアセスメント内容や情報収集が不十分であるとの指摘があり、筆者は配達時の安否確認が曖昧な事例の存在を報告している。それらの課題をかかえる配食事業は財源の逼迫や民間サービスの拡がりに伴い、安否確認の必要がない者には民間サービスの利用を勧め、給付の見直しや事業を終了する自治体は増加傾向にある。つまり、食生活の支援策は民間による量の確保の方向にあり、適切な食事の提供という質の考慮や民間サービスを購入できない者への配慮は低下を否定できない。しかし、食事は生活の基本であり、健康維持の3要素のひとつでもある。その支援の後退は在宅生活継続の困難や、介護予防の低下が懸念される。そこで本稿では、配食事業の継続を訴求するには先の課題の改善が一案と考え、配食の前線に立つ配達員を対象に教育的研修を行い、意識の向上に伴う課題改善を通じた事業の意義の検証と継続を目指す。

2 研究の方法

配達員を対象に月1回半年をかけて、配食給付の意義・安否確認と訪問時の観察・認知症の方を中心にした利用者への対応法・救急蘇生法、以上の授業と、配達マニュアル作りのワークを実施する。事前と事後には個々へのアンケート調査を行い意識の変化の把握に努める。その際“仕事に対する意識の高さ”は“誇り”と関連すると仮定し、“誇り”の代理変数に自尊感情測定尺度を用いて、その得点の変化と質問項目との有意差、事前と事後での回答の検定から、研修を通じた配達員の意識の向上を検討する。

3 倫理的配慮

研究に先立ち某市の委託事業者全社を訪問し、研究目的と協力の依頼を口頭と書面で伝え承諾を得た。各社の配達員へも研修の事前と事後に書面と口頭で、研究目的、研修受講と意識調査の協力、結果の学会発表、論文執筆、匿名性の担保等倫理的配慮を説明し、承諾書に署名と押印を得ている。

4 結果・考察

10項目で構成される自尊感情測定尺度の総合点の事前と事後の平均値の差のwelch t検定は.001未満で有意で研修後、自尊感情の高まりを確認できた。次に、事後の自尊感情尺度総点を被説明変数に置いた回帰式について、.001未満で有意差が認められた変数は、“勉強会に参加して、食事を待っている人への支援という自分の仕事の暖かさや意義を改めて自覚できた”である。.05未満で有意差が認められた変数は、事前と事後の得点差の変数で“利用者は言葉を交わす人がほとんどなく、私達との会話を待っている”“利用者の気分が晴れて食欲がわくように明るく元気な声で届けている”“「これがあるから自宅で暮らせる」と言われることがうれしい”“より良い配達の実現や職場環境の改善に向けて経営側は私達の意見に耳を傾ける必要がある”等である。一連の結果を読み解くと、自尊感情の高まりに対して、員は自分の仕事の意義を確認できる変数と、経営側に対して仕事環境の改善を求め変数などが影響している。以上のことから、教育的研修は一定レベルの効果が認められると言えそうである。

認知症の人を支える家族の心理的支援の有効性に関する研究 —小規模多機能型居宅介護の利用と家族の共依存傾向に焦点を当てて—

任 賢宰 (旭川大学・2533)

1 研究の目的

家族介護者の心理的支援について先行研究では小規模多機能型居宅介護（以下、小多機）の仕組みが有効としている¹⁾。しかし、小多機における家族介護者の心理的支援の有効性は検証されていない。そこで本研究は、小多機の利用と家族の共依存傾向に焦点を当てて、全国の小多機について客観的観点から小多機の利用と共依存傾向を把握し、小多機における認知症の人を支える家族への心理的支援の有効性の検証を目的としている。

2 研究の方法

本研究は、全国小多機 5,082 か所（2018 年 10 月現在）について郵送調査を行った。調査票は、自記式無記名調査用紙を用いて 2019 年 1 月 31 日を期限に郵送配布して、所属大学に返送・回収してもらい調査者が受け取る方法を用いた。調査内容は、小多機の基本情報のほか、小多機を利用している利用者の基本情報と利用者を支える家族の共依存傾向に関する共依存の尺度²⁾等に項目を設けた。

3 倫理的配慮

本研究は、所属大学の倫理委員会の審査を受け承認（東通倫研第 201806 号）を得た。調査の実施にあたって、調査の趣旨及び調査結果は個人を特定したデータの分析を行わず統計処理を目的とすること、プライバシーの保護や同意した後でも同意を撤回できること等について文書を用いて説明を行い、調査票の返送があったものについて調査に同意を得たものとした。

4 結果・考察

分析は、回答が得られた 506 か所のうち有効回答の 488 か所(有効回答率 96.4%)を対象とした。分析対象の利用者は、女性 80.5%、男性 19.5%で、年代は 80 歳代が 52.3%に最も高く、要介護度は要介護 3 が 28.7%で、利用年数は平均 2.37(SD2.222)年で 1 年以上 3 年未満が 39.6%、小多機の利用サービスは「通い」「泊り」「訪問」の順に高い結果であった。共依存の尺度は、Cronbach の α 係数による信頼性の検証を行い、小多機利用の初期と現在ともに全体の項目が「 $\alpha = .85$ 」以上で統計学的に指示された。

因子分析は、最尤法・Promax 回転を採択し初期の共依存は 16 項目の尺度が、現在の共依存は 14 項目の尺度が採択された。また、第 1 因子の「嗜癖と心身の障害」、第 2 因子の「否定的エンメッシュ」、第 3 因子の「親密性からの逃避」という 3 つの下位尺度が見いだされた。さらに、重回帰分析によって、初期と現在の共依存ともに小多機の中で「泊り」が有意な影響を与えており、その中で第 1 因子「嗜癖と心身の障害」、第 2 因子「否定的エンメッシュ」は最も有意な結果であった。

本研究では、認知症の人を支える家族の心理的支援に対する小多機における支援の有効性を共依存の尺度を用いて検討を行った。分析の結果から小多機の利用は家族の共依存傾向に影響を与えていて、小多機のサービスの中で「泊り」は共依存傾向に最も影響を与えてことが明らかになった。これらの結果から、小多機の利用は認知症の人を支える家族の共依存傾向に有意な影響を与えるといえる。

【謝辞】本研究は JSPS 科研費 18H05722 の助成を受けたものである。

1) 任賢宰 (2016) 「認知症高齢者を支える家族介護者支援のシステムのあり方に関する研究—サービス利用と心理的変容の考察を通じて—」『立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科』.

2) 四戸智昭 (1997) 「共依存の構造とスケールに関する研究」『アディクションと家族』、4 (4)、466-473.

認知症高齢者の日常生活・自由時間の楽しみを支える職員の働きかけ —経時的变化との関連—

清水弥生（神戸女子大学・667）

1 研究の目的

報告者は、2017年に本学会において認知症のある人の自由時間活動の支援について報告した。前回の調査の約2年後に2回目の調査を行い、本報告ではこれを踏まえ、認知症高齢者の日常生活を支援する介護サービス事業所職員が、どのようなサービスや働きかけを行っているか、また、それは認知症高齢者の経時的变化にどのように関連するかを明らかにすることを目的とする。

なお、本研究では、アクティビティや余暇活動という特記すべき行動だけではなく、日常生活の中の「介護されている時間以外の時間をどう過ごしているか」や「生きていくために必須の活動以外の活動」に注目し、「食事、入浴、排泄、整容および睡眠に要する以外の時間」を自由時間と定義している。

2 研究の方法

研究の同意が得られた介護保険施設及び介護サービス事業所13カ所に人選を依頼し、認知症のある利用者とその人をケアする職員にインタビュー調査（半構造化面接）を実施した。インタビューの内容は調査協力者の同意のもとでICレコーダーに録音し、分析に当たってはその逐語録を使用した。これについて質的データ分析および内容分析を行った。調査期間は2016年8月～2017年2月、2018年2月～2019年2月の2回に分けて同一施設で行った。

3 倫理的配慮

本研究は所属機関の人間を対象とする研究倫理委員会の承認を受けて実施した。調査対象施設及び調査対象者に対して、口頭と文書で依頼し、協力の任意性、不参加による不利益のないこと、同意の撤回が可能であること等を説明した上で同意を得た。認知症のある利用者については、施設・事業所がインタビューが可能であると判断した方で、ご本人・ご家族の同意が得られる方に調査を依頼した。

4 結果・考察

【結果】調査対象施設は介護老人福祉施設3、通所介護3、認知症対応型共同生活介護5、小規模多機能居宅介護2である。認知症高齢者をケアする職員は、相談員や管理者等、介護職員、介護支援専門員等延べ28名となった。認知症のある利用者は延べ31名である。

質的データ分析の結果を(1)サービス提供の方法(2)即時性と計画性(3)認知症高齢者の自発性(4)周辺の地域との関係の4項目に整理した。その後で認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の変化と対照させ、その特徴を概観した。

【考察】高齢者の日常生活を支えるケアは多くの場合「みんなで一斉に」行われる。しかし、施設や事業所、職員によっては「些細な事からの即時的な活動」を提起したり「認知症高齢者の個人の要望を反映させる」柔軟性を大事にする等、個別性を尊重したケアを行っている。地域との関わりが密接な事業所はそのような関わりが多様性が多く見られる。また、利用者の認知症の日常生活自立度が維持された施設では、認知症高齢者の自発性を尊重し、個人の要望を反映させる活動が多いという特徴が見られた。

本研究は、科研費（研究課題番号16K13447）の研究成果の一部である。

スウェーデンにおける外国人介護労働者受入れについての研究

－外国人介護労働者の自立を支える社会構造－

チェリーアンジェラー未来 (大阪大学・3429)

1 研究の目的

本研究の目的は、日本における外国人介護労働者の受入れ体制を海外事例と相対化することで、日本国内での、受入れ後の暮らしを考慮した議論に寄与することである。本研究の問いは、介護人材不足に対する日本とスウェーデンの異なる対応が、外国人介護労働者個人にどのような影響を与えるかである。

日本の介護現場では、外国人労働者の受入れが急速に進んでいる。2019年の改正出入国管理法の施行により、人手不足の解消を目的に特定技能の在留許可が新設された。受入れ対象である14職種のうち、介護は、5年間の受入れ数の目標が最も多い6万人とされる。

外国人介護労働者は、原則として家族の呼び寄せは認められず、数年間の就労の後に帰国することが前提となっている。国家資格取得後の帰国者が多いことも、施設側の負担と不均衡だとして課題とされる。この事態に対し、筆者は、定住が仕事面も生活面も不安なく暮らすことができた上での選択であるとして、外国人介護労働者の社会的包摂や将来の設計をも考慮した社会システムの整備を課題とする。

Christensen と Guldvik (2014) は、ライフコースは社会的文脈で方向性が規定されるが、一方で、個人は完全に受動的な存在でもなく、置かれた環境の中での決断を通して主体性を発揮するという考え方を、‘a life course perspective’ 及び ‘human agency’ という概念で示した。本研究ではこの視点に立脚し、社会構造と本人の主体的な選択行為の両面から外国人介護労働者の状況を捉える。

今回研究対象とするスウェーデンは、1950年代から移民受入れの歴史がある上に、2015年の欧州難民危機では、人口1万人あたりの受入れ人数が147人と最多であった。それ以前のデータではあるが、移民の社会への統合度合いを示す指標である Migration Integration Policy Index (2015) は、スウェーデンを38カ国中1位とし、特に労働市場の流動性について高い評価を与えている。

2 研究の方法

2019年の8月から11月にかけて、スウェーデン南部のヴェクショー市にて、外国人介護労働者および介護労働経験者10名、介護施設の管理者5名に半構造化インタビュー調査を実施した。仕事と生活の両面についての変遷を聞いた上で、社会的ネットワーク、介護の仕事に対する姿勢、今後の定住やキャリアに関する展望について、様々なライフステージにある人に話を聞いた。

3 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理指針に従い、大阪大学大学院人間科学研究科社会系研究倫理委員会(2019025)の承認のもとで実施している。

4 結果・考察

スウェーデンの外国人介護労働者の多くは難民として入国し、介護の仕事が労働市場への入り口の一つとしての役割を果たしていた。さらに、彼らは、働きながら教育機関へ通い、資格獲得や大学進学を目指していた。実際に、介護の仕事をきっかけに経済的に自立した後、キャリアアップし、家族ももち、社会的包摂を果たしているケースも見られた。その背景には、難民認定者に提供される統合プログラムの他、全市民対象の教育や職業訓練機会の提供、またそれらを利用可能とする奨学金等の社会保障など、非営利団体、営利団体、政府、あらゆる主体が関わる受入れ体制が整備されているという要因がある。<参考文献>Christensen, K. & Guldvik, I (2014) *Migrant Care Workers—Searching for New Horizons*, Routledge. Migration Integration Policy Index 2015(<http://www.mipex.eu/sweden>). 一般社団法人スウェーデン社会研究所(<http://jissnet.com/archives/1278>). 法務省入国管理局(2019)『新たな外国人材の受入れ』参考資料。

介護保険における「通いの場」活動団体の理解と支援の展開について —文京区社協生活支援コーディネーターの取り組みから—

○水上 妙子（文京区社会福祉協議会 3352）
本多 桜子（文京区社会福祉協議会 3275）
小林 良二（日本地域福祉学会会員 139）

1 研究の目的

平成27年度より導入された介護保険における介護予防・日常生活総合支援事業の地域介護活動支援事業（通いの場事業、文京区では「かよいへの」事業）では、体操だけでなく参加者同士の交流を行うことで介護予防の効果を高めることが期待されている。

文京区では文京区社会福祉協議会（以下、文京区社協）に生活支援コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置しているが、通いの場事業の実施にあたり、コーディネーターがふれあいきいきサロンのニーズ把握を行い、行政との話し合いのもと「かよいへの」事業の仕組みづくりを行った。その後、「かよいへの」事業開始以降、事業への参加者アンケートを3回実施し、その結果を団体へフィードバックして、団体や参加者との意見交換に活用した。この報告ではこれまでの流れを踏まえ、「参加者」の効果に関する主観的評価と厚生労働省による「基本チェックリスト」の結果を検討し、団体レベルでの評価を行うとともに、それぞれの団体が実施しているプログラムに着目した分析を行うことで、コーディネーターの支援の在り方を明らかにすることを目的としている。

2 研究の方法

この報告では令和元年5月中に行った第3回調査データを活用し「かよいへの」25団体の参加者396名を対象とするデータを分析した。

3 倫理的配慮

本研究では「日本地域福祉学会研究倫理規定」を遵守した。調査対象者には、研究目的、方法、個人情報保護について書面で説明したうえで協力の同意を得た。

4 結果・考察

「通いの場」事業では、長期的に活動に参加するための「動機付け」が重要であると言われている。そこで「かよいへの」プログラム参加への主観的な効果項目の合計点と「基本チェックリスト」を用いた心身状況の質問項目の合計点によって2つの軸を構成し、それぞれの平均点によって分けられる4象限グラフを作成した。その結果を実施しているプログラムとの関係から分析することによって、各象限ごとの特徴を把握した。

第1象限は体操中心の団体であるが、継続して参加が難しくなった際に、つながりの切れることがないような交流の場づくり支援が必要となると考えられる。第2象限の参加者は平均年齢が低い交流プログラムが中心の団体であるが、今後参加者が高齢化して体操ニーズが高くなった際に、講師や活動先の情報提供支援が必要となると考えられる。第3象限は交流プログラムが中心の団体で、参加者の平均年齢が高く、活動の振り返りや課題を共有する支援が必要となると考えられる。第4象限は体操中心の団体で参加者の平均年齢が高く、参加者に合わせた体操プログラムを中心とし、交流プログラムも実施している。そのため、団体の意向に合わせながら情報提供支援が必要となると考えられた。

以上のことから、コーディネーターは参加団体への支援にあたって、介護予防のためのプログラムと交流を中心とするプログラムに着目するとともに、それぞれの団体特性を踏まえて支援を展開することが求められることがわかった。

地域ニーズと行政ニーズを踏まえた社協提案による事業形成

－ 文京区社会福祉協議会の事例分析 －

○浦田 愛（文京区社会福祉協議会 会員番号 3044）

小林 良二（日本地域福祉学会会員 会員番号 139）

1 研究目的

近年、生活困窮者自立支援制度、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）、包括的な支援体制の整備等、地域福祉に関連する政策・制度が策定されている。区市町村行政は、地域福祉の政策・制度を実現するための事業の企画を求められているが、必ずしも事業を共に担う地域団体や関係者を具体的に把握しているわけではない。これに対して、日頃から地域ニーズに密着している社会福祉協議会（以下、社協）は、住民と直接関わることを通して把握した地域ニーズを行政に伝え、政策や制度に即して事業化を共に進める役割を求められている。一方で、根拠となるような制度はないものを社協が地域ニーズをくみ上げて事業化する場合もある。この報告では、文京区社会福祉協議会（以下、文京区社協）が事業化した事例を分析し、どのような事業化のパターンがあるのか、また事業化をする際に社協がどのような機能を果たしたのかを明らかにする。

2 研究方法

これまで文京区社協が取り組んできた事業化の3つの事例を分析し、それを通して、社協の提案がどのように生かされたのかを検討する。

3 倫理的配慮

この報告で用いている資料に個人情報にあたるものは含まれていない。

4 結果・考察

社協が提案し事業化するパターンは三つに類型化できる。①総合事業における「通いの場（文京区では「かよい～の）」事業のように、行政が実施しなければならない制度の場合の「事業受止め型」、②地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業のモデル事業を受けて取り組んだ「つどいの場」（文京区では「つどい～の）」のように、事業としてすぐに実施しなければならない訳ではないが、制度を活かした取り組みである「制度活用型」、③地域ニーズを把握した中から文京区社協が取り組んだ死後事務委任のバック事業「文京ユアストーリー」の事例のように、財源を保障する制度はないが、社協が事業提案を行う「事業提案型」である。①と②は、行政ニーズが高く、行政とのやり取りも多かった。そのやり取りの過程で、地域ニーズを示すようなデータ等の資料を提示しつつ、議論を詰めてゆく必要があった。③は、行政の潜在的なニーズはあるが、行政にとっては事業を担う主体の存在やキャパシティを把握しづらく、実現可能性が低いために事業化しづらい傾向が見られた。

3つのパターンの事業で社協が共通に果たした機能は、①リサーチ機能、②調整機能、③企画立案機能、④運営支援機能の4つである。①は、地域にどのような事業主体があるか、どの程度の活動を望んでいるか、地域ニーズはあるか、また行政にはどのようなニーズがあるか、制度が活用できるかなどを把握することである。②は、①で把握したリサーチ結果をもとに、住民などの事業主体側と行政側のそれぞれの思いを引き出し、お互いのニーズをすり合わせていく。さらに③は、それをもとに合意形成を図りながら実現可能性がある企画立案をしていく。提案時に合わせて重要なことは、④運営支援機能の説明である。住民などの事業主体が予定していた成果を出せるように、寄り添ってサポートをする社協の役割についての説明が必要である。この役割があることで、行政は安心して決断することができる。これらの社協の機能により、地域ニーズと行政ニーズにあった事業形成が可能になるといえる。

地域福祉計画による「福祉情報活用主体」の形成に関する基礎的研究

たまおき よしのり
玉置 好徳 (梅花女子大学・会員番号 673)

1 研究の目的

現在、わが国では国民間の所得格差などが問題となっているが、これと同様に福祉情報の活用においても格差が生じている。とくに、高齢者などの福祉サービス利用者のなかには、情報を収集したり活用したりするのが困難な「情報弱者」が少なからず存在している。よって、今後地域福祉計画を策定ないし改定する際には、住民の福祉情報に対するリテラシーの向上を図る戦略的方策を盛り込むべきだと考える。本研究の目的は、それを実践するための基礎的要件を明らかにすることにある。

2 研究の方法

研究方法は、おもに文献および公的機関・団体などによる資料にもとづき考察する。

3 倫理的配慮

「日本地域福祉学会研究倫理規程」に則って研究および発表を行う。具体的には第3条（会員の遵守事項）に則して、先行研究の引用に際して著者名および出典を明示することなどを遵守する。

4 結果・考察

地域福祉と情報は、従来より多岐にわたり切っても切れない密接な関係にあったと考えられる。岡村重夫は、福祉コミュニティの機能の1つとして「情報活動」（岡村 1974: 93）をあげている。また、大橋謙策は、地域福祉の主体形成をすすめるための第1条件として「社会福祉に関する情報提供による関心と理解の深化」（大橋 1986: 46）をあげている。そして、小川晃子は、高齢者などを対象に、マイクロ・メゾ・エクソ・マクロの4層で展開するICT支援システムを構想している（小川: 2006）。

このように、福祉情報を軸として、福祉組織化、福祉教育、および個別支援などを相互に連携させながら一体的に推進していくためには、今後策定ないし改定する地域福祉計画などにおいて、戦略的に方策を練る必要がある。たとえば、大橋は計画の枠組みとして、(1)ハード、(2)ソフト、(3)アドミニストレーション、(4)パーティシペーション、(5)ファイナンスの5つをあげているが（大橋 1986: 91-2）、さらに6つめの枠組みとして、(6)インフォメーションを加える必要がある。

そして、我が事・丸ごとの「地域共生社会」を実現するためにも、今日さまざまなメディアを通じて伝達されるようになった福祉情報を、クリティカルに分析したうえで、地域福祉活動への積極的な参加や、福祉サービスの適切な利用などに活用できる、「福祉情報活用主体」とでも呼ぶべき、新しいタイプの住民主体を形成することを目標として掲げるべきである。

【引用文献】

大橋謙策（1986）『地域福祉の展開と福祉教育』全国社会福祉協議会

岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館

小川晃子（2006）『高齢者へのICT支援学 その心理と環境調整』川島書店

地域福祉計画から見る住民の主体的な課題解決力向上プロセス

－ 高知県中土佐町の事例から－

小木曾早苗（日本福祉大学福祉社会開発研究所・2883）

1. 研究の背景・目的

地域共生社会推進検討会最終とりまとめでは、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う必要性が改めて指摘された。少子高齢化の進行や地域社会の変容などにより、社会的孤立の住民、高齢独居、老々世帯や複合的な課題を有する世帯の増加・課題の潜在化が見られるが、偏見を無くし相談未満を取りこぼさないためにも、地域住民の理解や関わりを促進する地域力基盤の強化への着目がなされたと考える。

とはいえ、人口規模が小さく資源に乏しい町村部においては、地域福祉人材の確保・発掘・育成自体が課題であり、厳しい諸条件を克服しつつ、どうそれぞれの地域性に応じた方法を選択していくかも重要である。

本研究では、高知県独自の施策である「あったかふれあいセンター」が地域福祉計画にどう位置づけられ、小さな拠点を核としてどのように住民の主体的な課題解決力が高まったかのプロセスを事例研究し、その成果と課題について考察することを目的とする。

2. 研究の方法

高知県中土佐町をフィールドとして地域福祉計画の策定や進行管理に関わりながら、小規模多機能地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」や計画の地域アクションプランなどの取組みに関し、町健康福祉課や社会福祉協議会職員への複数回に渡るヒアリング調査やアクションリサーチを行った。

3. 倫理的配慮

本研究では、ヒアリング調査の際に研究の目的や方法などの説明を行った上で協力への同意を得ている。日本地域福祉学会研究倫理規程を順守するとともに、個人情報保護の立場から個人を特定できるようなデータ等の取り扱いをしていない。

4. 結果・考察

住民意識の醸成や関係者の支援力・解決力・連帯意識の向上を図り、あらゆる住民が役割を発揮して支え合い、自分らしく活躍できるまちづくり・地域づくりへの中土佐町の指向は、地域福祉計画の地域アクションプラン実施においても強く意識され、時間を掛けて非常に丁寧なプロセスを経ている。

特に「あったかふれあいセンター」運営委員を、運営協議に留まらない「地域ふくし活動推進委員」へと名称・役割変更したことは大きな意識づけになり、ターニングポイントとして以後地域福祉活動の住民コアメンバー化が自然になされていった。また、地域福祉コーディネーターとの密な信頼関係が育まれ、潜在化していた課題や困難事例の掘り起こしや地域福祉活動の活発化も見られている。

さらに、地域力強化や多機関協働のモデル事業導入、生活支援コーディネーターとの協働によっても、地域生活課題を「丸ごと」受け止め、解決へと積極的に取り組む意識が4地域それぞれに進んできた。各地域の地域ふくし活動推進委員からは「他地域の活動の工夫やコツを知りたい」「もっと交流し互いに学び合いたい」との提案がなされ、これまで2回「地域福祉活動同窓会」が実施された。報告会ではなく、地域も年齢も越え同窓生のように楽しく互いを慰労し褒め合い明日の元気につながるがコンセプトの新たな場の創出は、交流や協力し合う取り組みへと波及しており、全町的な地域福祉の底上げへとつながっている。

3 自治体における地域福祉マネジメントの方法と成果に関する比較研究

○平野隆之（日本福祉大学・320）

1 研究の目的と方法

本研究の目的は、3自治体（高知県中土佐町、滋賀県東近江市、兵庫県芦屋市）における既存の収集データをもとに、新たな比較軸を設定し、地域福祉マネジメントの導入過程、具体的な展開方法とその成果を明らかにすることにある。また、新たな政策環境（2020年社会福祉法改正動向）のもとでの地域福祉マネジメントのあり方を提起する。

本研究の方法として、3自治体における既存の収集データについては、『日本の地域福祉』第27巻（東近江市）、第32巻（芦屋市）、第33巻（中土佐町）の執筆論文、および平野隆之（2020）『地域福祉マネジメントー地域福祉と包括的支援体制』（7章～9章）において整理されている事例研究を活用し、新たな政策環境の整理については、地域共生社会推進検討委員会『最終とりまとめ』および「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文案」を参照している。

なお、比較方法については、①担当部部署、②国の補助・モデル事業の活用内容、③地域福祉計画の進行管理の方法、④権利擁護支援の導入方法、⑤中間マネジャー層の人材育成、⑥大学研究チームの活用範囲の選択とする。

2 研究の結果と考察

1) 研究の結果

①は、中土佐町（社会福祉課）、東近江市（福祉政策課）、芦屋市（地域福祉課）が、それぞれの部署にとどまらず、社会福祉協議会、まちづくり部署、行政改革のプロジェクトなどとの連携を活用しながら展開し、その過程は、②の国の補助・モデルの系統的な活用に沿って、発展させている。もう1つの方法は、地域福祉マネジメントの展開の場として、いずれも③地域福祉計画の進行管理の場が活用されており、それらの場での外部アドバイザーとして⑥大学研究チームが共通して活用されていた。⑤での活用に違いがみられる。

以上の4つの比較軸については比較的共通性を有していたが、④と⑤については、個別性も見られている。まず、④については、芦屋市は地域福祉行政の展開の出発点に位置づけ、中土佐町では、地域福祉計画の進行管理を通して、国も補助・モデル事業の活用のなかで整備しており、中土佐町では、地域福祉行政と無関係な展開となっている。次に⑤中間マネジャーの育成については、地域福祉行政やプログラムの展開を担う人材として位置づけ、計画的に養成を行ない、成果を生み出している点で、芦屋市が注目される。東近江市では、地域福祉課が未整備なこともあり、まちづくり人材としての育成に力点がある。中土佐町では、社会福祉協議会における中間マネジャーの育成として進んでいる。

2) 考察

全般的には、地域福祉計画の守備範囲や重点化の選択と行政組織における体制整備における差として、地域福祉マネジメントの採用方法において、違いがみられている。ただし、地域福祉行政の一般業務を越えるマネジメント業務のうち、何を地域福祉マネジメントとして包含するかが、今後の検討課題といえる。

3 倫理的配慮 日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守している。

カナダ・コミュニティ・ディベロッパーの職務と役割
— カナダ・Collingwood Neighbourhood House の取り組みを事例として —

氏名 岡野聡子 (奈良学園大学・3204)

1 研究の目的

本研究は、カナダ・バンクーバー市に位置する Collingwood Neighbourhood House (以下、CNH) の取り組みを事例とし、地域福祉を推進するコミュニティ・ディベロッパーの職務と役割を考察することを目的としている。

本研究で取り上げるネイバーフッドハウスとは、セツルメント運動を源流とした地縁型コミュニティであり、「すべての人を受け入れる」という理念のもとに活動が行われている。ネイバーフッドハウスで展開されているサービスやプログラムは、チャイルドケア、学童保育、親支援、移民者の支援、ホームレス支援、ランチサービスの提供、図書の貸出、健康増進のためのレクリエーションプログラム等、多岐にわたって人々の日常生活を包括的に支援する体制が整えられている。また、サービス・プログラムはボランティア主導で行われ、住民参画の機会や工夫がある。我が国においては、2018年4月の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に注目が集まり、住民参画による支え合いの社会づくりが進められている。コミュニティ・ディベロッパーの職務と役割を明らかにし、地域づくりにおける住民参画がどのように促されているか検討したい。

2 研究の方法

本研究は、「日本地域福祉学会研究倫理規定」に基づき実施した。現地調査は、2018/3/12-22、2018/9/3-14の期間であり、施設長およびコミュニティ・ディベロッパーを統括するディレクターおよび各部門の責任者からインタビュー調査を実施した。

3 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守し、実施した。インタビュー調査では、事前にICレコーダーを用いた録音を行うこと、インタビューは本人の自由意思によること、個人情報の取り扱いに関することを説明し、同意を得て行った。

4 結果・考察

CNHのミッションには、「包括的で革新的で持続可能なイニシアチブと、社会的、教育的、経済的、健康的、文化的、娯乐的ニーズのサービスを開発・支援するために、個人や家族、さまざまな団体にリーダーシップやコラボレーションすることを通して、コリングウッドコミュニティのウェルビーイングを促進することを目的としている」と書かれている。CNHにおけるコミュニティ・ディベロッパーの職務は、アート部門、フード部門、リーダーシップ開発部門の3つに分かれており、「アート」や「フード」といった誰もが参加できるテーマを掲げたプロジェクトを考案し、地域住民がコミュニティ活動に参画できる機会を提供している。プロジェクトの目標設定の際には、「私たちと子どもたちの人生の未来を想像した時、皆にとって幸せで健康で価値あるものか」といった理想が追求され、平等性や中立性が議論される。リーダーシップ開発部門では、「アート」や「フード」部門で実施するプロジェクトへの参加を呼びかけ、役割をもって働く機会の提供（ボランティアの機会）と自分の学びを活かす場の提供（ファシリテーターの育成）を行っている。また、コミュニティ・ディベロッパーの役割とは、地域のニーズを解決すること（欠乏欲求を満たす）ではなく、コミュニティに住む個々人の能力を引き出し、彼らが活躍できる「場づくり」を行うこと（成長欲求を満たす）ことが特徴であると言える。

地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築に関する一考察

○染野徳一（名古屋市社会福祉協議会 2536）

平坂義則（名古屋市社会福祉協議会 964）

1 研究目的

本研究の目的は、名古屋市南区社協（以下、南区社協）で実施している包括的な相談支援の推進をとおして生活困窮者自立支援機関（以下、自立SC）を始めとした関係機関との連携・協働の取り組み状況を整理し、実践上の課題や意義を見出すことで、今後の包括的な相談支援体制の構築に向けた「支援関係機関によるチーム支援」と「協働の中核を担う機能」の方向性を考察するものである。

2 研究の視点と方法

上記の目的を達成するために、「地域共生社会実現に向けた包括的な相談支援体制構築のための調査」をとおして、南区内の行政窓口や各機関、地域（学区）から制度の狭間や複合的な課題の整理を行うとともに、実際のケース対応や各機関へのヒアリング等により、制度の狭間や複合的な課題により単独の機関では対応が困難、もしくは対応する機関が不明確なケースを整理し、包括的な相談支援が求められるケースを分析した。

3 倫理的配慮

本研究は、調査・分析等に必要と考えられる個人情報の取扱いについて、研究に必要な個人情報を省いた上で匿名化し、対象者の個人情報が漏洩しないよう配慮した。

4 研究成果

地域における課題把握調査のまとめでは、制度の狭間や複合的な課題等で対応が求められるケースとしては、65歳未満で疾病等により生活に様々な支障が出ているが該当する制度がないケースが多いことがわかり、複合的な課題としては、子が引きこもり状態で世帯として様々な課題を抱える8050ケースが多いことが明らかになった。つぎに、課題を切り分けていくと、精神疾患や何らかの障がいのあるケースが多く、近隣トラブル等、地域との関係が悪化している場合や、地域と何らかの調整が必要な場合は介入が求められることが示唆された。さらに、各相談支援機関の支援対象となる領域を見ていくと、制度から完全に抜け落ちる課題はさほど多くないが、本人との関係悪化等により支援が途絶え、各支援機関が行うことのできる支援に制約や限界があると、その部分から抜け落ちやすいことが明らかになった。区社協と自立SCとの連携においては、介護が必要な親と引きこもりの子の、いわゆる8050問題を含む事例をとおして、自立SCは、「就労支援」や「家計支援」が絡むケースについてはノウハウを有している。しかしながら、より身近な地域でのアウトリーチによる継続的な関わりが必要なケースや接触の糸口がないケース等への継続的な関わりには限界があり、地域とのトラブルや地域との調整が必要なケースは地域の福祉活動者とのつながりや関係性の点から、区社協のコミュニティソーシャルワーク機能が有効であることが分かった。

5 考察

包括的な相談支援体制構築のために必要な機能には、それぞれの分野の中核となる相談支援機関が専門性を発揮し、第一義的な窓口として既存制度の相談から総合化することが重要となり、タテ割りの制度からこぼれ落ちてしまう狭間の地域生活課題を集約し対応することが求められる。また、制度の狭間や関わる機関が明確ではないケースへの支援には、各支援機関の役割が曖昧になりやすく、各相談支援機関の協働・連携を図るための架け橋的な役割とケースを総合的に受け止め、アウトリーチによる対応や、制度や支援につながらない世帯に対する伴走型の相談支援を行う機能が必要となる。今後、関連する施策の展開が加速していることから、包括的な相談支援に対応できる人材育成が重要となる。

参考：名古屋市南区社会福祉協議会（2020）「地域共生社会実現に向けた包括的な相談支援体制構築のための調査報告書」

地域における協同労働の可能性に関する研究

—多様な職場環境の開発・普及の観点から—

金 秀英（金城学院大学大学院・3379）

1. 研究目的

本研究の目的は、協同労働が多様な職場環境をつくり、広げる可能性を見極めることである。企業は、利潤の追求を最優先していることから、働く者の職場環境の整備・向上は軽視されがちである。また、効率性の観点等から、働く機会そのものを排除される者もいる。すべての人びとが望む限り職を得、互いの人権や尊厳を大切にしながら、支え合うオルタナティブな働き方が地域社会において必要となる。

協同労働とは、複数の人が自主的に（他者の支配の下でなく）協力しあって仕事をすることを意味する（富沢，2009）。地域住民が自ら立ち上がり、生活者の視点で必要なものを生み出すことが可能になるため、持続可能な地域づくりや困難にある人々の社会統合、多様化する現代社会への貢献ができる。

2. 研究の方法

本研究は、上記の目的へのアプローチとして協同労働を行う団体の責任者とスタッフ（ワーカーズコープX、高齢者生協Yの2つ）に対する半構造化インタビューを行った。インタビューを通して、団体の設立当初の問題意識、事業立ち上げの経緯、取り組みの実態や課題等に迫った。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守している。調査の実施に当たっては、本調査の趣旨を説明し、同意を得た。個人情報に関わるデータは使用しておらず、特定の地域情報が明らかにならないように配慮している。

4. 結果・考察

(1) ワーカーズコープXの始まりは、障がいをもつAさんの働ける場をつくりたいという思いと、障がいのある子どもを持つ保護者の声により放課後デイサービスを立ち上げたことである。現在の課題は、利用者の増加にともない希望者全員に同質の支援ができないことである。

(2) 高齢者生協Yは、外国人が多く居住する地域にあり、外国人失業者の雇用対策として外国人向け支援団体からの要望により始まった。介護や児童デイサービスを行っており、多くの外国人スタッフが働いている。現在の課題は、言葉の壁を挙げていた。

協同労働が多様な職場づくりをもたらす可能性の第一は、ニーズを持つ者に合わせた働き方をしていたことである。働く中で起こる課題は、周囲のスタッフが本人と共に働き方を考え直し、再び仕事に向き合えるような配慮をしてスタッフと共に解決することを目指していた。それによって、ニーズをもつ当事者自身が価値ある仕事を得、継続することができていた。

可能性の第二は、それとは異なり、こうしたニーズ中心型の働き方が、結果として他のスタッフや当該の事業そのものに利益をもたらしていたことである。ワーカーズコープXでは、Aさんと向き合うことで、人を大切にしていこうと考え方になったと述べていた。そして利用者増をもたらしている。また高齢者生協Yでは、外国の文化や性格がスタッフにも利用者にも元気を与え、職場全体が明るくなったと述べていた。

可能性の第三は、地域の人々と協力し、また組織や事業と連携して運営していたことである。地域のニーズの掘り起こし、地域も事業もともに共生しながら、発展することが期待できる。

「高齢期の男性の社会参加の可能性」

ボランティアや地域活動への活動実践より

氏名○山本 信也（宝塚市社会福祉協議会・1641）

佐瀬美恵子（NPO 法人介護支援の会松原ファミリー・1023）

後藤由美子（社会福祉法人いずみ七彩・2530）

1 研究の目的

長くなった高齢期、高齢者の社会参加が期待されている。女性はボランティアとしても参加者としても、積極的に参加している。ボランティア活動や地域活動で男性を見かけることは少ない。

筆者の参加するシルバーボランティア研究会（以下、研究会）が行った近畿圏のボランティア及びボランティアコーディネーターに行った調査（2001年）では、男性のボランティアニーズと実際のボランティア活動にはズレがあり、女性に比べてプライドが高く支援が難しいと回答があった。そこで、研究会では高齢期のボランティア活動を研究テーマのひとつとして、高齢期の男性の社会参加の意義と可能性について議論を続けてきた。本研究会にて事例を収集し、分析してきた高齢期の男性の社会参加の可能性について報告する。

2 研究の方法

研究会では、不定期ではあるが、退職後に社会参加、ボランティア活動や地域活動を続けている男性から実践報告いただき、議論を続けてきた。報告者の作成した配布資料や記録を振り返り、研究会会員とともに議論し分析を行った。さらに各種統計資料を参照し考察を行った。

3 倫理的配慮

個人情報に配慮しながら、事例分析を行った。事例等の発表にあたっては、イニシャル等を使用し、個人が特定されないように配慮した。発表にあたってはシルバーボランティア研究会の世話人及び所属する組織の所属長の承認を得た。

4 結果・考察

2008年から2019年の間に報告いただいた12件の実践事例から男性のボランティア参加には以下のような特徴があることがわかった。

- （1）現役時代にはボランティア等への参加意識は低いですが、退職間近の年代になり、意識が高まる。
- （2）現役時代の職業や生活や家庭環境がボランティア参加への大きな要因になっている。
- （3）人のために始めたボランティア活動が出会いや体験を通じて自分のための活動となっている。
- （4）性差別の意識が低く、ピラミッド型（地縁型）でなく、ネットワーク型の組織に順応できる。

また、本研究の限界として、事例については、近畿圏内で且つ、研究会の世話人が出会ったものに限っており絶対数が少ないため、十分な分析ができていないとは言えないが、今後も男性の社会参加については、地域課題であるため、高齢福祉と地域福祉の視点において、検証を続けていきたい。

<参考資料>

- 1) 地域デビューのきっかけ：内閣府のコラム（2008年）
- 2) 団塊の世代の社会参加のきっかけ：内閣府「団塊世代の意識に関する調査」（2012年）
- 3) 地域活動を行うために最も必要な条件：内閣府（2013年）
- 4) 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：内閣府（2013年）
- 5) 高齢者の経済・生活環境に関する調査：内閣府（2016年）

板東^{ふりよ}俘虜収容所における俘虜への人道的扱い

- 松江豊壽の人道的な生活支援 -

岩本 義浩（名古屋経営短期大学・3074）

1. 研究目的

2000(平成 12)年児童虐待防止法、2006(平成 18)年高齢者虐待防止法、2012(平成 24)年障害者虐待防止法が平成に成立し施行された。その中で、表にある福祉入所型施設において福祉の専門職が虐待（暴力）行為を繰り返してしまう事に疑問を感じた。

人が人を支配する立場にありつつも「支配的立場の者が人道的関係性を築いた過去の事例があるだろうか」と言う考えを基に今回の第一次大戦の俘虜収容所の事例に辿り着いた。

今回の事例を紐解き、軍人と俘虜の立場から人道的対応を行った板東俘虜収容所所長松江豊壽がなぜ虐待行為（当時は、非人道的体罰や理不尽な懲罰と表記されている）にならなかったのかについて考えたいと思った。

2. 研究の方法

鳴門ドイツ館及び徳島県公文書館並びに、国立国会図書館(東京館)等において文献調査を中心にまとめた。

3. 倫理的配慮

第一次大戦時、特定されるドイツ人並びに日本人は、資料文献により公にされている人々について、そのまま実名等でまとめさせて頂いた。

併せて本研究発表以外では使用をせず、発表により記述に関係する方々へ不利益を被ることは細心の注意を払った。

4. 結果・考察

俘虜に対する扱いについて紐解くうちに、人としての敬意、人道的対応、尊敬など多様な人々への対応が顕著に伺えた。

板東俘虜収容所における行為を、現代の入所施設に置き換えて考えた。

福祉施設職員は、職場での関係性に温順であり、組織内の人格へと陶冶していく。

大切なことは、この松江豊壽の行動にある「情け」という、人への労りの気持ちが板東俘虜収容所で展開された生活支援であり、利用者を尊重するというこの本質がこの板東俘虜収容所にあり、私たちの福祉支援に必要な支援への意識であることを改めて知ることが出来た。

参考文献

棟田博(1998)『桜とアザミ 板東俘虜収容所物語』光人社 NF 文庫

田村一朗(2010)『板東俘虜収容所の全貌 所長松江豊壽のめざしたもの』朔北社

瀬戸武彦(2006)『青島から来た兵士たち - 第一次大戦とドイツ兵俘虜の実像 - 』同学社ほか

所沢市所沢地区における第2層生活支援コーディネーターの活動評価

○岩垣穂大（日本女子大学・3147）

扇原 淳（早稲田大学・3148）

1 研究の目的

団塊の世代が75歳をむかえる2025年を目前に、介護保険制度だけに頼りすぎない地域を基盤としたささえあいの仕組み作りが急務とされている。介護予防のためには社会参加や日常生活において役割を持つことが重要であり、地域にはだれでもが気軽に集える居場所を増やしていくことが求められている。そこで本報告では、埼玉県所沢市所沢地区において生活支援コーディネーターが行った活動を振り返り、客観的な評価を行うことにより今後の活動の方向性について検討することを目的とした。

2 研究の方法

2019年3月から2020年2月までの1年間に所沢市所沢地区の生活支援コーディネーター（主担当1名、副担当4名）が作成した活動記録を分析の対象とした。厚生労働省（2015）が示している生活支援コーディネーターの6つの役割に従って活動記録を分類し、活動の評価を行った。

3 倫理的配慮

本研究は「日本地域福祉学会研究倫理規程」に基づき個人情報の保護と人権の尊重に配慮して行った。

4 結果・考察

第2層生活支援コーディネーターの活動記録について分析した結果、6つのカテゴリーと20のサブカテゴリー、45の活動に分類された。「①地域のニーズと資源の状況の見える化・問題提起」のカテゴリーでは、【地域の課題の見える化】、【個別の課題の見える化】の2つのサブカテゴリーに分類された。

「②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ」のカテゴリーでは、【地元企業との連携】、【医療介護・地域の連携】の2つのサブカテゴリーに分類された。「③関係者のネットワーク化」のカテゴリーからは、【ボランティアとのネットワーク】、【民生委員とのネットワーク】、【ケアマネジャーとのネットワーク】、【コミュニティソーシャルワーカーとのネットワーク】、【みまもり団体とのネットワーク】の5つのサブカテゴリーに分類された。「④目指す地域の姿・方針の共有・意識の統一」のカテゴリーからは、【第2層SC会議】、【認知症支援会議】、【ボランティアとの会議】の3つのサブカテゴリーに分類された。「⑤生活支援の担い手の養成やサービス開発」のカテゴリーでは、【担い手の養成】、【集いの場の立ち上げ】の2つのサブカテゴリーに分類された。「⑥ニーズとサービスのマッチング」のカテゴリーでは、【運動の集まり】、【文化活動の集まり】、【食事の集まり】、【高齢者向けサロン】、【子ども向けの集まり】、【認知症支援の集まり】の6つのサブカテゴリーに分類された。

厚生労働省が示す生活支援コーディネーターの6つの役割について、地区の特徴や課題を踏まえたうえで、地域住民と協力しながら活動を展開することができていた。一方、協議体の構成員や扱うテーマなどに一貫性がなく、その場の議論に終始していた。また、ボランティアとして集まりの場を運営する人材の育成はまだ十分でない。今後、ボランティアの始め方講座や、すでにボランティアを行っている人のフォローアップ研修を行い、集まりの場の運営を支援していくことが求められる。

「ほっとけないシート」の導入による住民と職員の意識の変容に関する考察

○岡野 有里 (東海村社会福祉協議会・3382)

大内 智弘 (東海村社会福祉協議会・2952)

澤井 正雄 (東海村社会福祉協議会・2380)

1. 研究目的

東海村では、村内にある6小学校区をエリアとする地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)を設立し13年が経過した。これまで、東海村社会福祉協議会(以下、「本会」という。)では地区社協のパートナーとして、地区ごとに担当職員を配置し、活動の支援をしている。

地区社協設立時には、福祉コミュニティの形成という目標を掲げ、生活課題の把握や課題解決機能などを持たせるため、見守りネットワーク事業やニーズ把握事業などを実施していたが、現在も継続して実施している地域は少ない。その反面、敬老会事業や世代間交流事業などのイベントなどはどの地区でも継続して実施しており、定着している。

そのため、平成30年4月より地域住民が気づきの視点をもって活動できるよう、地区社協担当職員による出前講座(寸劇)の実施や「ほっとけないシート」という情報収集シート(以下、「シート」という。)の普及を進めてきた。シートの導入によって、新規相談が増える等一定の効果がみられたが、その背景にはこのシートを介して住民と職員の双方に意識変容があるからではないかと捉えた。そこで、本研究ではシートの有用性、住民と社協職員(以下、職員とする。)の意識の変容について検証し、今後の展開方法について検討することを目的とする。

2. 研究の方法

シートの情報提供者の中から、地域住民、民生委員、自治会関係者などの各分野から5名、職員5名から協力を得て半構造的インタビュー調査を実施し分析した。聞き取り項目は、シート導入前後を比較するものとし、住民に対しては相談への①動機、②アクセスの2つに分類して行い、職員に対してはシート導入後の支援方法についてⅠ地域支援、Ⅱ相談支援の2つの部署に対して聞き取りを行った。

3. 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規程に基づき研究を実施した。調査協力者には口頭にて、研究目的や調査の趣旨、データの取り扱いについて説明をし、同意を得た上で調査を実施した。また、内容について個人が特定されないよう配慮している。

4. 結果・考察

以下、複数の回答の中から共通する部分を挙げる。

- ・住民①今までで気になる住民がおり、相談には至らなかったが、シートがあることで相談してみようと思った。
- ・住民②社協が相談窓口であることを認識し、職員が地域に出向くことで気軽に相談できるようになった。
- ・職員Ⅰ相談を受ける意識をより強く持つようになり、アウトリーチの機会が増えた。
- ・職員Ⅱ支援をする際、個別課題と地域資源を結びつけることをより意識するようになった。

このことから、シートが住民と職員の相談をする・受けるきっかけとなるツールになっていることが確認でき、シート導入は単なる相談件数の増加だけでなく、双方の意識変容にも一定の効果を果たしていることが分かった。

その意識変容の背景には、住民側の立場として、このツールの活用や地域支援職員によるアウトリーチの活性化により、相談を気軽に身近な存在に感じることで、地域の課題に目を向け、相談につなげるという変化があり、職員側の立場として、シートの周知や活用、部署間での情報共有を通し所属する部署に関係なく、個別支援と地域支援の結び付けをより意識するという変化があったのではないかと考えられる。

これらの考えは、シートを活用することで、コミュニティソーシャルワークの視点が住民と職員の相互に作用し、実践への一助となっていると捉えられる。

一方で、シートの周知や活用方法については課題もある。本研究では住民と職員の意識の変容について検証を行ったが、相談支援につながった要支援者の変容に対する検証に関しては未着手である。そのため、今後はより多くの住民がシートを活用できるよう周知するとともに、地域住民を含めた要支援者を取り巻く環境の変化に関する検証をしていくことが求められる。

地域福祉活動支援プログラムと地域福祉活動の関連性

- 大関 可奈子（宝塚市社会福祉協議会 入会申請中）
太田 昌憲（宝塚市社会福祉協議会 会員番号3346）
早瀬 瑛（宝塚市社会福祉協議会 会員番号3345）
山本 信也（宝塚市社会福祉協議会 会員番号1641）

1 研究の目的

宝塚の地域福祉活動を推進していくために、地域福祉活動支援プログラムを重層的に展開してきた。これらのプログラム実践の組み合わせが住民の主体的な福祉活動の展開に大きく作用しているという仮説に基づき、実態把握や分析、調査を行った。

2 研究の経過と方法

地域福祉活動を推進するために生活圏域を意識した以下4つの支援プログラムの取り組みや調査結果を可視化し、関連性を分析し、考察を行った。

- (1) 小学校区領域の地域福祉活動プログラム
- (2) 小学校区領域の課題解決の場づくりプログラム
- (3) 多様な主体による「居場所づくり」の支援プログラム
- (4) 自治会圏域の見守り活動の支援プログラム

3 倫理的配慮

本研究の目的と内容については、日本地域福祉学会研究倫理指針を厳守する。

4 結果と考察

本研究を通じて、地域福祉活動の形成プロセスが以下のように明らかとなった。

- (1) 地域基盤を定めて、地域福祉活動のプログラムを展開することが大前提であり、地域基盤を定めずにアプローチすることは困難である。
- (2) 地域福祉活動の展開においては、多様な主体による協議の場が必要であり、主体や協議の場の活性が活動の発展や開発に大きく作用する。
- (3) 居場所づくりなどの活動は、地縁組織だけでなく、ボランティアグループなど多様な主体により進めることで、見守りなどの活動が発展していく。

これらの取り組みを進めてきたが、地域の基盤が整備されていないエリアでは、地域福祉活動の展開が困難である。従来の地域福祉活動の推進プログラムだけでなく、地域に根差した住民や他の福祉専門職によるコミュニティワーク実践を試行的に取り組んで、重層的な地域福祉活動支援体制を構築していく必要がある。

<参考資料>

- 1) 市民がつくる地域福祉のすすめ方：CLC（2015年）

地域における若者就労支援の現状分析

—地域若者サポートステーション事業の事例から—

金本 佑太 (九州大学大学院・3419)

1 研究の目的

本研究では、地域若者サポートステーション（以下、サポステ）事業の支援者の活動に着目し、サポステが地域の関係機関とどのように連携体制を構築しているのかを分析する。サポステについては、これまで支援者と利用者との関係性に焦点を置いた先行研究や、政策的動向に関する先行研究が少しずつ蓄積されている。一方で、サポステが地域の関係機関とどのように連携体制を構築しているのかについては、十分に議論されてこなかった。よって本研究では、サポステと地域の関係機関との連携体制について、地域差に着目しながら、検討する。

2 研究の方法

本研究では、人口 100 万人を超える大規模商業地域を有する都市のサポステ X1 と、小規模地方都市と周辺地域から形成される地方のサポステ X2 の地域差に着目しながら、サポステが地域の関係機関との連携をどのように構築しているのかを分析する。データは、サポステ X1、X2 を運営する団体 X の代表 A 氏、サポステ X2 の総括コーディネーター B 氏を対象に実施した半構造化インタビュー調査により収集した。また、関係機関との連携については、困難を抱える若者をどのようにサポステへ受け入れるかという「入口」と、利用者の就労体験の場をどのように確保しているのかという「出口」を検討する。

3 倫理的配慮

本研究では、半構造化インタビュー調査により、データを収集した。データの収集は、調査対象者に研究の趣旨や目的を事前に説明し、同意を得たうえで実施している。また、データの正確性を担保するため、調査対象者の許可を得たうえで、会話の内容を録音し、逐語録を作成した。逐語録と報告の内容については事前に確認を受け、報告の許可を得ている。また、個人や団体が特定されることのないよう、十分に匿名化を図り、報告を行う。

4 結果・考察

「入口」については、サポステと連携するひきこもり支援機関の数が多く、都市のサポステ X1 が一見有利なように見える。しかし、サポステ X1 では、入口における主要な連携相手である学校の数が多く、有効な連携体制を構築しにくい。一方、地方のサポステ X2 の方が、地域において「顔の見える」関係が形成されており、サポステ X2 の方がより効果的な連携が行われていることが示唆された。

「出口」については、事業所の数が多い都市のほうが一見有利なように見える。しかし、サービス業の多い商業地域にあるサポステ X1 より、対人スキルの必要度が低い職場が豊富な地方のサポステ X2 のほうが、利用者の状況に適した作業の場を確保しやすい。そのため、サポステ X2 においてより連携がしやすいことになる。しかし、X では、地域で活動を展開するなかで培われた事業所との関係を活かし、サポステ X1 のある都市でも、利用者に寄り添うことのできる作業体験の場を確保していることがわかった。一方、地域との関係性が重要であるにもかかわらず、近年のサポステ事業の「就労に特化した」制度展開では、長期的な視点で地域と関係性を構築することが困難になりつつあると推測される。

ネットワーク構築のための地域活動支援実践

－ 実践に影響を及ぼす要因の検討 －

○増田 和高（武庫川女子大学・3134）、畑 亮輔（北星学園大学・3126）

1 研究目的

要支援者をはじめとする人々の在宅生活の基盤である地域において、孤独死、家庭内の虐待等の様々な問題が顕在化してきている。こうした状況を受け、地域で暮らす人々全員が同じ地域の一員として認め合い、地域社会の機能強化を図る地域のネットワーク構築に向けた取り組みが今日求められてきている。しかしながら、これまでコミュニティ・ワークやネットワーク構築実践について抽象度の高い理念的説明はなされてきたものの、未だ現場実践に関する共通の認識が持てておらず、明確なプロセスが意識化されるまで至っていない結果、その実践は模索段階にあることが指摘されている。

そこで本研究では、地域において喫緊の課題である地域社会の再構築、機能強化という点について、ネットワーク構築という視座から専門職がいかに取り組みでいくべきか、またその促進・阻害要因について実際の実践活動の取り組みから導き出すことを目的とした。

2 研究方法

本研究では、地域活動支援に取り組む専門職の一つである地域包括支援センター職員の実践に焦点を当てた。そこで、各都道府県のホームページに掲載されている地域包括支援センター一覧から、各都道府県の人口規模に合わせて層化無作為抽出法により合計 1,000 か所の地域包括支援センターを抽出し、自記式質問用紙を用いた郵送調査を行った。調査項目については、地域包括支援センター職員が取り組むべきネットワーク構築実践について仮想的に「地域アセスメント」、「地域活動プランニング」、「地域活動の実施」、「地域活動の評価」の4領域を設定し、各領域を代表すると考えられる質問項目について先行研究ならびに現場職員からの聞き取りをもとにアイテムプールを行い、計 37 項目からなる「ネットワーク構築のための地域活動支援実践」として質問項目を作成した。

3 倫理的配慮

アンケート用紙と共に調査に対する依頼書を同封し、調査の趣旨に同意が得られない場合は、回答を行う必要がないこと、調査協力を辞退した場合であっても不利益を被ることがない旨を説明した。調査・分析方法については桜美林大学倫理委員会に諮り、回答者への侵襲性の有無等について検討を行ったのち調査実施の承認を得た。また、得られたデータについてはプライバシー保護に関する十全の配慮のもとで管理を行い、他者が調査データにアクセスすることができないよう厳重に保管を行った。

4 結果・考察

主因子法斜交モデルによる因子分析を実施した結果、ネットワーク構築のための地域活動支援実践は、『地域の情報収集』、『地域課題の析出』、『地域活動プランニング』、『地域活動実施準備』、『地域活動の運営とモニタリング』の5因子で構成されており、5因子間の相関係数より、いずれの5因子間においても正の相関が見られた(0.54~0.81)。また影響を及ぼす要因を検討する目的として重回帰分析を行った結果、「実務経験年数」が全ての因子に対して関連しており、実務経験が長いほど実践を充実させることができていることが明らかとなった。

包括的な支援体制構築に向けた方法論研究

— 都城市社協現職員へのインタビュー調査から —

南 友二郎 (桃山学院大学・2954)

1 研究の目的

発表者は、包括的な支援体制の構築に向けたソーシャルワーク（以下、SW）の展開に関する研究を続けている。既に、地域福祉政策において先駆的な取組を展開しているとの評価を得ている、宮崎県都城市において、2つの調査を行った。

第一に、自治公民館で多大な役割を長年果たしてきた地域住民（1名）を対象とした調査を行った。結果、課題のアセスメント、関係者との連携、そして社会資源開発が地域住民によって、一定なされていたことを明らかにした。その上で、歴代の都城市社会福祉協議会（以下、都城市社協）職員を対象に第二の調査を行った。結果、地域住民との協働において、都城市社協元職員は、「気づく」「考える」「悩む」「動く」というSW実践プロセスを循環させながら、「小さなことの積み重ね」「小さな成果の見える化」そして「共有と評価」という協働のプロセスをも循環させていたことを明らかにした。

上記の結果を踏まえ、本研究では第三の調査として、現在の都城市社協現職員を対象とした調査研究を行い、第一、第二調査結果についての検証を行うとともに、包括的な支援体制構築に向けたソーシャルワーク実践のポイントと今後に向けた課題について考察したい。

2 研究の方法

本研究は、調査研究で行う。具体的には、2019年9月2日、都城市社協管理職4名に対する個別のインタビュー調査を実施した。調査時間は、それぞれ1時間～1時間半である。

3 倫理的配慮

本研究は、「日本地域福祉学会研究倫理指針」に則って行った。面接時に、研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを説明し、書面にて了承を得た。また、都城市社協等の公表についても同意を得ている。ただし、調査対象者は匿名化し、個人が特定されることのないよう、可能な限り配慮した。

4 結果・考察

調査で得られた質的データを分析した結果、まず【住民との協働に資する方法】は、自ら地域に足を運ぶことや出向くことなどであった。その上で、職員は住民とのやりとりができる場に参加をし、会話をし、考えを伝える、知らないことを聞く、時には怒られるなどを繰り返す中でより地域に入り込み、関係性を深めていた。次に【辛い時に助すけられたこと】は、多様な人びととのつながりや自分が楽しめる世界を持つこと、あるいは仕事上でとにかく目の前にいる課題を抱えた人への支援に集中することなどがあがった。【今後に向けた人材育成方法】として、組織として相談しやすい関係性が最も大きくそして鮮明にあがった。より具体的には、気づいたことを共有しあえる土壌づくりや、報連相を基盤とした重層的なスーパービジョンの習慣づけなどが、今後に向けた課題として出た。

地域を基盤としたソーシャルワーク実践において、まず、いかに常日頃からアウトリーチができるかが、地域とのつながり構築において改めて最も重要であった。そのうえで専門職がどのように住民とのやりとりを行いながら関係性を深め、地域生活課題を解決していくチームを形成できるのか、見立て方の重要性も浮かんできた。今後、現場若手職員への調査を行い、包括的な支援体制の構築に寄与したい。

*本研究は、JSPS 科研費 19K13999（研究課題名：包括的支援体制構築方法としてのソーシャルワークの展開方法・役割・機能、研究代表者：南友二郎）における研究の一部である。

地域包括ケアシステム構築における個別支援と地域支援をつなぐ事例分析に関する研究 — 支援良好事例分析からみる地域課題 —

氏名 高木 寛之 (山梨県立大学・2939)

1 研究の目的

本研究は、個別支援から地域支援への展開方法に基づき、個別ケースの検討から地域課題への変換と地域課題解決のための地域づくり・社会資源開発という展開過程を再考することを目的とする。

地域包括ケアシステム構築においては、個別支援と地域支援を一体的に進めていく取り組みが求められている。国が示すモデルなどでは、多職種の共同による事例や支援困難事例などの複合的多問題事例を分析する中で支援体制の脆弱さ、社会資源や人材の課題が浮き彫りになり地域課題が把握できるとされる。しかし、個別支援を中心に担う実践現場からは、個別課題を地域課題へと変換することの難しさ、課題解決のために地域に「無」いものを「有」るものとする社会資源開発への難しさが指摘されている。

一方で、地域支援における資源開発では、地域の「無」いもの探しやうまくいかなかったものからではなく、「有」るものやできるものを見つけ出すことから始まる展開過程が示されている。そこで、本研究では、個別事例の収集と分析を困難事例に限定するのではなく、支援の成功要因に目を向け、「有」を分析し、パターンや構造を明らかにするなかで地域づくり・社会資源開発の展開過程の検討を行う。

2 研究の方法

研究方法は、山梨県社会福祉士会に所属する地域包括支援センターの社会福祉士が関わった 10 の支援最終事例の分析である。分析方法は次の通りである。支援記録に基づき支援開始前と最終時のエコマップを作成する。エコマップから支援に活用した社会資源（点）を抽出する。点のサポート内容を確認し、クライアントがなぜつながったのか、地域包括支援センターはなぜその点を活用できたのかを確認する。すべての事例の点、線を分解した後、複数の社会資源と地域包括支援センターの関係を再構成し、現象のパターンから地域づくり・社会資源開発への示唆を得る。

3 倫理的配慮

日本社会福祉士会研究倫理規程に基づき、事例提供者である山梨県社会福祉士会地域包括委員会委員に、研究の目的、データ管理と破棄、公表時の匿名性等を説明した。そして、事例提供と分析の協力をもって、研究同意の意思確認を行った。提供いただいた事例は事例分析後に提出者に返却し、研究結果の公表について確認を行い、同意を得た。

4 結果・考察

事例から抽出された社会資源は、介護保険制度や本事例の支援対象者のために新たに開発されたものではなく、対象者が生活する地域に既存のものであった。つながりのタイプは、日常生活の延長線上、本人・家族の求めの結果、専門職の支援の結果の 3 つに整理された。日常生活の延長線上のつながりは、地域の困りごととしての発見・通報でもあり、地域からの排除にもなりうるネガティブなものも含まれていた。しかし、専門職の介入によって、ポジティブサポートに変化していくプロセスが発見された。また、支援終了後の感謝と継続的な情報提供によって、緩やかなつながりとして残り続け、他事例での活用も明らかになったことから、持続可能な社会資源として変化していったプロセスが顕在化した。

事例分析からは、社会資源の構造に変化を与え、支援へと巻き込み、成功体験の後にその良い因子を強化し、それらの水準を上げることで、継続的に活用できる社会資源へと変化を促す支援過程の在り方が示された。そして、「有」への着目と関わり過程分析から始める社会資源開発の有用性が確認された。

住民が地域課題について協議することの重要性とその効果についての一考察

三林 達哉（岸和田市社会福祉協議会・会員番号：3422）

1 研究の目的

岸和田市のA圏域には3つの地区福祉委員会（以下委員会と表記）が設置されており、主にサロン活動や見守り活動を行う小地域ネットワーク活動（以下小ネットと表記）を行ってきた。委員会発足当初より小ネット活動は活発に行われてきたが、地域課題について話し合う場、協議の場が委員会の中には位置づけられていなかった。そのことによりA圏域の委員会による福祉活動は、地域課題を意識して行っているものではなく、決められた小ネットのプログラムを行う形であった。

今回の研究では、地域課題について委員会メンバーが協議する場を設定することにより、委員会による福祉活動がどのように変わるのかを研究することを目的とする。

2 研究の方法

本研究では岸和田市第4次地域福祉活動推進計画（以下計画と表記）を活用し、協議の場を意図的に設けることとした。計画では、地域住民と福祉専門職との話し合いを通じて生活課題を明らかにする「住民懇談会継続プロジェクト」を重点項目に位置づけられている。

研究の対象はA圏域の3つの委員会とする。研究の期間は2019年4月から2020年2月末までとし、各委員会とも期間中に2回の住民懇談会を実施した。1回目の懇談会は社協が作成した地域診断シートを使って地域課題を明らかにした。2回目の懇談会は、第1回目で明らかになった地域課題を解決するために必要な活動について協議した。また、懇談会の参加者の意見を集めることを目的に、懇談会終了後にアンケートを実施した。

3 倫理的配慮

アンケートを取る際に個人情報特定されないことを説明し、同意を得た。また、個人を特定できる情報は匿名化した。

4 結果・考察

【結果】

第1回目の住民懇談会を通じて明らかになった地域課題は「地域内で災害への備えが少ない」「要介護者がごみ出しをできない」「将来買い物困難が生じる」の3つであった。特に災害への備えに関しては3つの委員会の共通事項であったため、2回目は「災害への備え」についてをテーマとし、開催した。その結果、ある委員会では、災害弱者を把握するために「避難行動要支援者支援制度」を活用すること、また避難行動要支援者支援制度に登録されている高齢者や障害者がどういった点で避難に支援を要するのかを事前に把握するために、自宅訪問することが決まった。

【考察】

本研究を通じ、委員会はA圏域の地域課題について協議し、地域課題を見つけることができた。またそれらの地域課題に対しての福祉活動も始まった。

これらの結果より、地域課題を発見、解決していくためには「協議する場」を設定し、話し合うことが重要であるということが考察できた。また「協議する場」を設定することは住民が必ず主体的に行う必要はなく、社協が仕掛けて行う方法でも有効的な結果が得られる場合があることが考察できた。

ファンドレイジング支援による地域活動の変化 ～地域福祉コーディネーターによる地域支援事例からの考察～

○ 一見俊介 （伊賀市社会福祉協議会・2309）

久津摩和弘 （日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMET・2452）

1. 研究の目的

伊賀市においては、人口減・税収減となっており、継続的に福祉への十分な予算が毎年確実につくとは言い難いのが現状である。一方で少子高齢化と共に地域課題は増加の一途をたどっている。地域の自治協議会等の地域団体が主体的に地域課題を解決していくことが求められるが、地域団体への公的財源の支援はより一層の悪化が予想されている。そのため、活動財源を自分たちで確保していくことが求められるものの、高齢者が中心の団体なども少なくなく、戦略的なファンドレイジングを行うことが困難なことが多いのも現状であり、社会福祉協議会（以下、「社協」という）の地域福祉コーディネーター（以下、「CSW」という）によるファンドレイジング（以下、「FR」という）の伴走支援が求められている。そこでCSWが地域団体にFR支援を行うことで地域活動がどう変わるのかを検証したい。

2. 研究の方法

伊賀市社協では、平成28年度からCSW向けFR研修を行い、平行して市内3団体に対して支援を行ってきた。その地域団体への支援を分析。検証を行う。

3. 倫理的配慮

本研究では、日本地域福祉学会研究倫理規程に則り、個人名を使用せず、個人が特定されることのないよう配慮している。

4. 結果・考察

FRというと資金集めというイメージが強いが、実際は違っている。FRを行うにあたり、最初に行うケースステートメント作成（潜在的支援者に対して説明するための材料の棚卸作業）は、団体のミッションや活動、財産、過去の歴史・実績等を整理していくことであるが、ボランティアや寄付者等の支援者に地域活動への参加を促す共感を得るアプローチを行うにあたり強力な武器となったほか、自団体の特徴や強みの再認識、ロイヤルティ強化を促すことにも効果が高いことがわかった。また、地域団体は書き損じはがきの回収等の物品寄付によるFRを実施したが、通常の寄付やボランティアなどよりも参加のハードルが低く、地域住民や企業などの協力者を増やしていくうえで非常に有効な手段となった。さらに、そこには限定されたメンバー主体の活動が多く、新たな主力メンバーの勧誘があまりなかった地域団体が「地域課題解決への参加へのお願い」等の啓発を行う活動が含まれており、幅広い世代や組織が主体的に地域活動に参加するきっかけづくりにもなっている。加えて、公的財源に頼っていた際には、助成金額の枠内で活動することに捉われていたものの、「何のための活動か」から整理して必要な活動のためのFRを考えることにしたことで、枠に捉われず、地域課題解決のための活動を行うことができるようになった。また、寄付金は使途の自由度・独立性が高いことから、自分たちが必要だと思う事業展開が何者にも縛られることなく、可能になっている。これら、一連の活動は地域福祉そのものと言え、FRは地域づくりやコミュニティワークのための有効な手法となっている。

**災害ボランティアセンターにおける
資金・ファンドレイジングマニュアルモデルに関する考察
—倉敷市災害ボランティアセンターの事例を踏まえて—**

○ 大西龍雄（倉敷市社会福祉協議会・3371） 一見俊介（伊賀市社会福祉協議会・2309）
久津摩和弘（日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET・2452）

1 研究の目的

倉敷市の社会福祉協議会（以下、「社協」という）では、平成30年7月豪雨災害において災害ボランティアセンター（以下、「災害ボラセン」という）を設置。発災後2ヶ月で約1億8千万円の経費が予想されたなか、公的財源や共同募金会の災害等準備金の事前の十分な保証がなく支出が始まり、不安の中で活動が続いた。通常では各年度の実施事業は、事前の予算組みが通常だが、同災害では発災後に検討が始まった。これは他地域の災害でも同様で、中には赤字の災害ボラセンもあると聞く。よって、本研究では、昨年発表した倉敷市災害ボラセンの資金・ファンドレイジング（以下、「FR」という）の課題等の分析結果を踏まえ、発災時の被災者支援を様々な制限を受けることなく、十分に行うことができるようにするための「資金とFRマニュアルモデル」の検証をしたい。

2 研究の方法

「①資金・FRの整理」「②グループインタビュー」「③分析」によって昨年発表した倉敷市災害ボラセン資金・FRの課題等を分析し、マニュアルモデルにまとめた。

3 倫理的配慮

本研究は、日本地域福祉学会研究倫理規定に則って行った。倉敷市災害ボラセン協力者（団体）及び寄付者のプライバシーに関すること、インタビュー対象を特定できるデータは公表しない。

4 結果・考察

昨年発表した倉敷市災害ボラセンの資金・FRに関する分析結果としては、まず、課題としては、①経費と出所の紐付けの未整備、②通常の災害ボラセン業務以外の被災者への生活支援等の経費想定未整備、③報道の多い時期に支援金FR広報が間に合わなかった、④写真・動画撮影等の記録に手が回らなかったことなどが挙げられた。また、良かった点として、①災害ボラセン経費における市との事前協定の存在、②支援金（約2,000万円）確保による不安緩和、③支援金確保による継続した被災者支援活動財源の確保、④海外からの支援の可能性の発見などがあった。そして、今後の主な対策として、①経費と出所の紐付けの明確化、②公的財源・災害等準備金のみで十分な保証がない場合の支援金FR実施、③FR担当設置と広報や写真・動画撮影等を含めた災害時業務設定、④ディザスター・リリーフ・ファンドなど常時設置型緊急支援募金の整備、⑤広報文章の事前作成や発災後すぐ始動するFR手法（クラウドファンディング等）導入等のFR事前準備などが挙げられた。これを踏まえ、「資金とFRマニュアルモデル」では、事前準備事項としては、①経費と出所の事前確認、②発災時必要な活動（被災者生活支援等を含む）と必要な資金を網羅した市との協定、③銀行口座開設や広報文章様式作成及び発災後すぐ立ち上がるFR手法等の支援金（緊急支援募金）FR事前準備、④活用できる助成金、⑤災害時の市民ファンドレイザー（育成を含む）や英訳等のボランティア登録などの項目があがった。なお、支援金FRでは、用途の特性によって変わる資金と手法の使い分け方も示した。次に発災後対応事項では、①経費と出所の発災後確認事項、②支援金FR及び広報、③FR担当設置の必要性和広報や写真・動画撮影等の災害時業務などについて示し、支援終了後対応事項としては、①ボランティアや寄付者等への感謝・報告、②支援者との継続的な関係構築の必要性などを掲載した。なお、本マニュアルでは、発災後設置型と常設型の災害ボラセンにおける資金・FRの違いについても触れている。

生活支援コーディネーターによる地域支援の困難とその解消要因の分析

菱沼幹男（日本社会事業大学・1333）

1 研究の目的

地域支援は人材を配置すればできるわけではなく、配置された人材が地域支援を行えるようにすることが重要である。では地域支援者は、どのようなことに戸惑いや不安を感じているのか。本研究ではその要因を把握し、さらにその解決にあたり、どのような経験や学びが有効であるかを明らかにして今後の人材養成の提言につなげていくことが目的である。

2 研究の方法

地域支援の人材として近年、全国的に配置されている生活支援コーディネーターを対象としてアンケート調査を行うこととした。対象地域は調査者がこれまで生活支援コーディネーター研修で関わりがあり、人口規模から多くの人員を配置している政令指定都市とし、また地域間比較を行うため2つの市を対象とした。両市とも地域包括支援センター職員が担っている。調査票の項目はそれぞれの市の生活支援コーディネーターによるグループワークでの意見をもとに「地域支援に携わる際の不安・戸惑い」20項目、「不安・戸惑いの解消につながった要因」20項目を設計し4件法での回答とした。調査日と回答者数についてA市は2018年7月30日、回答者44名、B市は2018年9月28日、回答者29名であった。

3 倫理的配慮

アンケート調査依頼文において、本調査で得られた情報は本研究のみに使用し、回答者が特定されないように取り扱うことを記載し、同意いただける方から回答を得た。

4 結果・考察

地域支援における不安・戸惑いとして強く感じられていた順から上位3項目を見ると、A市では「地域支援として何をすればよいか分からない」、「どこまで地域に関わればよいか分からない」、「地域に応じた支援方策が分からない」であり、B市では「どこまで地域に関わればよいか分からない」、「地域住民と協働するための関わり方が分からない」、「地域で暮らす住民の生活ニーズが分からない」であった。また、不安・戸惑いの解消につながった要因として強く感じられていた順から上位3項目を見ると、A市では「先輩(同僚)からの助言」、「他地域の地区担当者との関係形成」、「先輩(同僚職員)への相談」であり、B市では「民生委員との関係形成」、「他機関との事業の共同開催」、「他機関の地区担当者との関係形成」であった。

いずれも回答者の主観による結果であるが、地域支援の困難さとして両市ともどのように地域へ関わればよいか分からないということが強く感じられていた。また、ファシリテーションや説明についての困難さも見られた。困難さの解消では、地域住民との関係形成や先輩・同僚からのサポート、他機関との共同が重要であることが明らかとなった。

今回の調査結果から、今後、地域支援に携わる人材養成において、地域アセスメントから地域への関わり方を考えていく力を養っていくこと、すなわち地域支援計画の立案能力の訓練が重要である。また、多様な考え方をを持った住民等の話し合いを進めていくファシリテーションのスキルを高めていくことも必要であり、大学等の授業においても個別面接の場面だけでなく、住民との会議等のロールプレイ学習も重要であると考えられる。さらに社会福祉士実習や現任者研修においても、これらに関するプログラムの充実が求められる。

住民の主体的な取り組みの継続を支えるコミュニティソーシャルワーカーの役割

野村拓夢（大正大学大学院社会福祉学専攻・申請中）

1 研究の目的

「コミュニティソーシャルワーク」の実践に着目し、住民の主体的な取り組みの継続を支えるコミュニティソーシャルワーカーの役割について明らかにする。

2 研究の方法

文献調査では、地域福祉における住民の主体形成の方法についての文献調査を行い、文献調査をもとにプレインタビュー調査を実施し改善を図りインタビューガイドを作成し、半構造化によるインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の対象は、コミュニティソーシャルワーカー等として5年以上の地域福祉分野の実務経験を有している者を5名とした。

3 倫理的配慮

倫理的配慮として、本研究は、大正大学の「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」に研究計画を申請し、その承認を得た後に実施した。（大正大学倫理審査委員会承認番号 第19-研08号）具体的には、研究協力者へのインタビューの際には、インタビュー時間の設定や日程など業務に支障をきたさないように配慮した。また、個人情報の保護については、インタビューで収集したデータは、パスワード設定されたパソコンで分析等を行い、外部者の目にふれないように注意し、データは個人名、所属機関や地名のアルファベット化を行い、個人を特定できる情報は記載しないことに配慮した。

4 結果・考察

分析方法としては、インタビュー内容をICレコーダーに録音し、音声データを逐語記録として整理し、オープンコーディングを用いて行った。分析視点としては、住民の主体的な取り組みの継続を支えるコミュニティソーシャルワーカーの行動の視点から分析を行った。その質的分析の結果、最終的に7つの大カテゴリー、11つのカテゴリー、43つのサブカテゴリー、163つのコードが抽出された。以後、大カテゴリー名を表す場合は《 》、カテゴリー名を表す場合は【 】, サブカテゴリー名は〈 〉、コード名は[]である。コード名内のアルファベットは、インタビュー協力者を表している。

全体のストーリーラインとしては、以下のとおりである。コミュニティソーシャルワーカーは、住民の主体的な取り組みの継続を支援するために《アウトリーチによる寄り添い支援》では、【アウトリーチによる相談】や【いつでも、どんな相談も受ける】ことを行い、【実践者の喜怒哀楽】にも寄り添う支援を行っている。そして、住民の抱える悩みや不安に応じて支援を展開し、《取り組みに対する価値の承認》を行う。また、《情報の発信と提供》では、【専門職による情報提供】を行うだけではなく【実践者による情報発信】を支援している。そして、住民の抱える悩みや不安に応じて《実践者の強みを生かすコーディネート支援》を行い、既存の社会資源やプログラムで対応できない場合には、情報発信やコーディネートを行い《新たな社会資源、プログラムの開発》を行っていく。また、コミュニティソーシャルワーカーは住民の主体的な取り組みの継続を支援するために【意図的、計画的に学習会を企画】し、【地域課題の啓発と課題解決に向けた学習会】を行うなど《福祉意識の醸成とスキルアップ支援》を行う。また、その基盤となるものとして、コミュニティソーシャルワーカーは、《住民の流儀を尊重した事業計画の推進》を行う。

ソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の接続に関する研究

— 両者を兼任して担当する場合の特性に注目して —

山角 直史（社会福祉法人座間市社会福祉協議会・3424）

1 研究の目的

地域福祉を推進していくための専門職によるソーシャルワーク実践には、個別支援と地域支援の2つの側面がある(松端 2018:20)。この2つの側面については、1人の専門職が両方を担当している場合と、別々の専門職が分担している場合がある(松端 2018:24)。しかしこの業務分担の違いに着目して実践方法を提示している先行研究は少なく、コミュニティソーシャルワーカーなどの名称で両方を担当している専門職は手探りでその接続方法を模索しながら実践している状態である。

本研究では、ソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の接続について、1人の専門職が両者を兼任して担う場合の実践方法とその強みや課題を明らかにする。このことによって、ソーシャルワーカーが個別支援と地域支援の接続をより円滑に進めていくことに寄与することを目的とする。

2 研究の方法

本研究の対象は、個別支援と地域支援の両方を兼務して取り組んでいる社会福祉協議会の専門職である。ただし、必ずしもコミュニティソーシャルワーカーなどの名称の専門職に限らず、また基づく法制度についても制限せず、上記に該当する専門職であれば職名は問わないものとする。

上記の対象者8名に対して半構造化インタビューを実施し、得られたデータを質的に分析した。

3 倫理的配慮

インタビュー調査は、研究の目的や方法、インタビューを受けるに際しての権利等について対象者に事前に十分に説明を行い、書面での同意を得てから実施した。また対象者の許可を得て録音装置を使用した。対象者名やインタビュー中に現れる人物名・地名などは匿名化した。

本研究は相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会の審査を受けた。

4 結果・考察

本調査の結果、8のカテゴリーと22のコードが生成された。個別支援の対象となる人と出会い課題を把握するまでの流れである【個別相談】を経て、把握された課題を地域を巻き込みながら解決へとつなげる【課題の解決】の流れ、対象者のストレングスに着目した社会参加を試みる【強みを活かす】流れ、同様の課題を集めて地域課題として提言して解決へとつなげる【地域の課題を地域で解決】流れがある。この3つの流れの中では、様々な主体と協働した【多機関連携】に取り組むこと、その地域の住民の様子や社会資源などの【地域特性の把握】、【組織内の情報共有】が必要となる。また社会資源の周知や福祉意識の醸成をすることで【市民への啓発】を行い、個別の市民への還元を行っている。

この結果から、業務内容は個別支援と地域支援が混在しているが、その中で個別相談から地域につながるまでを一貫して行うことで、それぞれの強みを理解したコーディネートができていると考えられる。ただしその業務には、広範囲にわたる知識や地域への深い理解が必要であり、そのためには専門性と経験が必要だと考えられる。

参考文献

松端克文(2018)『地域の見方を変えると福祉実践が変わる:コミュニティ変革の処方箋』ミネルヴァ書房.

第2層生活支援コーディネーターの3自治体比較研究

○山崎竜弥（浅羽地域包括支援センター・3393）、平野隆之（日本福祉大学・320）

1 研究の目的

本研究は、生活支援コーディネーター（以下、生活支援C）のなかでも第2層の実践に着目する。全国的な取り組み状況や先行研究からは、第2層生活支援Cの推進方法や協議体の運営状況、理論的整理は十分なされていない。そこで本研究では第2層生活支援Cの受託機関が異なる3自治体における推進方法の特性を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

対象の自治体には、静岡県内のA市、B市、C市の3市を選択した。3市の第2層生活支援Cは以下のように配置されている。A市は社会福祉協議会（以下、社協）の非常勤職員という位置づけで支部社協から推薦された住民。B市は社協の地域福祉課の職員。C市は社協と行政・社協以外の法人が運営する地域包括支援センター（以下、地域包括）の職員。3市を選択したのは、A市とC市の配置体制である自治体が静岡県内で唯一この2自治体であり、B市は社協による地区社協活動の立ち上げ実績が豊富であったからである。なお、3市の特徴は以下のとおりである。A市の人口は約3.2万人で高齢化率は29.2%である。第2層圏域は市内の支部社協8支部であり、第2層生活支援Cは2016年11月から順次配置されている。B市の人口は約16.9万人で高齢化率は27.6%である。第2層圏域は市内の地区社協20地区であり、第2層生活支援Cの11名が20地区を分担している。C市の人口は約8.8万人で高齢化率は23.6%である。第2層圏域は市内の日常生活圏域4圏域であり第2層生活支援Cは2015年5月から各地域包括へ配置されている。調査はヒアリングを用い、3市の第2層生活支援Cに加え第1層生活支援C、行政担当者を対象とした。結果は3市それぞれに関して図1のような視点で比較し、分析した。

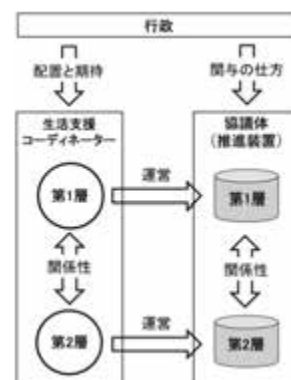


図1

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規定に則り実施した。

4 結果・考察

行政による生活支援Cの配置と特徴：A市は地域の拠点が8つの公民館と各支部社協であることを理由に配置した。B市は従来から地区社協へ積極的に関わっている市社協の活動と生活支援Cの役割が重なると考え配置した。C市は地域包括の業務に総合相談支援業務があるため、生活支援体制整備事業と関係性が深いと判断し配置した。**第1層生活支援Cと第2層生活支援Cの関係性**：第2層生活支援Cとしては、地域の声を大事にし、それぞれの地域活動のよいところが自分たちの地区に合った形で広がっていくと良いと考えている。**考察**：地域支援事業は行政が一方向でつくり上げていくものではなく、地域の関係者と話し合いながら試行錯誤を繰り返しながら作っていくものである。そのため行政は全体像を示しつつも、連絡会の開催や情報共有の場を設けるなど委託先に伴走し支える視点が重要だと考える。第2層生活支援Cとしては、行動を起こしながら随時修正していくという柔軟性と、第1層や行政へフィードバックの役割が求められるといえよう。

クライン派対象関係論を援用したCSWによる「社会的孤立」支援の可能性

—「妄想分裂ポジション」概念から「内的世界」をつかむ—

○加藤 昭宏 (愛知県立大学大学院・長久手市社会福祉協議会/3174)

1 研究の目的

本研究の目的は、近隣トラブルやひきこもりなど他者との「関係性」に課題のある「社会的孤立」事例に対しどのような支援が可能かを探ることである。この点について拙稿(2019)*では社会モデルを援用し次のことを示した。内的世界・外的世界の2つの「二次障害」により社会的孤立となる蓋然性が高く、二次障害は支援の重要な焦点の一つである。CSWによる個別支援・地域支援の統合的展開によって有効なアプローチにつながり「地域共生社会」の実現へと向かう。以上、「社会的孤立」支援における個別支援と地域支援の統合について論じたが、具体的なアプローチ「理論」については言及できていなかった。本研究では、とりわけ内的世界の二次障害(周囲の働きかけを被害的に解釈するなど対人関係の歪み)によって他者とつながることが難しく「社会的孤立」となっている対象者へのアプローチについて、「妄想分裂ポジション」概念を援用しその展開可能性を探っていきたい。

2 研究の方法

本研究では事例研究を行う。はじめに、クライン派対象関係論の諸概念について概観する。そして、「妄想分裂ポジション」概念を援用することでどのように対象者の内的世界を捉えられるかについて、関係性に課題を有する「社会的孤立」の一事例として《近隣トラブル事例》から実践的検討を行う。

3 倫理的配慮

「日本地域福祉学会研究倫理規定」に則り、個人及び団体が特定されないよう配慮している。

4 結果・考察

クラインは子どもの分析を通して内的世界(無意識的空想)を発見し、対象関係論の礎石を築いた。その治療論は、歪んだ「対象関係」(イメージ化された人・物との関係)を転移解釈によって修正することである。クラインは乳幼児の成長過程における不安の変遷、及びその心の状態の変化から「妄想分裂ポジション」と「抑うつポジション」という2つの心的態勢(ポジション)とその移行を描いた。そして人は、対人関係において常にこの2つの心的態勢のどちらかを採っているとされる。

事例《A氏がB氏に暴言を吐く等の問題行動》に対して、「妄想分裂ポジション」概念を援用すると次のように捉えることができる。元々A氏の“内部にあった攻撃性”は、心のメカニズム(原初的防衛機制)により自身から切り離される(分裂)。それはB氏に映し出され(投影)、A氏の内的世界ではB氏と同一とみなされる(投影性同一視)。その結果、B氏は「攻撃者」(迫害者)となり“B氏から攻撃されている”不安(迫害不安)として体験される。この過程を経てA氏の攻撃性が引き出され、B氏へ暴言を吐く等の行動が生じていると考えられる。加えて、暴言等によってB氏が否定的な反応を示すことでA氏の迫害不安がより高まり、関係が悪化するという「悪循環」も生じ得るだろう。

本事例では、対応を周囲の人々とともに検討した。そして“意図的に会話を増やし投影性同一視を防ぐことで「悪循環」を断ち切る”ことを企図し支援を展開した。このように「妄想分裂ポジション」概念を援用することによって、本人と「つながる」ことが困難な事例においても家族や地域住民など周囲が本人の内的世界をつかむことができるのではないだろうか。誰もが一度はこの心的態勢を経ており、またストレス・病気等によって同ポジションに戻り得ることからも、本概念は共感性が高いと考えられる。加えて、本概念の援用は、被害感や不安が強く他者・社会と「つながる」ことが難しいひきこもり等の事例に対しても、面接を通じた「解釈」による介入を可能ならしめると考えられる。

以上、「妄想分裂ポジション」概念を援用することによって、他者とつながることが難しく「社会的孤立」状態にある対象者理解において新たな視座が生まれ、支援も深化する可能性が示唆された。

*加藤昭宏(2019)「コミュニティソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の統合の可能性：二次障害による社会的孤立に対する社会モデルの援用」『日本の地域福祉』32:51-62.

A市の介護老人福祉施設における看取り介護の実態把握

○田上優佳（特別養護老人ホームいやさか苑・3067）

1 研究の目的

わが国では、2015年に特別養護老人ホームの入所条件を「要介護3以上」とした。この影響を受け入居者の年齢や要介護度が高くなり、終末期の居場所としての役割をも期待されている。しかし、そこで、介護老人福祉施設における看取り介護の実態を把握し、課題を整理する。

2 研究の方法

対象：A市内の介護老人福祉施設43か所の管理者

手順：対象者に調査分析の趣旨を記載した依頼文書および調査票をメール送信し、回答について2018年8月末及び2017年4月～2018年3月末現在の状況を調査した。

内容：(1)施設に関する基本情報 (2)入所者の実態 (3)看取り介護の実態と課題

3 倫理的配慮

調査結果は、匿名性を確保し、回答をいただいた時点で、本調査に同意いただいたものとする。回答後の撤回は施設が特定できないため困難となることなどを明記し行った。

4 結果・考察

i 結果 回収数は、33施設より回答が得られ、回答率は76.7%。

(1) 施設数と施設種別

施設種別	特養	小特養	養護	ケアハウス
施設数	23	6	3	1

(2) - 1 要介護度と1施設の平均人数

介護度	1	2	3	4	5
平均数	2.17	1.31	12	21.5	17.97

(2) - 2 認知症日常生活自立度と1施設の平均人数

自立度	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M
平均数	3.84	3.32	9.39	17.39	6.06	11.42	2.03

(2) - 3 年齢と1施設の平均人数

年齢(台)	40	50	60	70	80	90	100
平均数	0.03	0.25	1.75	9.69	25.28	20.34	1.71

(3) 看取り介護の実態と課題

死亡者数は、1施設平均13.68人、看取り介護者数は、8.22人。看取り介護の課題を次の8つに整理した。①職員の精神的負担②職員間の連携③職員の理解④看取り期の判断⑤家族の理解⑥医療介護の連携⑦施設の夜間体制⑧看取り介護技術である。

ii 考察

利用者は重度要介護者、後期高齢者が中心である。利用者の状態は、急変が想定でき、救急搬送についても対応に多くの課題ある。このようななか、施設での看取り介護は、次の3つ、①施設の体制、②家族の理解、③医療介護連携と課題が整理できた。家族の理解及び医療介護連携について検討する前に、まず、弱さが増す利用者のケアは、看取り介護の体制を想定した、新しいケアを模索する必要があるであろう。

福祉領域における民間非営利組織による地域資源の開発についての研究 ー 大都市における高齢者生活支援のニーズに関する実証的分析ー

蘇 暁娜（法政大学・入会申請中）

1 研究の目的

本研究は、大都市における高齢者生活支援ニーズに対して、柔軟に早期発見、早期対応ができる先進的な民間非営利組織に焦点を当てる。これらの組織における創設までの経緯、設立動機、民間非営利組織を選択した理由、資源開発に関する活動、資源化までのプロセスについて、地域資源を開発整備する視点と、潜在的な高齢者の生活支援ニーズを把握する洞察力に着目し、民間非営利組織による高齢者生活支援ニーズの開発プロセスを明らかにすることが目的である。

2 研究の方法

本研究は、修正版グラウンデッド・セオリー（M-GTA）を用いて分析を行った。高齢者生活支援ニーズへの認識から資源活動までのプロセスに関する先行研究が少ないため、インタビュー調査から得られたデータからサブカテゴリーを作成し、カテゴリー化することによって、組織設立に関する知識及び役職ら（理事長など役員）の実践活動とその活動となる認識をより具体的に示すことができると考え採用した。分析テーマは、「民間非営利組織による高齢者による高齢者の生活支援ニーズへの認識から資源化活動までのプロセス」とし、分析焦点は各先進組織の設立経緯を経験している役員とした。

3 倫理的配慮

事前に研究の目的とインタビュー項目を記した書面を添付ファイルとして送信し同意を得た。インタビューを開始する前に、研究の目的を十分に説明し、調査対象者及び調査組織に関するプライバシーの保護、研究への参加は任意であり、不参加や途中辞退は参加者の不利益を受けないこと、データの秘密保護、インタビュー録音の依頼を説明し同意を得た。半構造化面接からテキスト化したデータのうち、論文に使用する範囲については、学術誌投稿の際に使用するため、研究終了後も申請者のパスワードの設定された PC とパスワードが設定された USB にて保存管理する、五年経過後には、使用したデータをシュレッダーによって廃棄し、電子データを消去する。

4 結果・考察

福祉領域における民間非営利組織による地域資源の開発のプロセスとして、第一段階はニーズの気づきから資源開発の行動まで、第二段階は行動から資源の開発まで、第三段階は資源の試用から実践化までの三つの段階が見出された。第一段階は【活動・設立動機】と【業務としての資源開発】の二つのカテゴリーが導かれた。また【活動・設立動機】のカテゴリーは、《自己の体験や信念》《法人の理念》の二つのサブカテゴリーに分けられる。第二段階は、【仕組みの構築】というカテゴリーが導かれた、さらに《事業内容》《活動エリア》《人材》《財源》《役割》《他機関》六つのサブカテゴリーが見出された。第三段階は【展開プロセス】の一つのカテゴリーが導かれた。法人ごとに理念や歴史等が異なるため、【展開プロセス】を構成するサブカテゴリーも異なっている。共通するサブカテゴリーとしては、《ニーズの把握と精緻化》《ネットワークの拡大》《ニーズの事業化》という三つのサブカテゴリーが見出された。民間非営利組織としての弱点は、運営スキルが乏しく、人材、財源が安定的、継続的に備わっていないことが見出された。本研究から創設者の自己体験や信念は、組織に強く影響を与えることが明らかになった。今後創設者らの考えや思いに頼らなく、さらに社会的な承諾を得て、社会的にインパクトのある広範囲での発展が望めるような資源開発プロセスを分析し検討する必要がある。

Co-Production 概念からみる住民参加型ミニ・デイサービス

－ 利用者とボランティアの協働の視点から －

村上太一（大阪大学・3428）

1 研究の目的

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制（「地域包括ケアシステム」）の構築が推進されている。重視されるのは、住民主体の自助・互助による地域福祉である。2015 年の改正介護保険制度のもと新しい総合事業として、介護予防・日常生活支援総合事業で提供されるサービス類型では、地域住民ボランティア主体の支援が明示された。

高齢者介護の分野では、介護保険制度が開始される前から地域住民ボランティアによってデイサービスが提供されてきた歴史がある。大阪府は 1998 年から府内市町村に対し「街かどデイハウス支援自業補助金」を交付し、地域住民の主導による活動を支援してきた。本研究では、大阪府 T 市で 1990 年代半ばから地域住民ボランティアによって運営されているミニ・デイサービス A に着目し、介護保険制度外で行われる住民参加型ミニ・デイサービスの今日的意義や課題について検討する。ミニ・デイサービス A を研究対象とするのは、介護保険制度が成立する以前から活動が継続していることに加えて、2000 年の介護保険制度導入以降も、あえて制度外かつボランティアという形態で活動を続けることを選択しているという特徴を有するからである。

また、本研究では Pestoff(2018)などの議論を参考に、サービス提供において利用者参加を促進することがサービスの質を高めるという Co-Production の考え方にに基づき、利用者とボランティアの関係性に焦点をあてて、ミニ・デイサービス A で提供される活動とそこから生み出されるサービスを分析し、住民参加型サービスの今日的意義を検討する。

2 研究の方法

本研究は 2019 年 9 月から 2020 年にかけて実施した大阪府 T 市にあるミニ・デイサービス A における参与観察と聞き取り調査による質的データを用いた分析である。ミニ・デイサービス A は、1994 年より地域住民ボランティアによって運営されている。同調査では、支援者-被支援者に対して、ケアする-ケアされる経験や活動の意義をどのように捉えているのかなどについてたずねている。

3 倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会および日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、調査協力者のプライバシーに十分に配慮して実施した。

4 結果・考察

ケアにおいて、常に利用者側のニーズが先行しサービスが発生する特性上、支援者（専門職）-被支援者（利用者）間では情報の非対称性により対等の関係が持ちにくいことが指摘される。このことは、被支援者をサービス利用者という枠組みで理解することに押し留める。ケアされることでの自己否定感が生まれたり、自身がケアのニーズを自覚しながらも他者に支援を求めることを躊躇することもある。しかし、ミニ・デイサービス A ではほとんどのスタッフがボランティアである。利用者はケアの受け手としての経験や老いゆくなかで経験する苦しみをスタッフに打ち明けたり、かつて利用者側の立場にあった者がスタッフとして参加するようになるなど、従来のケア関係に囚われない流動性が見て取れた。これらは、スタッフと利用者の Co-Production がサービスの質に与える影響の一例として理解できる。

<参考文献>Pestoff, V.(2018) *Co-Production and Public Service Management: Citizenship, Governance and Public Service Management*. Routledge.

通所介護事業所利用者における社会参加活動に関する研究

－利用者の社会参加活動による変化に着目して－

○堀 善昭（武庫川女子大学・2357）

河本 歩美（高齢者福祉施設西院・入会申請中） 田端 重樹（高齢者福祉施設西院・入会申請中）

1 研究の目的

本研究の目的は、京都市内の社会福祉法人A通所介護事業所利用者の社会活動等への参加、とりわけ労働の意義を捉えることにある。同時に労働によって得られる利用者の意識変化をインタビュー調査から明らかにすることである。2018年7月に厚生労働省老健局は、介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施についての通知文書を出しており、事例を通してその有効性も述べている。介護サービス事業所が利用者の自立支援や生活の質の向上等を目的としたサービスの一環として、介護サービス事業所外において社会活動等の労働に取り組むことは、事業所にとっても自立支援となっていると考えられる。一方、利用者にとってはこの有効性は未だ検証されているものがなく、本研究において利用者の生活の質や意識の変化を捉える意義は大きい。

また利用者が、介護サービス事業所外において社会参加活動等を行う場合、地域への波及効果も期待できる。具体的には、利用者が地域内のあらゆる社会資源の中で労働を行うことで、利用者自身の役割意識の醸成を促すとともに、その地域においても地域住民同士の支え合いの力を得ることになる。

2 研究の方法

本研究では、京都市内のA通所介護事業所において2019年1月10日～2020年2月末日の約1年間に参与観察を行った。またA通所介護事業所利用者のうち、社会参加活動を行っている6名の利用者（80代男性2名・女性3名、70代男性1名）一人ずつに対して、約60分間の半構造化インタビューを実施した。と社会活動への参加に対するインタビュー調査を行った。本文…10.5pt MS 明朝

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規定に則り、調査を行った。倫理的配慮として、研究以外には使用しないことを依頼文書に明記しインタビューを行った。調査協力者に対して調査の趣旨を説明し、調査同意書に署名を求め同意を得た。同意を得た場合であってもいつでも撤回できることを説明した。また調査の実施にあたっては所属機関の研究倫理委員会にて承認を得た（申請番号：2015812）。

4 結果・考察

インタビューについては、オープンコーディングを行った。先行研究との比較検討を通して得られた結果に基づき、14のカテゴリー、23のサブカテゴリー、62のコードが抽出された。

カテゴリーの中で得られた代表的なものに「責任感」や「地域との関係性」がある。「責任感」では、通所介護事業所外での社会活動への参加において、サブカテゴリーである「役割意識」、「働く楽しさ」、「自己有用感」などから導き出された。また、「地域との関係性」は、地域住民とのかかわりの中で、「社会参加」や「地域の帰属意識」などのサブカテゴリーからいえた。今後は、地域住民や支援者である職員へのインタビューも行っていきたい。

参考文献：厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室振興課老人保健課（2018）『若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について』

被災者の「住」から生活再建を考える災害ソーシャルワーク

菊池 遼（日本福祉大学・3433）

1 研究の背景と目的

東日本大震災後に災害ソーシャルワークへの注目が集まり、これまでに理論化および体系化が試みられてきた。災害ソーシャルワークの支援対象は被災したすべての人々に向けられるものであるが、とりわけ発災直後期における障害者や福祉施設入居者などの災害時要援護者を中心とした支援や緊急救命について論じられることが多かった。

もちろん、災害時要援護者の支援や緊急救命は重要な関心ごとであるが、被災した市町村社会福祉協議会の職員や、地域支え合いセンターの生活支援相談員は、住宅の再建に関する困りごとを抱えている被災者と接する機会のほうが圧倒的に多い。近年の平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号災害の被災地においても、やはり被災者は住まいへの心配や相談の声が多く聞かれている。こういった事態を考慮しても、被災者の生活再建を支えるのに、ソーシャルワーカーも住まいの再建に関する知識を備えておく必要があるのではないだろうか。

被災者の生活再建において「居住の権利」の重要性を説いた早川和男の議論が災害ソーシャルワークの理論化および体系化にうまく接続されなかった印象も受ける。さらに、近年では弁護士などの専門職が災害ケースマネジメントを目指す進める動きが出ている。これらの理論や取り組みを踏まえつつ、被災者の「住」からの生活再建を考慮し、災害ソーシャルワークの枠組みを発展させることが本研究の目的である。

2 研究の方法

これまでの災害ソーシャルワークに関する先行研究において、どのように被災者の生活再建における「住」の支援が論じられてきたのかを整理する。ここに居住福祉の先行研究や災害ケースマネジメントの考えを取り入れながら、災害ソーシャルワークに「住」の生活再建を考慮する必要性を議論していく。

さらに、弁護士などの専門職と連携している宮城県サポートセンター支援事務所の取り組みについて、インタビュー調査から被災者の生活再建を支援する際に見つかった課題を明らかにする。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会および所属大学の日本福祉大学研究倫理指針に則る。

4 結果・考察

災害時に辛くも命が救われた人々にとって、被災後の生活再建を目指すにはやはり住環境の整備が重要な課題の一つである。近年では災害後に地域支え合いセンターが設立されるのが一般的であるが、そこで雇用されて最前線で被災者と接することになる生活支援相談員は、被災者から寄せられる住宅の再建の相談に対して、一定の知識を備えておくときめ細やかな支援ができるだろう。

また、在宅避難者（または在宅被災者）と呼ばれる存在が東日本大震災後にスポットが当てられるようになり、現場の生活支援相談員は被災者の具体個別のニーズに対応しなければならない状況にある。生活支援相談員が被災者の相談を受ける際に、法的な知識がなければ解決できない課題も少なくなかった。そこで宮城県サポートセンター支援事務所は弁護士などの専門職と連携して被災者の相談会を実施するようになったのである。もちろんソーシャルワーカーは住まいに関わる専門家ではないため、必要に応じてその他専門職と連携した支援メニューを考えることになる。

本研究ではひとまず被災者の「住」に焦点を当てたが、被災者の生活再建にはその他にも多くの課題を抱えている。今後、災害ソーシャルワークの枠組みはさらなる発展の可能性がある。

災害時ソーシャルワークにおける高齢者支援のためのアセスメントシートに関する研究 -被災高齢者の抱えた生活課題に焦点をあてて-

○平野 裕司（東北福祉大学大学院総合福祉学研究科・3084）

1 研究の目的

東日本大震災から9年が経過し、復興公営住宅や集団移転先での新たな生活が始まっている。とりわけ新たな収入の道がなく、新しい生活環境に適応する力が弱く、生活の復元力（レジリエンス）が脆弱な高齢者は今日においても多くの生活課題を抱えている。そうした問題を解決するためには、長いスパンでの生活支援のための災害時ソーシャルワークが重要となる。とりわけ、支援の根拠となるアセスメントにおいては、被災者の属性分類（図1）及びステージ（図2）に基づき、過去の経緯、現状の状況の把握のみならず、今後起こり得る生活課題等を予測する必要がある。しかし、支援者は目の前で起こっている生活課題にとらわれがちになり、長期的な支援でのアセスメントが難しい状況も明らかになっている（平野裕司 2019）。したがって、このアセスメントの視点と枠組みを明確化することは喫緊の課題である。よって、本研究では被災高齢者が抱えた生活課題に焦点を絞りアセスメントの視点と枠組みを明確化、災害時ソーシャルワークにおける高齢者支援のためのアセスメントシートを作成することを目的とする。

2 研究の方法

研究方法は①～⑤の通りである。①被災高齢者及び家族（18世帯19名）へのインタビュー調査から、ステージ毎の生活課題及び求められた支援、実際に行われた支援を明らかにする。②専門職（社会福祉士・地域福祉コーディネーター：8名）及び支援者（自治会長、民生委員児童委員等：4名）はステージ毎にどのような生活課題を把握し、どのような支援を行ってきたのかを明らかにする。③専門職（社会福祉士・地域福祉コーディネーター：8名）及び支援者（自治会長、民生委員児童委員等：4名）はどのような視点と枠組みでアセスメントを行っていたのか明らかにする。④上記①～③を踏まえ、災害時ソーシャルワークにおける高齢者支援のためのアセスメントシートを作成する。⑤作成したアセスメントシートについて、インタビューした支援者とグループディスカッションを行い、妥当性を評価する。

3 倫理的配慮

本研究は、「日本地域福祉学会研究倫理規程」に則って行った。なお、東北福祉大学大学院研究倫理審査委員会での承認を得た後に実施した。

4 結果・考察

被災者、支援者の語りから、①ステージの変遷に伴い被災者の生活の場も変化し、抱える生活課題も変容することから、ステージ毎にその人の生活上状況・課題をアセスメントする必要があり、重視しなければならぬアセスメントの視点も明らかになった（アセスメントシート表面右側・裏面左側上部）。とりわけ、生活状況が変化するとソーシャル・サポートネットワークの変容が有り、その場合、その人のソーシャル・サポートネットワークの変化を重点的にアセスメントする必要がある。さらには、生活環境が変化する毎に生活設計の見直しが必要となり、その場合、本人の意思決定能力、生活技術能力、家政管理能力や申し込み等に必要な書類の入手、管理、記入、提出の手続きの状況をアセスメントする必要がある。②本人の“こうしたい”という思い、願い、希望といったナラティブ、本人のストレングスとそれを引き出す視点（ライフヒストリ）をアセスメントする必要がある。（アセスメントシート表面左側下部・裏面左側下部）。③被災者個人だけではなく、家族のアセスメントが必要である。その際にそれぞれが被災者の属性分類のどの階層にいて、ソーシャル・サポートネットワークの状況がどのようになっているのか、住居や収入の状況等アセスメントする必要がある（アセスメントシート表面左側・裏面右側）。 ※本研究は公益財団法人 日本生命財団（2018年度）高齢社会若手実践的研究助成による研究の一部である。

令和元年台風 19 号災害で被災した長野市内の高齢者施設の業務継続

○中野 晋（徳島大学・2936），金井 純子（徳島大学・2935）

1 研究の目的

令和元年台風 19 号では関東から東北の広い範囲で浸水災害が発生した。厚生労働省がまとめた被害報告では 11 都県 41 カ所の高齢者関係施設が浸水し，入所者の避難が発生したとされている（令和元年 10 月 23 日時点）。長野市でも 16 施設で浸水被害が発生した。これらの施設は利用者の生活を維持するため，避難場所での介護も含め，早期の業務再開が必須となっている。高齢者施設の災害時業務継続戦略を検討するため，被災施設を対象にインタビュー調査を実施し，災害から業務再開までの過程等について情報収集・整理した。

2 研究の方法

2020 年 1 月 17・18 日に，長野市内の社会福祉法人を訪問し，特別養護老人ホーム，高齢者グループホーム等の高齢者施設での水害発生時の緊急対応と業務再開状況についてインタビュー調査を行った。さらに，施設提供の報告書等も参考にして，各施設の事前準備と業務継続の関係について考察した。

3 倫理的配慮

面談前にインタビュー内容を研究論文として公表することの了承を得た。また個々の施設名や個人名が特定されないようにアルファベット表記など，匿名性を確保する対応を行う。

4 結果

各施設の被害と避難後の対応等は次の通りである。

(1) 特別養護老人ホーム A（入所者 90 名，浸水深 2.4m，3 階建）

1 階の利用者を 12 日夕方に 2 階に避難させた後，13 日午前 3 階に避難，その後，14～22 日に 19 病院，37 施設に同一法人の施設利用者，入院患者を DMAT，自衛隊等の協力を得て搬送した。2 カ月後の 12 月 10 日に施設 2 階を使って入所者（62 名）を受け入れて，業務再開させた。

(2) 高齢者グループホーム B（入所者 18 名，浸水深 2.2m，平屋）

12 日夕方に法人内施設である A に隣接した C 病院 3 階に避難させた。その後は A と同様であるが，施設の再建方法が決定していないため，再開できていない。

(3) 高齢者グループホーム C（入所者 18 名，浸水深 0.3m，2 階建）

法人内の別施設に避難し，12 日～16 日まで避難生活を送った後，施設 C が復電したのを受けて，2 階を使って再開した。浸水直後から 1 階の復旧工事に入り，2020 年 3 月中に修復完了予定である。

(4) 特別養護老人ホーム D（入所者 74 名，浸水深 1.1m，平屋）

13 日 2 時前に隣接する建物 2 階に避難した。13 日午後からヘリ等で救出され，山際にある別法人の特養など 4 施設に分散避難した。約 1 カ月後の 11 月 17 日に関連法人のディサービスエリアを借りて入所者 56 名で業務再開させる。施設の再建方法はこの時点では決まっていなかった。

(5) 特別養護老人ホーム E（入所者 45 名，浸水深 0.6～0.7m，平屋）

ショートステイ利用者なども含めて 74 名が 12 日 20 時から 5 時間かけて約 600m 離れた障害者施設に避難した。2 日間避難生活を送った後，施設が復電したのを受けて，16 日午前中に帰所し，16 日午後から通常再開した。水が引いた 14 日と 15 日の 2 日間で環境整備を行っている。

参考資料：厚生労働省：令和元年台風第 19 号による被害状況等について（第 22 報），令和元年 10 月 23 日。

東日本大震災発災後における障害者への個別支援活動の概況

古山周太郎（早稲田大学人間科学学術院・3136）

1 研究の背景と目的

災害発生時において、地域で生活する障害者は健常者と比較して多くの困難を抱える。平時に利用していた福祉サービスが制限されることに加え、生活環境の変化によって障害や病状も悪化する可能性もある。また、各自が持つ障害特性、家屋や地域の被災程度、家族や親族の状況、普段からの備えの有無等によって個別に抱える課題も様々である。災害発生後に顕在化した障害者の多様なニーズへの支援や相談は、被災地では行政及び事業者もダメージを受けていることから、通常の枠組みでは不可能といえる。2011年の東日本大震災の発災後、全国から支援者が集まり被災各地に「被災地障害者センター」が立ちあがり、避難所や自宅避難世帯への訪問を通じて被災障害者のニーズを聞き取り、支援活動を行った。地道な活動で困難を抱える障害者を把握し、支援スタッフが限りある地域資源を柔軟に活用し、時には被災地外からのサポートによりニーズに対応したのである。そこで本報告では、「被災地障がい者センターみやぎ」で作成された個別カルテに着目し、障害者の災害ケースワークの確立に寄与することを目指し、障害者に対し実施された個別支援活動について全体的な傾向を把握することを目的とする。

2 研究の方法

2011年4月6日に宮城県仙台市に設置された「被災地障害者センターみやぎ」は、現地の受け入れ団体として自立生活センター「CIL たすけっと」が中心となり、主に関西地区からのボランティアや当事者と共に活動を実施した。支援開始から半年間経過した2011年10月までに、実際に支援した対象者は身体障害、知的・精神障害者などあわせて約300名である。センターでは、支援者の引き継ぎや情報共有を目的に個別カルテを作成し、障害特性や世帯構成といった基本情報と、支援内容や相談内容を詳細に記録している。今回は、実際に支援を実施した対象者に関する個別カルテを抽出し、主に障害種別と活動内容等を整理したうえで時期ごとの活動内容の推移や、障害種別による活動内容の違いを分析した。

3 倫理的配慮

本研究は早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」により実施を承認された。（承認番号 2019-364）大規模災害後の状況下、個別カルテの研究利用について対象者の同意は未取得だが、研究の社会的及び学術的意義を踏まえ、個人情報秘匿を徹底し結果を公表することとしている。

4 結果・考察

まず個別支援活動を行った対象者の障害種別をみると、肢体不自由者が一番多く、次いで視聴覚障害者であり、これら2つで約半数を占めていた。一方で知的障害、精神障害、自閉症へも支援を実施している。支援活動は大きく物資提供、人的支援、相談・情報提供の3つに分類すると半数近くは物資提供であり、次いで相談・情報提供となっていた。人的支援は他の2つと比較し少なかった。これはニーズがあるものの、対象者の把握と物資運搬や訪問相談に人手がかかり、人的資源が不足していたためと考えられる。支援内容と障害種別との関係でみると、身体障害者へは物資提供が主であったが、知的障害者や精神障害者に対しては、人的支援と相談・情報提供の占める割合のほうが高かった。また時期ごとにみると物的支援は発災後が一番多く3ヶ月後には急激に支援回数が少なくなったが、人的支援と相談・情報提供は発災2か月後がピークであり、その後も一定程度の件数があった。以上のように、災害後の障害者への個別支援活動は、発災後の時期によりその内容は変化し、また対象とする障害種別により活動内容は異なることが明らかとなった。

- 発表者は6月21日（日）9：30までにポスターを持参のうえ、会場の所定位置に掲示して下さい。
- ポスターの掲示範囲は縦180cm・横91cmです。
- ポスター提示の道具として会場に画鋏を準備いたしております。
- ポスター作成にあたっては、日本地域福祉学会の「研究倫理規程」を十分確認してください。

発表者	タイトル
岩満 賢次	災害時の住民の情報取得と避難行動 －2018年度の西日本豪雨災害の経験から－
嶋田 芳男	北海道黒松内町における先駆的地域福祉実践 －高齢者向け配食サービス事業に焦点を当て－
西尾 敦史	地域子育て支援拠点に見る正統的周辺参加 ～親子の参加のプロセスに見る親子の学習と成長の質と地域コミュニティ～
保科 寧子	児童養護施設の職員が児童や退所者の自立支援において感じる困難要因の相関からの考察
渡辺 央	静岡県における共生型サービスの実態と課題
金井 純子	西日本豪雨災害における福祉避難所に関するアンケート調査
岩本 裕子	子育て世帯における経済的困窮と社会的つながりとの関係 －「A市子どもの生活状況等に関する調査」をてがかりに－
和 秀俊	縄文から続く地域福祉の「きっかけ」としての鎮守の森の可能性

災害時の住民の情報取得と避難行動 —2018年度の西日本豪雨災害の経験から—

岩満 賢次 (岡山県立大学・2153)

1 研究の目的

本研究の目的は、2018年度の西日本豪雨災害において、住民がどのように情報取得を行い、どのように避難行動を行ったのかを検討するものである。

従来の災害対策は、主に震災を中心に検討され、2011年3月の東日本大震災により津波の対策も検討され始めた。しかしながら、ここ数年で頻発する豪雨災害はあまり念頭においておらず、予期せぬ災害であったことは間違いない。そのことから、本研究では、2018年7月に発生した西日本豪雨時にどのように住民が情報を取得し、どのように判断し、どのように行動したのかを分析している。

2 研究の方法

本研究では、第一に、岡山県の実施した「平成30年7月豪雨災害での対応行動に関するアンケート」(以下、岡山県調査)結果に基づき、豪雨災害時の情報取得に関する分析を行った。第二に、西日本豪雨災害時に岡山県にいた方々のヒアリング調査を実施した。具体的には、3つの調査を行った。①浸水被害のあったA自治体のB地区の自治会の集会でのヒアリング調査及び所管行政の担当者に対する調査を実施し、地域住民の情報取得と避難行動について分析を行った。②重度の身体障害者4名に対して、それぞれヒアリング調査を実施した。③被害の大きかったC自治体に所在する高齢者福祉施設の管理者(2か所)に対して、それぞれヒアリング調査を実施した。

3 倫理的配慮

岡山県立大学倫理委員会にて承認を得て上で、実施している。

4 結果・考察

岡山県調査の分析では、「大雨特別警報」を初めて聞いた日時について問うており、それを世帯類型別に比較したところ、要介護・介助者のいる世帯、高齢者世帯では、情報入手が遅い傾向があることを明らかとなった。

また、各ヒアリング調査では、次のことが明らかとなった。第一に、市町村は、住民に対して避難を誘導する情報発信を行っていたが、残念ながら、その行政からの情報発信は伝わっていない可能性が高い。第二に、情報取得の中心は、テレビ等の気象庁の発表(警報や河川水位情報)と、エリア防災メールなどの携帯電話を通じたものが主であったが、避難行動には繋がりにくい傾向があった。第三に、要支援者台帳はほぼ機能しなかった。第四に、要支援者の避難は、福祉事業所が関わっていた。しかし、その対応は事業所ごとに差があった。第四に、要介護者など移動に困難を有する人は、避難自体ができないこと、また福祉避難所には直接避難できない(一般の避難場所を経由する必要があること)実態があった。

このようなことから、結果として「避難しなかった人たち」、「避難できない人たち」(情報が入手できなかった人、入手できても身体的等理由により避難できない人など)の両者が存在したが、いずれにしても避難することを前提とした災害対策には限界があり、抜本的な災害対策の見直しが必要と考えられる。

本研究は、公益財団法人ウエスコ学術振興財団研究活動費助成事業受託研究「災害時における生活困窮者への情報提供と避難行動～2018年岡山県豪雨災害の経験から～」の成果の一部である。

北海道黒松内町における先駆的地域福祉実践

—高齢者向け配食サービス事業に焦点を当て—

嶋田芳男（東京家政学院大学・2351）

1. 研究目的

わが国でいち早く事業化した黒松内町における先駆的实践については、森らが簡略的に紹介し、また、社会福祉法人黒松内つくし園が活動事例として、その事業の一部を紹介しているものの、具体的取り組み内容や詳細な成立過程に関する言及はない。そこで本研究では、黒松内町による配食サービス事業に焦点を当て、その取り組み概要を提示したうえで、事業の成立過程（創設要因と実践方策）の観点から考察していく。

2. 研究方法

黒松内町による配食サービスに関する関係資料の収集と、半構造化面接法による関係者へのインタビューのために、2019（令和元年）年度中に2回、黒松内町を訪問した。研究対象期間は、1972（昭和47）年6月（配食サービスを創設するための準備段階）から、国によって制度化される以前の1973（昭和48）年3月までの間とした。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については、東京家政学院大学簡易倫理委員会の承認（31倫委第13号）を経ている。また、施設名及び個人名の掲載については、倫理的配慮に基づき、了解を得ていることを付記しておく。

4. 結果・考察

(1) 結果

配食サービスは、1972（昭和47）年10月から開始された。この事業は、独居高齢者などに対する栄養面の確保と栄養指導、人と接する機会の確保（見守りを含む）や社会参加への動機づけを目的とし、実施主体として黒松内町社会福祉協議会、緑ヶ丘老人ホーム、北海道共同募金会黒松内町分会、協力者として黒松内町民生児童委員、同婦人会、同青年団、同老人クラブが位置づけられ、同社会福祉協議会内に委員会を設置して運営にあっていた。また、配食サービス事業対象者は、65歳以上の独居高齢者またはこれに準ずる者で週1回・昼食を配食するものであったが、黒松内町は雪深い地域であったため、除雪の関係で緑ヶ丘老人ホームより半径4キロ以内（市街地）に限定し、配食していた（15名を対象に、当初2か月間は無料、それ以降は1食50円の自己負担）。配食サービスに対する利用者と地域社会の反応は、「食事や人との交流に対する肯定的意見」と、「配食回数や利用者負担金に関わる課題」が併存していたが、良好な実践結果であった。

(2) 考察

1) 創設要因

配食サービス事業が実施された直接の契機は、北海道共同募金会の共同募金25周年記念事業であろう。だが、他に同サービスの中心的役割を担った緑ヶ丘老人ホーム稗田元施設長の個人的要因と、厚生省（当時）森老人福祉専門官からの影響もあった。

2) 実践方策

①地域福祉実践を生み出す要素（条件）

永田¹⁾は、滋賀県の縁創造実践センターによる地域福祉実践の分析から、地域福祉実践を生み出す要素（条件）として、5つの要素（条件）を提示しているが、黒松内町における先駆的实践は永田が示した5つの要素（条件）を満たした実践であり、今日の地域福祉実践においても通用する方策で事業展開していたと類推された。

②展開手法

黒松内町による実践は、当時、ヨーロッパで相当広く普及していた給食サービスと同様の手法で展開されていた。また、黒松内町における実践では、国の施策に先んじて配食と見守り双方の機能を併せ持った効果的な手法で、配食サービス事業を展開していた。

（注）

谷口郁美、永田祐（2018）『越境する地域福祉実践—滋賀の縁創造実践センターの挑戦—』全国社会福祉協議会。

地域子育て支援拠点に見る正統的周辺参加 ～親子の参加のプロセスに見る親子の学習と成長の質と地域コミュニティ～

○西尾敦史（愛知東邦大学・1955） 渡邊英勝（静岡福祉大学・3169） 鈴木政史（静岡福祉大学・2060）

1 研究の目的

日本における少子化進展の一因として、家族の小規模化、地域社会のつながりの希薄化、子育てをしている親子の地域社会での孤立が指摘されている。そのような中、政府の少子化対策・子育て支援の政策の一つとして、「子育て広場」が「地域子育て支援拠点」として制度化され、全国に約 8 千か所が活動を展開している。本研究の目的は、親子の子育て支援拠点への参加が、親子の孤立に対してどのような機能を持ち、役割を果たしているか、「正統的周辺参加」の視点から、親子の学習と成長の質を明らかにすることであり、あわせて拠点と地域コミュニティとの相互関係についても問題意識としている。

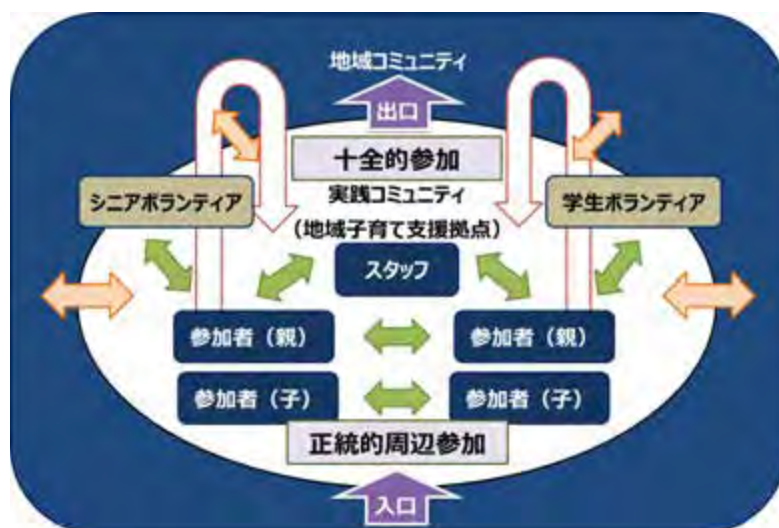
2 研究の方法

研究の分析枠組みとして、状況的学習理論である「正統的周辺参加」(LPP)を用いる。

正統的周辺参加 (Legitimate Peripheral Participation) とは、「社会的な実践共同体への参加の度合いを増すこと」が学習であると捉える考え方で、レイヴとウェンガーによる「状況に埋め込まれた学習」(1991)の中で提起された、徒弟制を観察した研究に基づく学習理論である。最初は下っ端の仕事しながら、より熟達している人がこなしているより重要な仕事を見よう見真似で覚えていく。徐々に「周辺の」な位置から「中心的」な役割を果たすようになっていく姿を「学習」と捉え、下っ端（周辺の）であってもその共同体の「正規メンバー (=正統的)」であり、周辺部分から徐々に参加度を増していく（十全的参加）、という意味で「正統的周辺参加」論と名づけられた。

本研究の方法は、LPP の視点で、地域子育て支援拠点を「実践コミュニティ」ととらえ、その中で親子の参加のプロセス（親同士の、親とスタッフとの、ボランティアとのコミュニケーション、社会的交流の質とその変容など）を観察することである。

取り上げる素材（データ）は、子育て広場全国協議会が 2010 年にまとめた利用者（親）から集めた地域子育て支援拠点でのエピソードの物語（育ちの詩）作品集である。



3 倫理的配慮

研究に際しては、研究対象とした個人の特定ができないようにプライバシーの保護を徹底した。

4 結果・考察

実践コミュニティとしての地域子育て支援拠点における親子の参加・相互コミュニケーションを 8 つのフェイズで観察・分析した結果、親がお互いから学び合い、スタッフや専門家、地域ボランティアと交流する中でその振る舞いや実践を見ることで自分の悩みを理解し、解決に向けて動き出す相互作用のプロセスが多様に観察され、これらの相互作用の結果として、ある親は後に地域子育て支援センターのフルタイムのスタッフになっている。こうした正統的周辺参加は地域子育て支援拠点の有効な機能であり、地域コミュニティとの開かれた双方向関係によってさらに促進されることを明らかにした。

児童養護施設の職員が児童や退所者の自立支援において 感じる困難要因の相関からの考察

氏名 保科寧子 (埼玉県立大学・2113)

1 研究の目的

厚生労働省の社会的養育ビジョン（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」2018年）では自立支援が改革のポイントとして示され、進学費用や就業支援費の増額や措置期間の延長などの取り組みが進んでいる。しかし自立支援の中でも退所後のケアを担う児童養護施設の職員の抱える困難さの分析はまだ十分とは言い難い。そこで職員の感じる複数の支援の困難要因の相関から現場の支援を考えたい。

2 研究の方法

2018年11月にNPO法人ブリッジフォースマイルが全国620か所の児童養護施設職員を対象に実施した自記式アンケート調査のデータの提供を受け、統計的手法により分析を行った。施設からの回答数は180件あり、アンケート回収率は29.03%であった。この調査の「今後、児童、退所者に自立支援、退所後支援を行っていく上でどのようなことがボトルネック（進められない要因、難しさ、障がい）になると思いますか？（あてはまる～あてはまらない4件法にて回答）」という設問に着目し、回答用紙に提示された13項目のボトルネック要因相互の相関係数（ケンドールの順位相関係数）を算出し、要因同士の関連から支援の現状や今後の在り方について考察した。

3 倫理的配慮

本研究は、埼玉県立大学における研究倫理審査（人部門）の承認を受け実施している（承認番号30086）。なお外部団体が実施した調査データを個人情報確認できない形で提供を受け実施している。

4 結果・考察

分析の結果、次の要因間に相関がみられた。「児童、退所者の自立に向けた意欲と関心を高めることが困難」と「児童、退所者の自立に向けた知識、スキルを高めることが困難」への回答には正の相関がみられた（ $r=.609, p<.001$ ）。また、「行政の取り組み体制、予算が不十分である」と「施設全体の取り組み体制、予算が不十分である」との回答にも正の相関がみられた（ $r=.530, p<.001$ ）。

これらの結果からまず1点目の実態として自立の時期になっても自立への意欲を持つことができず、必要な知識や技術を習得できていない児童や退所者の状況が回答の相関として示された。退所予定の児童への効果的な関わり方について検討していく必要があるだろう。

2点目に行政や施設の取り組み体制や予算にも課題が示されている。行政の体制・予算と施設のそれが不足であるという回答には相関がみられた。回答した職員においては行政方針や体制と施設のそれは関連性があると捉えられており、行政組織が取り組み体制を見直すことで、各施設の職員の感じている自立支援の困難さも軽減される可能性がある。今後、インタビュー調査などにより職員の感じている困難さを具体的に明らかにし、地域からの支援も視野に入れつつ支援方針を考えることが必要だろう。

最後に貴重なデータをご提供くださったNPO法人ブリッジフォースマイル代表林恵子様をはじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げます。NPO法人ブリッジフォースマイル公式サイト <https://www.b4s.jp/>

静岡県における共生型サービスの実態と課題

—障がい者支援の困難さに焦点をあてて—

○木下 寿恵(静岡福祉大学・会員番号 3278)、渡辺 央(静岡福祉大学・会員番号 2817)

1 研究の目的

共生型サービスが開始され1年後の2019年3月現在において、静岡県における共生型サービス事業所は4カ所であった。それからさらに1年が経過した2020年1月現在、静岡県における共生型サービス事業所は17カ所となった。この間に急速に増加した背景には、どのような理由・要因があるのか、それぞれの事業所における利用実態はどのようなのか、静岡県における現状について把握することにより、共生型サービスの実態と課題について明らかにする。

2 研究の方法

2019年11月現在、静岡県内で共生型サービスの申請をしている17事業所の管理者・施設長に対して自記式質問紙調査を実施した。調査期間は2020年2月6日～2月17日とし、10カ所から回答があった。質問項目は「提供しているサービス種別と定員」「介護に従事している職種と職員数」「取得している共生型サービス加算」「申請日」「申請した理由」「サービス利用実態の有無」「最近1年間における利用実態」「利用実態のない場合の理由」「65歳以前から利用している人の有無と65歳以前に利用していたサービス種別」「排泄や入浴介助における『同性介助』の実施の有無」「『同性介助』を行っていない場合の理由」「介護保険サービスから転換した場合の『障がい者支援に関する研修』／障害福祉サービスから転換した場合の『高齢者支援に関する研修』の実施の有無」の12項目である。

3 倫理的配慮

本研究は「日本地域福祉学会研究倫理規定」の内容を遵守して実施した。調査票と共に調査に対する依頼書を同封して調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、調査結果を公表する際には、個人及び事業所が特定できないよう加工することを文書で説明し、調査票の返送をもって同意を得られたものとした。

4 結果・考察

回答があった10カ所のうち、利用実態のない事業所は1カ所のみであった。利用実態のない事業所は利用希望者のニーズに環境的条件が伴わないためであり、サービス提供を見据えたうえで申請していることが分かった。共生型サービスを申請した時期は、2018年度が3カ所、2019年度が7カ所であった。2019年度に申請した事業所の申請理由から、2019年度に急激に増えた理由は分からなかった。

65歳以前から利用している人がいる事業所は3カ所あり、高齢障害者の介護保険への円滑な移行を考えて取り組んでいることが分かった。65歳以前から利用者している人がいない7事業所は、脳性麻痺や障がいに関する疾患、障がい者支援についての研修を職員に対して行っており、障がい者支援を行ったことのない事業所においてはこれまでの知識・技術に加えて、障がいや支援方法に関する研修の必要性を感じていることが明らかとなった。同性介助を実施していない事業所は3カ所であったが、職員が配置できないことと希望する利用者がないためであった。介護に従事している職員は介護職員・看護職員・生活相談員・管理者などがいるが、女性職員が多く男性職員が少ないため、利用者の希望に添って同性介助を実施したいと考えていても必ずしも対応できない実態も明らかとなった。

今回、回答のあった事業所においては、研修を実施し障がい者理解を深め、現状で可能な支援を最大限行っていることが分かった。しかし、個々の事業所が提供したいと考えている支援があっても、障がい者支援における原則である同性介助を継続的に実施していくことの限界が垣間見られた。

西日本豪雨災害における福祉避難所に関するアンケート調査

○金井 純子（徳島大学・2935）、中野 晋（徳島大学・2936）

1 研究の目的

2018年に発生した西日本豪雨災害では、福祉避難所が一定の役割を果たしたものの、周知不足、対象外施設への避難、市外への越境避難など想定外の事態も発生した。本研究では、西日本豪雨災害における福祉避難所の課題を明らかにするため、特に浸水被害が深刻であった岡山県倉敷市の福祉避難所を対象に、災害発生前の準備状況、運営状況、発生した問題などについてアンケート調査を実施した。

2 研究の方法

倉敷市指定の福祉避難所34施設に調査票を郵送した。2019年8月末から9月27日までに12施設から回答を得た。

3 倫理的配慮：施設名が特定されないように回答用紙は無記名とし、データは統計的に処理した。

4 結果

①西日本豪雨災害発生前の準備状況：福祉避難所運営マニュアルを作成していたところは7施設あったが、マニュアル作成と訓練の両方を実施していたところは僅か2施設のみであった。事業継続計画（BCP）を策定していた施設も少なかった。

②福祉避難所の運営状況：「開設した」が7施設、「開設しなかった」が5施設であった。開設は市役所からの要請によるものが多いが、僅かながら自主的判断で開設した施設もあった。福祉避難所の避難者は、介護を必要としない要支援1～2程度の人の割合が多かった一方で、精神障害者や知的障害者が高齢者施設に避難したケースもあり、介護職員が専門性の異なる対応に苦慮したのではないかと推察する。また、福祉避難所の対象となる要配慮者だけでなく、被災した施設の入居者も受け入れていることが分かった。中には、要配慮者11名、被災施設の入居者36名を受け入れた施設もあり、大変な負担が生じたと考えられる。福祉避難所の開設期間は、数日の施設もあれば、3ヶ月以上に亘って運営した施設もあり、受入れ人数が多いと期間が長くなる傾向が見られた。

③福祉避難所で問題になった点：「避難者用のベッドや布団などの寝具が不足した」が最も多く、次に「業務量の増加による職員の心身の負担」「被災した職員の欠勤による人手不足」「避難者の次の行き先がなかなか決まらなかった」「市役所との連絡調整・情報共有」がやや多かった。また、既存の利用者に対するサービスへの影響については、「支障があった」が1施設、「やや支障があった」が3施設、「全く支障がなかった」が3施設であった。

5 考察

倉敷市は、西日本豪雨災害が発生する前に、指定施設と福祉避難所に関する協定を締結していたが、施設側では準備途中で災害が発生し、急遽、市の要請に従って対応した施設が多かったと思われる。最も注目すべきは、福祉避難所に指定されている高齢者施設や障害者施設は、慢性的な人手不足にもかかわらず、「既存の利用者に対するサービス」に加えて、「福祉避難所として地域の要配慮者を受け入れる役割」、「被災施設の入居者の介護を肩代わりする役割」という3つの役割を担っている点である。許容範囲を超えれば既存の利用者に対するサービスに支障をきたし健康被害を生む危険があり、早期の対策が必要である。福祉避難所の機能強化策として、施設側は、福祉避難所に関するマニュアル整備とBCP策定、訓練の実施、行政側は、指定数の増加、物品購入費補助、施設の強みを活かした役割分担、高齢・障害分野の関係機関の連携促進、施設任せにしない姿勢、が課題である。

謝辞：調査協力者に心より感謝いたします。本調査はユニバーサル財団の助成を受けて行いました。

子育て世帯における経済的困窮と社会的つながりとの関係

－ 「A市子どもの生活状況等に関する調査」をてがかりに－

○岩本裕子（関西国際大学 2541）・尾崎慶太（関西国際大学 3143）
山本秀樹（関西国際大学 938）・道中 隆（関西国際大学 申請中）

1 研究の目的

わが国は、社会的、経済的、教育的、健康的などさまざまな側面から格差が進行している。とりわけ深刻となっているのは「子どもの貧困」である。所得の多寡は家庭の養育力と結びついており、経済的困窮に直面している家庭の子どもは、本来持っている学びや勤労に対する意欲が醸成されず、学力の未定着や社会への不適応等が誘発される可能性が高い。これらの実態を明らかにしようと、さまざまな自治体で子どもの実態把握が進んでいる。子どもの健全な育成のためにも、子育て世帯の実態を把握し、経済的困窮とその他の要因との関連性を明らかにするためのさらなる調査の蓄積が肝要である。

本報告では、子どもの貧困を親の貧困と分断することなく捉えるために、経済的困窮によって家庭の養育力や地域とのつながりがどのような実態になっているのかを確認し、若干の考察を行う。

2 研究の方法

(1) 調査対象者

本報告で用いるデータは、A市の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的として、同市と報告者らとの共同で実施した「A市子どもの生活状況等に関する調査」である。同調査は、A市における0歳から18歳までの子どもとその保護者から無作為に3,300件数を抽出した。回収率は41.1%であった（1,356人/3,300人）。

(2) 分析方法

「A市子どもの生活状況等に関する調査」の担当課と協議し、A市の貧困線を年収300万円として設定し、貧困世帯・非貧困世帯を位置づけたうえで、各調査項目とのクロス集計を行った。本報告では、両群の異同について確認した。

3 倫理的配慮

調査実施に際して、調査の趣旨、プライバシー保護、調査の拒否・撤回により不利益がないこと、得られたデータの学術的活用を紙面で説明し、回答をもって同意を得たものとした。調査実施前に、報告者らが所属する教育機関の倫理委員会による承認を得た（受付番号第R1-14-1号）。

4 結果・考察

調査の結果、貧困世帯はひとり親家庭が多い傾向にあった。就労状況については2群に差がみられなかったものの、雇用形態に違いがみられた。また日常的な暮らしにゆとりを感じていないことも確認された。周囲とのつながりについて、子育てに関する相談相手の有無では、貧困世帯は非貧困世帯よりも相談相手があると回答した割合が低い傾向にあった。また、地域行事や学校行事への参加状況でも、貧困世帯の方が「よく参加している」と回答した割合が低いことが確認された。

社会的つながりの有無は、良好な親子関係にも影響を与えられと考えられる。子育てをする親自身の経済的、健康的側面のみならず、ソーシャル・サポート・ネットワークを再構築する方策の検討が望まれる。

縄文から続く地域福祉の「きっかけ」としての鎮守の森の可能性 —多様性を認め合う共同体をめざして—

和 秀俊（田園調布学園大学・2872）

1 研究の目的

従来の日本の地域福祉の源流を探る研究では、欧米の近代化の理論に基づく市民によるコミュニティ形成を目的とする実践や方法を扱うことが多いため、日本独自の文化や生活を形成する日本人の根源的な意識や営みに焦点を当て、日本人が本来持つ「日本的なもの」から始まる地域福祉の源流を検討する必要がある。岡本太郎は縄文土器から縄文人が厳しくも神聖な自然との矛盾に向き合い、そこから生み出される現実的に自然と共生する精神性と営みが日本人の根源的な「日本的なもの」であることを発見した。この縄文人の世界観や意識は、日本人は自然と共にある風景に安心し、自然と共生することによって自然のままに生きる自己を確立しながら、折り合いをつけ多様性を認め合うという精神が脈々と続いており、これこそが日本人の根源的な意識である「日本的なもの」であり、日本の地域福祉の源流であると思われる。そこで、日本の地域福祉は、自然と共にある風景の空間をデザインし、縄文から息づき多くの日本人が持つ根源的な「日本的なもの」の衝動を生かして、地域住民が自然に地域の矛盾と向き合い折り合いをつけ、多様性を認め合う共同体を構築していく実践と方法が必要である。

そこで本研究では、日本独自の文化である縄文時代の精神性や営みが我われ日本人の意識や地域社会に今なお色濃く残る鎮守の森（＝神社）が、多様性を認め合う共同体を構築する地域福祉の「きっかけ」としての可能性を検討する。

2 研究の方法

主に考古学や歴史学、宗教学の先行研究を検討し、これらの先行研究に掲載された地域のフィールドワークを行う。これらの結果を用いて、鎮守の森が多様性を認め合う共同体を構築する地域福祉の「きっかけ」としての可能性を検討する。

3 倫理的配慮

日本地域福祉学会研究倫理規程に則り、文献研究とフィールドワークを行った。

4 結果・考察

神社を囲む森林は鎮守の森とも言われ、神道の源流である古神道では、縄文人から脈々と引き継がれている神籬・磐座信仰があり、森林や森林に覆われた土地、山・巨石や海や河川など自然そのものが信仰の対象になっているため、神社境内では御神体として霊石や神木を崇められている例も多い。神社は、このような常世と現世の端境と考えられた神籬や磐座のある場所に建立された。奈良県の三輪山を信仰する大神神社のように、山そのものが御神体とされる神社は各地に見られる。また森林やその丘を御神体として、本殿や拝殿さえ存在しない神社もある。このように、鎮守の森は、縄文時代から続く自然信仰を現代にも伝える役割を担っていると言えよう。したがって、日本独自の文化である縄文時代の精神的な世界観は、神社や鎮守の森を通して現代の日本人も共有することができる可能性がある。そこで、我われ現代人は神社、鎮守の森に行く、またその周辺の地域で生活することによって、縄文人の自然と共生するために折り合いをつけ多様性を認め合う自然信仰を感じるができると思われる。

日本地域福祉学会第34回大会（兵庫・西宮大会）

開催要項

大会テーマ

住民主体の理論と実践に立ち返る

—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る—

大会趣旨

今日、政策的には「地域包括ケアシステム」や「地域共生社会」が目指すべき社会像として掲げられ、2017年に改正された社会福祉法において、地域生活課題に対応するための包括的な支援体制づくり、地域福祉推進における行政の責務の明確化、地域福祉計画の努力義務化および分野別計画に対する上位計画化などに関する規定がなされた。

こうした動向は、日常生活圏域における地域住民主体の地域づくり、関係者のネットワーク化を通じた生活・福祉課題の解決などをめざすという点で、地域福祉の政策化といえる。しかしその推進方法を誤ると、「住民の資源化」や「トップダウンによる地域づくり」「公的責任の後退」など、これまで蓄積された地域福祉の基盤を揺るがしかねない危険性をはらんでいる。

兵庫県では、小地域福祉推進組織を基盤とした住民主体の小地域福祉活動が多様に展開され、阪神・淡路大震災の「ボランティア元年」を経て、NPO等と協働した新たな取り組みも広がっている。

本大会では、「住民主体の理論と実践に立ち返る—地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る—」をテーマに、住民や社会福祉協議会、生活協同組合・NPOなどさまざまな団体による多様な地域福祉の実践、行政による自治的な政策に学びつつ、地域福祉が政策課題になっている状況をふまえた地域福祉推進における不可避性と可能性について考えたい。

期日： 2020（令和2）年6月20日（土）～21日（日）

会場： 6月20日 武庫川女子大学 公江記念講堂

6月21日 同 日下記念マルチメディア館ほか

6月19日 エクスカーション・プログラム *4 コース

主催：日本地域福祉学会、日本地域福祉学会第34回大会実行委員会

後援（予定） 兵庫県、西宮市、尼崎市、兵庫県社会福祉協議会、西宮市社会福祉協議会、尼崎市社会福祉協議会、芦屋市社会福祉協議会、宝塚市社会福祉協議会、伊丹市社会福祉協議会、川西市社会福祉協議会、三田市社会福祉協議会、猪名川町社会福祉協議会、神戸市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会、京都府社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、奈良県社会福祉協議会、和歌山県社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、兵庫県社会福祉士会、生活協同組合コープこうべ、関西学院大学、武庫川女子大学、関西福祉大学、関西国際大学、流通科学大学、兵庫県立大学、兵庫大学、神戸医療福祉大学、神戸女子大学、神戸学院大学、神戸親和女子大学、神戸女学院大学、豊岡短期大学、園田学園女子大学、園田学園女子大学短期大学部、頌栄短期大学、神戸新聞社、サンテレビジョン、ラジオ関西

① スケジュール

【1日目】 6月20日（土） 【会場】 武庫川女子大学 公江記念講堂

9:15	10:15	10:45	11:45	12:45	15:45	16:15	16:30	18:00	18:10	19:40
受付	開会式	基調講演	昼食	大会企画 シンポジウム① 住民主体の理論と 実践に立ち返る	地域福祉優秀 実践賞表彰式	休憩	年次総会	移動	情報交換会	
					兵庫・開催校企画シンポジウム ソーシャルキャピタルで拓く 地域福祉					

【2日目】 6月21日（日） 【会場】 日下記念マルチメディア館ほか

9:00	9:30	11:00	12:45	13:45	16:30	16:45
受付	自由研究発表Ⅰ （口頭）		昼食・ 地方部会総会	自由研究発表Ⅱ （口頭）		閉会式
	ポスター 発表掲示			ポスター発表掲示（質疑） 13:45～14:45		
	優秀実践賞 報告 9:30～ 10:50	日韓学術 交流企画 11:00～ 12:45		大会企画シンポジウム② 地域福祉の源流を探り 地域福祉研究と実践の 展望を語る		
	社協企画シンポジウム 社協発！ 地域福祉実践研究の意 義と方法—研究と実践の循環を つくる—			開催校企画シンポジウム 社会福祉法人と大学、行政との協働 による福祉人材養成		

※ 「地域福祉優秀実践賞報告」は受賞者数により開始時刻が変更になる可能性があります。

② プログラム内容

基調講演 6月20日（土） 10:45～11:45

演題： 「伴走型支援の価値と方法」

厚生労働省では、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけており、福祉政策の新たなアプローチとして、「伴走型支援」により生活していくうえで困難状況に置かれている住民を支援する視点が重視されている。

地域福祉推進においては、住民主体による福祉活動の推進が重要であるが、そうした活動がこれまで以上に必要とされる背景には、「社会的孤立」を核として多様な生活上の課題があるために、暮らしていくうえで困難な状況におかれている住民が増大してきているという問題がある。それだけにそうした複合化した生活課題を抱えている住民への直接的な支援のあり方を検討することは不可避の課題である。

そこで約30年にわたって北九州市でホームレスなど生活に困窮している人たちの支援を実践しており、「伴走型支援」の草分けとしてその必要性を提唱してこられた奥田氏より、伴走型支援の価値と方法について、具体的な実践状況をふまえて講演いただく。

登壇者： 奥田 知志 氏（認定NPO法人抱樸 理事長）

⑥ テーマ : 住民主体の理論と実践に立ち返る

－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－

大会テーマである「住民主体の理論と実践に立ち返る－地域福祉の政策化の時代における地域福祉の不可避性と可能性を探る－」について、地元兵庫から行政の立場として朝来市の総合政策課の馬袋氏、社会福祉協議会の立場として西宮市社協の清水常務理事、生活協同組合の立場としてコープこうべの山口理事長、そして研究者の立場としては学会副会長でもあり開催校を代表して松端氏からそれぞれ発題いただく。

それをもとに地域福祉を推進することがよりいっそう不可避な状況にあることを確認したうえで、そうした状況に responding していくためには、どのように現状を捉え、どのような政策なり実践が必要とされ、実際に地域福祉にはどのような可能性があるのかということを中心に議論する。

地域における多様な実践や行政による自治的な政策の状況などをふまえ、地域福祉における住民主体の理論と実践の意義を再検討し、地域福祉が政策的にも推進されている時代であるからこそ、住民主体で地域福祉を推進することの不可避性とその可能性について検討する。

シンポジスト	清水 明彦 氏	(社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 常務理事)
	山口 一史 氏	(生活協同組合コープこうべ 理事長)
	松端 克文 氏	(武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授)
	馬袋 真紀 氏	(朝来市 総合政策課 企画係長)
コメンテーター	宮城 孝 氏	(法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授)
	藤井 博志 氏	(関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授)
コーディネーター	原田 正樹 氏	(日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)

⑥ テーマ : 地域福祉の源流を探り地域福祉研究と実践の展望を語る

このシンポジウムでは、今日、改めて地域福祉が各地での実践のみならず、政策においても、あるいは支援のあり方においても注目されている状況をふまえ、地域福祉の研究と実践の方向について、登壇者間での議論を通じて、その源流を探りつつ、これからのあり方を展望する。

2000年の社会福祉法において地域福祉の推進が明記され、私たちの生活においても、社会福祉の政策や自治体行政においても、そしてソーシャルワーク実践においても地域福祉が「主流化」してきたといえるのだが、20年が経過した今日からすれば、「主流化のその後」にはどのような展望が見いだせるのか。地域福祉を推進するうえで中核的役割を果たすことが期待されている社会福祉協議会は、それに応えることができたのか。また、地域における公益的活動が課題となっている社会福祉法人、あるいはNPOや生協、ボランティア団体なども含めて、地域福祉を推進していく主体は多様であるが、そうした主体はどのような状況にあるのか。地域福祉計画づくりとも関連づけて、住民の参加・参画を促し、地域を変えていくために社会福祉専門職は、どのような役割を果たしてきたのか。

こうした実践のありようのみならず研究はどうか。地域福祉では実践が先行するかたちで研究が進められる側面が強いといえるが、「実践研究の方法論」がいまだ確立しているとはいえない状況にある。こうしたことをふまえ、このシンポジウムでは地域福祉研究のあり方や学会の役割などについても議論する。

シンポジスト	武川 正吾 氏	(明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授)
	和田 敏明 氏	(ルーテル学院大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)
	大橋 謙策 氏	(公益財団法人テクノエイド協会理事長・ 日本社会事業大学名誉教授・日本地域福祉学会名誉会員)
コーディネーター	上野谷 加代子氏	(同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授)

地域福祉優秀実践賞報告 6月21日(日) 9:30~10:50

2020年度第17回の日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞の受賞団体による報告をふまえて、フォーの参加者を含めてのディスカッションをするとともに、推薦委員によるコメントを行います。

報告 受賞団体
司会・コーディネーター 松端 克文 (日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞選考委員長
・武庫川女子大学 教授)

日韓学術交流企画 6月21日(日) 11:00~12:45

🌀 テーマ : 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の経営の在り方
—日本と韓国の比較の視点から—

本企画では、社会福祉法人が置かれている経営環境の変遷を踏まえたうえで、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践戦略や経営の在り方について議論する。なお、日本と同じく、社会福祉事業を主な目的とする特別法人格として社会福祉法人制度を有する韓国との比較の視点から議論を深め、両国の社会福祉法人の今後の在り方を検討する。

日本側の発表 早坂 聡久 氏 (東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授)
韓国側の発表 調整中
コーディネーター 呉 世雄 氏 (立命館大学産業社会学部 現代社会学科 准教授)
コメンテーター 関川 芳孝 氏 (大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 教授)

社協企画シンポジウム 6月21日(日) 9:30~12:45

🌀 テーマ : 社協発！地域福祉における実践研究の意義と方法
—研究と実践の循環をつくる—

本プログラムでは、地域福祉の現場が自らの実践を見える化し、他者と共有し検証・発展するための方法を探ることをねらいとして、現場で活躍する社協ワーカーからの報告をふまえて議論を進める。

大きくは、次のような点を中心に議論を深めたい。

- ①現場発の実践研究とは何か (理論研究ではなく実践からの研究的志向の意義)
- ②現場発の実践研究の目的・効果
- ③現場が研究するための環境づくり
—研究へのモチベーションづくり
—研究者の発掘 (育成) と協働の作法・方法
—組織における体制づくり (組織としての理解含む) 等

このように社会福祉協議会による地域福祉実践を「実践研究」という観点から捉え直し、見える化し、検証することで、実践のさらなる展開へとつなげていけるような研究と実践との循環のつくり方について検討する。

シンポジスト 文京区社会福祉協議会
堺市社会福祉協議会
名古屋市社会福祉協議会 等の社協職員
コーディネーター 永田 祐 氏 (同志社大学社会学部社会福祉学科 教授)
コメンテーター 小林 良二 氏 (東洋大学 福祉社会開発研究センター 客員研究員)

🌀 テーマ：ソーシャルキャピタルで拓く地域福祉

地域福祉は社会福祉のひとつの領域として捉えられがちだが、地域福祉が対象とする課題は広くまちづくりや地域づくり、地域活性化・地方創生などとも関連し、けっして「福祉」の枠内に収まるものではない。

そこでこのシンポジウムでは、地域福祉の対象とする課題を多文化共生やコミュニティ防災なども含めてより広くとるとともに、その解決のための手法についても、地域組織に加えてNPOや営利企業、ベンチャー企業など多様な団体との協働により、ソーシャルビジネスの考え方や方法も参考にしながら、ソーシャルキャピタルを鍵概念として、法制度や従来の認識の「枠組み」を外して、柔軟な発想で社会問題・地域における諸課題を解決していくためにどのような取り組みができるのかということを議論する。

とりわけ義務的な「すべき」論ではなく、そこに関わる人たちが、企業なども含めて内発的に「したい」と思えるようなマネジメント手法などに焦点をあてて、実践と研究の双方から検討する。

シンポジスト	柏木 登起 氏	(NPO 法人シミズシーズ代表理事・一般財団法人明石 コミュニティ創造協会常務理事兼事務局長)
	吉富志津代 氏	(NPO 法人多言語センターFACIL 理事長・ 名古屋外国語大学世界共生学部 世界共生学科 教授)
	田原 伸介 氏	(関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 助教)
コーディネーター	竹端 寛 氏	(兵庫県立大学 環境人間学部 社会環境部門 社会デザイン系 准教授)

開催校シンポジウム

6月21日(日)

13:45~16:30

🌀 テーマ：社会福祉法人と大学、行政との協働による福祉人材養成

生産年齢人口の減少、他業種への人材流出も懸念されるなか、福祉人材の養成・確保は、今後の福祉サービスの「量」と「質」の基盤構築には不可欠であり、全福祉分野における重要課題と位置付けられる。

本シンポジウムではこうした課題に応えるべく、社会福祉法人、関係団体、大学、行政、地域が一体となって福祉人材の養成・確保に取り組む事例の報告を受け、その意義と効果について議論していきたい。

京都府では、2016年度より「京都府北部福祉フィールドワーク事業」として、京都府北部(7市町)を中心に「福祉の学びの環境」を創り、福祉施設・自治体・医療施設・教育機関などが協働してまちぐるみで学生の実習や研修を受け入れの取り組みを行っている。

北海道での北星学園大学でも同様の取り組みが始められていることから、こうした取り組みに学びつつ、兵庫県において、丹波市を中心に社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット丹波)と武庫川女子大学、そして行政や関係団体等との協働により、地域の活性化も見据えた福祉人材養成の仕組みの構築に向けて課題や必要とされる方策等について議論する。

シンポジスト	五嶋 仁 氏	(京都府北部福祉フィールドワーク事業コーディネーター)
	澤村安由里 氏	(社会福祉法人山路福祉会特別養護老人ホーム山路園 施設長)
	山田 英孝 氏	(北海道・津別町社会福祉協議会 事務局長)
	槌谷 顕祐 氏	(兵庫医科大学ささやま医療センター 課長補佐)
	畑 亮輔 氏	(北星学園大学社会福祉学部 福祉臨床学科 准教授)
コーディネーター	増田 和高 氏	(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 講師)
コメンテーター	諏訪田克彦 氏	(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)

エクスカーション・プログラム

(旅行契約には該当しません)

尼崎コース

6月19日(金) 15:00~18:00

🌀 「子ども食堂」でつくる居場所と地域のネットワーク

子どもへの食事提供にとどまらず、幅広い年齢層が集まる交流と支え合いのネットワークづくりが尼崎市内各地で展開されています。それらを支える基盤となる施策や事業を含めてご紹介します！

- 場 所 尼崎市内2か所の子ども食堂、子どもの育ち支援センター
- 定 員 16人
- 参加費 無料 ※但し、食事体験を希望される場合は300円を頂きます。
- その他 15時にJR尼崎駅集合後、主催者が手配する車で移動します。

西宮コース

6月19日(金) 14:00~17:00

🌀 共生のまちづくりに向けた「つどい場」実践

障害当事者を中核に、子どもから高齢者を含めた地域住民のつながりや役割づくりの活動を展開しています！共生のあり方を一緒に探りませんか？

- 場 所 地域共生館「ふれぼの」(西宮市社協運営)
- 定 員 30人
- 参加費 無料 ※但し、説明会時の飲み物(コーヒー等)代100円を頂きます。
- その他 14時に地域共生館「ふれぼの」1階に集合いただきます。

宝塚コース

6月19日(金) 14:00~17:00

🌀 市民がつくる！ボランティア・障害者就労・多世代交流の拠点づくり

共生社会とつながりづくりを目指した活動拠点において、ボランティア活動、障害者の就労、多世代間の交流など市民で考え、創りだした実践をご紹介します！

- 場 所 宝塚福祉コミュニティプラザ(財団ぶらざこむ運営)
- 定 員 30人
- 参加費 1,000円 ※ケーキセットとお土産のコーヒーセットを含みます。
- その他 14時に宝塚福祉コミュニティプラザ1階に集合いただきます。

武庫女コース

6月19日(金) 15:00~17:00

🌀 「甲子園会館」見学ツアー

甲子園会館(旧甲子園ホテル)は、日本に残る数少ないライト式の建築であり、近代化産業遺産および登録有形文化財に登録され、現在は建築学部のキャンパスとして活用されていますが、映画の撮影などにも使われています。日本の伝統美と壮麗な洋風建築とが調和した異空間をぜひご堪能ください！

- 場 所 武庫川女子大学・上甲子園キャンパス・甲子園会館
- 定 員 30人
- 参加費 無料
- その他 現地に15時に集合いただきます。

③ 自由研究発表申し込み


<p>1 申込方法：</p>	<p>口頭発表とポスター発表のいずれかで大会専用ホームページからお申し込みください。受付業務は、東武トップツアーズ神戸支店に委託しております。申し込みを受付次第、東武トップツアーズ神戸支店から申込確認メールが送られます。2～3日たっても確認メールが届かない場合は必ず東武トップツアーズ神戸支店にお問い合わせください。</p>
<p>日本地域福祉学会第34回大会専用ホームページ：https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/34fukushi/</p> <p>※受付開始は2月下旬を予定しております。</p> 	
<p>2 発表申込：</p>	<p>発表申込締め切り：2020年3月20日（金）24時締切</p> <p>申込には、演題と要旨集レジュメの登録が必要になります。原稿は下に説明する「自由研究発表の原稿様式」に基づき作成してください。原稿は①研究の目的、②研究の方法、③倫理的配慮、④結果・考察という基本的な枠組みを示して執筆してください。結果・考察について「当日資料配布」という未完成原稿は認められません。</p> <p>※申込時に大会ホームページから「自由研究発表チェックリスト」（10 ページ参照）をダウンロードして、要旨集レジュメと一緒に提出してください。</p>
<p>自由研究発表の原稿様式（フォーマット例は9ページ参照）</p> <p>① 1発表につきA4 縦1枚（横書き） ② 余白上下25mm 左右20mm ③ 文字数 1ページ40字×40行</p> <p>④ フォント 主 題：12ポイント MSゴシック・中央揃 副 題：10.5ポイント MSゴシック・中央揃 氏 名：10.5ポイントMS明朝 所 属：会員番号：9ポイントMS明朝 見出し：11ポイント MSゴシック 本 文：10.5ポイント MS明朝（だ・である調で記入）</p> <p>⑤ 記述内容： 1. 研究の目的、2. 研究の方法、3. 倫理的配慮、4. 結果・考察</p>	
<p>3 要旨書式：</p>	<p>要旨集レジュメの様式は、大会用ホームページからダウンロードできます。必ず所定の書式に従って提出してください。提出された原稿は、研究倫理、様式等を確認した上で、版下として印刷・製本されます。</p>
<p>4 発表資格：</p>	<p>日本地域福祉学会員であることが条件です。なお、以下についてのルールが守れないと発表資格が無いと判断されることがありますのでご注意ください。①発表者は、2020年3月末現在、日本地域福祉学会の会員として理事会で承認されていること（3月末までに新入会が認められた場合、4月末までに入会金、会費を支払うこと）が前提です。②発表の要旨集レジュメに、必ず会員番号をご記入ください。共同研究報告で1名でも会員番号の記載が無ければ発表要旨の受理ができません。（入会申請中の場合は、入会申請中と記入してください。入会が認められ次第、会員番号をお知らせしますので、後日会員番号の記入をお願いします）。③発表の申し込みをした会員は2020年5月8日（金）までに大会参加費をお支払いください。④2019年度分までの学会費は事前に必ず納入しておいてください。</p>
<p>5 発表件数：</p>	<p>筆頭発表者（ファースト・オーサー）は1演題に限ります。したがって、演題の申し込みは必ず筆頭発表者が行ってください。演題の申込者と筆頭発表者が異なる場合は受理できません。なお、筆頭発表者は発表とは別に、他の研究発表等で共同研究者として名前を連ねることは可能です。</p>
<p>6 要旨確認：</p>	<p>倫理的配慮等の観点から原稿の修正等を求めることがあります。修正を求められた場合には、修正コメントに基づいて指定した期日までに再提出をしてください。再提出がされない場合には、発表を受け付けられません。※「自由研究発表」および「ポスター発表」申込者は、「自由研究発表チェックリスト」（10ページ）を用いて、倫理的配慮等についてチェックしてください。</p>

7 分科会：	自由研究発表（口頭）を申し込まれる場合には、次のリストの中から、希望する分科会（第1希望・第2希望）をお選びください。
第1分科会	理論・歴史 地域福祉に関する理論・歴史
第2分科会	制度・政策、権利擁護 地域福祉に関する諸制度、政策、成年後見等の権利擁護等
第3分科会	主体・提供組織 行政、社協、ボランティア・NPO、住民組織、社会起業等
第4分科会	対象・対象者 高齢者、障害者、児童、生活困窮者、外国人等
第5分科会	地域福祉（活動）計画、運営管理 地域福祉計画、地域福祉活動計画、運営管理、評価等
第6分科会	地域福祉の諸活動 小地域福祉活動、見守り活動、サロン・居場所づくり活動等
第7分科会	地域福祉の方法 ケアマネジメント、ネットワーク、コミュニティソーシャルワーク等
第8分科会	福祉教育・福祉文化 学校教育、社会教育、ボランティア学習等
第9分科会	社会福祉施設・社会福祉法人 社会福祉施設、社会福祉法人による地域における公益的な取組等
第10分科会	災害と地域福祉 災害時要配慮者支援、福祉避難所支援、災害ボランティア支援等

④ 発表方法

1. 自由研究発表（口頭）	
① 発表時間：	1発表につき25分（発表15分、質疑10分）となります。
② 発表方法：	<u>パワーポイント等の映写目的のプロジェクター及びその他の視聴覚機器の使用はできません。</u> あらかじめご了承ください。
③ 配布資料：	当日の配布資料がある発表者は、50部を目安に当日持参してください。大会事務局では、印刷・コピー業務は対応できませんのでご注意ください。また配布資料の作成にあたっては、日本地域福祉学会の「研究倫理規程」を十分確認してください。
④ 資料配布：	当日配布資料は、発表開始15分前までに会場の係員にお渡しください。資料は、発表の直前に係員より会場の参加者に配布されます。
2. ポスター発表	
① 掲 示：	ポスター発表会場内の所定の場所（後日指示します）へ、6月21日（日）9：30までに持参ポスターを各自で掲示してください。掲示範囲は縦180cm・横90cmです。またポスター作成にあたっては、日本地域福祉学会の「研究倫理規程」を十分確認してください。
② タイトル：	ポスター最上部に、発表タイトル・発表者名・所属を明記してください。
③ 質疑応答：	ポスター発表者は、6月21日（日）13：45～14：45の時間帯は、必ずポスター発表会場に在席して、参加者からの質疑に答えてください。

自由研究発表 様式見本 (A4 サイズ)



25mm

← 20mm

← 20mm

(*1 行空白)

主題:12pt MSゴシック・中央揃
－ 副題:10.5pt MSゴシック・中央揃 －


氏名 10.5pt MS明朝 (所属・会員番号 9pt MS明朝)
 ○兵庫 太郎 (□□大学・会員番号)、兵庫 花子 (△△大学・会員番号)
 *共同研究の場合は、筆頭報告者の氏名に○印をつける。

1. 研究目的 (見出し 11pt MSゴシック、本文 10.5pt MS明朝)

2. 研究の方法 (見出し 11pt MSゴシック、本文 10.5pt MS明朝)

3. 倫理的配慮 (見出し 11pt MSゴシック、本文 10.5pt MS明朝)
 ※この部分の記載がない場合、受理できません。必ず記入してください。

4. 結果・考察 (見出し 11pt MSゴシック、本文 10.5pt MS明朝)



25mm

⑤ 自由研究発表チェックリスト

日本地域福祉学会自由研究発表エントリーチェックリスト

会員番号		氏名	
------	--	----	--

以下の内容に間違いがないことを確認した上で、研究倫理に配慮した報告を行います。

No.	チェック項目	チェック欄
1	発表要旨が指定の書式（文字の大きさ・字体・余白等）で作成されている。	
2	研究の目的・方法・倫理的配慮・結果・考察が記載されている。	
3	共同研究の場合、筆頭報告者に○印がついている。	
4	共同研究の場合、全員が学会員である（入会申請済でも可）	
5	当事者あるいは責任ある立場の者から研究協力の同意を得ている。	
6	当事者あるいは責任ある立場の者から学会報告の承諾を得ている。	
7	文献や資料を引用している場合、出典が明記されている。	
8	差別的表現や社会的に不適切な用語が使用されていない。	
9	発表内容は他の学術学会での発表と多重報告ではない。	
10	当日配付予定の資料や掲示物等においても研究倫理に配慮する（発表時に再確認する）。	
11	倫理的配慮の内容を発表要旨に記載しきれない場合、以下に記載してください。	
12	その他、発表に関して特記事項がある場合、以下に記載してください。	

⑥ 大会参加申し込み (参加費、情報交換会・昼食・エクスカージョンは旅行契約には該当しません)

1 申込方法： 大会専用ホームページからお申し込みください。受付業務は東武トップツアーズ神戸支店に委託しております。なお、保育や手話通訳等をご希望の方は、大会専用ホームページで詳細をご確認の上、お申し込みください。

日本地域福祉学会第34回大会専用ホームページ：<https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/34fukushi/>

※受付開始は2月下旬を予定しております。



2 申込期間： 事前申込締め切り

2020年5月8日(金) 24時締切

3 参加費：

会員・非会員 事前申込	8,000円
会員・非会員 当日申込	10,000円
大学院生	4,000円
学部学生	無料

※非会員、大学院生の1日みの参加は半額となります。
 ※当日、大学院生と学部生は学生証を提示してください。
 ※申し込み後の返金には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

4 情報交換会： 会場は、武庫川女子大学・公江記念講堂の地下1階学生食堂「アゼリア」
 情報交換会の参加費は以下になります。当日のお申し込みはできません。
 事前申し込み 5,000円 (定員 200名)

5 昼食： 昼食としてお弁当を事前に申し込むことができます。当日のお申し込みはできません。
 1日目・2日目 お弁当(お茶付税込) 1食につき 1,000円
 会場である武庫川女子大学の周辺に、コンビニは数軒ありますが、混雑が予想されるため持参するか、できるだけ事前にお申し込みください。

6 宿泊： 宿泊は、東武トップツアーズ(株)神戸支店が企画・実施する募集型企画旅行です。
 詳細は、大会専用ホームページの「宿泊のご案内」をご確認の上お申し込みください。

7 エクスカージョン：
 6ページ参照の上、大会専用ホームページからお申し込みください。

8 参加申し込みについての問い合わせ
 東武トップツアーズ(株) 神戸支店
 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-20 ジイテックスアセントビル3階
 TEL：078-221-1100 FAX：078-221-1567
 担当：尾山・泉田
 営業時間：平日 9:30~17:30 (土日祝日休業)
 e-mail：fukushi-hyogo34@tobutoptours.co.jp

⑦ 大会に関する問い合わせ先

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町 6-46
 日本地域福祉学会第34回大会 事務局：武庫川女子大学 堀、半羽 (はんぱ)
 大会事務局専用メールアドレス：annualmeeting34@gmail.com

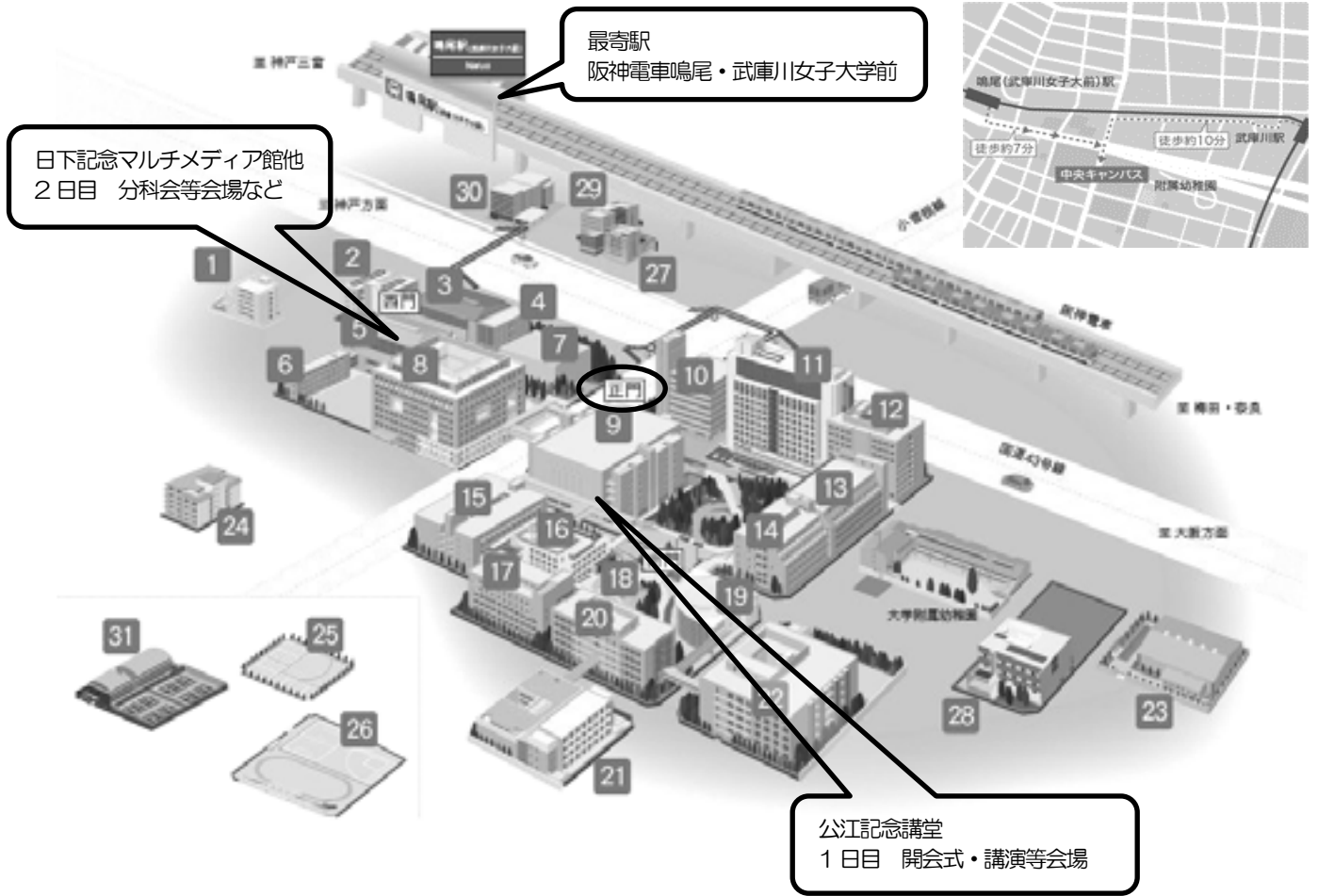
※ 大会に参加する上で、「託児サービス」または「要約筆記サービス」「点訳筆記サービス」などコミュニケーションを図るうえでの対応が必要な方は、参加申込時に大会事務局までご連絡ください。

⑧ 会場アクセス <※必ず正門からお入りください>

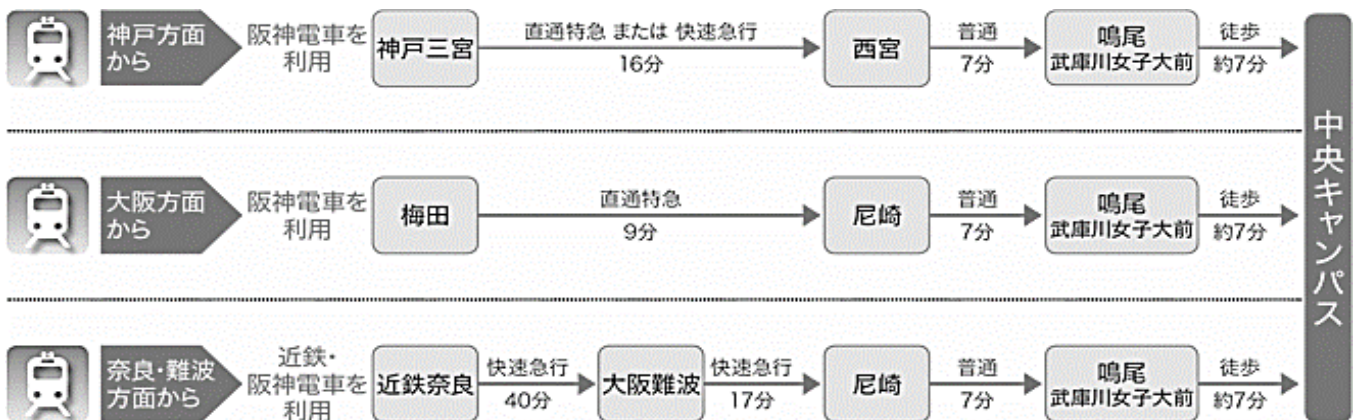
公共の交通機関を利用してご来場ください。ただし、配慮が必要な方で車を使用する場合は事前にご相談ください。

武庫川女子大学アクセス・キャンパス（講堂・マルチメディア館）

中央キャンパス 〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46 TEL 0798-47-1212（代表）



主要駅（鳴尾・武庫川女子大学前）まで



日本地域福祉学会第34回全国大会(兵庫・西宮大会)実行委員会

大会実行委員会			
No	氏名	所属	担当
1	倉石 哲也	武庫川女子大学	大会長
2	松端 克文	武庫川女子大学	大会実行委員長
3	堀 善昭	武庫川女子大学	大会事務局長
4	半羽利美佳	武庫川女子大学	大会事務局次長
5	増田 和高	武庫川女子大学	大会企画運営 (HP,受付等含む)
6	田中 弘美	武庫川女子大学	大会企画運営 (HP,受付等含む)
7	山下 仰	武庫川女子大学	大会運営
8	大岡 由佳	武庫川女子大学	大会運営
9	諏訪田克彦	武庫川女子大学	大会運営
10	藤井 博志	関西学院大学	大会企画
11	小林 茂	兵庫大学	大会企画
12	馬場 正一	兵庫県社会福祉協議会	大会企画・地域関係者調整・広報
13	伊藤 正	神戸市社会福祉協議会	大会企画・地域関係者調整・広報
14	上野 武利	西宮市社会福祉協議会	大会企画運営・前日企画
15	園田伊都子	芦屋市社会福祉協議会	大会運営
16	富奥眞二	尼崎市社会福祉協議会	大会運営・前日企画
17	西川 勉	伊丹市社会福祉協議会	大会運営
18	北村 俊雄	川西市社会福祉協議会	大会運営
19	上田 博明	三田市社会福祉協議会	大会運営
20	山本 信也	宝塚市社会福祉協議会	大会運営・前日企画
21	奥田 誠二	猪名川町社会福祉協議会	大会運営

日本地域福祉学会第 34 回全国大会(兵庫・西宮大会)
 拡大実行委員会<近畿地域福祉学会第 4 期役員>

No	氏名	所属	担当
1	小野 達也 (代表幹事)	桃山学院大学	大会企画運営
2	石川久仁子 (大阪)	大阪人間科学大学	大会運営
3	森垣 学 (大阪)	大阪府社協	大会運営
4	小林 茂 (兵庫)	兵庫大学	実行委員会
5	馬場 正一 (兵庫)	兵庫県社協	実行委員会
6	所 めぐみ (京都)	関西大学	大会運営
7	武田 知記 (京都)	京都府社協	大会運営
8	酒井久美子 (滋賀)	京都ノートルダム女子大学	大会運営
9	谷口 郁美 (滋賀)	滋賀県社協	大会運営
10	渡辺 一城 (奈良)	天理大学	大会運営
11	前坂 良彦 (奈良)	奈良県社協	大会運営
12	金川めぐみ (和歌山)	和歌山大学	大会運営
13	太田 作也 (和歌山)	和歌山県社協	大会運営
14	堀江 幸代 (政令市大阪)	大阪市社協	大会運営
15	所 正文 (政令市堺)	堺市社協	大会運営
16	吉田 史朗 (政令市神戸)	神戸市兵庫区社協	大会運営
17	横井 真 (政令市京都)	京都市社協	大会運営
18	吉岡 洋子 (幹事)	大阪大学	大会運営
19	金田 喜弘 (幹事)	佛教大学	大会運営